

令和 2 年

6月熊取町議会定例会会議録

令和 2 年 6 月 11 日開会

令和 2 年 6 月 24 日閉会

熊 取 町 議 会

令和2年6月定例会会議録目次

(6月11日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 報告第1号 令和元年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	3
2. 報告第2号 令和元年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	3
3. 報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について	6
4. 報告第4号 令和元年度熊取町水道事業会計予算繰越計算書について	10
5. 報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告について	10
6. 報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告について	11
会議録署名議員の指名	13
会期の決定	14
一般質問	14
1. 坂上昌史議員	14
1) 避難所における感染症対策について	
①『避難行動・避難所運営マニュアル』の感染症予防に関し記載されている内容について	
②避難所での感染症予防対策の物資の確保について	
2) 町立小中学校の学校再開に伴う学びの保障について	
①長期にわたる休業による授業の遅れの解消について	
②小学6年生、中学3年生への対応について	
2. 坂上巳生男議員	17
1) 保育所の民営化について	
①西保育所民営化の時期について	
②第2期子ども子育て支援計画の策定過程での保育所民営化の議論について	
③民営化により多様な保育ニーズに応えることについて	
2) 新型コロナの町独自支援策について	
①本町における4月、5月の生活保護申請者、受給決定者の数及び社協の新型コロナ対応の小口融資の利用状況について(資料提出)	
②本町における追加支援策について	
3. 大林隆昭議員	25
1) これからの熊取町について	
①新型コロナウイルス感染症への対応と備えについて	
(1)学校休業問題について	
(2)庁舎内リスクマネジメントについて	
(3)防災・防疫について	
(4)地域経済について	
4. 浦川佳浩議員	32
1) 新型コロナウイルスにおける熊取町の今後の対応について	
①6月から子ども達の学校生活について	

- (1)小学1年生および中学1年生など、新しいステージで学校生活を始める子ども達へのフォローについて
 - (2)マスクの着用要請による熱中症等への配慮について
 - ②小・中学生の子ども達の今後のイベントについて
 - (1)運動会や修学旅行等の取り扱い及び夏休み・冬休みの期間について
 - (2)ミルデューラ市への訪問を取りやめる場合の子ども達へのフォローについて
 - ③学童保育所における今後の感染防止対策について
 - (1)三密が蔓延する各クラブへの対策について
 - (2)より良い学童保育所運営を目指した三者協議の定期的な実施について
 - ④町内事業者の経済的ダメージの状況について
 - (1)セーフティネット保証等の融資相談件数や認定証の取得数等、町内事業者の経済的ダメージの把握について
 - (2)国や府からの給付金の対象から外れた事業者等への本町独自の支援メニューの検討について
5. 田中豊一議員 43
- 1) 令和元年度に於ける「ひまわりドーム」の運営について
 - ①ひまわりドームの運営に於ける新指定管理者の実績と体制について
 - (1)令和元年度の利用者及び前年度との比較について（資料提出）
 - (2)光熱水費の前年度との月別比較について（資料提出）
 - ②平成30年度に実施した、指定管理者選定委員会の新指定管理者に対する評価及び評価ポイントについて
 - ③プレゼンテーションでの選定で評価された主な点について
 - ④指定管理者選定委員会のメンバーについて
 - ⑤新たな指定管理者が5年間の指定期間で、新たな事業を実施した内容と評価について
 - ⑥現指定管理者との契約を終了した場合の契約上の保証金、違約金の支払い額について
 - ⑦新指定管理者との契約で、事務所、トレーニングジム及びプールの人員と必要な有資格者の人員確保ができてきているかのチェックについて
 - 2) 熊取町のスポーツ振興行政の姿勢について
 - ①指定管理者との協議、打ち合わせの回数と内容等について（資料提出）
 - ②現指定管理者の管理運営における直近のひまわりドームの利用者アンケートについて（資料提出）
 - ③令和元年度中に寄せられた、住民からのひまわりドームの運営や、スポーツ振興への苦情、要望の件数、内容、解決一覧について（資料提出）
 - ④指定管理者の変更と同時期の平成31年4月1日から生涯学習スポーツ振興担当の事務局を煉瓦館に変更したことによる、利用者の立場からのメリット、デメリットについて
 - 3) 町独自の新たな新型コロナウイルス対策の実施について
 - ①第2波、3波での公共施設の感染症対策について
 - ②町独自の新たな支援制度の創設について
6. 渡辺豊子議員 54
- 1) 新型コロナウイルス感染症対策について
 - ①大阪府休業補償制度の対象から外れる町内の中小企業及び個人事業者に対

- する支援について
- ②町内小・中学校に通う児童・生徒の4月、5月の学校休業中の給食費や学習支援としての、一人1万円の商品券の支給について
- ③就学援助を受給する準要保護児童生徒の4月、5月の給食費相当分の支給について
- ④妊婦への給付金支給について
- 2) 認知症予防について
 - ①認知症を早期発見するための認知症簡易チェックサイトの導入について
 - ②認知症サポーター養成講座のオンライン化の導入について
 - ③認知症やフレイル予防として、「1日1回タピオ体操」を合言葉にタピオタイムを設定することについて
- 3) 訪問入浴サービス事業について
 - ①重度の身体障がい者対象の訪問入浴サービス事業の拡充について

(6月12日)

出席議員	67
議事日程	67
一般質問 (続き)	68
1. 河合弘樹議員	68
1) 生活保護について	
①令和2年度4月の生活保護申請件数と前年度比について	
②近隣市町の申請件数と比率について	
③5月以降の状況について	
④新型コロナによる失業、収入減による相談件数と内容について	
⑤直近5年間の受給世帯と人数及び受給停止となった世帯について	
⑥不正受給の対応策について	
2. 重光俊則議員	71
1) 新型コロナウイルスのPCR検査の実施状況について	
①熊取町、泉佐野市、貝塚市における新型コロナの感染者の把握状況について (資料提出)	
(1)令和2年1月から5月における検査場所、検査実施組織、検査者数、陽性者数、隔離場所について	
(2)陽性者への対応について	
(3)検査実施組織及び受入検査可能数について	
2) 今後の新型コロナウイルス感染予防対策について	
①PCR検査の実施組織、検査実施目標数及びその対応者の確保について	
②入院施設の確保について	
③小学校、中学校、保育園 (町立及び民間)、学童保育園における感染予防対策について	
④これらの組織での2メートルのソーシャルディスタンスの確保について	
3) 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金について	
①熊取町の予算請求内容について	
3. 文野慎治議員	81
1) 「熊取町地域防災計画」、「熊取町自主防災モデルマニュアル」について	
①各地区や委員からの意見について	

②各避難所のマニュアル作成のための指導・協力体制について	
2) 「避難所」における新型コロナウイルス感染症への対応について	
①可能な限り多くの避難所の開設について	
②親戚や友人の家等への避難の検討について	
③自宅療養者等の避難の検討について	
④避難者の健康状態の確認について	
⑤手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底について	
⑥避難所の衛生環境の確保について	
⑦十分な換気の実施、スペースの確保等について	
⑧発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペース確保について	
⑨避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応について	
4. 鱧谷陽子議員	89
1) コロナ対策を講じながらの防災対策について	
①3密を防ぎながらの避難所の考え方について	
(1)お互いの距離を2m以上開ける避難所について	
(2)自宅待機のコロナ感染者がいる場合の対応について	
2) 学校の平常授業について	
①平常の判断及び35人以下学級の導入について	
②土曜日の授業実施及び夏休みの予定について	
3) 包括的支援体制構築事業について	
①介護保険の地域包括ケアシステムとの関係について	
②事業提案に至った背景について	
③地域づくり支援員の活動内容について	
④相談者支援包括化推進会議の開催について	
⑤令和3年3月以降の対応について	
⑥職員募集の方法について	
5. 二見裕子議員	98
1) 新型コロナウイルス感染症対策について	
①感染症下で災害が発生した場合を想定した避難所の環境整備の考え方及び備品物資の整備について	
②避難所運営マニュアルにおける新型コロナウイルス感染拡大を防ぐガイドラインの作成について	
③町内の飲食店や小売店で利用できる商品券の支給による消費拡大策について	
④感染リスクが高い高齢者や障がい者への食事の宅配やタクシー利用チケットの配布について	
2) 転入定住促進と少子化対策について	
①転入定住促進の一環としての新婚世帯の新生活支援事業について	
②3世代近居等支援事業の利用状況及び事業の延長、今後の施策について	
③新婚世帯や若い世代への支援としての空き家の活用について	
④子供が生まれた時の支援としてのおむつの宅配による見守りの実施について	
6. 江川慶子議員	110
1) 令和2年度の国民健康保険料について	
①町独自の激変緩和措置とコロナ感染症による収入減世帯に対する対応について	
2) 税・国保料・介護保険料などの徴収猶予・減免について	

①コロナ感染症による収入減などへの町の対応について	
3) 持続化給付金などの申請状況と新たな対応について	
①持続化給付金などの必要な手立てが遅れていると思われる中での現状及び学生への支援について	
7. 田中圭議員	120
1) 新型コロナウイルスについて	
①新型コロナウイルス対策支援について	
(1)中小零細企業・個人自業者の売上げが20%以上～50%未満減への企業支援について	
(2)妊婦への支援について	
(3)コロナ関連での失業者の行政臨時雇用について	
②政府配布マスクについて	
(1)未開封マスク回収箱について	
2) 特別定額給付金について	
①特別定額給付金の郵送申込みの視覚障がい者への対応について	
3) 防災行政無線放送について	
①有事に使用する防災無線のあり方について	
②聴覚障がい者への伝え方について	
(6月15日)	
出席議員	131
議事日程	131
提案理由説明	
議案第36号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について	132
質 疑	133
採 決	134
提案理由説明	
議案第37号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、議案第38号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、以上2件一括付議	134
質 疑	136
採 決	136
提案理由説明	
議案第39号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の専決処分報告について、議案第40号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の専決処分報告について、以上2件一括付議	137
質 疑	139
採 決	141
提案理由説明	
議案第41号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告について	141
質 疑	142
採 決	142
提案理由説明	
議員提出議案第3号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例、議員提出議案第	

4号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例、以上2件一括付議	143
質 疑	144
採 決	144
提案理由説明	
議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦について	145
質 疑	145
採 決	145
提案理由説明	
議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について	145
質 疑	145
採 決	146
提案理由説明	
議案第44号 農業委員会委員の任命同意について、議案第45号 農業委員会委員の任命同意について、議案第46号 農業委員会委員の任命同意について、議案第47号 農業委員会委員の任命同意について、議案第48号 農業委員会委員の任命同意について、議案第49号 農業委員会委員の任命同意について、議案第50号 農業委員会委員の任命同意について、議案第51号 農業委員会委員の任命同意について、議案第52号 農業委員会委員の任命同意について、議案第53号 農業委員会委員の任命同意について、議案第54号 農業委員会委員の任命同意について、議案第55号 農業委員会委員の任命同意について、議案第56号 農業委員会委員の任命同意について、議案第57号 農業委員会委員の任命同意について、議案第58号 農業委員会委員の任命同意について、以上15件一括付議	146
質 疑	147
採 決	147
提案理由説明	
議案第59号 農業委員会委員の任命同意について	149
質 疑	149
採 決	150
提案理由説明	
議案第60号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）	150
質 疑	150
総務文教常任委員会付託	150
提案理由説明	
議案第61号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校トイレ改修工事）	150
質 疑	151
総務文教常任委員会付託	151
提案理由説明	
議案第62号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工事）	151
質 疑	152
総務文教常任委員会付託	152
提案理由説明	
議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）	152
質 疑	156
総務文教常任委員会付託	156

(6月24日)	
出席議員	157
議事日程	157
委員会報告	158
議会運営委員会報告	158
議案第60号 工事請負契約の締結について(町道久保高田線歩道拡幅工事)、議案	
第61号 工事請負契約の締結について(熊取町立東小学校トイレ改修工事)、議案	
第62号 工事請負契約の締結について(熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工	
事)、議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第5号)、以上4件一括	
付議	158
総務文教常任委員会委員長報告	158
質 疑	159
討 論	159
採 決	159
提案理由説明	
議案第64号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第6号)	163
質 疑	165
採 決	170
提案理由説明	
議員提出議案第5号 新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を防ぎ、国民生活	
を守るための意見書	170
質 疑	171
採 決	171
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	171

6 月熊取町議会定例会（第 1 号）

令和2年6月定例会会議録（第1号）

月 日 令和2年6月11日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1 番 田中 圭介	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 田中 豊一	6 番 鱧谷 陽子
7 番 文野 慎治	8 番 重光 俊則	9 番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	都 市 整 備 部 理 事 兼 道 路 課 長	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	田中 耕二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	阪上 敦司
教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原田 哲哉

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名
会 期 の 決 定
一 般 質 問

議案第36号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
議案第37号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
議案第38号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
議案第39号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
議案第40号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について
議案第41号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

議員提出議案第3号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
議員提出議案第4号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例
議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第44号 農業委員会委員の任命同意について
議案第45号 農業委員会委員の任命同意について
議案第46号 農業委員会委員の任命同意について
議案第47号 農業委員会委員の任命同意について

- 議案第48号 農業委員会委員の任命同意について
議案第49号 農業委員会委員の任命同意について
議案第50号 農業委員会委員の任命同意について
議案第51号 農業委員会委員の任命同意について
議案第52号 農業委員会委員の任命同意について
議案第53号 農業委員会委員の任命同意について
議案第54号 農業委員会委員の任命同意について
議案第55号 農業委員会委員の任命同意について
議案第56号 農業委員会委員の任命同意について
議案第57号 農業委員会委員の任命同意について
議案第58号 農業委員会委員の任命同意について
議案第59号 農業委員会委員の任命同意について
議案第60号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）
議案第61号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校トイレ改修工事）
議案第62号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工事）
議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）

議長（矢野正憲君）皆様、おはようございます。令和2年6月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議いただき、併せて議事の運営が円滑に運びますようご協力お願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ここで、皆様方に表彰の報告を申し上げます。

令和2年度憲法記念日知事表彰において、重光議員が地方自治功労者として大阪府知事から表彰されました。ここにご披露申し上げ、皆様方とともに喜び申し上げます。おめでとうございます。

以上で表彰の報告を終わります。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年6月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時01分」開会）

議長（矢野正憲君）なお、本日の会議において、重光議員による議会運営委員会の委員長報告については自席で行いますので、ご承知おきください。

また、発言される方は、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和2年第1回熊取町議会臨時会に報告をいたしました以降、4月21日から28日及び5月19日から26日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和2年4月末現在における各会計の現金預金残高を申し上げます。

令和元年度分

一 般 会 計 2億5,137万5,287円

国民健康保険事業特別会計	1億2,379万8,437円
介護保険特別会計	394万6,600円
墓地事業特別会計	189万9,953円
後期高齢者医療特別会計	310万1,803円
令和2年度分	
一般会計	1億1,547万2,361円
国民健康保険事業特別会計	9,837万9,249円
介護保険特別会計	1,174万9,227円
墓地事業特別会計	465万1,950円
後期高齢者医療特別会計	563万6,443円
水道事業会計	5億129万3,336円
下水道事業会計	1億690万9,772円
歳入歳出外現金	2,770万1,835円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和2年6月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関しましては、町内感染者数は6月10日現在、計7名となっております。住民の皆様お一人お一人が自覚ある行動を取っていただいたことにより、この4週間、町内の感染者は発生しておりません。改めて皆様のご協力に感謝申し上げます。今後も、第2波、第3波への再発防止に備え、引き続きのご協力をいただきますようお願いいたします。

さて、議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、専決処分報告につきましては税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてほか5件、一部改正条例につきましては議会議員報酬等条例の一部を改正する条例ほか1件、人権擁護委員候補者の推薦が2件、農業委員会委員の任命同意が16件、契約の締結につきましては工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）ほか2件、補正予算につきましては令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）でございます。一般会計補正予算（第5号）につきましては、町政をお預かりして2回目の肉づけ予算となりますが、全ての住民の皆様が日常生活の中で長く楽しく日々を暮らし、夢を感じられるまちの実現を目指し、本町の特徴的な取組を補正予算として提案させていただいております。

主な内容といたしましては、広報くまのりのA4判化に伴う経費、スマートシティ熊取関連経費、防犯カメラ増設経費、病児保育事業の新規導入経費、町立小学校におけるGIGAスクール実現に向けた1人1台の端末等整備関連経費、各地区老人憩いの家の耐震化経費、コミュニティソーシャルワーカーの1名増員経費、公民館、町民会館ホールの建て替え等関連経費、議会タブレット端末の新規導入経費などがございますが、詳細は議案にて説明申し上げます。

以上、何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 令和元年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件及び報告第2号

令和元年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての件を報告願います。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、行政報告を行わせていただきます。

議案書の中ほどの黄色の分界紙の次のページをさらに1枚めくっていただきまして、まず最初に報告第1号 令和元年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

令和元年度熊取町一般会計予算のうち繰越明許費に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

右のページをご覧ください。

令和元年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

事業は18件でございます。

最初に、款 民生費、項 社会福祉費の老人憩の家維持管理事業でございます。老人憩の家につきましては、耐震診断・耐震補強等実施設計及び耐震工事を計画的に実施していくこととしておりますが、老人憩の家耐震診断業務につきまして、当該業務の工期を年度内に設定することが困難であるため、9月補正予算にて1,616万5,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,616万5,000円となり、財源につきましては国庫補助金459万8,000円を未収入特定財源とし、残り1,156万7,000円が一般財源でございます。

次に、久保老人憩の家ほか耐震補強事業でございます。久保老人憩の家ほかの耐震補強工事につきましては、当該工事の工期を年度内に設定することが困難であるため、12月補正にて1億340万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は6,817万9,820円となり、財源につきましては、くまとりふるさと応援基金繰入金2,465万4,970円を既収入特定財源とし、国庫補助金2,939万9,530円を未収入特定財源とし、残り1,412万5,320円が一般財源でございます。

次に、款 商工費、項 商工費のプレミアム付商品券事業でございます。国からの要請によりプレミアム付商品券の販売期間を令和2年3月までとしたことによりまして、商品券の換金業務が令和2年4月末までとなることから、年度内の事業完了が困難となるため、3月補正予算にて477万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は272万円となり、財源につきましては全額が国庫補助金272万円の未収入特定財源でございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費の紺屋上橋橋梁修繕事業でございます。紺屋上橋の老朽化対策として修繕及び道路拡幅工事を実施するものでございますが、地層が強固で基礎工事に時間を要したこと及び本年1月末に成立した国の令和元年度補正予算を活用した事業執行であることから、年度内の事業完了が困難であるため、3月補正予算及び3月追加補正予算にて2億3,757万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の2億3,757万2,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計1億2,586万7,000円を未収入特定財源とし、残り1億1,170万5,000円が一般財源でございます。

次に、熊取駅西整備事業でございます。熊取駅西側の市街地形成を図るため、交通広場の整備及び熊取駅から交通広場へのアクセス整備を行うものですが、関係地権者との協議に時間を要したこと及び国の令和元年度補正予算を活用した事業執行であることから年度内の事業完了が困難であるため、3月補正及び3月追加補正にて3億9,811万3,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は3億9,811万1,535円となり、財源につきましては、国庫補助金、雑入及び町債の合計3億9,595万8,700円を未収入特定財源とし、残り215万2,835円が一般財源でございます。

次に、町道久保高田線歩道拡幅事業でございます。東小学校の通学路対策として歩道の拡幅工事を実施するものでございますが、国の令和元年度補正予算を活用しての事業執行であることから年度内の事業完了が困難であるため、3月追加補正予算にて3,200万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の3,200万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計2,075万8,000円を未収入特定財源とし、残り1,124万2,000円が一般財源でございます。

次に、交通安全施設整備事業でございます。町内小学校の通学路対策として路側帯のカラー化な

どを実施するものでございますが、こちらも国の令和元年度補正予算を活用しての事業執行であることから年度内の事業完了が困難であるため、3月追加補正予算にて1,100万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,100万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計742万5,000円を未収入特定財源とし、残り357万5,000円が一般財源でございます。

次に、項 都市計画費の熊取駅西整備事業でございます。熊取駅西地区まちづくり協議会運営支援業務におきまして、関係地権者との協議や法定相続人との調整に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難であるため、3月補正予算にて104万7,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の104万7,000円となり、財源につきましては全額が一般財源でございます。

次に、款 消防費、項 消防費の国土強靱化地域計画策定事業でございます。計画策定業務におきまして、関係府省庁の所管交付金、補助金の採択における重点化、要件化の状況が明確でなかったこと、また整合を図る必要のある大阪府強靱化地域計画が令和2年3月に修正されることから、年度内の事業完了が困難であるため、3月補正予算にて330万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の330万円となり、財源につきましては全額一般財源でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費の小学校施設長寿命化計画策定事業でございます。計画策定業務におきましては、町立小学校の基本情報の整理及び劣化状況把握などの業務内容から年度内の事業完了が困難であるため、12月補正予算にて572万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の572万円となり、財源につきましては全額が一般財源でございます。

次に、西小学校外壁等改修事業でございます。校舎の雨漏り調査業務を実施し、その結果を受け改修工事を実施するもので、工事の工期を年度内に設定することが困難であるため、12月補正予算にて3,670万3,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の3,670万3,000円となり、財源につきましては全額一般財源でございます。

次に、南小学校・東小学校トイレ改修事業でございます。国の学校施設環境改善交付金の追加内示を活用した事業実施であることから、年度内の事業完了が困難であるため、3月補正予算にて1億705万7,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1億705万7,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債、合計1億153万2,900円を未収入特定財源とし、残り552万4,100円が一般財源でございます。

次に、小学校教育情報化推進事業でございます。GIGAスクール構想の実現に向けた校内ネットワーク整備につきましては、国の令和元年度補正予算を活用した事業執行であることから、年度内の事業完了が困難であるため、3月追加補正予算にて8,443万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の8,443万2,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債、合計6,844万9,000円を未収入特定財源とし、残り1,598万3,000円が一般財源でございます。

次に、東小学校大規模改造事業でございます。東小学校大規模改造事業につきましては、国の令和元年度補正予算を活用した事業執行であることから、年度内の事業完了が困難であるため、3月追加補正予算にて7,367万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の7,367万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債、合計7,087万円を未収入特定財源とし、残り280万円が一般財源でございます。

次に、項 中学校費の熊取北中学校・熊取南中学校トイレ改修事業でございます。熊取北中学校、熊取南中学校のトイレ改修に係る設計業務について、年度内の事業完了が困難であるため、12月補正予算にて971万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の971万1,000円となり、財源につきましては全額が一般財源でございます。

次に、中学校施設長寿命化計画策定事業でございます。計画策定事業におきましては、町立中学校の基本情報の整理及び劣化状況把握などの業務内容から、年度内の事業完了が困難であるため、12月補正予算にて343万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の343万2,000円となり、財源につきましては全額が一般財源でございます。

次に、熊取北中学校・熊取南中学校トイレ改修事業でございます。国補助金である学校施設環境改善交付金の追加内示を活用した事業実施であることから、年度内の事業完了が困難であるため、3月補正予算にて8,822万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の8,822万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債、合計8,369万5,750円を未収入特定財源とし、残り452万4,250円が一般財源でございます。

最後に、中学校教育情報化推進事業でございます。GIGAスクール構想の実現に向けた校内ネットワーク整備につきましては、国の令和元年度補正予算を活用した事業執行であることから、年度内の事業完了が困難であるため、3月追加補正予算にて4,665万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の4,665万2,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債、合計3,752万5,000円を未収入特定財源とし、残り912万7,000円が一般財源でございます。

続きまして、次のページ、報告第2号 令和元年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

令和元年度熊取町一般会計予算のうち、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

報告事業は2件でございます。

最初に、款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業で、支出負担行為額、支出未済額ともに1,226万2,000円となっております。同額の1,226万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。財源内訳につきましては全額一般財源でございます。繰越理由としましては、平成30年7月豪雨により被災した普通河川雨山川災害復旧工事において、工事用道路のくい橋脚の傾きにより土質の再調査、くいの再設計、また法面表層の崩落により崩落土砂の撤去などの作業が必要となり、年度内の工事完了が見込めないためでございます。

次に、河川災害復旧事業（明許繰越）ですが、支出負担行為額、支出未済額ともに8,782万7,540円となっており、同額8,782万7,540円を翌年度に繰り越すものでございます。財源内訳につきましては、国庫負担金と町債合計8,769万6,800円を未収入特定財源とし、残り13万740円が一般財源でございます。繰越理由といたしましては1件目と同様でございます。

以上で報告第1号、第2号の報告を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての件を報告願います。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告させていただきます。

説明につきましては、令和元事業年度熊取町土地開発公社決算及び令和2事業年度熊取町土地開発公社予算でございます。

まず、令和元事業年度熊取町土地開発公社決算についてご説明させていただきます。

6ページをお開きください。

令和元事業年度事業報告書でございます。

1、事業概要につきまして、熊取町土地開発公社は、地域の秩序ある整備と公共福祉の増進に資するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の先行取得及び造成その他管理を行ってございます。

本事業年度の事業概要でございますが、土地の取得については、町道五門久保小谷線歩道設置用地156.33平方メートルを674万5,396円で取得いたしました。

次に、土地の処分につきましては、町道五門久保小谷線歩道設置用地25.85平方メートルを208万8,668円で熊取町へ譲渡する事業活動を展開いたしました。

7ページをお願いいたします。

事業実績でございます。

(1) 公有用地取得調書につきましては、新たな取得といたしまして、上から5段目の町道五門久保小谷線歩道設置用地でございます。金額等については記載のとおりでございます。

次に、(2) 公有用地譲渡調書でございます。

町道五門久保小谷線歩道設置用地を熊取町に譲渡いたしました。

8ページをお開きください。

令和元事業年度の収益的収支明細書でございます。

まず、1、収益的収入につきましては、節 公有用地売却収益、町道五門久保小谷線歩道設置用地売却収益208万8,668円と、節 受取利息、預金利息1,821円と節 土地使用料、町道整備用地等電柱等敷地使用料1万1,013円及び塵芥埋立管理用地太陽光発電設備敷地使用料12万8,400円の合計13万9,413円で、収益的収入合計は222万9,902円でございます。

9ページをお願いします。

次に、2、収益的支出につきましては、節 公有用地売却原価、町道五門久保小谷線歩道設置用地売却原価199万7,806円と、節 公課費、法人府民税2万円と法人町民税5万円、合計7万円で、収益的支出合計は206万7,806円でございます。

10ページをお願いします。

令和元事業年度の資本的収支明細書でございます。

1、資本的収入につきましては、節 借入金、町道五門久保小谷線歩道設置用地借入金674万5,396円と塵芥埋立管理用地等既取得用地借入金7,143円は、用地取得や利子支払いに充てるための熊取町からの借入金で、資本的収入の合計は675万2,539円でございます。

次に、11ページにお進みください。

2、資本的支出につきましては、節 需用費5,000円、役務費20万5,700円、公有財産購入費653万4,696円は、町道五門久保小谷線歩道設置用地取得に係る費用でございます。また、節 償還金利子及び割引料、塵芥埋立管理用地等既取得用地借入金利子7,143円でございます。また、目 借入金償還金、節 償還金、利子及び割引料199万7,806円は町道五門久保小谷線歩道設置用地に係る熊取町への借入金償還金で、資本的支出の合計は875万345円でございます。

資本的収入から資本的支出を差し引いた額199万7,806円の収入不足につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

以上により、(1) 収益的収入及び支出の上段、収入の決算額合計が222万9,902円、下段、支出の決算額合計が206万7,806円、(2) 資本的収入及び支出の上段、収入の決算額合計が675万2,539円、下段、支出の決算額合計が875万345円となるものでございます。

4ページをお開きください。

まず、上の表、損益計算書でございます。

先ほど8、9ページの収益的収支明細書でご説明いたしました収益的支出、事業原価199万7,806円と一般管理費7万円が左の欄の費用の部、そして収益の部、事業収益208万8,668円と事業外収益の(1) 受取利息1,821円と(2) 雑収益13万9,413円が右の欄の収益の部の合計となり、その差額が左の欄の費用の部の3、当期純利益16万2,096円となるものでございます。

その下の表、貸借対照表をご覧ください。

まず、左側、資産の部でございます。

1、流動資産として、(1) 現金及び預金が1,939万5,090円、公有用地が7億1,899万9,184円、資産の部合計として7億3,839万4,274円となるものでございます。

次に、右側、負債及び資本の部の負債の部でございますが、1、固定負債として借入金7億1,806万7,586円、その下、資本の部でございますが、1、資本金として(1) 基本財産500万円、2、準備金として(1) 前期繰越準備金1,516万4,592円、当期純利益16万2,096円、資本の部の合計といたしましては2,032万6,688円になるものでございます。

次に、5ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

I、事業活動によるキャッシュ・フローの公有地取得事業収入は、町道五門久保小谷線歩道設置用地の売却収益として208万8,668円、その他事業収入13万9,413円は土地使用料、公有地取得事業支出は町道五門久保小谷線歩道設置用地の取得費としてマイナス674万5,396円、その他業務支出マイナス7万円は公課費、小計として458万7,315円の減でございます。

次に、利息の受取額1,821円となっており、事業活動によるキャッシュ・フローの合計は458万5,494円の減となっております。

次に、II、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、短期借入による収入674万5,396円は町道五門久保小谷線歩道設置用地取得に係る借入金、長期借入による収入7,143円は塵芥埋立管理用地等既取得用地の本事業年度の利子の支払いに充てるための熊取町からの借入金で、次の長期借入金の返済による支出につきましては、同利子分7,143円と町道五門久保小谷線歩道設置用地償還金199万7,806円の合計で、マイナス200万4,949円でございます。以上、合計しますと、財務活動によるキャッシュ・フローは474万7,590円でございます。

その結果、III、現金及び現金同等物増加額は16万2,096円の増加となり、Vの現金及び現金同等物期末残高は、IVの現金及び現金同等物期首残高から16万2,096円増の1,939万5,090円となり、4ページの貸借対照表の左側、資産の部にあります現金及び預金の額と一致するものでございます。

12ページをお開きください。

財産目録でございます。

基本財産の預金500万円は、熊取町からの出資金でございます。

続いて、運用財産の預金1,439万5,090円は、内訳のとおり各金融機関の定期預金等として預けてございます。

次に、土地につきましては、面積で7,821.35平方メートル、金額で7億1,899万9,184円となっており、各用地につきましては内訳のとおりでございます。

これら預金と土地を合わせた運用財産は7億3,339万4,274円となり、基本財産を合わせ財産合計では7億3,839万4,274円となっております。

次に、13ページをご覧ください。

負債明細書でございます。

借入金7億1,806万7,586円につきましては、全て熊取町からの借入金でございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

令和元事業年度熊取町土地開発公社決算につきましては、審査意見書に記載のとおり、令和2年5月15日に決算審査を実施していただき、正確で相違ない旨、勘六野、中谷両監事からご意見をいただいているところでございます。

決算についての説明は以上でございます。

続きまして、令和2事業年度熊取町土地開発公社予算についてご説明させていただきます。

決算報告書の13ページの次が予算の1ページとなっておりますので、よろしくお願ひします。

まず、予算の5ページをお開きください。

事業計画書でございます。

まず、上の表、1、公共用地の取得でございますが、令和2事業年度予算は新たに取得する土地はございませんので、塵芥埋立管理用地ほか既取得用地等借入金利子9,000円を計上してございます。

その下の表、2、公共用地の処分でございます。

公共用地の処分につきましては、町道五門七山線道路改良用地595.49平方メートル8,045万4,000円の土地と、熊取駅西整備事業代替用地1,934.70平方メートル1億6,348万5,000円を熊取町へ売却予定でございます。このうち熊取駅西整備事業代替用地につきましては、令和元事業年度において取得した後、令和2事業年度に熊取町へ売却する予定で計上しておりましたが、令和元事業年度中

に取得に至らなかったことから、令和2事業年度の熊取町への売却も行わないものでございます。このため、熊取駅西整備事業代替用地の処分に係る費用につきましては、令和2年5月22日開催の熊取町土地開発公社理事会において既に減額補正を行ってございます。熊取駅西整備事業代替用地につきましては、この後の予算説明にも出てまいります、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、7ページをお願いします。

予算説明書でございます。

収益的収入につきましては、節 公有用地売却収益2億4,403万9,000円につきましては、先ほど事業計画書における公共用地の処分においてご説明させていただきました用地の売却収益でございます。用地費2億4,393万9,000円に熊取町との覚書に基づく附帯事務費10万円を加算したものでございます。

次に、節 受取利息といたしまして預金利息1,000円、節 土地使用料といたしまして町道五門七山線道路改良用地ほかへの電柱等敷地使用料1万1,000円と塵芥埋立管理用地における太陽光発電設備敷地使用料12万8,000円を計上しており、収入合計2億4,417万9,000円とするものでございます。

続きまして、8ページ、収益的支出でございます。

節 公有用地売却原価2億4,393万9,000円は、町道五門七山線道路改良用地と熊取駅西整備事業代替用地の費用でございます。

次に、節 旅費として1万7,000円、需用費として6万8,000円、役務費として5万円、負担金、補助及び交付金として3万5,000円、公課費として7万円をそれぞれ右の説明のとおり計上しており、支出合計が2億4,417万9,000円となるものでございます。

9ページをご覧ください。

上の表、資本的収入につきましては、節 借入金として、塵芥埋立管理用地等既取得用地に係る償還利子借入金9,000円を計上しているところです。

次に、下の表、資本的支出でございます。

目 公有地取得事業費の節 償還金、利子及び割引料9,000円は、塵芥埋立管理用地等に係る借入金利子でございます。

次の目 借入金償還金、節 償還金、利子及び割引料2億4,393万9,000円は、町道五門七山線道路改良用地と熊取駅西整備事業代替用地の借入金に係る償還金を計上しているところでございます。

3ページにお戻りいただけますでしょうか。

令和2事業年度の予定貸借対照表でございます。

表左側の資産の部、右側の負債及び資本の部とも、それぞれ6億5,778万6,097円となるものでございます。

4ページをお願いします。

令和元事業年度の予定損益計算書でございます。

表左側の費用の分、右側の収益の部とも、それぞれ223万1,000円となるものでございます。

その下、令和元事業年度の予定貸借対照表でございます。

表左側の資産の部、右側の負債及び資本の部とも、それぞれ9億171万4,639円となるものでございます。

これら予定損益計算書、予定貸借対照表につきましては、令和元事業年度最終予算に基づき、令和2事業年度予算編成上の予定として調製しておりますが、説明については省略させていただきます。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。

これまで説明させていただきましたとおり、第2条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入では事業収益が2億4,403万9,000円、事業外収益が14万円、支出では事業原価が2億

4,393万9,000円、一般管理費が24万円、それぞれ合計額は2億4,417万9,000円となるものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入では資本的収入が9,000円、支出では資本的支出が2億4,394万8,000円となっており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億4,393万9,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

2ページをお願いします。

第4条 借入金の限度額につきましては、当該事業年度は公共用地の取得予定がございませんので、利子借入金の9,000円を限度額とするものでございます。

以上、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について説明を終わらせていただきます。議長（矢野正憲君）次に、報告第4号 令和元年度熊取町水道事業会計予算繰越計算書についての報告を願います。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、報告第4号 令和元年度熊取町水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

議案書の黄色の分界紙の後ろ、報告第4号をご覧ください。

令和元年度熊取町水道事業会計予算のうち、建設改良費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告するものでございます。

次ページをご覧ください。

令和元年度熊取町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

1つ目が、款 資本的支出、項 建設改良費の紺屋上橋水管橋移設事業でございます。繰越理由については、道路課発注の紺屋上橋橋梁修繕事業の明許繰越に伴い、橋梁添架方式の本事業についても、年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越したものでございます。

翌年度繰越額は1,408万円となっており、財源につきましては、1,205万6,000円が紺屋上橋橋梁修繕事業に伴う道路課からの工事負担金、202万4,000円が損益勘定留保資金でございます。

なお、対象工事の工期を6月30日まで延長してございまして、現在の水管橋移設工事の状況につきましては、現場は全て完了してございます。

2つ目が、款 資本的支出、項 建設改良費の配水管耐震化事業でございます。繰越理由については、配水管布設替工事設計業務（R1-2）のJR軌道敷を横断する箇所において、JR西日本等との協議に時間を要し、年度内の完了は困難となったため、翌年度に繰り越したものでございます。

翌年度繰越額は519万7,500円となっており、財源につきましては全額損益勘定留保資金でございます。

なお、対象業務の工期を6月30日まで延長してございまして、現在の業務状況については業務完了に向けて順調に進めているところでございます。

以上でご報告を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご報告させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分日は令和2年4月28日でございます。

内容でございますが、事故発生日時は令和2年3月6日午後0時54分頃でございます。

事故発生場所は、熊取町野田1丁目1番1号先の路上でございます。

相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、当方の公用車が役場敷地の出口から町道野田泉佐野線へ右折進入した際に、西方面へ走行されていた相手方の車両に接触し、損傷を与えたものでございます。

損害賠償額でございますが、33万6,916円であり、修理費用でございます。なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済からの補填を受けるものでございます。

今後におきましては、このような事故が再発しないよう、より一層事故防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。議長（矢野正憲君）次に、報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。

白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告についてご報告させていただきます。

先ほどの報告第5号の次のページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分日は令和2年5月13日でございます。

内容につきましては、1点目、事故の発生日時です。令和元年11月13日午前10時15分頃でございます。

2点目、場所は熊取町朝代東1丁目5番20号先の主要地方道泉佐野打田線でございます。

3点目の相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

4点目の事故の概要でございますが、主要地方道泉佐野打田線を公用車にて走行中、不注意により、前方に停車していた被害者が運転する車両に追突し、相手方の車両に損傷を与え、運転者にけがを負わせたものでございます。

5点目の損害賠償額につきましては109万3,611円で、内訳は車両の修繕料、治療費及び慰謝料等となっております。なお、損害賠償金は全額、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済金からの補填を受けるものでございます。

公用車の運転に当たりましては、改めて細心の注意を払い、安全運転に心がけ、より一層の事故防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。議長（矢野正憲君）ただいまの行政報告6件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありますか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）報告第2号の事故繰越の繰越計算書、これページ数で言うたら何ページですか、要するに雨山川の復旧工事の件ですけれども、30年度の工事で、たしか元年度に1回、それから今回、2回ですね。トータルで2億円を超える繰越しというか。3回こうなっているんですけども、いろいろ土地の状況や、それから当初の設計等でいろいろあったと思うんです。これ、もう2年余り工事をやっていて現在も進行形なんですけれども、終わりましたら、何でもこういうふう当初から変わってきたかという検証をちゃんとやってもらいたいなど。

河川災害ということで67%の国庫補助金をもらってやるということで聞いているんですけども、単費が増えて現在では33%ぐらいの補助率になっていると思うんです。最初のくい位置から、矢板が曲がってきたこととか、それでもまだ民家の庭に亀裂があったとか、そういう経過があるわけなんで、これは同じようなことが30年度に永楽池の横で2回ほど崩壊があって、あそこの場合、ごみの搬入とかでいろいろ諸経費とか住民の方に迷惑がかかるとか、ごみの運搬、他市への持込みとかいろいろあったんですけども、今回、これに当たってちゃんと検証して、こういう場所は幾らでもあると思うので、今後これを生かせるように、ぜひ専門家の意見も聞いて検証をお願いしたい

などと思います。これについていかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）ご心配をおかけして申し訳ございません。議員おっしゃるとおり、現在進行形で復旧のほうを進めておるところでございます。

この間、滑り、崩落等いろんなことが起こってまいったんですけれども、議員おっしゃるとおり、検証という部分については我々も一定必要だろうというふうに考えております。現在も、いろんなタイミングがあるんですけれども、いわゆる学識経験者として大阪市立大学の先生であるとか大阪府の災害河川の技術者、また地質を専門としているようなコンサル会社等々からいろんなアドバイス、参考意見としてですけれども、聞きながら、確認しながら進めていっている。これは常にじゃなくて、大事なポイントになったときを中心でございますが、そういうことをしながら進めておりますが、いずれにしろ、これまで起こってきた経過も含めて、ちょっと今はまだ対策を、まず人命、財産を守るということで、これを優先してやらせていただきたいというところがあります。まずそれをさせていただいた上で、検証等については我々も検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ぜひお願いします。

それと、今回勉強になったんですけれども、ここは昭和50年前後に開発された土地で、当初は家が建ってなくて、大阪府の開発公社のほうの家を売り出したという経過があるようなんです。やはり川の横だとか土質の関係とか、開発行為のときに事前に人家に適した用地であるとか対策工事をちゃんときっちりやっているかということも、開発行為の中でやはり点検していく必要があるかなと思いますので、砂防がかかっているような河川の隣接地については相当慎重にやっていかないと駄目かなと思うので、その点も含めてよろしくをお願いします。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）議員おっしゃるとおり、昭和50年頃に始まっている話です。いろんな情報はお伺いしています。もともとどんな土地でどういうふうなところ、どういうふうな整備を行ったのかというようなところも含めて、この辺は大阪府住宅供給公社との話になってくるので、一定、資料提供ができるのかどうかという部分も含めて協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）報告第4号なんですが、水道事業の配水管耐震化事業でJR西日本等との協議に時間を要したためということのご説明だったんですけれども、この繰り越したというところの。その協議に時間がかかったというところのご説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）場所については、外環状線のこっちから行ったら天王寺側の踏切の辺りでございます。今、踏切の手前で水道管が止まっている状況でございまして、今後、駅西の整備事業に伴いまして、水道管をそちに渡らせてループ化するというような設計をしておるところでございます。その中で、踏切の天王寺側に水路がございまして、水路の中に配管するというような協議を行ったところ、JRの鳳保線区になるんですけれども、そこの協議にちょっと時間かかったと。それと併せまして、JR西日本等の「等」につきましても、上瓦屋の水利組合がございまして、そちらのほうの協議と併せて少し時間がかかってしまったので繰り越したということでございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。泉佐野市とも関わってくるところで協議時間がかかったというところですね、水利組合と。一応、6月30日にはちゃんと完了するというところ、よろしくをお願いします。

あと、事故のほうの専決なんですけれども、まず報告第5号につきましてもは修繕費用というところ

ろなんです、過失割合についてはどうなんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）過失割合というか事故の責任割合でございます。こちらは示談が成立しているということなんですけれども、町のほうが90%、乙のほう、相手方が10%という割合になってございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。しっかりと注意して、出るときにちゃんと前方確認というところをしっかりといただきたいと思います。けがとかはなかったというところですね。

次、報告第6号のほうは一応けがをされたというところで、これにつきましてもまずは過失割合をお願いします。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）これにつきましては、停車中の車両に町の公用車で運転者が追突したというところで、過失割合100%の町負担ということで、治療費、治療に係る交通費、それから車両の修繕料等々の支払いを町のほうで行ったというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）これもすごく何か、しっかりと運転していただきたいと思うんですが、けがをさせたというところで、今回これ2年5月13日に専決というところなんで、けがをされた方が退院されてというところで専決の報告になったかと思うんです。けがの状態とか、そして109万3,611円の中身、今言いましたように修理代とか治療代とか慰謝料とか、そういったところも教えていただけたらと思うんですが。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）けがの具合につきましては、当初、事故が起きた時点では、特に相手方も不調を訴えるということではなく、入院等はしてございません。ただ、その後、首の痛み等を感じられたということで、通院治療を行ったというところでございます。

あと、事故の内訳ですけれども、相手方の車両の修繕料としまして、リアバンパーの取替えやリアゲート、後ろのほうへ追突しておりますので、車両後部の修繕料としまして45万円、それから修理期間中の代車の費用として7万7,000円、治療費につきましては、病院に通っていただいている部分、治療費として25万2,334円、治療に係ります交通費としまして2,877円、雑費としまして事故証明等を出していただく分として600円、慰謝料としましては通院に対して日額費用を乗じまして31万800円、合計109万3,611円となっているものがございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。入院等はなかったというところで、むち打ちという感じですね。本当に運転をしっかりと注意しながら、こういうけがを発生させるような事故を起こさないようにしっかりと注意喚起をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（矢野正憲君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席14番 坂上巳生男議員、議席番号1番 田中圭介議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。重光議会運営委員会委員長。
議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る6月5日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和2年6月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日6月11日から6月24日までの14日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日6月11日、12日、15日及び24日の4日間といたします。

常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を6月19日に開催していただきます。

次に、第2回目の議会運営委員会を6月17日に、議員全員協議会を6月19日に開催していただきます。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日6月11日から6月24日までの14日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月11日から6月24日までの14日間と決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、避難所における感染症対策についてということで、これから梅雨にも入りまし、梅雨に入ったから土砂災害とか、台風も来ると思いますので質問させていただきます。

熊取町では避難行動・避難所運営マニュアルというのをつくっているんですけども、その中には感染症対策について基本的なことは書かれていると思うんですが、あえて質問させていただきます。

①の避難行動・避難所運営マニュアルの感染症予防に関し記載されている内容で、変更、内容を強化する等を考えている部分がございますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）感染症対策についてのご質問の1点目、避難行動・避難所運営マニュアルの感染症予防に関する変更について答弁いたします。

本町の避難行動・避難所運営マニュアルは、町が開設する指定避難所を対象に災害時の避難行動及び避難所運営の基本事項をまとめたマニュアルとして、本年3月に策定したものでございます。

当該マニュアルの中で、避難所運営に当たっての班体制のうち、救護班の役割として感染症の予防を上げ、手洗い等による手指消毒の励行やマスク着用の推進など一般的な感染症予防対策を定めているところですが、その内容は新型コロナウイルス感染症拡大前に作成したものであるため、現下のいわゆる新型コロナ禍を踏まえすと、対策強化が不可欠であると認識しております。

多くの市町村で同様の状況が生じている中、今月3日、大阪府が従来の避難所運営マニュアル作成指針に加えて新型コロナウイルス感染症対応編を新たに作成しました。したがって、本町に

おきましても、感染防止対策の徹底を図り、適切な避難所運営を行うため、大阪府の指針を導入・実践しながら本町における最善の運用を見極め、速やかに感染予防対策を考慮した避難行動・避難所運営マニュアルの更新を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）そこが気になっていたところなので、ぜひ急いで変更等よろしく願いいたします。先ほども言っていましたけれども、コロナの前につくられたものですので、ここはぜひ必要なところやと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、変更を待っている間に災害が起きる可能性もあると思います。インドのほうではコロナの最中にサイクロンが来て避難所であるということもあったことですので、熊取町として、避難所の対策として感染症予防対策の物資を確保できているか、ご答弁お願いします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、避難所の感染症予防対策の物資についてのご質問に答弁いたします。

現在の備蓄物資につきましては、平成27年に大阪府域救援物資対策協議会が示した大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、食料や保温用資材、乳児用ミルク等の重要な11品目について、指定避難所である各小・中学校の備蓄防災倉庫に必要量を備蓄しております。

ご質問の感染症予防対策の物資につきましては、先ほど申し上げました大阪府の新型コロナウイルス感染症対応編の中で、通常の災害時備蓄物資に加え、マスク、消毒液、非接触型体温計、フェースシールド、段ボールベッド、パーティション等の感染防止対策に必要な資機材が示されています。本町におきましては、こうした資機材の備蓄につきまして、防災元年として位置づけた昨年度に段ボールベッド120台等を購入しており、今年度はパーティションとしての機能も想定した避難所用テント450張り等の購入を予定しております。また健康福祉部局においても、マスク約4万枚、消毒液約290本を備蓄しているほか、非接触型体温計の購入、さらに新型コロナウイルス感染の第2波に備えたマスク、消毒液の拡充をはじめ、必要な物資は速やかに整備し、備蓄してまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症対応編には避難の際に必要な物資等を持参してもらうよう啓発する取組も示されていることから、今後、広報紙やホームページへの掲載も検討し、住民への周知、啓発にも取り組んでまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。マスクとか消毒用のアルコールとかという基本の最低限のものは持参するというのは、もうこういう時代ですので当たり前の言わずもがなというか、当たり前かなと思いますけれども、やはり避難所で足りなくなるというケースも想定されるので、ぜひそろえてほしいと思います。

今言っていた感染に関する物資は、もう今現在熊取町では確保しているんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）マスク4万枚、消毒液290本あるいは非接触型体温計の購入等についてはもう既に整えておりますし、段ボールベッド等についても、120購入した分についてはもともとパーティション機能も備えたベッドにもなっております。さらには、先ほど申し上げたとおり、テントにつきましても2メートル掛ける2メートル程度の4名ぐらいまで入られるようなテントということで、これは十分、避難所においていわゆるパーティション機能をかなり強化したようなものとして利用するようなことを想定しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。これからコロナの第2波も来るかどうか分からないですけども、

そのときにはまたマスクを使ったり消毒液を使ったりと思いますので、今現状は足りていますけれども、これはしておいてもいいかなと思います。その辺もよろしく願いいたします。

次に、2つ目の質問させていただきます。

町立小中学校の学校再開に伴う学びの保障についてということです。

かなり長期間の臨時休業ということで、学習等遅れているというか、頑張っ対策はしていただいたのは分かるんですけども、確実に遅れていると思いますので質問させていただきます。

まず一つ目、長期にわたる休業による授業の遅れは今後どのように解消していきますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、坂上議員の町立小中学校の学校再開に伴う学びの保障についての一つ目、長期にわたる休業による授業の遅れは今後どのように解消していくのかのご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、長期間の臨時休業となりました。国においては、このような状況に対して、学習指導要領に定められている年間標準授業時数の若干の減少はあるかもしれませんが、必要な履修内容がカバーできるようにとの指示がありました。

本町では、夏季休業期間を22日、冬季休業期間を2日短縮するとともに、学校行事等の精選、7時間授業の実施などを通して授業時数を確保し、学びの保障を行いたいと考えております。

学習指導要領で定められている年間授業時数は、小学1年生は850時間、2年生は910時間、小学3年生980時間、小学4から6年生と中学1から3年生は1,015時間となっております。6月1日から12日までの分散登校時は1日4時間、6月15日の完全授業再開からは1日6時間授業を実施し、3月24日の3学期終業式まで行事等を行わずに授業をした場合、年間1,046時間の授業が確保できます。また加えて、毎週1回7時間授業を実施すれば約30時間の増加、毎週2回7時間授業を実施すれば約60時間の増加となります。

現在、このシミュレーション結果を基に、各学校において学校行事も含めた年間授業計画等の再編成を行っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）7時間授業というのは小学校1年生から中学校3年生までのシミュレーションですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）先ほど申しあげましたように、もし3学期の終わりまで授業を全てすれば1,046時間が確保できると。年間、先ほど申しあげましたように1年生は850時間が一応決められた時間数ですので、850時間あれば必要な履修が全てできるということですので、当然ながら学年に応じて、1年生や2年生、3年生とこの授業時数で足りるものについては、それをやる必要はないのかなというふうに思っております。また、7時間授業をする場合には、本来、小学校の1単位時間は45分と決められています。中学校は50分と決められていますが、国のほうはその辺を弾力的に、例えば小学校の1単位時間を40分に短縮して7時間とか、中学校の1単位時間50分を45分にして7時間にする等の配慮をしても構わないというふうなことでござりますので、そういったところについては、各学年の状況等に応じた形での授業時数等の編成を行っていきいたいというふうに思っています。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

次に、この辺は報道等でも日本中みんな気にされているようなところなんですけれども、特に小学校6年生、中学校3年生の最終学年の子たちの対応ということで説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）次に、2つ目の小学6年生、中学3年生は最終学年であるの

でどのように対応するのかのご質問にお答えします。

小学6年生及び中学3年生は、卒業式の関係で授業時数が少なくなっています。しかしながら各学校では、特に小学校6年生、中学3年生が全ての内容を履修できるよう、先ほどご答弁させていただいたとおり、各学校行事の精選や年間授業計画の再編成を鋭意行っているところでございます。

今後も児童・生徒の学びを保障できるよう、学校とともに取組を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしましてご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）今、授業を今年中に終わるよというところで一生懸命考えていただいているところで、どんどん聞くのも心苦しいところなんですけれども、昨日、国会のほうで令和2年度の2次補正予算が衆議院で通りました、参議院でも通る見込みという報道がありますけれども、その中で、文部科学省の予算のところ、小6、中3のところ、少人数編成のために必要な教員を加配というような予算も含まれています。そういうところは活用されるようなことは考えているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）小6、中3の加配に関しては、一旦、予算が大阪府のほうへ下りてきて、大阪府全体で加配を何人配置するかということが割り振りされているという状況でございます。本町においては2名の加配が入る予定となっております。2名必要であるということで、当然入れようと思って回答はしておりますが、今、講師が不足しているの、鋭意、もう今までにいろんな大学に電話を直接し、あるいは年齢70歳ぐらいまでの方の退職者も含めて電話をかけて何とかしていただけないかということで、鋭意探しているところでございます。何とか2名、配置できるように全力で努力したいと思っておりますので、もし、議員の皆様で教員免許をお持ちでお知り合いの方がいらっしゃったら、紹介していただけたら本当にありがたいという状況で、何とか2名配置したいと考えております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ありがとうございます。本当にこういうばたばたしたときにわざわざこの質問をするというのもあれなんですけれども、先ほど45分授業のところ40分とか、50分授業のところを少し短くするような配慮もということもありました。そういう中でも、同じ人数でやったらそれだけ時間が短い分、全員に教えていくということも大変になってくると思いますので、ぜひ加配についてとか、そのほかでもフォローできるところはぜひフォローしていただきたいなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

これで僕の一般質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから通告に従って一般質問させていただきます。

まず、1点目は保育所の民営化についてであります。

西保育所民営化は、第3次行革「アクションプログラム」に掲げられた行革項目の一つであります。当初の事業者募集において基準点に達した者がなく、計画は中断されたままになっていました。これについては皆さんよくご承知のところであり、たしか平成30年2月議員全員協議会で保育所民営化の提案がなされまして、その後、スケジュールに従って保護者説明会、事業者募集等とスケジュールが進行したわけであり、3者応募があったものの基準点に対する者がなかったということで、白紙になったという状況で今日に至っております。

その当時においても、そしてその後においても、西保育所民営化については保護者の間に不安の声や町立での継続を求める声も多く、新型コロナによる不安定な社会状況が続く中において、再び民営化を提案したことに驚きと怒りを禁じ得ません。先日の5月28日の議員全員協議会の中でも申

しましたけれども、一般質問のテーマとして再度訴えさせていただきます。

①新型コロナの第2波、第3波がいつやってくるかもしれないこの時期になぜ民営化を再提案したのか、そのことについてご説明願います。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、1点目の西保育所民営化の時期についてご答弁申し上げます。

西保育所の民営化につきましては、平成30年度に移管先事業者の選定等の事業に取り組んだところでございますが、移管先事業者の選定過程において、先ほど議員も申し上げましたとおり該当事業者なしという結果となったところでございます。

その後、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、町立保育所の運営費に係る町の財政負担のさらなる増加という新たな課題や、多様な保育ニーズに対する保育サービスのさらなる充実など、子育て支援施策を着実に実行していくことが求められており、さらには第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の改革項目に保育所の民営化を位置づけておりますことから、改めて西保育所の民営化に取り組むものでございます。

なお、実際の民営化の開始は2年後の令和4年4月からとなり、今年度はまずは移管先事業者の選定を進めるものでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が解除され、社会経済活動の再開、保育所における登園自粛の要請も終了となり、新しい生活様式を実践しつつ、町の施策につきましても着実に推進していかなければならないことから、民営化への取組をスタートさせたところでございます。今後におきましては、保護者の皆様の不安に対しまして丁寧な説明と対応に心がけながら進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 私の質問に対して必ずしも十分な説明になっているとは思えませんが、保育所民営化のスケジュールを今後予定どおりこなしていく中において、西保育所における保護者の方々、そして保育士の先生方、そしてまた移管先が仮に決まるとすれば、それを受けて準備をする新しい保育所の先生方、そういった方々の今の状況における負担の重さ、大きさということについての考えは及んでいないんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 西保育所の民営化につきましては、平成30年度に取り組みさせていただいたときにつきましても、当然、保護者の皆様からのご意見、説明会等におけるご意見等々もお伺いしております。議員全員協議会、5月28日にお示しさせていただいた資料の中にも記載させていただいたんですけれども、やはり議員もご指摘のとおり、保護者の皆様につきましては、保育の環境が変わるということで不安だという声が寄せられていたのは事実でございます。その不安に対しまして町としてどう対応していくのかということところは、きちっと保護者の皆様に対しましてお話ししてまいりましたし、業者選定に当たりましても、保護者のそういった不安をどう解消していくのか、この面についてどういう視点で業者を選定していくのかという点につきましては、業者選定委員会の中でもご議論いただいて選定に臨んだところでございます。また、臨時の保育士等々職員につきましても、前回30年のときは、次の事業者のほうで継続雇用をご希望されるのであれば、それはもう優先的に継続をお願いしたいというような形での事業者の募集も行ったところでございます。そういった声についてはできるだけ真摯に、丁寧に我々といましてはお聞きしてきたというふうと考えてございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 保護者への説明会はいつから始めるんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 保護者の説明につきましては、現時点では既に通知のほうはさせていた

だきまして、6月19日金曜日と20日土曜日の2回保護者説明会を開催する旨、保護者の皆様には先週の金曜日に通知をさせていただいております。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）平成30年度に西保育所民営化が提案されたときにも非常に唐突だという印象はございましたが、そのときは2月の議員全員協議会で提案があって、それから一定、間を置いて保護者説明会、事業者募集ということであったと思うんですけど、今回の場合は、6月議会の直前の議員全員協議会で提案があり、もう即6月に保護者説明会、終わったらもう事業者の募集と、非常にスケジュールが過密、タイトになっているんですが、その辺の事情はどういうことなんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今回の民営化につきましては、もう議員各位ご存じのように、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化、この際にいわゆる町立保育所の運営費の経費、財政負担についていろいろご議論をいただいたところでございます。そういった中で無償化に伴いまして町立保育所の財政負担というのが、先ほど答弁申し上げましたようにさらなる増加というような状況になってございます。その中で、いろいろ子育て支援施策ということで、例えば副食費を無償化という話も多々いただいたわけでございますけれども、やはり本町での公立保育所が多いことによる財政負担が、そのときにお示しさせていただいた金額では大体年間で5,200万円ぐらい新たに生じるというような答弁もさせていただいたところでございます。

そういったこともあって、やはり効率的な保育所運営を行いつつ、さらなる子育て支援施策を拡充させる。先日の議員全員協議会でも議員のほうからもご提案がありました、今現在5月からは新型コロナの関係で副食費の無償化を実施してございますけれども、これを継続するご要望の意見もいただいておりますので、そういったことも含めまして、やはり民営化させていただいて、これは民営化といいましても保育サービスを低下させるものではございませんので、あくまでも保育サービスをさらに充実させる、それが目的でございます。それを早急に取り組んでいく必要があるだろうということで、今回議員全員協議会のほうにお示しさせていただいたところでございます。

なお、先ほど議員のほうからもご心配いただいております新型コロナウイルス、これはもう緊急事態宣言も出てございましたので、そのような状況の中、当然、町自体の事業が全てストップしてございました。その中を押してまでも民営化というところを具体的に話をしていくというのは非常に難しい状況であった。ただ、6月になって一定こういう形、今のところは経済活動も再開したということで、改めて取り組むというようなところでございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）緊急事態宣言が出ている状況の下で幾分か提案の時期が遅れたというふうなことのようではありますが、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、現時点において新型コロナ感染症の影響が全くなくなった、危機的状況が終息しているというふうな状態では全くございません。いつ、また第2波、第3波がやってくるかもしれない、そういった状況の下であと一年ぐらいは先送りにしようとか、そんなことは全く考えなかったんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）先ほどもご答弁申しましたように、やはり1年間、町立全体でございませぬけれども、幼児教育・保育の無償化に伴う財政負担も増えているというところでございますので、今回このようなスケジュールをお示ししたわけでございます。議員おっしゃるように、コロナが全くなくなったわけではございません。第2波、第3波にもそういった形で対応しながら、やはり町としても施策として進めていくべきものは進めていく必要があるというふうに思っております。

これも先ほどの答弁の繰り返しになるんですけども、今年度まずは移管先事業者の選定の取組をさせていただくと。予定では来年、令和3年度の1年間につきましては町立保育所そのまま引継ぎ保育、次の事業者いわゆる保育に関することを引き継いでいくための事業を1年間行いまして、令和4年4月からというスケジュールを立ててございますので、今すぐ、極端な話になりますけれ

ども、来年4月からもうすぐ民営化ですと、移しますというわけではございません。その辺は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見ながら慎重に進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）全く答弁には納得いきません。幼児教育無償化による財政負担ということもしかりにそれを強調されておりますが、幼児教育無償化による財政負担については、これはこれまでも議会の様々な場所で私、発言してまいりました。幼児教育無償化における財政負担については、これは国のほうで地方交付税措置がなされております。幼児教育無償化による財政負担というものを保育所民営化の根拠にする、財政的な困難の理由にするというのは、全く納得がいかないということをおっしゃるを得ません。

それについて議論してもまた堂々巡りになりますので次の質問に移りますが、第2期子ども・子育て支援計画の策定過程で保育所民営化について議論された形跡はございません。様々な角度から保育や子育て支援について熱心な議論がなされているにもかかわらず、なぜ保育所の在り方を子ども・子育て支援計画の中で議論の対象としなかったのでしょうか、ご説明願います。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の第2期子ども・子育て支援計画の策定過程での保育所民営化の議論につきましてご答弁申し上げます。

計画の策定に当たりましては、地域子ども・子育て支援事業のニーズ調査を行い、その中で保育サービスに関して利用意向等も把握できたことを踏まえ、子ども・子育て会議での議論を経て、当該計画に多様な保育サービスの充実を図るための主な取組として、休日保育や一時預かり事業、長時間延長保育事業などを位置づけ、各事業や施策を推進していくもので、推進状況につきましても当該会議におきまして評価・検証するものでございます。

したがって、保育所の民営化につきましては、保育サービスを低下させるものではなく、多様な保育サービスをより充実させるための実現手段であり、かつ第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」での位置づけとも合致していることから、計画策定の過程におきましては、子ども・子育て会議で西保育所の民営化の是非までご議論いただくものではないと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）西保育所民営化を議論する必要はないというふうに、事務局サイドの判断で言えば支援計画の議論のテーマには入れなかったということのようでありましてけれども、公立保育所、熊取町立保育所を民営化することは、ただ単に公立か民間かの違いであって、それが民間保育所になると町立保育所が一つ減ろうと大したことではないと、そういう判断だということなんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）先ほどの1点目のご質問でもご答弁させていただきましたように、まずもって保育サービスを低下させるものではない。より充実させるために提案させていただいているということでございます。その中で、やはり保護者や皆様、またお子様に対してもそうですけれども、やはり不安、環境が変わるといふ、これはもう事実でございます。そこを我々としては丁寧な対応で保護者の皆様にご理解をいただきたいというふうに考えてございますので、我々は、決して大したことではないということは一切思っておりません。そちらはご理解いただきたいと思います。

そういったことも含めまして、あとは町立保育所、これは議員全員協議会の中の資料でも触れさせていただいたんですけれども、それでは、ほかの町立保育所については今後どうしていくのだということで、議員全員協議会での資料のほうにも記載いたしましたとおり、やはり今後につきましては町立保育所の役割、これも議員全員協議会の資料にも書かせていただいておりますけれども、保

育行政のリーディング的役割でありますとか地域のセーフティネットとして重要な役割を担うという町立保育所の重要な役割もございます。そういったことも含めて、あとは今後の保育需要の推移、ニーズもそうですけれども、そういったことを総合的に勘案して、適切な配置、規模等について、今、議員がご質問されております子ども・子育て会議のご意見もいただきながら、考え方をまとめていきたいというふうに考えてございます。

決して我々は、ただ単に町立から民間に移るだけやから大したことないだろうということは一切思っておりませんので、よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁にもありましたが、今後の保育所の在り方については、子ども・子育て会議の意見も踏まえて検討を進めるというふうに議員全員協議会の中で説明がございました。しかし、今回の保育所民営化につきましては、第2期子ども・子育て支援計画の議論の過程では保育ニーズの把握という点での分析はされておりますが、公立保育所をどうするかという議論は今回の子ども・子育て支援計画の策定過程では全くございませんでした。これは、行政サイドの都合で行革プラン最優先の計画の進め方だと言わざるを得ません。こういう点に関しては全く納得はいかないというふうに申し上げます。こういった在り方はぜひ改めていただきたいと。今後のことを子ども・子育て会議で議論するというのであれば、当然、今回の保育所民営化についても、保育所の関係者、保護者も参加されている子ども・子育て会議の中できちんと議論すべきであったというふうに考えます。

保育所民営化に関する3点目の質問に移りますが、民営化によって多様な保育ニーズに応えるというご説明でありました。もし多様な保育ニーズが存在していて、それに応えることが必要だということであれば、それは本来は公立でもそれに応えるべきところなんですけど、どうも熊取町の在り方としては、より困難な部分を民間に押しつけているということになるのではないのでしょうか、ご答弁願います。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の民営化により多様な保育ニーズに応えることにつきましてご答弁申し上げます。

多様な保育ニーズに応える方法を考えるに当たりましては、効率的かつ効果的な運営の視点が非常に大事かと存じます。町立保育所の場合は施設整備費、運営費ともに全額町の負担となりますが民営化になりますと国や府の補助金が措置され、町の負担は4分の1に抑えることができます。また、休日保育や長時間の延長保育などの保育サービスの充実につきましても、国や府の補助金を有効活用しながら、限られた財源でよりよい保育や子育て支援施策を展開することができます。このようなことから、決して民間に押しつけるということではなく、民間の活力を活用した保育サービスが提供され、効率性と保育ニーズ充足を両立させる方法として民営化に取り組むものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）町立保育所で一時預かりあるいは休日保育、そういうことを実施しようかという検討は全くなされていないんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、休日保育につきましては、議員ご存じのように現在、民間の保育園2園のほうで実施いただいているという状況でございます。休日保育につきましても、やはり働き方の多様化、就労形態の多様化に伴いまして利用ニーズが増加しているといった事実もございませぬ。かつ、そういったニーズに応えるためには、休日保育につきましても町が実施すればいわゆる運営経費、運営面等を度外視すればということになるんですけども、基本的にはやはり民間で担っていただきますと財政負担、これも国や府の補助金も活用できるということもありますので、そ

ういった特別な保育の事業をそういう補助金を活用しながら継続的、安定的に運営していきたいというところもございますので、基本的には民間の活力を活用してということでのお願い、民間園にそのあたりについては担っていただきたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）答弁を聞いていますと、公立で一時預かりあるいは休日保育を実施すると、補助金等の関係もあって高くつくから公立での実施は考えていないということのようです。休日保育はなかなか公立で実施しているところは少ないかと思うんですが、一時預かり保育については、ある一定の割合で実施している公立保育所もございます。また、休日保育についても、その気になれば公立でもやれないことはないというふうに考えます。

休日保育についても一時預かり保育についても、それは別途保育料を頂くというふうなことになるでしょうから、人件費等体制的に困難な部分もあるでしょうけれども、経費が民間のほうが安くつくから、それを民間に全部お任せするというのはいかがなものかと考えます。

実際、民間のほうでも休日保育等を受けるために、かなりその体制的にはご苦労なさっているというふうなことも聞いております。そういう困難な部分、しんどい部分を民間に押しつけるというのはいかがなものかと考えます。

そしてまた、一時預かり保育、休日保育の実情についても議員全員協議会の中でもお伺いしましたけれども、今すぐ新たにそれを受ける民間保育所を1つ増やさなければならぬほど逼迫しているのかどうかについては、まだ納得のいくようなご説明をいただいております。それについてはまた今後ご検討いただきたいと思いますが、私どもの考えといたしましては、住民の要望に応じて、公立保育所をより安心できて、保育の水準も利便性も高い保育所に改善していく、そんな気概を持って臨んでいただきたいというふうに考えます。

そして、公立保育所は熊取町立保育所が要となって熊取町全体の保育、子育て支援の中核としての役割をしっかりと発揮できるよう、今回の民営化計画は撤回すべきだということを申し上げたいと思います。少なくとも、最初に申しましたように、新型コロナの状況がまだ完全な終息に至っていないという、そういう状況の下では、現時点ですぐに事業者を募集するというふうな拙速なスケジュールは全く納得いかない。せめて1年間は先送りするというふうな、そういう対応が必要だということを申し述べておきます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今、答弁をさせていただいたとおりではございますが、民営化につきましては、まず民営化ということのマイナスイメージが非常にあるのではないかなというふうに感じます。ただし、民営化につきましては、先ほど来からずっとご説明申し上げましたとおり、決してそうではないという事実につきましてはご承知おきいただきたいと思います。現実、民間での非常にサービスが向上しております。民間の人气が非常に高うございます。また、先ほど来から延々とご説明申し上げましたとおり、財政効果が非常に高くなってございます。コロナのこの時代であるからこそ、保育についての安定的な継続的な財政を確保した上で、その充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、この制度に関しまして不安、ご心配、これに関しましては、今日、明日すぐにするというわけではございませんので、2年先の話でございまして、それに向けて丁寧な対応をしておりますので、どうぞその点につきましてもご安心をいただきたいと思っております。そういったことで、民営化に関しましては、マイナスのイメージを一方的に持たれるのではなく、民営化によるメリット、そしてコロナの時代であるからこそ、より安心して保育を安定してお届けするためにも、早くこれに着手したいというふうに考えます。

それから、公立との関係でございまして、議員全員協議会のほうでもご答弁申し上げましたとおり、公立と民間と常に連携する会議も常時開いてございます。公立のほうが先導して熊取町の保育行政を守ってまいりたいと存じますので、どうぞご理解いただきますようよろしくお願いいたしま

す。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）最後に健康福祉部長が一言言いたいという思いで答弁されたんでしょうけれども、全く納得はいきません。私どもも、民間保育所が公立に比べて劣っているとか、そういうことは全く申しておりません。熊取町では、アトム保育所をはじめ様々な民間保育所の努力によって、町立保育所でできない部分を補っていただいております。そういう点では、民間保育所が果たしている役割は非常に大きいというふうに考えております。

部長は民間保育所の人気が高いというようなことをおっしゃっていましたが、それは事実だとしても、公立保育所の根強い支持というのもございます。公立保育所を監督する部長の立場であれば、公立保育所がもっと人気が高まって、公立保育所の存続を求める声が強まるぐらいに公立保育所の内容を充実させるという方向で頑張っていただきたいということを申し上げておきます。

次のテーマに移ります。

新型コロナの町独自支援策についてであります。

5月の臨時議会での補正予算で、町独自の新型コロナ関連の緊急対策が示されました。国や府の給付金、支援金の申請、給付も始まっています。しかし、事業者、住民の生活実態は深刻で、行政のきめ細かな支援策が求められています。

そこでお尋ねします。本町における4月、5月の生活保護申請者、受給決定者の数を前年同月との比較で報告してください。また、社会福祉協議会が窓口となっている新型コロナ対応の小口融資、緊急小口資金の利用状況を前年との比較でお示してください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）お手元のほうに資料をお配りしておろうかと思えます。そちらのほうをご覧いただきながらの答弁とさせていただきます。

それでは、ご質問の生活保護及び社会福祉協議会の緊急小口資金の新型コロナウイルス感染症特例につきまして、お手元にお配りしております資料に従いましてご答弁申し上げます。なお、生活保護につきましては、本町は福祉事務所を設置しない町村となっておりますので、生活保護の申請受付、審査、決定業務につきましては大阪府が行っておりますので、岸和田子ども家庭センターからの聞き取りによる件数となっております。

まず、生活保護の令和2年4月、5月の申請者、受給決定者につきましては、4月の申請者が3人、受給決定者が2人となっており、前年度比較で申請者が25%の減、受給決定者が33.3%の減となっております。5月の申請者は2人、受給決定者が1人となっており、前年度比較で申請者が33.3%の減、受給決定者が50%の減となっており、前年度からの減少率は大きくなってございますが、5月まででは実人員での大きな増減はないというのが現状でございます。

次に、社会福祉協議会の緊急小口資金の利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染症特例の利用状況が6月3日現在で申請者数が152件となっております。令和元年度の緊急小口資金の申請件数は4件となっており、令和2年度の新型コロナウイルス感染症特例以外の前年度と同条件の緊急小口資金の利用状況は0件となっております。令和2年度の緊急小口資金の新型コロナウイルス感染症特例が新設され、貸付上限額を20万円とし、利用条件の緩和や申請方法の簡略化などにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少した世帯等の利用者が多く申請されておるといような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）答弁資料を用意していただきましてありがとうございます。

生活保護の申請あるいは決定の状況、緊急小口資金の利用状況をお尋ねしたわけではありますが、生活保護の申請者数及び受給決定者数については、もともと一月単位ではさほど多くなかったわけではありますが、前年度との比較ではむしろ若干減っているというふうな状況が報告されました。こ

れについては幾分意外な数字ではあるんですが、全国的な状況というのは、私の手元には現時点で正確な情報はございません。ネットで調べた範囲では、幾つかの自治体では前年度に比べて大きく生活保護申請者が増えているというふうな、そういう情報がございました。2割、3割増えているというふうなそういう自治体もある中で、熊取町では数字的にはむしろ若干減っているぐらいの状況だということで、恐らくこれの背景には、国の新型コロナ対応の施策として定額給付金の支給がございました。5月中に各家庭に1人10万円、4人家族であれば40万円が給付されるというふうな状況がございましたので、生活保護の申請においても、特に熊取町の場合は子ども家庭センターが受付窓口ではありますが、熊取町の生活福祉課のほうで前さばきをして、住民の相談を受けて生活保護につなげるということをやっていたというふうな世帯も結構あるのではないかなというふうに、これは推測であります。

一方、緊急小口資金につきましては、これは前年度との単純な比較は困難ではあるんですが、もともとコロナ対応ではない小口資金の融資の制度というのは社協窓口で通常行われておまして、その通常の小口資金の利用が、これは令和元年度ということですけど、年間でこういう数字ですよ。年間で4件しか利用がなかったと。いろいろとこれを利用した方々によりまして、簡単なようでもなかなか申請が受け付けてもらえないと。割といろんな条件をつけられて、比較的簡単のようでありながら借りにくい制度となっておったようなんです。それが、条件が緩和されたということもあり、そしてコロナ対応で、もともとは上限10万円だったものが20万円に引き上げられたということもあり、条件緩和と上限額が2倍になったということもあって多くの方が利用しやすい緊急の小口融資制度だということで、152件の申請があった。この場合は申請数がほぼ実際の融資の決定数に近い数字だと思いますけれども、これだけの申込みが現時点で行われているという状況です。

だから、生活保護の申請者、受給者は増えていないけれども、緊急小口資金の利用は通常のそういう小口資金の融資制度に比べると物すごく増えていると、そういう状況がこの答弁資料で分かると思います。それだけ急激に生活困難に陥っている方が増えているという状況かと思うんです。

そこで、2点目の本来の質問であります。本町では水道の基本料金減免や給食費無償化など一定の支援策は実施していますが、生活破綻寸前の個人や事業者を救済するために、全国の自治体で、そしてまた近隣の自治体においても様々な支援策が提案、実施されております。本町においても、他市町の事業を調査し、追加支援策を打ち出すべきではないでしょうか、ご答弁願います。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、続きましてご質問の2点目、本町における追加支援策について答弁申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による本町の独自支援策につきましては、4月22日開催の熊取町議会臨時会においてご可決いただきました令和2年度熊取町一般会計補正予算（第2号）により、国の対策に先駆けまして熊取町版緊急生活・経済支援策を現在、順次進めているところでございます。これは、議員皆様のご理解をいただきまして、ふるさと応援基金の有効な活用策との認識の下、事業費総額約3億3,000万円の町村規模では大規模な支援策として早々に実施できたものというふうに考えてございます。

その上で、ご質問の本町における第2弾としての追加支援策でございますが、先日の議員全員協議会において説明させていただきましたとおり、現在、国会におきまして審議中の2次補正予算による支援メニューの内容、また大阪府の独自支援の動向を注視しながら、それらの取組との重複を避け、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして本町において真に厳しい状況に置かれた住民の皆様への支援策、こちらのほうを積極的に検討してまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁によりますと、先日の議員全員協議会の中でもご説明がございましたが、国の2次補正予算の内容、そしてまた府の追加支援策、そういったものが今後予定されているので、そういった国・府の事業との重複を避けながら、熊取町として真に困っている方々に対するさらなる支援策も検討していきたいというご答弁をいただきました。そういう姿勢は大いに歓迎するものであります。

それを、ではどう具体化していくかということになってくるわけなんです、細かい具体的なことにつきましては様々今回の一般質問の中でも多くの議員がテーマに取り上げておりますが、私もこの際、具体的な提案といえますか、こういうことが行われていますよということで若干ご紹介しておきたいと思えます。既に理事者側もご存じかとは思いますが、一応私のほうからもご紹介申し上げます。

一つは、寝屋川市は様々な施策を打ち出しておりますが、その中の一つに事業継続支援金ということで、国の持続化給付金の対象外となった事業者に対して最大25万円、これは法人で25万円、個人事業所で12.5万円という、そういった制度をつくっております。事業者に対するそういう国・府の施策に対するさらに上乗せの支援策というのは非常に多くの自治体で実施されておりますが、近いところでは、例えば貝塚市では府の制度融資を利用した事業者に対して10万円を給付する中小企業臨時給付金という制度を設けております。そしてまた、島本町におきましては中小企業等緊急支援基金ということで、これは20万円、府の支援策の対象外であり制度融資を申し込んでいる、そういう事業者に対して緊急支援金として20万円を給付するというふうな、そういう制度を設けております。その他、多くの自治体が同様の政策を打ち出しておりますが、そういう事業者に対する町独自の乗せ給付金といえますか支援金、そういったものを検討していくということも一つの方策かと思えます。

そしてまた、そういう事業者ではない、むしろ雇われている側、働いている方々、特に、非正規等で働いている方々で困難な生活状況に陥っている方もたくさんおられます。とりわけ独り親家庭での生活困難というのもございますので、各自治体で独り親家庭に対する臨時特別給付金、これは、島本町におきましては独り親家庭に対する臨時特別給付金として1世帯3万円、子どもが1人増えるにつれて1万円追加ということで、子どもが3人であれば、さらに2万円プラスして5万円ということになります。そういった独り親家庭に対する臨時特別給付金、こういったものにつきましては、近隣の忠岡町、岬町などにおきましても児童扶養手当の上乗せ給付ということで行っております。そしてまた、忠岡町におきましては妊婦に対して1人当たり3万円の給付ということで、妊婦である方が安心して出産していただくため、出産を奨励、激励するという意味で行っております。そういった施策を実施している自治体も幾つかございます。

そういったことをぜひ参考にもしていただいて、今後、国・府の第2次の追加支援策、そういったことも踏まえながら町独自の支援策を、また必要に応じて、それは専決処分になるのか臨時議会を開くのか分かりませんが、ぜひその辺は早いペースでそういう施策を打ち出していきたいというふうをお願いしておきます。

個別の具体的な課題についてはまたほかの議員も様々なテーマとして取り上げておりますので、私のほうからの質問は以上にしておきたいと思えます。

以上をもって私の一般質問を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

ただいまより昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

（「12時13分」から「13時15分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大林議員。

2番（大林隆昭君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、今回の新型コロナウイルス感染症、まだ本格的に終息には至っておりませんが、熊取町を含め大阪府では、大きな山は越えたのかなと感じられる程度にはなっております。しかし、冒頭の町長のお話でもありましたが、熊取町でも新型コロナウイルスに罹患され、また、お亡くなりになられた方もおられます。心よりご冥福をお祈り申し上げます。そして、新型コロナウイルス感染症対策に日々ご尽力いただきました藤原町長をはじめ熊取町職員の皆様方には、この場をお借りしまして心より御礼を申し上げます。まだまだ支援を必要とされている方もたくさんおられます。必要とされている方に必要な支援が行き届きますように、これからもご注力していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回質問をさせていただきますのは、これからの熊取町としまして、今回のコロナ禍と呼ばれるものを受けて熊取町でも様々な対応策、支援策を実行していただきました。その中でも、熊取町版緊急生活・経済支援については迅速に対応していただけたものと考えております。

先ほども申し上げましたが、まだまだ完全に終息したわけではございませんし、これから第2波、第3波かとも言われております。また、あってはならないことですが、また違った感染症が流行するかもしれません。

そこで、今回のコロナ禍で皆さんで経験したものをどのように生かしていくのか、今後にどうやって備えていくのかという点について、幾つか質問をさせていただこうと思います。

まずは、第1点、学校の休業問題についてご質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止策として緊急事態宣言が発令され、学校が2か月半余りにわたり休業となりました。休業となっている期間、先生方は家庭訪問に回っていただいたりプリント学習をしていただいたりに対応していただきましたが、これを機に、国はGIGAスクール構想を加速させ、令和2年度中に補助対象台数の申告を行うように通知も出しております。それでどうなっていますかという質問をしようと思っていたんですが、今回のもう補正予算に入れ込んでくれていますので、どうでしょうか。そのままもうご答弁いただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） ちょっとイレギュラーな展開でどきどきしていますけれども、答弁させていただきます。

学校休業問題についてのご質問の答弁をさせていただきます。

議員もおっしゃってくださったように、小・中学生の学びの機会を守るための端末の完全配備についてでございますが、本町では、令和元年12月に国が打ち出したGIGAスクール構想に基づきまして教育ICT環境整備を進めており、当該構想の中で1人1台端末の整備については、当初、小学校5年生から中学校1年生までの3学年を令和2年度に整備し、その後、順次複数の学年を整備することで、令和5年度末の完了を目指し整備を予定していたところでございます。

しかしながら、このたびの新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国において、子どもたちの学びの保障ができる環境を早期に実現するために、国の第1次補正予算において児童・生徒1人1台パソコン整備に向けての追加の補助金が措置されるとともに、ご指摘の地方創生臨時交付金制度も創設されました。

本町といたしましても、これらの財源を有効に活用して、整備年次を大幅に前倒しし、令和2年度末までに整備完了するように進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 大林議員。

2番（大林隆昭君） 質問をしようと思っていた内容がざらっと行ってしまったので、答弁が質問にないことなんですけど、答えられる限りで構いませんので、今回補正予算を可決されたものとして、物の

確保、環境の整備、できる限りで構いませんので、日程的にどのあたりをめぐりにそろうのかなというのをお願いします。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） この会期中の議員全員協議会でもご報告をさせていただこうと思っておるんですけれども、概要についてご説明させていただきます。

まず、6月補正予算で小学校5年生から中学校3年生までの5学年分、それから、国の2次補正のほうで今度成立するというので、そこでも前倒しのほうに来てございまして、これはまた追加で補正予算を上げさせていただく予定をしておるんですけれども、小学校1年生から4年生についても今年度中にということで、小学校、中学校9学年分を今年度末までに何とか入れたいなということで、今いろんな準備をしているところです。

3月議会でネットワークの整備の予算、昨年度の元年度の追加補正ということで上げさせてもらったその工事のほうについても、現在、入札の公告を行いまして契約に向けた準備をしております。こちらのほうが一応1月末をめぐりに整備を予定してございまして、これに合わせて端末も入れられるようにということで、現在、準備を進めているという状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 大林議員。

2番（大林隆昭君） タブレットを使って学習するというような実動するのは、来年度から一斉にスタートするぐらいと考えておいたほうがいい感じですよ。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） できれば早くということで、1月末には、子どもたちが使えるかどうかはわかりませんが、やっぱり先生方が授業で活用していただくというのに一定機械等にも慣れていただく必要もありますので、契約の期間の中でできるだけ早く整備をして、まず先生方が手に取って授業に向けての準備をしていただくと。準備が届き次第、子どもたちも手に取って授業で活用いただきたいなというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君） 大林議員。

2番（大林隆昭君） これからいろんな、どういうふうに使っていくのかとかどういふふうに取り扱いをするのかという話を詰めていく段などやと思うんですが、学校で使って、宿題するのは家ではプリントでやるというのはちょっと何かおかしいなと思うので、当然家に持ち帰ってというふうな形になると思うんです。家に例えばWi-Fiの環境がなければ、そういうときはどういふふうに対応していくのか、それと、ポケットWi-Fiみたいなものを貸し出すのかとか、そういうふうなことについてはまだまだこれから先で決めていく感じですよ。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） おっしゃるとおりの部分がございます、もともと国のGIGAスクール構想については授業で活用するというのが主でございまして、家に持って帰るという想定はなかったんですけれども、今回のコロナ関連で学校のほうが長期休業になったと。そのときに1人1台は家でも活用できるよなということで、国のほうもネットワーク、要はWi-Fi環境整備についても一定の補助制度を設けていただけています。アンケート等をした中で、やっぱりWi-Fi環境がご自宅にないという家庭もございまして、そのあたりの調査をして、現在、一定の調査をした中で、ポケットWi-Fi、今、議員おっしゃったような部分についての貸出しもできるような形を現在検討しているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 大林議員。

2番（大林隆昭君） ありがとうございます。

これからどんどんいろんなことを考えていただいて、来年度みんな進級したときに1人1台ずつタブレットで学習が始まってということを期待して、これからいろいろ情報をいただければと

思います。こんなふうに考えていますというのを、また議員全員協議会なりいろんなところで情報をいただければと思います。

あと、教室にみんなが接続するアクセスポイントとかというところをつけてという環境整備になると思うんですけど、40台ぐらいのものが一斉にアクセスして、安定的に途切れない環境をしっかりとつくっていただきたいなど。「先生、教科書を忘れました」「隣の子のを見せてもらい」というような授業ができなくなってくるので、1人つながらないと前に進まないというふうな状態になってくるので、タブレットの予備とかいろんなものも含めて、そのあたりの環境整備はしっかりとやっていただきますようお願いします。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 1点だけ、今、議員ずっとタブレットということでお話しいたいでいるんですけども、今、機種を考えている中で、タブレットあるいはノート型のパソコンも含めてどういふような機種がいいのかという部分については、当然、小学校1年生、2年生と中学校3年生であれば同じ機械がいいのかということも含めて、今、日進月歩でいろんな新しい機器がどんどん出ている中で、できるだけ子どもたちの使い勝手のいいものをというふうな形で機種選定は進めてございます。

それから、ネットワークの部分については40台、当然、何クラスが同時につながということも想定されますので、こちらも、いろんな回線屋がいろんなシステムというか、いろんなメニューを用意してくれています。できるだけ、その辺もいろんなものを調べた中で、よりよいものが入れるようにということで、今もうそちらのほうは入札公告が始まっていますけれども、進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君） 大林議員。

2番（大林隆昭君） ありがとうございます。

そうですね、タブレット、タブレットと言っていましたね。ついタブレットと言ってしまいうんですけど、タブレット型の端末ですね。子どもたちが使いやすいものであればどんな形態でもいいのかなと思います。でも、かといって普通のノートパソコンはどうかと思うので、そのあたりは子どもたちが使いやすいものだと思います。

あと、子どもたちには当然使い方などの説明もあると思うんですが、先生たちの支援のほうもお願いしたいなと思います。ITC支援員、国では4校に1人、GIGAスクールサポーター4校に2人とかという目安もあるんですが、そのあたりも今年度中に何とか人員の確保に動き出してくれていますか。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 今おっしゃってくれた部分、先生方のサポートをすると。GIGAスクールサポーターと、それから先生方の授業を支援する支援員と2種類ございまして、GIGAスクールサポーターについてはいわゆる機械の管理面でのアドバイスをいただけるというふうな方、それと先生方の授業支援、そこら辺についても、国のほうでも今現在、相談室等がつくられてございまして、そちらのほうに相談をかけるなり、あるいは人材派遣の関連の企業のほうにそういうふうな部分ができないかとか、あとはそういうふうな関連の学校等々に問合せをかけるなりして、確保については現在どういふふうな方法ができるのかなというふうなところの調査を今している段階でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 大林議員。

2番（大林隆昭君） ありがとうございます。またよろしくお願いたします。

これから今、入札にかけて環境整備を整えていくんですが、体育館にも環境は整備するののかどうかというのをお聞きしたいんです。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）一応、子どもたちの活動する場所ということで、普通教室、それから特別教室、体育館、あとグラウンドの一部もできればカバーできるような形でというふうな形で、ネットワークのほうは今考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）体育館は、可能であれば、何かあったときの避難所になりますので、できればちょっと多めにとつか、たくさん接続できるような環境にさせていただいたら災害時には有意義に使えるのかなと思います。今、国からの予算がある程度見込めて、できるときに整備しておいていただくのが、後々やっぱりやっていたらよかったなというふうにはならないと思うので、今のうちにしっかりと整備していただきたいなと思います。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）フリーWi-Fi的に使えるかどうかというところについて、学校のセキュリティーの関係もございますので、そのあたりについては僕も今、即答はちょっとできないなと。そこも、いろんな業者との話合いの中で、どういうふうな形ができるのかを踏まえまして検討はさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ちょっとごめんなさい、変な質問をしてしまったんですが、1つ目の質問はこれで終わりにさせていただきます。

2つ目、次に、熊取町役場庁舎内でのリスクマネジメントについてお尋ねをいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症のときに、幸いなことに熊取町の職員の方から罹患者は出ませんでした、万が一に備えておく必要があると考えております。今後への対応策をお聞かせいただければと思います。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、新型コロナウイルス感染症への対応と備えについての2点目、庁舎内リスクマネジメントについて答弁いたします。

本町におきましては、まずは職員自らが感染しないため、うがい・手洗いの徹底、3密を避ける、マスク着用といった感染予防の徹底を適宜、意識づけを図ってまいりました。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び職員の健康・安全面を考慮するため令和2年2月27日から公共交通機関利用者を対象とした時差出勤の導入や、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小・中学校等の臨時休業その他の事情により子の世話をを行うための特別休暇の取得を令和2年3月1日から新たに創設して、感染拡大の防止等に努めてきたところでございます。

さらに、緊急事態宣言後には、時差出勤及び特別休暇以外にも、職場における職員の密を避けるため、業務に支障のない範囲で土日を含めたローテーション勤務の導入や産業医による職場巡視を行い、職場環境における新型コロナウイルス感染防止の徹底を図ってまいりました。

このように随時感染予防の徹底に取り組んでおりますが、万が一職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、熊取町新型コロナウイルス感染症初動マニュアルに基づき、発生部署と協議を行い、熊取町業務継続計画を参考に業務の優先順位を設定し、住民サービスに直結する業務など速やかに再開する業務を選定し、住民サービスの維持に努めることとしております。

なお、業務再開に当たり職員の応援派遣が必要な場合は、業務の安定的再開のため、直近で業務経験がある他の部署の職員を優先して派遣し、業務の速やかな再開を図っていくこととしてございます。

以上、ご理解を申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。いろいろ対策を取っていただいていたんですが、万が一、

出たときにどうするかというのを考えておくのは大切なことかなと思います。

災害時のBCPというのは策定していただいておりますし、今、議会のほうでもBCPのお話が出ているんですが、感染症と災害を一緒くたにするのかという話もありますし、感染症BCPというのでも定めているところもあります。原因が異なるので、同じBCPを適用するとなるとなかなかうまくいかなかったりもするので、議会のほうでもまだもう少し考えたほうがいいのかというふうに個人的には思っているんですが、そのあたり、感染症BCPを新しく、今あるものを少し変えて感染症用につくり変えろとか、そういう考えはございますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ご指摘のBCPにつきましては、確かに、感染症に対応することといわゆる一般的な災害に対応するのでは、優先順位ということで絞っていくときに考え方を若干整理すべき部分もあろうかと思えます。そこは、BCPについては何かあったときに優先すべき業務は何かということで考えれば、今のものによる対応も一定のレベルでは可能かと思えますけれども、ご指摘のところは確かに大事なことだと思いますので、適宜、必要な更新は加えてまいりたいと思えます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）よろしくお願ひいたします。

また、こういう感染症流行時には役場にも庁舎に行くのもどうなのかなという住民もおられると思うので、新しくできたスマートシティ戦略グループというのを中心に、例えば電子決裁、各種申請のオンライン化なども同時に進めていってもらえれば、住民の方も一々行かなくてもいろんな申請ができる、職員の方も、電子決裁で取り合わなくてもどんどん処理が進んでいくというような形も取れると思えますので、そちらのほうもよろしくお願ひいたします。

じゃ次、3つ目の質問にいきます。

3つ目の質問は、防災・防疫についてというお尋ねをして備蓄品の見直しが必要じゃないですかという質問をしようと思っていたんですが、先ほどたくさん聞かせていただいたんですが……。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議員がいろいろとご心配いただいたとおり、大体同じような内容にはなりますが、答弁させていただきます。

それでは、3点目、防災・防疫に係る備蓄品の見直しにつきまして答弁申し上げます。

坂上昌史議員への答弁と重複した内容となりますが、現在の備蓄物資につきましては、平成27年に大阪府域救援物資対策協議会が示した大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、食料や保温用資材、乳児用ミルク等の重要な11品目について、指定避難所である各小・中学校の備蓄防災倉庫に必要量を備蓄しております。

新型コロナウイルス感染症の第2波などに備えた防災・防疫の備蓄品の見直しにつきましては、今月3日、大阪府がこれまでの避難所運営マニュアル作成指針に加えて作成した新型コロナウイルス感染症対応編において、従来の災害時備蓄物資に加え、マスク、消毒液、非接触型体温計、フェースシールド、段ボールベッド、パーティション等の感染防止対策に必要な資機材が示されていることから、昨年度に整備した段ボールベッド等に加え、今年度に整備する予定としているパーティション機能も想定した避難所用テントのほか、必要な物資は備蓄物資に加え、速やかに整備し備蓄してまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます、何回も同じような質問を。これからも多分いっぱい出てくると思うんです。

防災の備蓄品を備えていただくというのは本当に心強く思います。防災倉庫、自主防災組織の倉

庫、また自治会そのものとかにも、ある程度の備蓄は自分たちでしておいてくださいねという願いもいいですし、もし可能であれば、新しく建て替える公民館に備蓄倉庫を造って、もちろん感染症用にというあれなんですけれど、大規模な災害のときに1か所にまとめていて全部取れませんでしたというふうにならないように、できるだけ分散して備蓄していただける環境を、新しく建物を建て替えるのであればそういう環境もつくってほしいなと思います。よろしく願いいたします。

じゃ、もう最後の質問にいきます。

最後に、地域経済について、今回の新型コロナウイルス感染症対策として国・府から支援メニューが示され、活用できる支援メニューを利用しながら事業を皆さん継続されておりますが、厳しい現状は変わりなく続いております。また、これから影響が出始める業種もあろうかと思われれます。この点についてどのような支援策を考えておられますかと、また同じような質問になるんですが、すみません、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の新型コロナウイルス感染症への対応と備えについての4点目、地域経済についてご答弁申し上げます。

本町内事業者の新型コロナウイルス関連融資状況についてでございますが、日本政策金融公庫などの政府系金融機関の5月末時点での融資実行件数、新型コロナウイルス関連貸付けが約60件程度という報告をまずいただいております。

次に、大阪府制度融資でございますが、新型コロナウイルス感染症対応緊急資金について本町が認定書を発行した件数でございますが、6月3日時点で、前年比売上高が5%以上減少した事業者が対象となるセーフティネット保証5号が3件、前年比売上高が20%以上減少した事業者が対象となるセーフティネット保証4号が28件、前年比売上高が15%以上減少した事業者が対象となる危機関連保証が88件、合計119件となっております。ただし、これらの融資は各取扱い金融機関及び大阪府信用保証協会の審査をクリアする必要があり、認定書の発行を受けた事業者の全てが融資実行されているかは不明でございます。

議員ご提案の融資制度に係る金利優遇につきましては、日本政策金融公庫による融資制度では特別利子補給制度が開始される予定であり、事業者には一旦利子も含めご返済いただきますが、中小企業基盤整備機構より一定の要件の下、利子額分を補填することで、実質的な無利子化となる制度でございます。

また、大阪府の制度融資では、新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料補助型）が5月より開始されておまして、この融資制度も、一定の要件はありますが保証料、金利負担を免除するという制度でございまして、既に融資を実行済みの場合であってもこの無利子制度への借換えも可能となっております。

以上のように、新型コロナウイルス関連融資につきましては、詳細審議中の制度もございまして、おおむね無利子の制度となっております。今後さらなる本町独自の支援につきましては、先日、5月28日開催の議員全員協議会におきまして、また、本日先ほど坂上巳生男議員の質問に対しまして総合政策部長から答弁ございましたように、現在国会において審議中の2次補正予算に係る支援メニューの内容や大阪府の独自支援策の動向を注視しながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、真に厳しい状況に置かれた住民の皆様への支援策となるよう、議員ご提案の支援策も参考にしながら総合政策部と調整を図り検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

大阪府・国から出てくる支援メニューを見てから決定しようかなという感じの答弁も先ほど聞いたんですが、少しゆっくりし過ぎじゃないかなと、困っている方は今でももう困っておられますし、

国・府と重複したところはしたところで、俺らのほうが先に目をつけたなぐらいに思う感じで、見ていて遅いよねと言われるとどうしようもないので。

今回コロナの影響が出て、今この対応策をみんな考えている中で、誰もが初めてで、どれが正解でどれが失敗なのかというのは本当にもう1年、2年しないと分からないことなので、ここで別にあれは失敗やった、それは成功やったということではないと思っています。やってみて後でそれを検証して、これはよかったねというのはいいと思うんですけど、やる前から重複するとあれなんでという考えはやめていただきたいなと思います。できるだけ早くいろんな支援策を出していただきたいなと思います。

このまま見ていて、新型コロナウイルスの感染症が終息して、何の影響もなくなってふだんどおりの生活に戻ったとしても、あそこにあったお店は潰れたなとか、あのタオル屋さん、そういえばコロナのときに潰れたなというふうになるとどんどん熊取町も下向きになっていってしまうので、ここは思い切っているような支援策を出していただきたいとお願いして、質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

新型コロナウイルスにおける本町の今後の対応について、今回は大きな2つの視点で質問させていただきます。一つは子どもたちに対しての今後の取組について、そしてもう一つは、コロナ禍においてダメージを負った町内事業者への今後の取組について質問させていただきます。

まず最初に、子どもたちへの今後の取組であります。緊急事態宣言が解除され分散登校が始まり、いよいよ来週6月15日から本格的に学校生活が始まるわけですが、長期間にわたって自宅待機を余儀なくされた子どもたちがしっかりと毎日登校できるのかどうか。特に、縮小型の入学式となりクラス全員での自己紹介も済んでいない次の新しいステージに立つ小学校1年生、そして中学1年生の子どもたちに対してのフォローについて、例年とは違う取組がありましたらご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、浦川議員の新型コロナウイルスにおける熊取町の今後の対応についての①6月からの子ども達の学校生活についてのご質問の1つ目、小学1年生及び中学1年生など、新しいステージで学校生活を始める子ども達へのフォローについてどう考えるかについてご答弁申し上げます。

6月1日から6月12日までは分散登校となっております。小学1年生への配慮として、他市町が行っているような学年別登校の場合、小学1年生はそれぞれで登校しなければなりません。本町では全小学校が地区別登校日を設定しているため、集団登校が行えております。下校についても、教職員が、小学1年生が安全に下校できるよう見守り活動を行う等の取組を行っております。

また、学校生活や授業については、従来から新しいステージで学校生活を始める1年生の児童・生徒には一人一人に丁寧に関わっております。小学校では、管理職を含め多くの職員が巡回するなど、新1年生との関わりを持つよう努力しております。また、児童の心の状況を把握するためのアンケート調査を行ったり、気になる児童と積極的に話をする機会を設けたりするなど、学校ごとに工夫した取組を実施しております。また、中学1年生については、心のアンケートを行ったり教育相談期間を設定したりするなど、担任と生徒が1対1で話をする機会を設けております。

今後も、1年生に限らず、全児童・生徒に対して心のケアについて教職員が常に気配りをしながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。いろいろ例年とは違って、分散登校の間も学校の先生がそ

れぞれ訪問していただいて、本当にきめ細かく子どもたちが変わった様子がないかというところも含めてしっかり見ていただいているなという点では、本当に学校の先生方に感謝したいと思います。

やはりちょっと気になったのが、新しい小学校1年生もちろんそうですし、中学校1年生は、まだ分散登校ではあるけれども全員がそろっては会っていないので、自己紹介もまだ済んでいないんだと。小学校から中学校に上がるときに校区が変わって、例えば北中なんかは、中央小学校の子どもが一部北中学校のほうに行っていて、同級生というか、もともと知っている小学校の友達が少ない中で中学校生活を今すごく心寂しい思いで学校に来てると思うんです。なので、そういったところもしっかりとケアしていただいて、今、心のアンケートというようなお話もありましたけれども、やっぱり従来とは違った今回のコロナの影響で子どもたちの人生が狂わないように、本当に最初が肝腎ですので、不登校児童が出ないようにしっかりと手厚いサポートを引き続きお願いしたいと思います。

次にいきますけれども、梅雨が明けると今年は例年よりも気温がさらに高くなって、そんな夏にマスクの着用が義務づけられていますので、熱中症に対しての取組について伺いたいと思います。

マスクの着用について、熱中症への配慮をどのようにお考えなのかについて答弁をお願いします。
議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では次に、2つ目のマスクの着用要請による熱中症等への配慮についてですが、専門家の指摘にありますように、マスクの着用は感染予防のためには欠かせない状況となっております。議員ご指摘のとおり、熱中症対策のために教室の冷房管理や水分の補給等には十分配慮いたします。また、部活動の制限等については、感染予防のためにはある程度必要なことと考えております。しかし、運動不足解消やストレス発散対策等の課題に対しては、体育の授業の工夫や運動以外のことで消化するなど、学校のみならず家庭等の協力も得ながら対応していきたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）最初の冷房管理については、今も同じですけれども、空調機がかかって窓を開けて換気をしながらやっていると。これについては学校の冷房機は新しいので十分なのかなと思うんですけれども、逆に、今、分散登校で学校が始まっていて、通っている児童が直接やっぱりクーラーが当たって寒いというような話も聞いているんです。ブランケットとかいわゆる膝かけというんですか、そういうのは自由に持ってきてもいいようになっているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）その辺のところに関しては学校により様々な対応をいただいているのが現実だと思いますが、ただ、今ご指摘いただきましたように、当然、冷房している状況の中で体調の管理というのはやっぱり非常に必要になってくると思っております。ですから、そういったところに対しての配慮であるとか工夫についても各学校のほうに指示してまいりたいなというふうに思っています。

また、冷房中ですけれども、換気というのは絶対に必要ですので、府や国のほうからは30分に1回、やはり5分程度の換気は必ず必要であるということ、それと、本町ではクーラーがつく前に各教室に4台の扇風機が前と後ろについていますので、空気をうまく循環させたり外へ出すという意味では、クーラーを使いながら扇風機を回すといったようなことも一つ工夫して換気にも十分気を配ってまいりたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ブランケットとか膝かけについては、小学校のときは体調が悪い子しか使ってはいけないとか、何かそういうような話も聞いたりするんです。なので、今回、今年に関しては換気をしながら冷房をつけるということなので通常よりも結構風なんかも強くやっていたりとか、だから

今度、逆に冷え過ぎて、直接冷房が当たる子どもなんかはやっぱり寒いというような部分で、本当はブランケットとかを使いたいけれど学校でもしかしたら駄目と言われるのかもしれないとか、そういうような配慮をオーケーなのであればオーケーですというような形で正式にきちっと出していただけなら、体調管理なんかもよりしやすいのかなというふうに思います。ぜひお願いしたいと思います。

部活動の制限とかは、運動不足から体力の低下、ストレスの発散というのがちょっと気になったのが、前回の5月29日の日経新聞で、新型コロナウイルス感染拡大の影響で小学校が休校となった子どもの過ごし方に関する調査結果、これ、ご存じかと思うんですけど、群馬大の教授らが全国の小学生の保護者1,300人を対象にアンケートしていて、休校の期間中困っていること、気になっていることということで、第1位が運動不足になる、これが75%で、第2位に学習が遅れてしまう、74%、ストレスや精神面の悪化、これが53%ということで、学習が遅れてしまうことよりも運動不足、ストレスというところ辺りが保護者として気になっている、困っているというような結果が出ていて、学校の学習の遅れよりもそっちのほうが気になっているのかなというふうなのを見て質問に入れさせていただいたんです。

学習の遅れについては、先ほどもGIGAスクール構想の云々の話があって、どんどん冒頭、今朝からも授業時間の確保というような話もあったかと思うんですけども、運動不足によるストレスの対策というのがあまり議論をされていないようにも、ニュースとかにもあまり出てきていないのかなと思ったので、あえてちょっと入れたんです。2か月、3か月近い自粛生活が続く中で子どもたちの心というところが非常にストレスを抱えていく中で、ようやく学校が再開して、通常とは違ったサポートもやっぱり必要になるのかなと思うので、もちろん学習の遅れというのは今、先生方に非常に取り組んでいただいていると思うんですけども、子どもたちの心のケア、ストレスの発散というところをしっかりと通常よりも今までとは違った面で見ただけならなというふうに思います。そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

今度は、子ども達の今後のイベントについて伺います。

1点目の運動会や修学旅行の取扱い、さらに夏休み・冬休みの期間はどのようにするのか、ご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、小・中学校の子ども達の今後のイベントについての1つ目、運動会や修学旅行等の取扱い、さらに夏休み・冬休みの期間はどのようにのご質問にお答えいたします。

運動会は、現在のところ小学校においては11月7日の土曜日に、中学校においては9月25日金曜日に行く予定です。修学旅行につきましては、小学校は10から11月に、中学校については2学期に行く先を変更して実施する予定です。しかし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により変更されることもございます。

また、夏休み・冬休みの期間については、夏休みを8月8日土曜日から8月20日木曜日の13日間、冬休みを12月26日土曜日から令和3年1月6日水曜日までの12日間に短縮する予定であります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ちなみに、修学旅行の場所というのをお願いしていいですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、小学校については、1つの学校が10月の早いうちに行く予定にしておりましたが、このような状況の中で11月に変更したというふうな状況がございます。

行き先については、小学校については従来どおり伊勢方面へ行く現段階では予定であります。あと一方、中学校につきましては、本来であればもう1学期に修学旅行は行って終わるということに

なっていますが、この状況ですので2学期へ回していきたいと。1つの学校が沖縄の予定であったということと2つの学校が東京方面、熊取中学校が沖縄で北中学校、南中学校が東京方面というふうに考えておったんですが、もうやはり全ての学校で行き先を変更していく予定にしております。特に関東方面にはなかなかちょっと今、現段階では行きにくいということで、熊取中学校は長崎のほうへ、今、変更したいというふうに調整をしているところでございます。それからあと、熊取北中学校については、これはもう近隣の和歌山県のほうへ、南のほうへ行くということをご予定しております。南中学校は滋賀県のほうへ行くということで現段階では予定しております。

それぞれ、各学校で今まで取り組んできた様々な状況によって行き先のほうは決めていると。やっぱり学校のほうとしましても、教委としてもそうですが、問題はどこへ行くのかということよりも、子どもたちみんなで集団で仲間づくりであるか思い出づくりとかいう、何を目的に行くのかということのほうを大事にしたいというふうな思いもありますので、近い、遠い、いろいろございますが、みんなで一緒に行けるというふうなことが一番やっぱり大事なのかなというふうに思っています。今、各学校では鋭意、その日程、行き先について検討中、ただ、どの学校もその時期に変更しようとしておりますので、結局うまく電車が取れるのかとか、宿がどうなのかとか、逆に受入れをもらえるのかどうかとかという様々な課題がございますので、その辺のところを今、鋭意調整しているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。もうなくなってしまったのかなというふうにも思ったので、本当に先生たちも、今の子どもたちは本当にいろんなものを今回のコロナで奪われてしまって、修学旅行ですらなくなってしまうのかなというふうに思っていたんですけども、今も理事がおっしゃったように、やはり、どこかに行く、場所じゃなくてみんなで行くという思い出づくりがすごく重要なのかなと思うんで、いろいろ本当に大変だと思うんですけども、ぜひ子どもたちの思い出に頑張っていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

夏休み・冬休みに関しては、ちょうど他市がどんどんと夏休みがいついつというのが出ている中で熊取町はどうなるのというふうに聞かれていて、ちょうど通告が3日で、4日に教育長のお名前前で保護者の皆様へということでお手紙を頂いて、一足遅れて僕、出してしまったので、8月8日から20日までの13日間、通常の半分ぐらいですよ。22日減ということで、冬休みは12月26日から1月6日の12日間、2日減って調整していくということですね。ありがとうございます。

では、次の質問に移りたいと思います。

本年は国際交流都市であるオーストラリアのミルデューラ市へ訪問する年度ですけども、ちょっと難しいのかなと思うんでこういう書き方をしたんですが、取りやめる場合の子どもたちへのフォローについて、何か検討されていましてら答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、質問2点目のミルデューラ市への訪問を取りやめる場合の子ども達へのフォローにつきまして答弁申し上げます。

まず、経過からご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして3月中旬頃にオーストラリア政府による入国制限が行われたことを受けまして、ミルデューラ市側と協議を積み重ねてまいりまして、青少年の安全確保のために4月8日付で令和2年度国際交流青少年派遣事業の中止を非常に残念ではございますが決定いたしまして、同日、町ホームページでお知らせをさせていただいております。なお、既に4月6日から窓口にて応募を開始しておりましたことから、中止決定の時点で応募済みの方に対しましてご連絡を行ったところ、事業の中止にご理解をいただいたといったところでございます。

次に、国際交流事業の今後につきましては、今年度予定しておりました派遣事業を令和3年度に繰越し実施する方向、来年度に派遣するといった、そういった方向でミルデューラ市及びチャフィ

一中等カレッジと調整中でございます、内容が決定した段階で広く周知を行ってまいらる予定でございます。

加えて、ご質問の子ども達に対するフォローにつきましても、ミルデューラ市への派遣事業は今年度は残念ながら中止となりましたが、現在、浦川議員よりかねてよりご提案いただいております、経済的な事情などによりまして参加できない青少年も考慮したSNSを活用した国際交流事業をできる限り早期に開始することで、少しでもそのフォローにつながればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。これも次の翌年度、本来であれば受入れるというところを、こちらからまた訪問させていただくと。そうすると、中学3年生に関しては、残念ながらというようなことになってしまうかなと思うので、そこを、先ほど後段のほうで述べていただいた、きっかけづくりに生かせるような形で、財源については、来年またやっしまわなあかんから繰り越すような感じでしていくんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）財源につきましては、今年度取らせていただいた予算、これは一定、不用額という形で一旦置かせていただいて、もう一度リセットするような形で予算計上をさせていただくのが現時点ではいいのかなというふうに考えております。加えて、こちらの事業につきましては関西国際空港からの支援金の対象事業にもなっておりますので、その財源は、関空からの助成金というのも頂きながら、これは例年、毎回頂いているものなんですけれども、それを来年度派遣する際にも生かしてまいりたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そしたら、中学3年生なんか今回チャンスがなくなってしまったというところで、ぜひとも、行くことはできないので、何かしらの交流のきっかけづくり、動画の配信、SNSを活用したというところを前のめりで進めていただけたらなというふうに思います。

次に、学童保育所の質問のほうに移りたいと思います。

学童保育所における今後の新型コロナウイルス感染防止対策について伺います。

今年は、コロナの影響でこれまで経験したことのない事態となり、本町を含め各自治体で、休校期間中の子どもたちの預かりをどうしたらいいのか、そういう事態に見舞われました。他市では児童の受入れをストップする学童保育所がある中で、本町の学童保育所は、働くお父さんやお母さんたちのために、また熊取町のために、手探り状態の中で児童の預かりを自ら進んで引き受けてくださいました。本当に感謝したいと思います。府内において感染者が拡大傾向にある中でも、預けるほう、また預かるほう、両者において非常に不安の中で取り組んでいただいた結果、幸いなことに感染者は出ず、今日を迎えることができしております。

しかしながら、学校が来週から本格的に再開し、併せて学童保育所も本格的にスタートするとすると、これまで定員いっぱいいっぱいの状態でクラブのほうで運営されていますので、各クラブの3密は何かしら対応していかなくてはならないと考えます。今後の各クラブへの対策について答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、1点目の三密が蔓延する各クラブへの対策についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、3月2日以降小学校が臨時休業となる一方、学童保育所につきましても、国や大阪府から規模を縮小しながら原則開所するよう求められたことから、保護者の皆様には家庭での保育やお子様の検温などをお願いし、多くの保護者の皆様のご協力を得ながら感染症対策に取り組んできたところでございます。

さて、6月15日から小学校での通常授業が開始されますと、学童保育所への出席状況も通常となり、議員ご指摘のとおり3密の状態になっていくことが想定されますが、本来、学童保育の現場ではどうしても集団行動となり、現実的には密集・密接は避けられないものでございます。そのため、学童保育所における対策といたしましては、マスクの着用や咳エチケット、手洗い、アルコール消毒など、国が示す感染症対策ガイドラインの基本的対策を徹底するため、国の補助金を活用し、空気清浄機や体温計、消毒薬、施設の消毒作業に必要な物品を調達するなど、様々な対策に取り組んできたところでございます。

一方、運用面では、屋内の十分な換気、距離の取れる遊びや熱中症に注意しながらの屋外遊びの推奨、食事のときは部屋の分散や間隔を取った配席を行うなどの工夫により、可能な限り3つの密の回避に努めているところでございます。

さらには、今後フェースシールドの購入なども進めるなど、より対策の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

今後におきましては、新しい生活様式の社会全体の定着が求められていることを踏まえ、適切な感染防止対策を講じつつ、指定管理者との連携・協力体制をより一層強化し、お子様の安全と保護者の皆様が安心してご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）3密の中の密閉という部分に関しては、クーラーを全てのユニットに、町長が進んで全部につけていただいて、ある程度クーラーの施設は、新しいものは大丈夫かなと思うんです。ある程度換気をしながらでも冷房がきちっと効いて、熱中症対策になるのかなと思うんですけれども、あの施設の中には従来から使っている冷房機というのものもあるかなと思うんです。その例えばパワーというか、そういったところがちゃんと機能するというか、しっかりと冷える状態に持っていけるのかどうか、この辺のチェックというのは事前にはしていただけるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）近年の猛暑によりまして、以前、議員のほうからいろいろ熱中症対策と申しますか、エアコンの設置について、部屋の温度管理についてご指摘をいただきまして、必要に応じてエアコンの古い機器の更新等を行ってきたところでございます。確かに議員ご指摘のとおり、窓を開けて検証したのかと申しますとそこまでは検証し切れていないんですけれども、そこを十分指定管理者と一応協議しながらしていきたいと思っております。

また、先ほどご答弁申しましたように、やっぱり密を避けるという意味で、子どもがちょっとしたおやつを食べるときにでも、ふだん使っていないロッカールームみたいなそんなところの部屋も使っていかなきゃならない。だから、そのために必要な、そもそもそういう意味ではなかったんですけれども、たまたま今年度、全クラブじゃないんですけれども、一部のクラブには今、エアコンの新たな設置も今作業を進めているところでございますので、できるだけ部屋を満遍なく温度管理できるような形に持っていきたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。しっかりと、実際に夏になって気温が高い状態の中で窓を開けて換気した状態でどこまで冷えるかというのは、今、理事がおっしゃっていただいたように協議しながら、必要なところは交換というか、子どもたちの安心・安全のためにもやっていただけるというご説明だったかと思っております。

密閉についてはそこでクリアできるのかなと思うんですが、密接・密集、これについては、今の理事の発言ではどうしてもそうになってしまうというふうに思うんですけれども、例えば、今回臨時的に午前中は学校、午後から学童保育所みたいな形で、後半の部分にあったかと思うんです。学童の子ども全部が学童保育所に行くというのではなくて、そこを仮に分散して、学校と学童保育所というのを、しばらくコロナがどれぐらい影響が続くかちょっと見えないので、そういうような対応

というのはできないものなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今、議員ご提案の部分につきましては、緊急事態宣言が発せられている間につきましては、国・府のほうからはできる限り学校の施設も活用した分散ということは通知が来てございました。ただ今回、先ほどご答弁申し上げましたように、保護者の皆様にはかなりご負担はかけたんですけれども、家庭保育をお願いしたということで、緊急事態宣言中、約10%程度まで出席を抑えることが学童のほうはできました。

6月15日から小学校のほうが通常授業となりますので、今、議員ご提案いただいた部分につきましては、支援員の人の確保等々も当然必要になってきます。場所だけをお借りするというわけにもいきませんので、そこは少し指定管理者のほうと協議の必要があるのかなと思ってございます。

また、今年度から、本来の夏休み、今回コロナの関係で短くはなるんですけれども、長期休暇、要は夏休み・冬休みだけの受入れというのは、これはもう学校の施設をご利用させていただくということで教育委員会、学校現場のほうとは既に協議が調ってございますので、一部そういう形で密は回避できるような形になってございますので、丸一日いてる長期休暇期間中のようなところは、できるだけそういう学校施設の長期休暇用の別の教室を有効に活用できたらなというふうに思っておるんです。通常の放課後の部分については、その辺も一度、状況を見ながら指定管理者のほうと協議させていただければというふうに思います。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今回コロナがあって、今まで誰も経験したことのないことが突発的に起こって、本当にどうしたらいいんや、何が正解や、どうしていくべきやみたいなところを急ピッチで議論をどんどん重ねていったかと思うんです。教室の面も、今、空き教室云々というところで、空き教室の活用というところを厚生労働省なんかも積極的にというような指針がある中で、ただ、空き教室がやっぱりないんですよね。教育委員会の視点でいくと、空き教室はないんだと。空いたとしてもそれを活用する用途がもう決まっているんだというような発言の中で、なかなかお互いの意向というのがすり合っていないようなのがちょっと長いこと続いているのかなというふうに思うんです。

今回、感染が終息してなくて、これから第2波、第3波があるかもしれないという中で、次の質問にも関わってくるんですけれども、熊取町と学童保育所、実際に子どもを預ける保護者の連絡協議会が今後定期的に、不測の事態にも備えられるように常日頃から膝と膝を合わせて会話していきえるような、そういった協議会というのを持ったらどうかというふうに思うんですけれども、3者協議会を持つという部分でご答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）2点目の答弁に入る前に、議員からご指摘というか、余裕教室の活用について、議員がおっしゃるとおり、現場では基本的には現在は難しいということなんですけれども、我々健康福祉部サイドとしては、毎年教育部局のほうとは状況につきましてはお話をいろいろ基本的なものをお聞きした上で、ちょっとやっぱり難しいなとかいう判断はさせていただいているという状況でございます。すみません。

2点目の、そしたらより良い学童保育所運営を目指した三者協議の定期的な実施につきましてご答弁申し上げます。

本町の学童保育所につきましては、平成29年4月から指定管理者制度を導入し、NPOとの連携・協力の下、放課後における安全・安心な子どもの居場所づくりや、より健やかで豊かに子どもが成長できる学童保育所運営を行っているところでございます。

また、指定管理者においては、このたびの新型コロナウイルス感染拡大を受け、先ほど答弁申しましたように、3月2日からの小学校の臨時休業に伴い、即時に朝からの学童保育を実施し、新型コロナウイルスの感染リスクの厳しい状況の中にあっても、1か月以上にわたって各小学校区で子どもの居場所の受皿となっただけなど、保護者の皆様が安心して子どもを預けることができる

よう対応されてきたところでございます。

さて、よりよい学童保育所運営を目的といたしまして、今年度、学童保育利用者の方を対象にアンケート調査を実施する予定でございます。このアンケート調査を通じて、利用者の意向や指定管理者の運営内容の評価を把握し、事業の運営方法の改善や必要な施設整備に活用するとともに、指定管理者とも共有・連携を図り、双方でよりよい学童保育の環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

さらには、一部の保護者や学童保育所の支援員から成る熊取学童保育連絡協議会から要望書が提出された際には、面談を通じて保育内容や保育環境に係る要望内容をお聞きし、必要に応じて指定管理者との協議も行い、適切に対応しているところでございます。

議員ご提案の町、指定管理者、それと熊取学童保育連絡協議会による3者協議の定期的な実施についてでございますが、よりよい学童保育所の運営の実現という目的の下、積極的に町も協議に参画してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。積極的にやっていただけるということで、やはり3者協議は、これから共働きが増えていく中で入所児童数も増えていく、そうすると施設整備の問題であったりとかどこにどれだけの規模が必要なのかというようなことがどんどん分かってきて、最終的には保護者の人たちの意向というものが学童保育所に伝わるといふか反映されるという形で、よりよい学童保育所の運営について進めていく上で、本当に全ての関係者が前向きにどんどん進められると思うんです。

教育委員会のほうにも改めてちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど空き教室というようなどころがあって、今回、熊取町の所管は健康福祉部が担当していただいているので、健康福祉部とNPO法人と連絡協議会、保護者の団体が3者協議でこれから定期的にやっていくと。その中でも、学校施設を使う、当然ながらも今現に学校の施設を使っている教室もあり、グラウンドの中に施設があるわけですから、必ずこれは教育委員会とも関わってくる問題になってくると思うんです。もし今また第2波が来たら、まだ我々の準備が整っていない中で第2波、第3波が来て、もっと大変なことになってしまうことだって考えられる、そんな中でやはり不測の事態に備えて、教育委員会も協議の中に、今後、今すぐというのは難しいかも分からないんですけども、長い目で見て子どもたちのこと第一に考えると、協議の場に入っていくということは必要なのかなというふうには私は考えるんですが、ちょっと今のお気持ちだけ聞かせていただいているいいですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今回のコロナウイルス感染症拡大に伴って、緊急事態宣言が出された4月8日以降に関しては、子育て支援課と学童うちと直接的ではないですけども話をしながら、例えば午前中2時ぐらいまでは学校で学童の子も全てお預かりするというような形、だから大体、各小学校で学童に預けておられる親御さんも30人程度が学校へ預けられて、先生方が子どもたちをその時間帯お預かりすると。それ以降に関してはまた学童のほうで見ていただくという、そういう連携をさせていただきながらお取組さしてもらいました。と申しますのも、結局、やっぱりそれによって働けない保護者の方が出てくる、子どもの行き場所がない。子どもはどこかでやっぱり生活して安全に見ていく必要があるというふうな観点からそのようにさせていただいていることですので、今後、第2波、第3波が予想される中で、そういった子どもの居場所づくりをどうしていくかというのは当然の課題になってくるし、そこも考えていかなければならないというふうには思っております。

当然、同じ席に着くのかどうかというのは別として、一緒に子どもがどう安全に過ごす場所をつくっていくのかということについては、やっぱり考えていかなければならないというふうには思っております。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

今回、すごく貴重な体験と言ったら語弊があるかも知れないんですけども、いろいろなことを学ばせていただいた中で、定期的にこういう協議会というものをやっぱりやっていかないといけないんだなというのは改めて思ったんです。今、必要に応じて教育委員会もその中に、直接ではないにしても間接的に入ったというような中で、長い目で見てこれは必ず関わってくる問題だと思う。まだ3者協議がこれからよりどんどん密に進んでいくかと思うので、ぜひとも、子どものことを第一に考えることを視野に入れて、教育委員会のほうとしてもぜひ協議を見守っていただけたらなというふうに思います。お願いいたします。

次の質問にまいります。

今回は、次の質問はコロナ禍における本町の企業やお店の状況についてお伺いしたいと思います。

政府においては、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けの資金繰り支援のため、様々な支援策を設けており、次の第2波に備えるためにも補正予算を組むことで現在調整が進められております。明日12日の成立に向けて今やられているかと思えます。

一方、町内においても、住民の生活を守り、町の事業者を守るためにも、熊取独自で何らかの支援策を打つ必要があります。まずは、先ほどちょっと大林議員で件数が出たかと思うんですけども、セーフティネット保証等の融資相談件数や認定証の取得数、割合等、町内事業者の経済的ダメージをどの程度熊取町で把握されているのか、教えていただきたいと思えます。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の町内事業者の経済的ダメージの状況についての1点目、セーフティネット保証等の融資相談件数や認定証の取得数等、町内事業者の経済的ダメージの把握についてご答弁申し上げます。

まず、セーフティネット保証等の融資相談件数でございますが、融資相談は金融機関や商工会で行っているものでございまして、本町にお問合せいただいた場合でも金融機関等の相談窓口をご案内させていただいているところでございます。

商工会に確認させていただいたところ、融資等相談件数は6月2日時点で239件、うち国の持続化給付金制度の相談が113件、雇用調整助成金制度の相談が21件、大阪府の休業要請等に関する支援金制度の相談が52件で、融資に係る相談は40件となっております。

次に、本町が認定書を発行した件数でございますが、先ほどの大林議員の質問に対する答弁と重複いたしますが、6月3日時点で、前年比売上高が5%以上減少した事業者が対象となるセーフティネット保証5号が3件、前年比売上高が20%以上減少した事業者が対象となるセーフティネット保証4号が28件、前年比売上高が15%以上減少した事業者が対象となる危機関連保証が88件で、合計119件となっております。

これら認定証を発行した事業者の減収状況を見ますと、119件のうち、50%以上の減収が40件で約33.6%、30%以上50%未満の減収が31件で約26.1%、20%以上30%未満の減収が31件で約26.1%、20%未満の減収が17件で約14.3%となっております。通常の経済活動の中では想定できないダメージを受けておられるものと推察いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

これ、文書回答をいただいたらよかったですね。ちょっとごめんなさい、全部書き切れなかったんですけど、この件数で、熊取町のこれからどれだけの割合でという、熊取町の事業者が1,240件ぐらいの中で認定書を取ったというのがおよそ119件ということなので、1割ぐらいは認定書で金融機関のほうに借りに行かれたということも大体は分かるんですけども、各業種がどれぐらいのダメージを負っているのかというのは、なかなかこれはいまだかつてというか、今でも把握する

のはちょっと難しいのかなというふうに思います。

先日の議員全員協議会で、休業要請の支援金事業ということで熊取町の6,650万円、大阪府と合わせて1億3,000万円を休業要請を受けたところには支給すると。20法人には100万円、226事業者に50万円ということでご説明をいただきました。こういったデータをいろいろ合わせていって熊取町の事業者がどれくらいダメージを負っているのかということを経合的に見るというのが、今現在では、そういうすべを我々熊取町は持っていないのかなというふうに僕は思っています。

先に、次の質問にいかがかなと思います。

そういったいろいろ国の支援メニューが用意されている中で、国や府から漏れている、いわゆる売上げ減のところできると50%未満、20とか30%、40%減になっている事業者への本町独自の支援メニューについて、これも3人ぐらい、僕が3番目ぐらいですか、同じ質問になっちゃうかと思うんですけども、ご答弁、そしたらお願いします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） そうしましたら、まず答弁に入ります前に、先ほどのうちで把握できている中で認定書を発行した、先ほどは売上げ減少率で件数をお答えさせていただいたんですけども、ざっくりと業種別で分けたデータも持ち合わせております。そこをご報告させていただきます。

119件のうち、建設業関係が37件、卸売業・小売業が15件、医療・福祉関係が13件、飲食店関係が12件等々、あと自動車販売・整備であったり製造業というところがあるので、そのあたりは1桁というようなところとなっております。こちらは、まず1点報告させていただきます。

それでは、2点目のご質問に対しましてご答弁申し上げます。

ご質問の町内事業者の経済的ダメージの状況についての2点目、国や府からの給付金の対象から外れた事業者等への本町独自の支援メニューの検討について答弁申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス禍における事業者向け支援策として、国では売上げが減少している事業者を対象に、中小法人等には200万円、個人事業者には100万円を上限に現金を給付する持続化給付金がございます。また、大阪府においては、府の休業要請対象となり売上げが減少した事業者を対象に、法人は100万円、個人事業者は50万円を給付する大阪府休業要請支援金と、休業要請の対象外でも売上げが減少した事業者に対して法人は50万円、個人事業者は25万円を給付する休業要請外支援金がございます。

国・府、いずれの制度も50%以上売上げが減少している事業者が対象となっております。売上げが50%未満の事業者には、融資に係る支援策はございますが、給付という形の支援制度はございません。

本町では現在、そういった事業者に対して広く支援する策がないか検討しているところでございまして、先日、議員全員協議会でも総合政策部から説明がありましたとおり、現在、国会において審議中の2次補正予算による支援メニューの内容や大阪府の独自支援策の動向を注視しながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町において真に厳しい状況に置かれた住民の皆様への支援策となるよう、総合政策部と調整を図りながら検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君） やるけれども、まだ具体的にはないというようなところなんですよ。

先ほど坂上巳生男議員も、寝屋川市の件であったり貝塚市の件、それから島本町なんかもそれぞれ市独自でやられている補助金のお話をされていたかと思うんで、熊取町もやるけれども、国のほうの第2次補正予算が決まった後の内容を見てやられると。やっていただくのは非常にありがたいと思うんです。

今回、ちょっと私のほうでご提案というか、再提案になってしまうんですけども、要するに、どの業種にどんな手当が必要なのかということスピード感を持って早く知るすべというのがやっぱり必要だと思うんです。今回僕、例えばサンプルとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構の

5月レポート、新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業景況調査というもの、5月号のレポートを添付させていただいています。例えばこれなんかは、5月末、28日から31日に全国の中小企業2,000社にウェブ調査を行って、その4日後、6月4日に全ての大きな業種でどれぐらいのダメージがあつたと、求められる支援は資金支援に関するニーズが多いんだと、4月よりも5月のほうがマイナスの影響幅が大きいんだと、そういったようないろいろと細々とした詳細のデータが出るわけです。非常に早いんです。熊取町は、3月の中旬ぐらいからコロナの影響が始まって、4月に緊急事態宣言が出て5月も同じように、その間も事業者は必死に頑張つて闘つていられていると。熊取町も、本来はやはり本町の事業者から撤退する事業をないように何とかしてあげないといけない、そういう思いが必要やと思うんです。

ただ、いろいろ先ほども件数を述べていただいて、セーフティネットの件数がというような話もある中で、まだこれだけ時間がたつても全体的な大枠、どこにどれだけの支援をしていかないといけないというところもまだ議論ができていない。政府の第2次補正予算ができてからメニューを重複しないようにやるというようなところで、やっていただけるのは非常にもちろんありがたいんです。ただ、重要なのは、どこにどれだけの支援をするかということ把握していくことがまず第一歩なのかなと私は考えます。

そんな中で、シンクタンクになるような、以前もちょっと申し上げたんですが、ビジネスサポートセンターです。本当に熊取町にそれこそハイスペックな人を2人雇つて、行政でもない、商工会でもない、第三者のフットワークの軽い組織というものをつくつて、そこがシンクタンク的な役割を持って、こういう有事の際にすぐに町内事業者に、こういうウェブアンケートでも物すごく参考になるデータかと思うので、一気に情報を収集して、どんな手を打たなあかんのやということを持つ必要があると思います。やっぱりこういう有事の際になってしまうと、実際に産業振興課は、その相談であったり、窓口対応であったり、そこに追われてしまって現状を把握するという余力がないわけですよ。であれば、やはりこういうシンクタンクというような、ビジネスサポートセンターのようなものを熊取町でも持てば、すぐにでも、町内事業者がどういうふうに困っていて、どういう手を差し伸べていくと命が長らえられるのか、今本当に必死になって奮闘していただいているんで、一者も熊取町から廃業する事業者をなくすんやという思いでやっていただけたらなというふうに思います。

今回ちょっと通告に出していないので、すぐビジネスサポートセンターのようなもの云々という話は聞けない……。聞いてもいいですか。お答えできるようでしたらお願いします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ビジネスサポートセンターの件につきましては、以前にもたしかご質問を1度いただいておつたというふうに私、認識しております。また、田中豊一議員からもそういった一応ご紹介という形はいただいておつたかと思うんです。

実際、近隣でK i s h i - B i z、岸和田ビジネスサポートセンター、こちらが立ち上がるときに私も出席させていただいて内容をお聞きした中では、いい制度ができるんやなとちょっと個人的に思ったような次第です。ただ、今おっしゃられたように、2人当たりの人というところで、その辺の人件費についても、そこに来られておりました岸和田市長のほうから言及されておられました。そこには、本町の商工会の会長もそういう情報をつかんでおられまして、後日そういう話をした記憶があるんですけども、現状、今この場でお答えできるのは、やはり今早急にという形では難しいのかなと。具体的な答弁を持ち合わせていないんですけども、K i s h i - B i zとかそういうようなビジネスサポートセンターに取つて代わるもので無料で相談できるよろず相談というのがもともと大阪府にはございますので、以前の答弁でもそういうような形を活用させていただきたいというところは、今も同じように考えてございます。

あともう一点、町独自の支援策なんですけれども、何も国や府の動きが完全に出そろつた上で新たに考えていくというところでは今もちろん考えておりませんで、当然、先ほど坂上巳生男議員が

言われたようなケースというのは、我々担当部署でも、ゴールデンウィーク明けから近隣の自治体がどうしているかという情報収集はもちろんさせていただいております。ただこれは、私どもは当然町内事業所相手にといいところで支援策というのは考えていくんですけども、やはりコロナ禍でというのは事業所だけではなくて、熊取町全体的に支援をいろんな方にやっていくというところが必要になりますので、そういうところで調整を今後していきたいというところがございます。

どうしているかを考えておったかということだけちょっと簡単にご披露させていただきたいんですけども、融資での無利子化とか給付金だけではなくて、国におきましては固定資産税の免除等々という動きもございます。50%以上減少した事業者に関しては全額免除になるんですけども、それ以下のところについては2分の1というようなところもございます。例えばそういうところに上乘せをしていくとか、これまでも本町で取り組んでおります水道料金、これ、半額でというところを全額にするというところであるとか、あと、先ほど坂上巳生男議員が言われたような一律給付金、これ、私ら勝手に自分らでは事業者向けの定額給付金というふうに呼んでいるんですけども、そういったことも検討できるのではないかといいふうに住民部内では考えてございます。先ほど言いましたように、やはり熊取町全体で考えていかなあかんというところを考えてございますので、そこはご理解賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ビジネスサポートセンターに関して言うと、非常にハイスペックな人材じゃないと、逆にできないんですよ。だから、人件費云々というのはよく分かります。ただ、それによる効果というものもやっぱりあって、私は、熊取町はもっと事業者と寄り添っていいと思うんです。熊取町の事業者も今すごく奮闘されています。非常にユニークな事業者もたくさんあって、そこが熊取町が連携することによってまちは活性化していくと思えますし、逆に、こういう事業者がなくなっていくとまちの活性化がなくなってしまうと思うので、私は、ハイスペックな人を採用してその人たちに奮闘していただくことで、フットワーク軽く第三者機関としてやっていただける面というのが非常にその人たちの人件費以上のものができるというふうに思っていますし、成功事例もたくさんあります。なので、そこにフォーカスしてやっていただけたらなということももちろん今回改めてまた申し上げたい。

本当に、支援策も今たくさんいろいろ考えられておるかと思うんですけども、今既にもうあしたやめようかなと思っている事業者もいてるかも分かりませんよね。だから、皆さんの思いというのはまだ聞こえていないわけです、事業者からすると。いろいろ考えていただいているのは分かるんですけども、やはりスピード、こういうシンクタンク、2,000の事業者の状況を3日、4日でまとめて、ぱっと今現況こうやということを伝えていけるような、そういうところと連携して、本当に必要なところに必要なサポートをしていくというのがやはり町の在り方じゃないかなというふうにも思いますので、ぜひとももう一度前向きに検討していただいて、一日でも早く今困っておられる事業者支援の手が差し伸べられることを祈りまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時5分まで休憩いたします。

（「14時43分」から「15時05分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）議長のお許しを得ましたので、私のほうから一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、今回の新型コロナウイルス対策に関して、熊取町では、一人一人に10万円を支給さ

れます特別定額給付金につきましては明日の振込で96%の振込が完了されるということで、全国では30%台という中で、町長をはじめ職員の皆さん方の尽力によりまして住民から非常に喜ばれていると。我々議員のほうも、泉州では熊取は給付についてはトップですよというふうなPRを今後もさせていただいて、各議員からも要望、提案等出ております新型コロナウイルス対策のさらなる充実に関して、今回の熊取町が進めてきた施策の進行に当たり今後も評判を維持できるように頑張っていたいただきたいというのとお礼を申し上げて、質問に入らせていただきたいと思えます。

まず初めに、平成31年度（令和元年度）におけるひまわりドームの運営についての質問をさせていただきます。

この質問については、もう既に31年度から新しく指定管理者が運営をされているわけですが、それまでに前業者が10年間、2期間を実施されてきて、熊取町の自慢の施設でありますひまわりドームについて健全な運営をされてきたところであります。

熊取町にとっては、ひまわりドームと図書館については売りの施設、自慢の施設であるというふうに今も認識をしております。当時、用地買収費と建設費等で約50億円を投じて建設されたひまわりドームは、なみはや国体の9人制の女子バレーボールの主会場として建設され、その後も、運営に対して温水プールやトレーニング施設を完備し、冷暖房完備ということで、非常に評判の施設であります。

ところが、指定管理者が変わった昨年あたりからそのあたりが若干悪い声も聞こえてくるような状況でありましたので、私のほうに住民からいろいろ要望等ありまして、それをまとめ、今回質問をさせていただくことにさせていただきました。

まず、ひまわりドーム運営における新指定業者の実績と体制について、次の資料の請求を基にお尋ねするというので、まず1点目、令和元年度の利用者、施設、部屋別の前年度との比較、使用していない月を除き比較できる資料を提出願います。

それから、ひまわりドームの光熱水費、電気代、電気使用量、水道代、使用量、ガス代、使用量の前年度との月別の比較表の提出ということで、職員の方にはご足労をおかけしまして資料の提出をお願いしております。この資料についての私の感想等で質問させていただきます。

まず、1ページなんですけれども、これは利用者の比較です。ここにも出ておりますように、昨年の12月と今年の3月については、12月はメインアリーナのフロアの研磨等がありまして閉まっておりました。また、3月についてはコロナウイルスの感染拡大に基づいて閉館したということで、単純に比較できませんので、一番下の表なんですけれども、比較すると、12月、3月を除いて若干減っております。ただ、前年度の利用者、12月も3月も差し引いた人数でいきますと、本来であれば30年度は20万人、それから31年度、元年度は21万3,000人程度の利用者があったのではないかと、いうふうに想定されます。3月の予算委員会の折に大林議員が質問されておりましたけれど、ほぼ一緒かちょっと増えているんじゃないかということがこれで分かるかなと思えます。

次のページ、光熱水費なんです。これについては、増えた部分も減った部分もあるんですけれども、電気については使用量が増えています。ひまわりドームの冷暖房についてはガスでやっておりますので、一番ガスがよく分かるかなということで、この中で前年度と比較して使用量が増えているのに料金が減っているのは何かというのが分かたら教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）ガス代のほうについてでございます。ガス代は、先ほど議員ご指摘いただいたように、使用量が上がっているけれども利用料金が下がっていると。この内容でございますが、この料金、今までは指定管理者単体として契約されてございました。しかしながら、セントラルスポーツに変わりました。セントラルスポーツはほかの指定管理者等と併せて1つのパッケージとして大阪ガスと契約することにより、単価等安くなり、こちらにお示しさせていただきましたとおり料金が下がったというところでございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）分かりました。

使用人数と、それから光熱水費なんですけれども、これで見ますと前年度並みかなというふうな感じを受けておりますし、先ほどの説明では、セントラルスポーツが管理している施設全体でのパッケージの契約によって、使用量が増えているけれどもガス代については料金が下がったというようなことだというふうに捉まえました。

それと次に、これは30年11月に議員全員協議会並びにその後、12月議会の総務文教常任委員会等で議論、説明等があったんですけども、指定管理者選定委員会の新指定管理者に対する評価及び評価ポイントについて教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、令和元年度におけるひまわりドームの運営について、2点目、平成30年度に実施した指定管理者選定委員会の新指定管理者に対する評価及び評価ポイントについて答弁申し上げます。

まず、選定基準についてでございますが、住民の平等利用が確保されるものであること、施設の効用を最大限に発揮するものであることなど5つの選定方針を定め、それぞれの選定基準を設けるとともに配点を行っております。

そして、指定管理者候補者の決定につきましては、5人の選定委員会委員が審査し、採点した点の合計得点により、指定管理者候補者を決定いたします。

なお、その結果につきましては、議員おっしゃられましたとおり、平成30年11月20日の議員全員協議会におきまして資料のご提示、ご説明をさせていただいたところでございますが、現在指定管理者としてお願いしておりますセントラルスポーツ株式会社に決定した選定委員会の意見といたしましては、施設利用の促進について期待が持てること、また、財政状況の健全性を高く評価するというところでございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）具体的な何がという答弁はなかったんですけども、期待されるということで、11月の議員全員協議会では課長の説明として、町との協力で実施する熊取スポーツフェスタの開催、町内の小・中学校を対象とした水上運動会や記録会の開催、また、熊取町内でランニングツアーを実施し、町内のセントラルスポーツの会員を対象に町内の例えば史跡とか名所を回って観光などに結びつける取組などが評価されたということで出ているんです。それとあと、オリンピック・パラリンピック、これは1年延びましたけれども、これに関しての期待度というようなことも出ているんです。

これ、1年たってコロナウイルスの関係で途中で一月くらい実施できなかった月があるんですけども、この1年間の中でこういう期待度のものが実施されましたか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今ご質問いただいた内容につきましては、5番目の新たな指定管理者は5年間の指定管理で、新たに実施した内容と評価ということで答弁させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい、どうぞ」の声あり）

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、5点目になりますが、指定管理者が実施した新たな事業の内容と評価について答弁申し上げます。

まず、新たな事業につきましては、指定管理者申請における事業計画書で提案されているスポーツフェスティバルの開催といたしまして、ロンドンオリンピック出場選手を招いた水泳イベントの開催、また、アリーナ・プールでの継続発展における独自プログラムの増設といたしましてプールサイドヨガの実施、さらには多様な子ども育成プログラムの実施に係る屋外スクールとして、浪速スポーツセンターでのスケート教室を実施するなど、新たな事業に取り組んでいただいたところで

ございます。

また、これら新たな事業以外にも、各所老朽化した設備の修繕やトレーニングマシン等の備品を増設したり、利用者の体調管理のため、トレーニング室とプールへの飲料の持込みを可能にするなど、スポーツ環境の整備にも努めていただきました。

さらに、ご意見箱を館内に設置し、その意見の開示と対応策等を掲示したり、教室等受講料の引き落とし講座について、これまでゆうちょ銀行のみであったものをほぼ全ての金融機関へ拡充し、クレジット払いも対応するなど、利便性の向上にも取り組んでいただいております。

昨年度から新たに指定管理者としてお願いいたしまして、本町といたしましても、これら事業等の取組につきましては一定評価できるものと認識しており、今後も引き続き事業計画書の内容を着実に実施していくことができるよう連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今答弁いただいたのは、31年度、元年度の12月のメインアリーナ、それから3月の月をどけた間で実施された内容ですか。

議長（矢野正憲君） 原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君） そうです。令和元年度、新たな取組ということでございます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） それでは、期待された内容の新たな取組というのは十分実施されたという解釈でよろしいんですか。

議長（矢野正憲君） 原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君） 内容につきましては一定評価してございまして、また今後、令和2年度以降も新たな取組として今もう既に考えてくださっています。

また、議員おっしゃっていただいたとおり、今回コロナウイルスの件がございまして、もう既に中止になったものも中にはございますが、今年度におきましても新たな大会の招致等を計画して下さっているところがございますので、また今後、我々も町としてその辺十分に支援、また連携を取って、事業計画に基づく事業の実施に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 分かりました。

では、次に移ります。

これは過ぎたことなんで聞いてもどうしようもないんですけども、過去10年間に指定管理者の選定を行うときに、大阪体育大学の学長に入っていたら、2回とも。そのときに委員長も、当時の学長ですけども、してもらっていたんです。体育大学の関係者が入っていない理由を教えてくださいいただけますか。

議長（矢野正憲君） 原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君） それでは、4点目の指定管理者選定委員会のメンバーに大阪体育大学の関係者が入っていない理由について答弁申し上げます。

平成21年度の指定管理者制度導入時における選定委員会、また平成25年度の選定委員会におきましては、これまで学識経験者の委員として大阪体育大学の方にご参画いただいておりますが、平成30年度の選定委員会におきましては関西医療大学の方に委員をお願いさせていただいております。

その理由でございますが、指定管理者の選考事務を進める中で大阪体育大学が指定管理者申請に応募するというお話がございましたことから、公平性の観点から、同じ町内の大学でスポーツに関係する学科があり、ひまわりドームにおいても健康教室等を開設していただいている関西医療大学の方に委員をお願いしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今の大阪体育大学が参入するという話ですけれども、これは実際に参入されたんですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）指定管理の選考事務を進める中で、募集要項に関する説明会というのがございました。9法人が参加されましたけれども、その中に大阪体育大学もご出席されてございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）30年11月20日の議員全員協議会の資料には、指定管理者の候補者というか応募のあったのは3者で、セントラルスポーツ、それから前のところ、それからもう一者、この中に大阪体育大学が絡んでいるんですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）説明不足で申し訳ございません。

まずは平成30年7月19日に募集要項に関する説明会ということで行ったところ、9法人が出席されてございます。その中に大阪体育大学が出席されていたと。

その後、実際に8月1日から募集を開始したわけでございますが、その中では、議員が今おっしゃっていただきましたとおり、現在のセントラルスポーツを含むあと2者、合計3者が応募をされたという状況でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）私が把握しているところによると、大学の主な先生方では、そういう説明に来たのはスポーツ局の職員で、参入するという予定はなかったということで、もうその以前に、5月28日に選定委員会が始まって役員の選出等がされているわけですけれども、それは単なるうわさであったんじゃないんですか。それとも実際にそういうことをつかんであったんですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）繰り返しになって申し訳ございません。この段階、先ほど申しましたとおり、選定委員会を立ち上げる中で、当然関西医療大学の方をお願いしたという状況がございますので、これまでの情報を得ていたということになるものでございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）実際、参入するかどうかというのは分からなかった点もあると思うんですけれども、その後、大学側の方に聞きましたら、そういう参入するような予定はなかったんだというようなことで私は直接聞いています。

そういうことなんで、大阪体育大学とはいろいろな面で交渉もしていると思いますので、そのあたり、腹を割って話ができる方との連携というのも今後は必要かなと。会場を借りたりとかいろいろありますので、そういう点も今後お願いしたいと思います、これはもう過ぎたことなんで。

それと、次へいかせてもらいますけれども、新たな指定管理者が5年間の指定期間で新たな事業を実施した内容と評価を教えてくださいということなんです。これは先ほど答弁いただいたことなんですけれども、今後、コロナ禍でちょっと落ち着いた中ではどういうことを考えておられるかというのを含めてお願いします。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）元年度の取組につきましては先ほど答弁させていただいたところでございますが、2年度、今年度の取組としてどんなものを考えていたのかというところでございます。

まず、結果、コロナで中止になったんですけれども、実は4月11日、12日、土日で、全国レベルとして新たに第28回JOCジュニアオリンピックカップ武術太極拳大会を開催する予定でございました。しかしながら、コロナにより中止をしたという状況でございます。

また、西日本や近畿、関西大会レベルといたしまして、将来的にシュライカー大阪フットサルイベントを開催したいということで、そのまず一つのステップとして、5月に新たに大阪サッカー協会フットサル審判指導講習会を開催する予定でございました。しかしながら、こちらもコロナにより中止ということになってございます。

さらに、同じ西日本、近畿、関西大会レベルとして、新たに大阪社会人バドミントンクラブ大会やプロバスケットボールBリーグ、エヴェッサ大阪試合イベントについても、現在協議中で進めてございます。

最後に、大阪府の大会レベルとしては、10月3日土曜日でございますけれども、大阪府体操協会第45回大阪新体操選手権大会を予定してございますが、これも現在におきましては、コロナの関係でまだ中止になる可能性もございますので、お含みおきいただきたいと思っております。

こういったものを今現在新たな事業として取り組んでいただこうとしているところでございます。議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）教育委員会でまとめていただいた資料のいろんなデータの後ろのほうに、4ページなんですけれども、元年度の要望等の概要ということで生涯学習の受付分、ここで4月23日に、こんなのピンポイントで言うのもおかしいかも分かりませんが、自社の宣伝優先でというような項目とかバイトの人数が足りずというようなこと、5月27日には室温が30度を超えた場合は館内の冷房を入れてほしいとか、こういう要望がありました。

次の5ページのところには、通年で空調の温度管理のこと、それから、5月、6月では待合室が暑過ぎ云々、事務所に人がいない、プール監視員が煩雑、こういうような項目があります。この内容が出たときには原田理事はここにはおらんかったんですけども、課長や理事が飛び回って苦情処理に対応していたというのを私も見ております。これに、私がまとめた資料をちょっと見ていただけますか。一般利用者の声等と書いているやつです。

この資料は、私が個人的に集めたものなんで、ひまわりドームの利用者の方で私が親しい人とかサークルの人だとか、それから体育協会の連盟の方とかサークルの人とか、そういう人の声なんで、内容がネガティブというか、よくないことが書いています。この後にも出てきますけれども、また教育委員会側でどこか落ち着いたときにちゃんとしたアンケートを取ってもらって、その中にはいいお話もあるかと思っておりますので、これは参考にしてもらいたいですけれども、1ページ、とにかく館内が暗くなったと。夕方とか夜に廊下とか階段のところの電気を切っていると。非常に危ないとか防犯上もよくないというようなことを言われていました。

それから3番目に、泉佐野市の人なんですけれども、気に入っていたけれども、泉佐野市の健康増進センターのプールと同じように暗くて汚くなったということで、これはちょっと余計なことも書いています。これは言われたものをそのままなんですけれども、それと、その2つ下に岸和田市の方で、一般の民間の施設、ただ単に貸館的なことになっているなというようなこととか、それから事務所にスタッフが少なくというようなこともあります。

実は、毎週木曜日に私、ノルディックウォークで午後に歩きに行っています。コロナの緊急事態宣言のときは行っていなかったんですけども、そこでも以前だったら駐車場に困るぐらい車がいっぱいあったんですけども、コロナのウイルスの感染の前でも大分がららになってきたと。この中にも出ていますけれども、また、議員全員協議会でも12月の総務文教委員会でも、ほかの議員からパン屋さんのことが出ています。小垣内のパン屋さんで商工会のお世話で行っていたんですけども、7月に撤退されました。何でかと聞いたら、利用者が減ったと。それで、半日おるのにもったいないと。1個も売れなかった日もあるんだということで、もう撤退するんだというようなことで、代わりにセントラルがコーヒー屋を置いてくれて、どこかの、先ほど教育委員会の作っていただいた資料の中にもそういうのを誘致しましたよと書いています。コーヒー屋さんも毎日来るわけではなくて、何かイベントがあるときとか週の利用者の多いようなときに来てもらっているということで、あそこは店がないんで、商工会のお世話でそういうような店舗なんかも来てもらうよう

になっていたんです。当時の議員全員協議会や30年12月議会の答弁では、この店が撤退するようなことのないように頑張りますということの答弁をされているんですけども、現実はそのようになっていないんです。

この中にも出てきますけれども、ひまわりドーム行ったら野菜を売っているとか果物を置いてあるとか、そういうので買って帰るといのが一つの楽しみやったのに、それがなくなったというも出ていますし、元に戻せというわけじゃないんですけども、やはり50億円もかけて熊取町の自慢の施設として運営してきたものを、今回、指定管理者が代わることによって非常に評判が悪くなっているというのがあります。ここ書いていることは全て正解とは言いませんけれども、そのあたり、これ5年間の契約になっていますので、今から3年半ちゃんと教育委員会のほうで指導されて、たしか契約の中にそういうふうな項目があったと思います。自慢の施設を維持できるようにやってもらいたいというのが今回の質問の趣旨でもあります。

次の質問に移りますけれども、仮に令和2年度をもって現指定管理者との契約を終了した場合、契約上の保証金、違約金の支払い等は幾らぐらいになりますか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、6点目、現指定管理者との契約を終了した場合の契約上の保証金、違約金の支払い額についてでございます。

指定管理者と本町の間で締結しております基本協定書におきまして、指定期間満了以前の指定の取消しについて、本町による指定の取消しと指定管理者による指定の取消しについて、それぞれ規定しています。

その中で、指定管理者自らの責めに帰すべき事由と本町による指定の取消し事由に該当した場合において、指定管理者に損害、損失や増加費用が生じて本町はその賠償の責めを負わないと規定しておりますので、保証金や違約金を支払うことはございません。ただし、不可抗力の発生により業務の継続等が困難と判断した場合は指定取消しの協議を求めることができ、この場合、指定管理者に発生した損害、損失及び増加費用については、合理性が認められる範囲で本町が負担することを原則として協議により決定するということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ということは、先ほどの答弁で一定評価していると、新しい取組をされて評価しているという中では、町による指定の取消しというのは今のところは考えてもいないということで解釈してよろしいですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）補足させていただきますと、協定書の中には熊取町による指定の取消しといたしまして、本協定に基づく義務を履行しない、また、指定管理者としての条件を失ったとか、本業務を行わせておくことが不可能または著しく困難もしくは社会通念上著しく不相当であると判断したとき等々規定されてございます。こういった場合には本町から指定の取消しを行わせていただきますが、こういったことがなければ現契約が継続されるというところで理解していただければと思っております。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）分かりました。協定書に基づいてやっていくということによろしいんですね。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）指定の取消しにつきましては、協定書にまずは従ってやっていくというところでございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）私の集めた資料の中で5ページですけども、教室利用者・保護者の声というところで3番目のボツで、「コーチと呼ばれているが本当に指導できるのだろうか、と思うほど子ども

たちは水中やプールサイドで勝手に過ごしている。廊下からガラス越しに見ていても指導者の目が届いてなくて危険で心配だ。事故があってからでは遅い」とか、それから真ん中ぐらいで、「10年以上水泳教室に通っているが、昨年度からのコーチの指導力のレベルの低さに嫌気が差している。習っていても楽しくなく上達もしない。友人たちも次々と辞めていき、私の教室の人数も減ってきた。私もそろそろ退会を考えている」と。それから、次のページの障がい児の水泳教室のところで、「指導者は『障がい者スポーツ指導員資格』を持っているのかと疑いたくなるほどである。私自身が支援学校に勤務しているのでも以前よりも特に指導力の低下と安全面の配慮不足が目につく」とか、その下の15年の真ん中ぐらいに「昨年度途中で『障がい者スポーツ指導員中級資格』を持っていた女性が退職していることや、現在のスタッフが資格要件を満たしているのかなどを熊取町はご存じでしょうか、心配です」と。これ、調べたら、中級を持っている方が6月に退職されたということなんですけれども、現在は補充をされて、有資格者の方がきっちり仕様書のとおり配置されていますか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、7点目ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、7点目の指定管理者との契約で、事務所の人員、トレーニング室、プールの人員と必要な有資格者の人員確保ができていないかのチェックについて答弁申し上げます。

人員確保及び必要な資格等につきましては、募集要項等における業務委託仕様書や基本協定書における業務仕様書に明記されています。

人員確保ができていないかのチェックにつきましては、指定管理者に人員配置表の提出を求め確認させていただくとともに、異動があった場合、その都度再提出をお願いしているところでございます。

状況につきましては、事務所には常駐職員を配置し、トレーニング室には専門的な知識を有する職員が、また、プールについては必要な資格を持った職員2名以上が常駐していることを書面及び現地においても確認し、適切に施設の運営が行えるよう人員を確保しておりますことを改めてご報告させていただき、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。ちゃんと確保できているという解釈でよろしいですね。

では、次の質問に移る前に、先ほどいろんな大会の話、セントラルに関わって、コロナで中止になったものとかなるかも分からないというようなものの話の説明がございましたけれども、私が用意した資料の3ページの真ん中ぐらいに「とても利用しやすい施設で府、近畿、西日本、全国大会、そしてワールドカップとレベルアップして利用させていただいた。熊取町との関係も良く、観るスポーツにも生かしてもらえていたと思っていた。来年は町内にホテルもできるとのことで、熊取町にも貢献できると楽しみにしていましたが西日本大会の利用許可をもらえなかった」ということで、これはトランポリンの大阪府の連盟の理事長の話です。

これは、持っていき方も団体のほうが悪かったんやと思いますけれども、次の年からはこういうやり方でやったらどうやという調整を私のほうでさせてもらいました。要するに、ひまわりドームの利用のファンであった。天井が高いとか、ワールドカップも向こうでやりましたんで、そういった団体も何かちょっと、先ほども見るスポーツとかフットサルの話とかされていましたが、以前からずっと使ってもらっていて、これ、利用料はただじゃないんです。皆全額払ってくれている団体なんですけれども、そういうところが、引継ぎがあったのかどうかちょっと私、分かりませんけれども、こういうふうに残念がっています。

それと、この2つほど下で「先日、バドミントン大会で豊中の体育館を利用した際に施設のスタッフから『ひまわりドーム最近使いにくくなったらしいね』」と言われた。複数の競技団体が豊中の

体育館で話しているとのこと。町住民として、他市でそのようにささやかれることが残念」やと。これはバドミントンの団体の役員です。

私はこういう立場におるんで、しっかり指導してよと言われるんやけれども、施設の運営管理については町の権限ですので、我々はこういう場で住民の声を披露させていただいて、また、教育委員会自らそういう声が本当なのかという検証もしてもらって今後につなげてもらうというのが大事かなと思いますので、この資料は参考にしてもらいながら、次の質問に移ります。

熊取町のスポーツ振興行政の姿勢についてということで、1つ目、指定管理者との月、週の協議、打合せの月別回数と協議内容、誰と誰が協議し指導したかが分かる資料、館長、副館長と担当理事、課長、グループ長とのやり取りが分かる資料の提出をお願いしますということで、これは先ほど頂いた後ろのほうに出ておりましたですけれども、これについて何か、自ら作られた資料で感想があればご答弁いただけますか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）説明させていただきます。

それでは、熊取町のスポーツ振興行政の姿勢についての1点目、指定管理者との協議、打合せの回数と内容等についてでございますが、今おっしゃっていただきましたように、その概要につきましては資料3のとおりでございます。

昨年4月から新たに指定管理者が代わったことにより、これまで以上に町と指定管理者との連携を密に図り、指定管理等を含め一体的に取り組んでいくため、新たに月1回打合せの会議を行ってございます。

指定管理者からは西日本の施設を統括する課長、館長2名のほか担当者が、本町からは理事、課長ほか関係職員が出席し、新規事業の提案や施設の修繕などについての意見交換を行い、連携、調整を図ってきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）1回目のご答弁、それでいいんですけれども、ひまわりドームに対する要望等の概要等を自らまとめられて、これに対する感想というか、教育委員会の指導も十分できているとか、いやちょっと足らんとところもあるんやとか、そんな感想があればお願いします。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）議員のほうから自ら集めていただきましたこういった苦情、要望一覧、またこれを拝見させていただきまして、これだけ多くの内容というところに驚いているところでございまして、また内容としては、見させていただきまして、主に職員の姿勢や設備、環境に関すること、また、大会運営や教室に関することなど様々な面でお声をいただいております。また、今おっしゃられましたが、指定管理者のほうの声なのかもしれませんが、やはり我々行政につきましても、議員おっしゃられましたように責任というものが当然でございます。1年たって我々としても十分にやってきたかというのは、改めて我々もちょっと振り返ってみたいというところでございます。

こういったご要望、お声につきましては真摯に受け止めさせていただきまして、個々内容の趣旨については今後、指定管理者とも共有、意識しながら、少しでも少なくできるよう取り組みますとともに、より多くの方から親しまれる、活気のある体育館にしていきたいと思いますところでございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）指定管理者の管理運営において、直近のひまわりドームでの利用者アンケートの提出をお願いしたいんですけれども、それはありますか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、2点目の現指定管理者の管理運営における直近のひま

わりドームの利用者アンケートについて資料提出の件でございます。

指定管理者における利用者アンケートにつきましては、指定管理業務の初年度の終わりを迎える1月に顧客満足度調査として実施されています。アンケート用紙の配付、回収、集計につきましては、無作為で来館者にアンケート用紙を配付いたしまして回収箱に入れていただいた後、指定管理者の目に触れることなく第三者の機関により集計が行われ、先般、5月末に事業計画書とともに集計結果が提出されたところでございます。

アンケート結果の内容につきまして若干申し上げますと、利用者の施設の総合満足度という項目がございますが、平均満足度は75.4%でございました。ただし一方で、施設や設備、また利便性や職員の対応などについてご意見、ご指摘をいただいているところでもございます。

なお、ご質問の顧客満足度調査の集計結果につきましては、頂いてから間もないこともございましてお示しさせていただくことができませんでしたが、今後、ひまわりドームの館内において掲示、公表されるとともに、近日、町のホームページにおいても公表してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）協定書には、毎年、終了後ということとは3月31日以降、30日以内に事業報告書を提出してくださいということになっているんですけれども、これについては、今回はやっぱりコロナの影響ということで遅れたんですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）申し訳ございません。その関係もございまして今回遅れているものでございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）私も、その資料を手に入れて、また9月でもその内容を見て再度質問させていただきたいと思います。

次に、3番目については作っていただいた資料に出ておりますので、これはもう割愛させていただきます。

それから、④ですけれども、指定管理者の変更と同時期の平成31年4月1日から生涯学習スポーツ振興担当の事務局を煉瓦館に変更したのは、住民目線で考えると甚だ疑問だと。利用者の立場からメリット、デメリットをお尋ねしたいんですけれども、お願いします。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、4点目、指定管理者の変更と同時期の平成31年4月1日から生涯学習スポーツ振興担当の事務局を煉瓦館に変更したことによる利用者の立場からのメリット、デメリットについて答弁申し上げます。

まず、平成31年4月1日からスポーツ振興担当の事務局を煉瓦館に変更した経緯についてでございますが、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に基づき、より効率的な業務の推進を図るため、組織・機構の見直し、スリム化を行い、これまで3グループであった生涯学習推進課を1つのグループに統合し、生涯学習推進課の執務場所も煉瓦館に集約したものでございます。

このグループの統合、執務場所の集約による利用者の立場からのメリット、デメリットについてでございますが、メリットといたしまして、執務場所を集約したことにより、スポーツ振興のみならず対応が必要な事案が生じた場合、組織としての意思決定や事務の遂行が迅速に行えること、また、課として横断的な業務への対応ができることによる業務の効率化により、住民サービスの向上につながっていると考えているところでございます。

しかしながら一方、デメリットといたしまして、生涯学習推進課の職員が必要に応じてひまわりドームに出向いて対応しているところではございますが、内容によっては対応に時間を要してしまう場合があるというところでございます。

今後におきましても、指定管理者との連携を密に、これまで同様職員がひまわりドームに出向く

など施設の状況把握を行うとともに、指定管理者に対しても適宜適切な指導、助言を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）行政側というか、教育委員会側の立場での今の答弁は分かるんですけども、住民目線から見たというのを披露させてもらいますと、私の集めた資料の2ページの一番下を見ていただけますか。「以前は館内にスポーツ振興課があり、町民大会の相談や書類の提出などを館利用のついでにできて助かっていた。今は煉瓦館に移ってしまい非常に不便だ（多くの団体が同じことを言っています。）同時にお目付け役が館内にいないということは指定管理者を甘やかし、利用者の声が町に届かない一因にもなっているのではないか」というふうな意見がありますけれど、これはこの人の意見です。

私が実際、自分自身がこれで不利益になったことをちょっと披露させてもらいます。

昨年の町民総合体育大会の陸上競技の部と、それから総合開会式がありまして、第1日曜日ですか第2日曜日ですか、その前の日の土曜日の昼からグラウンドでライン引きだとか、それから、これは原田理事はよくご存じだと思いますけれども、門を立てたりとか観客席を整備したりとかグラウンド整備をしたり、スポーツ推進委員さんと体育協会の陸上競技連盟でやるんですけども、そのときにバックストレッチ側が草ぼうぼうだったんです。当然草引きとかもしたんですけども、向こうで私、作業員の方に草刈りをお願いしました。そしたら怒られまして、そんなもん今日言うて今日できへんということで、仕方なく我々連盟のほうで準備をしたんです。

それと、メインストレートの観客席の前の60メートルダッシュとかいろいろそういうことをやる場所なんですけれども、そこが凸凹で、整備が行われていなかったんです。いつ陸上競技の部、総合開会式ではやるというのを分かっているのに、それができていなかったと。やっぱり現場におらないというのが非常に影響があったことかなというふうに思います。

そういう点が、この中にも水漏れがどうか電気がどうかいろいろ出てきますけれども、ここでお願ひしたいのは、先ほどから言いましたように、教育委員会の目線で、指定管理者に任すんじゃないしアンケートを、館の利用者も十分そうですけれども、スポーツ関係団体とかそういうところにも聞いていただいて、どういうふうにしたら喜んで使ってもらえるかなということも願ひしたいなと思います。

この質問の狙いは、せっかくある熊取町の自慢の施設をちゃんときっちり指導、助言してもらって、指定管理者に住民が喜んでもらう施設として運営できることを願ひしたいというのが趣旨です、この点について願ひしておきます。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）いろいろと利用者のご意見等集めていただきましてありがとうございます。

いただいた意見につきましては、先ほどから理事のほうも言うていたとおり、指定管理の事業所のほうと共有して、議員おっしゃっていただいたような、より住民に親しんでいただけるような施設としてできるように、事務局のほうも常に行き来をしながら、指定管理と連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

引き続き、いろんなご意見、ご要望等をまたいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）もう時間ありませんので、次の質問に。

町独自の新たな新型コロナウイルス対策の実施についての質問をさせていただきます。

緊急事態宣言が終了しまして各施設が動きまして、来週からは小・中学校も通常どおり開かれるということで、その中で何点か、今後の感染を広げないための対策をお願いしたいと思います。

まず、あしたまでは分散登校ということなんですけれども、この間、学校施設についての消毒は

何か先生方が昼からやられていると聞いているんです。来週からは先生方もそれだけ余裕があるのかなど。消毒とかするのに十分な用具やアルコール消毒液やとか人員がちゃんと足りているのかなという点、それはほかの保育所やとか公共施設でも同じようなことなんですけれども、その点お尋ねしたいんです。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）時間がない中で申し訳ないんですけれども、3点目のご質問のうち1つ目でございます。公共施設全般的な対策としてのご答弁を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、緊急事態宣言が解除されましたが、今後も第2波、第3波のおそれがあることから、引き続き感染予防対策の重要性を当然認識しておるところでございます。

公共施設の感染症対策としまして、各業種ごとにガイドラインが作成されておりますが、基本的には身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、密集・密接・密閉の3密を避け、いわゆる新しい生活様式の実現が求められております。そのために、施設利用に際し注意喚起のチラシとチェックリストを作成し、各施設に掲示し、利用者の方への配付により啓発を行っております。

具体的な内容といたしましては、出席者名簿の作成、部屋の換気、マスクの着用、ソーシャルディスタンスを促し、利用の前後には消毒液による使用物品の清掃をお願いしているところでございます。加えまして、これからの季節、マスクの着用による熱中症のリスクが高くなることから、水分補給など熱中症予防も併せて周知を行っております。

また、施設の入り口に発熱等の症状がある方への注意喚起、手指消毒液の設置、不特定多数の住民の方が利用する施設におきましては、各施設が登録しております大阪コロナ追跡システムの利用呼びかけにも取り組んでおるところでございます。

さらに、職員のマスクの着用、来庁者用の椅子の配置の工夫、小まめな換気、窓口でのアクリル板の設置、定期的な清掃、健診事業などでは医師等のフェースシールドの着用などの対策を行っております。

最後に、新型コロナウイルス感染症は未知のウイルスではありますが、ウイルスの性質や対処法も少しずつ解明されているところでございます。ポスター等も内容が更新されることも多いわけですが、動向に注視し、その時点で判断しながら第2波に備えてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）まとめてください。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）その点よろしく申し上げます。

最後に、熊取町独自の対策については、この質問につきましては先ほどから坂上巳生男議員、大林議員、それから浦川議員から質問がありましたけれども、私、資料に近隣の市町の、ちょっと漏れているものもあるかも分かりませんが、まとめたものがあります。この中で、先ほど出ました和泉市の国や府以外の対象外事業者に10万円という、これはたしか泉大津市もやっていると聞いています。それから泉佐野市、泉南市でデリバリーの加盟店に5万円、それからテイクアウト、デリバリーに……

議長（矢野正憲君）あと10秒。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）はい。

4分の3ということで、こういうことやられているので、こういうことを参考にさせていただきながら、スピード感というよりもスピードを持って進めていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（矢野正憲君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

次に、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、項目に従い一般質問をさせてい

たきます。

1項目めは、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方、またご遺族の方々に心からお悔やみを申し上げます。また、感染リスクを抱えながら懸命な対応に当たってくださっている医療従事者の方々、また介護従事者の方々に心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの特別措置法に基づく緊急事態宣言は4月7日に発令され、5月25日、全ての都道府県で解除されました。しかし、外出自粛や休業要請により、国民生活に多大な影響が出ています。全ての人に一律10万円を給付する特別定額給付金は、感染拡大の影響を重視し、国において公明党が推進したものでございます。本町におきましても、迅速に職員さんが対応していただき、先ほども田中豊一議員がおっしゃっていましたが、明日6月12日には96%の住民に給付ができるというところで、本当に迅速に対応して下さっている職員の皆様に心から感謝申し上げます。

また、本町におきましては、国の対策に先駆け熊取町版緊急生活経済支援事業や大阪府休業要請支援金事業を実施していただいておりますが、国の地方創生臨時交付金が2次補正で増額されるようでございます。昨日衆議院のほうでも可決されましたが、ご協力いただいた町民の方々への思いに寄り添い、町民の生命と暮らしを守るために、地方創生臨時交付金の活用も含めまして追加の対策を早急に取り組んでいただきたく、先日6月1日、熊取公明党といたしましては藤原町長に緊急要望書を提出させていただきました。その要望書の中の4つの施策についてお尋ねをいたします。

まず、1つ目は、大阪府休業補償制度の対象から外れる町内の中小企業及び個人事業者に対する支援を求めますが、いかがお考えですか。これは先ほども何人かの議員が質問して重なっておりますが、よろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、大阪府休業要請補償制度の対象から外れる町内中小企業及び個人事業者に対する支援について答弁申し上げます。

先ほどの浦川議員からの質問に対する答弁と重複いたしますが、ご要望の大阪府休業要請保証制度の対象から外れる町内の中小企業及び個人事業者に対する支援につきましては、現在、そういった事業者に対して広く支援する策につきましては、先ほど来答弁申し上げますとおり、現在国会において審議中の2次補正予算による支援メニューの内容や大阪府の独自支援策の動向を注視しながら、新型コロナウイルス感染症の影響により本町において真に厳しい状況に置かれた住民の皆様への支援策となるよう、総合政策部との調整を図りながら検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）それで、先ほど答弁の中で一律事業者向け給付金等も検討しているということでしたが、これをまずはやるべきやと思います。それぞれ、先ほど議員全員協議会のときにもご紹介がありましたが、昨年度同月より50%減少したところ、そういったところは国の持続化給付金、また大阪府の要請によります支援金、そういったものが給付されます。ただ、先ほど答弁の中で、50%未満の減収のところに対しては国も府も手だてができない、そういったところに手を打つのが町です。だから、町民にとっては、持続化給付金で支援をしていただいた事業者さんもありますが、何もどこにも申請できない事業者さんがあるわけです。

先ほど119者とおっしゃっていたと思うんですけども、119業者じゃなかったですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）119というのは相談の件数です。セーフティネットでの認定書を発行させていただいたのが119件と。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）50%未満の減収した事業者というのは何業者あるというところは分かるんでしょう

か。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）あくまで認定書を発行したところでの集計でしかお答えできませんが、119件中40%未満の減収になったのは79件、79者という形になります。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）その認定した分の中で、それ以上にあるかと思えますので、そういったところに対して国や府が手だてできないところは町がしっかりと支援するんだというところの考えの下で、早急に手を打っていただきたいと思えます。

先ほどもおっしゃっていましたが、一律事業者向け給付金、これはいいと思えます。もう、すぐやったらどうですか。今、それぞれのマスコミというか新聞紙上には、すぐやるところの広報をされております。熊取町としても、やるのであれば早く広報すべきやと思えます。町民も事業者も本当にそれを期待して待っているかと思えますので、羽曳野市は、府の休業要請支援金の要件を満たさない事業者につきまして、市内の中小企業には20万円、個人の事業主には10万円を支給するというふうにマスコミ報道されておりました。

町も、そういう方向で今一応検討はしているんですか、金額とかも含めて。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）早急にというところでございまして、当然、国の2次補正、それに向けまして、私ども住民部内のほうでどういった対応ができるのか、支援ができるのかということで、先ほど申し上げたような中に事業者向けの定額給付金というところを考えさせていただいておるところでございます。

ただ、金額、それが10万円が適正なのか5万円が適正なのか、20万円が適正なのかというところもございまして。また、仮に支給させていただく事業者が先ほど言われていましたような50%未満全というようになるところになるのか、国の施策におきまして、例えば50%未満30%以上売上げが落ちているところでありまして、20%以上50%、どこで線引きするかというところもいろいろあるかと思えます。そういうところも踏まえて検討させていただいております。

ただ、いずれにしましても、先ほどから答弁させていただいておりますように、事業所向け、住民部で対応させていただく、検討させていただくというのは当然考えさせていただいておりますけれども、やはりこちらについては、コロナ禍で影響を受けておるといのは事業者だけではなくてというところで、全庁的に取り組む必要があるというところから総合政策部と調整をさせていただいてとご答弁させていただいております。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）検討している中で金額をはじいてというところになるかと思うんですが、先般、最初の第1次のときにふるさと基金を使ってやるという大阪府の支援事業につきましては6,650万円の予算専決をやりました。結局、この間議員全員協議会のときにご報告いただいたのでは、20法人のうち16件、そして個人事業者226件のうち115件だったわけですね。だから、あとの残りは50%に満たなかった、条件に満たなかったので申請できなかったという状態かと思うんです。そういうところはやっぱりちゃんと早く手だてを打ってあげるべきやと思えます。今、その予算専決でやった分で6,650万円だったんですけども、結局、対象者の件数で計算すると3,600万円なんです。だから3,000万円は残るわけなんです。だから、その分を使えるわけなんです。

ふるさと納税じゃなくて国の交付金が1億7,000万円あるから、その分で補填するかもしれませんが、それでも専決でやった分については残っているわけなんで、その分とかも含めまして、また次の第2次補正もありますので、その分も含めて、本当に計算ばかりしているわけじゃなくて、しっかりと手だてを早急に打っていただきたいと思えます。お願いします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）先ほど来から、午前中は大林議員のほうから重なってもいいじゃないかと

いうご意見、スピード感を持ってというご意見も頂戴しておりまして、我々自身も本当にスピード感というのを非常に、本当に困っている方に迅速に届けるという、これは定額給付金で我々のプロジェクトチームの底力を見ていただけたと思うんです。ただ、実際のところこれだけのご理解いただきたいんですけども、我々なぜ重複を避けて、ある程度慎重なところも見せているかといいますと、例えば今、現時点で子育て世帯に非常に手厚くいっています。ただ、やはり町の投書箱といえますか声の中には、高齢者に対してはないのかというそんな声も実際あるんです。

結果として重複を恐れずに、具体例を申しますと、独り親家庭、これも我々も早い段階から打とうと思っておりました。そのときに、国の2次補正の情報で非常に手厚い今、法案がつくられております。そういったところを見ますと、結果として後から非常に手厚くなり過ぎて非常にバランスが悪いといった、こういったことも考慮しないといけないというのも、これは我々行政としては当然考えていかなあかんとところやという、この点もご理解いただきたいと。

その中で、一定スピード感を持って真に困っている方に給付が行き届くようにということで、先ほど浦川議員からありましたとおり、本当に真に困っている事業者はどこなのか、本当に40%、20%の方が困っているのか、それと熊取町は、今いろんな形で報道されておりますけれども、実際のところ、あの報道内容というのは大阪市内、東京23区といった大都会を想定されている報道が多いです。そんな中で、熊取町の事業者でどこまで報道で伝えられている内容に合致するのかといったそういったところも、急ぎたい気持ちもあるんですけども、冷静に一定判断していくということも町政の中でしっかりと図ってまいりたいというふうに思います。

ただ、ご意見、ご指摘いただいているスピード感というのはしっかり持ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 全体的に見てという分は理解できるんですが、やっぱり倒産する事業者を熊取町内で作ってはいけないというふうに思いますので、国や府が手だてできないところは町がしっかりと手だてする。休業要請されていなかった美容室とか理容室とかクリーニング屋とか、そういったところは外出自粛でお客さんが来ないというところで本当に減収になっている実態もあります。そんな中で、生活が大変、本当に事業の運営ができないというところを見たときに、まずは事業主やそういった中小企業への手だて、支援というものもしっかりとまずは考慮していただきたいというふうに、思いはほかの議員もみんな一緒だから今回重複した質問になっているかと思しますので、よろしく願いいたします。

次へいきます。

2つ目なんですが、熊取町緊急生活・経済支援としまして、町立小・中学校に通う児童・生徒の給食費の完全無償化を補正予算で追加計上いたしました。対象が3,658人ということで、5月から来年3月末までということで補正予算をしたんですけども、しかし、4月7日から5月26日までには休校でした。そして、分散登校が5月27日から始まりましたが、午前中までで、6月1日から明日までの12日まではスタートアップ期間となっております。20人程度の分散登校、短縮事業になって、簡易給食となっております。

町内小・中学校に通う児童・生徒の4月、5月の学校休業中の給食費や学習支援として、1人1万円の商品券を支給してはどうかと思いますが、いかがお考えですか。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） それでは、ご質問にご答弁させていただきます。

児童・生徒を扶養する保護者への支援につきましては、国制度としての1人10万円の特別定額給付金や児童手当の上積み措置としての臨時特別給付金が支給されることなどに加え、本町といたしましても、学校給食費の無償化、また、これに関連して学校の臨時休業期間中における就学援助等の受給世帯に対する給食費相当額の支給や、抗ウイルス加工素材の布マスクの配付など、独自の支援を実施し、子育て世代の生活を多方面から支援させていただいているところです。

本町としましては、現在国会において審議中の2次補正予算による支援メニューの内容や大阪府の独自支援対策の動向を注視しながら、それらの取組との重複を避け、新型コロナウイルス感染症の影響により本町において真に厳しい状況に置かれた住民の皆様に効果的な支援策となるよう、議員ご提案の支援策も参考に総合政策部と調整を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 今、1万円の商品券と出しましたのは、学校給食、4月、5月がなかったというところで、1食給食が小学校では240円、中学校では275円というところでしたので、その分で大体2か月を40日として計算すると1人約9,600円というところで、1万円の商品券というものを提示させていただきました。

町としては、給食費を無償にして子どもたちを支援しますよと、子育て世帯を支援しますよと打ち出した限りは、そのことを踏まえて商品券、また、商品券にすることによりまして町内の事業者の支援にもなります。その商品券を使って町内でお食事したりとかお買物したりとかというところに活用してもらえたらなというふうに思いますので、そういった金額、お金ではなくて商品券という形で、企業支援も含めて検討していただきたいなというふうに思います。よろしいでしょうか。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君） ただいまご提案いただきましたこちらの分につきましては、ご質問いただいて内部でも参考にさせていただきますして、町長のほうからも一定、この支援策については、実際のところ4月、5月分の給食無償化にすべきものも現在活用がないという、そういった状況もございますので、これはしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、設計としては、残っているから、余ったからそれを使うというようなそういった考え方ではなくて、やはり2か月間ご自宅で250円、300円なりのご負担があったんだということで、それなりの、家にいる間、子どもは学習教材等々も、ここに書かれている学習支援という面です。これも当然必要かというふうに思いますので、余ったからするのではなくて、積極的に、給食とは切り離して、それ相当の学習支援として制度構築していく方向で考えるべきものと、ちょっと言葉はおかしいですけども、というふうに考えてございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

それと、商品券でというお話があったんですけども、内容が商品券がいいのか、それこそ使い勝手のいい現金がいいのか、そのあたりについては預かって、中で考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。本当に4月、5月の間、食費も結構子育て世帯の家庭はかかっているかと思えます。学習につきましても、国のほうは1人2,000円分の図書券を配付したりという形でしていますが、それだけでは足りんのかなというところもあります。

昨日ですか、千早赤阪村は図書カードを3歳以上につきましては2,000円、5歳には3,000円分、小学生には8,000円分、中高生には1万6,000円分贈るというふうなことが載ってました。また、他市町におきましては高校生に対しまして3万円のQ.U.Oカードを配付するということが昨日マスコミで新聞報道されてはいたけれども、そういったことをしっかりと検討していただきたいと思いますので、お願いします。

次、3つ目は、就学援助を受給している準要保護児童・生徒の4月、5月の支給について、給食費相当分の支給についてはどうなっていますか。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） それでは、ご答弁させていただきます。

就学援助を受給する準要保護児童・生徒の4月、5月分の給食費でございますけれども、今年度

無償化を行い実施している学校給食費の分で、ちょっと言い方がぐちゃぐちゃになってすみません。今年度無償化を行い、支援を実施しているところでございます。加えて、就学援助を受給する準要保護児童・生徒を対象として、令和2年3月2日以降の学校臨時休業中の平日日数分の金額を、給食費相当分として昨年度予算にて5月中に既に支給を行ったところでございます。

今後、4月、5月の臨時休業中及び6月のスタートアップ期間の給食費相当額につきましても、就学援助受給対象者に7月に支給決定し、7月中の支給を目指しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。4月10日に藤原町長と勘六野教育長のほうに、新型コロナウイルス感染症対策による小・中学校等の一斉臨時休校に伴う就学援助制度における学校給食費の取扱いについてということで、要望書を熊取公明党といたしまして提出させていただきました。就学援助費の給食費相当分については減額せずに支給していただきたいという内容の要望書でございますが、その分しっかりと対応していただいていること、感謝申し上げます。

次、4つ目は、3月議会の一般質問で、妊婦や基礎疾患のある方へのマスク等の配慮が必要ではないかという質問をさせていただきました。そのときに、すぐに対象者の方にマスクを郵送していただき、本当に感謝いたしております。

さらに、妊婦が安心して出産できるように、感染症対策のために必要な物品購入や健診のタクシー代等として給付金を支給してはどうかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、4点目の妊婦への給付金の支給につきましてご答弁申し上げます。

妊婦の方におかれましては、新型コロナウイルス感染症について、とりわけ不安を抱えながらお過ごしされている方も多くいると思われまます。

このような状況の下、本町では妊婦の方には、平常時と同様の取組ではございますが、妊娠5か月から7か月頃の妊婦の方全てに保健師が電話を行い、積極的な状況把握や相談対応に努めており、妊娠期や出産前後の不安を抱えやすい妊産婦に寄り添い、少しでも不安解消につながるよう努めているところでございます。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策の一貫といたしまして、今、議員ご披露いただきましたように、町独自施策といたしまして妊婦の方にサージカルマスク20枚の配付を3月から始めており、これらに加えて6月からは、国から提供された布製マスクを出産予定月まで1か月当たり2枚換算で配付を始めたところでございます。

議員ご要望の妊婦の方に対する感染症対策に必要な物品購入、それと健診のタクシー代としての給付金の支給についてでございますけれども、こちらの考え方につきましては、これまでの議員各位へのご答弁と重複する内容になるんですけれども、やはり住民の皆様への支援策となるように、今、議員ご提案の支援策も参考に総合政策部と調整を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 今まだ検討中というところで、全て検討中なんです。先ほど紹介もされましたが、忠岡町は3万円、4月27日時点で母子手帳交付を受けている妊婦を対象に給付したそうでございます。また、枚方市は5万円、これも同じように4月27日時点で住民基本台帳に登録している妊婦さんに対して支給したというふうなことを聞いております。

今、妊婦さんではなくて出産した方に、定額給付金10万円を頂くことができなかったのも、そういう出産祝い金という形で新生児に対して10万円支給しているというところもあります、そういう考え方はいろいろあるかと思っております。

妊婦さんというのが、やっぱりリスクを抱えているわけなんです。今、里帰り出産というのも感

染リスクが高いということで可能な限り控えるようにということで、日本産科婦人科学会とか日本産婦人科医会がちょっとそれは避けてほしいという声明を出しております。そういったリスクの高い中で通院するときに、上のお子さんがいたら預けたりとか、タクシーを使って病院に行ったりとか、また、仕事も妊婦さんはリスクがあるので休職したりとか、そういったこともされております。そういった中で妊婦の経済的負担は大きいかと思っておりますので、そういったことも考慮していただきたいと思います。

また、出産につきまして、出生率も関係してくるわけなんですけれども、厚生労働省が2019年度の合計特殊出生率を先般発表されました。4年連続で低下していると、1.36になったということで、5月に閣議決定した少子化社会対策大綱では希望出生率を1.8というふうにしたということで、それを2025年までに達成するというふうに言っているわけなんですけど、そういったしっかりと希望出生率を達成するためにも、本町におきましてもなかなか低い状態やと思うんです。そういったことも考えたときに、妊婦をしっかりと応援していかないといけないというところで、妊婦に対しての応援という形の支援策というものを、給付金というものを検討していただきたいと思いますので、ぜひとも早急によりしくお願いしたいと思います。

以上、この項目で4点要望させていただきました。ほかにも、またあと引き続いて二見議員のほうがあるんですけれども、今、第2次補正に向けての町としての支援策、本当に必要な人のところに支援が届くように、しっかりと検討していただきながら早急に手を打っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その辺のところを町長、どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員の熱い気持ちが皆さんに伝わったのではないかなと。これは、もうほかの議員もそれぞれ同じような思いを持っておられると思います。それに応えられるように、一丸となつていろいろなことを知恵を出しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）よろしくお願い致します。

議会中の次の補正予算のときに、追加補正のときにお示ししていただけたらありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

では次、2項目めにいきます。

2項目めは認知症予防についてです。

内閣府の高齢社会白書によりますと、団塊の世代が後期高齢者になる2025年には約700万人、高齢者の5人に1人は認知症になるというふうに推計されております。

この6月に、資料をつけさせていただいておりますが、熊取町認知症ケアパス瓦版が公報と一緒に全戸配布されました。「みんなで知ろう『認知症』」というところで資料をつけさせていただいておりますが、そこに「認知症は早期発見することが大切です！認知症の症状チェックをしてみましょう」ということでありました。このように紙媒体でチェックすることもいいですが、携帯やスマホ、パソコンで当てはまる場所にチェックするだけで判定結果が表示されて、認知症予防の10か条、後ろのほうにあるんですが、相談先や医療機関を紹介してくれる認知症簡易チェックサイトの導入を平成27年6月議会、12月議会、平成28年12月議会、平成30年3月議会で、過去4回質問してまいりました。今回は、再度というよりも5度目になります。導入を求めますが、いかがお考えですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、再度のご質問にお答えいたします。

それでは、1つ目の認知症を早期発見するための認知症簡易チェックサイトの導入についてご答弁申し上げます。

現在、熊取町ホームページにおきましても認知症のチェックシート、こちらを掲載してございま

す。またご覧いただければと思うんですが、利用しやすいように、トップページの左側のほうにバナーが並んでおります。そのうちの一つに「自分でできる認知症チェック」というボタンを作っております。そこをワンクリックいただきますと認知症チェックシートにリンクできるように改善を図っております。

また、令和元年度において熊取町医療介護ネットワーク連絡会及び認知症施策検討委員会からご意見をいただきながら、先ほどご紹介をいただきました認知症ケアパスの改定を行いまして、6月広報と同時配布で「みんなで知ろう『認知症』」認知症ケアパス瓦版のチラシを、これは全戸配布いたしております。認知症は早期発見、早期対応が必要なこと、認知症の症状を簡単にチェックできるものを掲載しております。

その配布後の反響といたしましては、住民の方より、瓦版を見て認知症のことについて相談したいというような連絡も随時入っております。地域包括支援センターと連携し、対応をさせていただいております。

今後は、この瓦版を町内公共施設をはじめ医療機関や歯科医院、薬局、町内のスーパーや郵便局、金融機関等に本町の認知症の取組を説明するとともに、認知症の早期発見・早期治療の普及・啓発のための認知症瓦版、チラシでございます。こちらのほうを配架させていただいたり、ポスターの掲示など協力依頼を予定しております。その際には、認知症の相談窓口となっております地域包括支援センターとともに周知に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者の方が利用しやすい媒体に配慮するとともに、認知症の早期発見ができるよう、議員ご提案の認知症簡易チェックサイトの導入につきましても、もう既に導入しておる自治体などの意見なども参考にさせていただきながら、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。もう駄目なのかなと思ったんですが、最後、導入に向けて検討するというふうに言っていただきましたので、大いに導入に向けてしっかりと進めていただきたいと思います。

認知症ケアパスのチェックシートにつきまして、以前は計算する分のチェックシートを瓦版で載せていたんですが、なかなか高齢者が自分でチェックしながら計算するのは大変だということで、チェックしやすいシステムもその中に組み込んだというふうに聞いていますが、スマホで簡単にそれはできません。ですので、今回このケアパスにつきましては、ただ単にチェックするだけの瓦版ができました。これ、すごくやりやすいと思うんです。

これと同じように、スマホでできるチェックサイトは、このように簡単にチェックしたら最終的に結果が出て点数が出て、そして相談先や医療機関を紹介したりとか、また、最終的には認知症予防の10か条につなげていけるというふうなサイトになっております。今、寝屋川市や高石市のほうは導入しております。資料をつけさせていただいておりますが、また平群町の資料もつけさせていただきました。

簡単にスマホでチェックできるということで、そしてまた、どれだけの方がそれをアクセスしているのかということも分かるわけなんです。今、瓦版で見て相談に来たということですが、紙媒体では、何人の方がそれを見て何人の方がチェックしたのかというところは分からないんじゃないかなというふうに思います。いつまでも紙媒体で推進していくのではなくて、スマートシティ熊取を目指すのであれば、しっかりとこういったICTを活用しながらスマホや携帯でできるように、そういったサイトにいち早く推進していくべきではないかというふうに思いますが、いち早く検討していただきますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 渡辺議員の庄に負けそうでございます。

実は、近隣の分も含めて、導入しているところにはもう幾つか調査に入っておるんですけども、

町のホームページのほうに載っけております中身とほぼ変わらないような状況でございます。町のほうは、ちょっとこれから改良を加えなあかんですけれども、今パソコンを開けていただいて、町のホームページでそのワをクリックでチェックシートに飛びます。そこでは、自分が該当するなというところをクリックしていってもうたら、集計もそれはできるようになっているんです。ただ、スマホで見ていただいたときに、どういう連携かは分からないんですけれども、そこは集計ができないような状態になっています。まずはそれを改善したいなというふうに思っています。

要は何を申し上げたいかという、そういういわゆるAI、ICTの分野、それを最大限活用して早期にということのももちろん大事なんですけれども、やっぱり瓦版、そういったものをしっかりと見守りの際に、こういうのがありますよ、こういうのを見てチェックしてみましようという、今はなかなか直接は触れ合えませんが、そういう見守り活動を通じてそういった方々との接触を大事にする、そういったことも非常に大事やと考えますので、まずはそういったことも並行して、こっちの研究も並行してさせていただきたいと思えます。その点ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 何も紙媒体をなくせと言っていないので、紙媒体と同時進行でやっていただきたいということでございます。何人の方がアクセスしているのかというのをつかめるのであるならば、町とすれば本当に認知症に対してどれだけの方が不安を持っておられるのか、関心を持っておられるのかという情報もしっかりとつかむことができるわけでありまして、そういったこともしっかりとつかんでいくことによって事業を推進できるかと思えますので、前向きに検討していただきますようもう一度お願いしておきます。

次の2点目ですけれども、昨年、令和元年12月議会でも質問いたしました、認知症サポーター養成講座についてです。いきいき高齢者計画2018で、サポーター数の目標値が31年度で3,500人、32年度、令和2年ですけれども4,100人になっています。平成30年度で延べ2,731人のサポーターができたというふうにご報告がありました。また、チームオレンジの構築も視野に入れてサポーターの養成を進めていくというようなご答弁がございましたが、新型コロナウイルス対策のために今、集合型の研修はなかなか実施できない状況ではないかと思えます。

そこで、国は新型コロナウイルス対策として、令和2年度第2次補正予算に認知症サポーター養成講座のオンライン化を盛り込んでおります。資料につけさせていただいておりますが、10分の10国負担となっております。自宅にしながら研修受講が可能となるということで、サポーターの養成を切れ目なく進めていくためにオンライン化も導入してはどうかと思うんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、2つ目の認知症サポーター養成講座のオンライン化の導入についてご答弁申し上げます。

現在、本町をはじめ他市町村でも、新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症サポーター養成講座の開催を自粛しておる状況でございます。

ご質問いただいたように、サポーターを切れ目なく養成することは、認知症の方やその家族を見守る地域づくりとしてとても重要です。そのため今後は、新型コロナウイルス感染症予防に十分に配慮し、認知症サポーター養成講座を再開してまいります。

今回、議員ご提案の新型コロナウイルス感染防止の対策としてオンライン化の導入については、感染防止のメリットのほかに現役世代や若年層のサポーター養成の拡大にも期待できます。しかしながら、今回のオンライン化はまだ試験的な段階でございまして、詳細等については未定な状態となっております。オンライン化についての情報収集を行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。まず国のほうで試験的な形になっているかと思いますが、しっかりとオンライン化で養成講座を推進できるように検討していただきたいと思いますので、お願いしておきます。

次にいきます。

3点目ですが、社会参加が認知症予防に役立つと言われております。本町では、タピオステーションを各自治会で立ち上げ、身近な地域で気軽に運動できるタピオ体操を推進しております。しかし、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、緊急事態宣言は解除されたものの、新しい生活様式、3密を避ける、またソーシャルディスタンスを取るといった、そういったことを定着させることが重要であります。

そこで、「ぴんぴん！元気だより」も先日同じように広報と一緒に入っていたわけなんですけど、そこに、「おうちでできる運動で体を守ろう！」ということでタピオ体操がイラストで紹介されておりました。資料でつけさせていただいております。認知症やフレイル予防として、いましばらく、この間はタピオ体操をおうちでできる運動として広くPRするために、1日1回タピオ体操を合い言葉にタピオタイムを設定してはいかがかと思いますが、どのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、3つ目の認知症やフレイル予防として、「1日1回タピオ体操」を合い言葉にタピオタイムを設定することにつきましてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除となりましたが、3密である密集、密接、密閉などを避けるなどの新しい生活様式が求められており、町内に24か所展開しておりますタピオステーションについても、各地区で感染予防策を検討しながら、対策の取れる地域からゆっくりと再開しておる、そういう状況でございます。

外出自粛は感染症対策となりますが、高齢者にとりましては認知症や筋力低下といったフレイルを招きやすく、本町では、自宅で体力維持が図れるよう、広報紙やユーチューブでのタピオ体操プラスの周知に加えまして、体力に自信がない方も気楽に取り組めるよう、タピオ体操プラスから5つの体操に限定したタピオ体操プラスプラスのチラシも作成しました。このチラシは、広報6月号での掲載のほか、地域の見守り時の配布チラシとして活用していただけるように、各地区のタピオステーションリーダーや校区福祉委員会を通じて配布しているところでございます。また、介護事業者やスーパー等への配架など、幅広く周知を図ってまいりたいと考えております。

ご質問いただきましたタピオタイム設定でございます。体操普及という観点からは非常に効果的な方法でございますが、マスクをしながら体操となれば、高齢者の場合、熱中症への配慮もさらに必要となります。したがって、コロナ禍におきましては一律にタピオタイムを設定するのは難しく、自分のペースで自分に合った体操を選択していただきましてゆっくりと体力アップに取り組んでいただきたく、地域や関係機関の協力も得ながら広く周知していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。今、自宅で、おうちでできる健康づくりということでタピオ体操をしてはどうかということを質問させていただきました。ですので、それぞれがご家庭で決められた時間で、ご家庭なんでマスクしなくていいです。それぞれタピオ体操をする。認知症予防、また、フレイル予防も含めて弱ってきた体力を維持するための体操ということで、それを習慣づけようというところで、してはどうかというふうに思いました。

タピオステーションの活動というのは今停滞しているんですよね。徐々に回復していているということですが、なかなか集まってできないというところで、それならば各自、家でやってはどうかというところの提案でございます。どうですか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ありがとうございます。タピオのほうの応援として非常にありがたく、感謝いたします。

町のホームページのほうには、もう既に議員ご指摘のとおり、「おうちでできる運動で体を守ろう！タピオ体操+（プラス）をやってみよう」という、そういうホームページを設けてございます。そこにタピオ体操プラスプラス、先ほど申し上げました分を載せさせていただいておまして、「体力が低下してきた方でもできる内容になっています。自宅で毎日できる いきいきエクササイズ！一度に全部ではなく、少しずつ一日の中でやりきりましょう！」というようなコメントを載せて、ホームページのほうに掲載させていただいております。

渡辺議員ご指摘のとおりでございまして、タピオ体操のうちの幾つかでもやっていただいて、体を少しずつ慣らしていただくと、認知症あるいはフレイルの進行を抑制すると、非常に有効な手段やと思いますので、これはまたいろんな媒体を通じて継続して周知していきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）緊急事態宣言中のことなんですけれども、町の行政無線放送で休日の決められた時間に、町民の皆様には新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けてお願いがありますということを町長自らが自分のお声で放送されておりました。それは、すごくインパクトがあったと思うんです。だから、そういった効果もあるかと思うんです。

そういったことも踏まえまして、一定、時間を決めて、その時間にタピオ体操の出だしだけ、「美しい森と透き通った水をイメージし、きれいな空気をいっぱい吸い込んで、さあタピオ体操を始めましょう」というこのフレーズ、これだけでも町内行政無線で流したらいかがなものかなど。それで手を組んで背伸びをしようという、それをするしないはそれぞれのあれですが、それで体操しようという意識づけをする。それはタピオ体操の推進にもなりますし、健康づくりにもなりますし、そういったことも面白いというか、一つの町のあれになるかなというふうに思うんですが、1回また検討してください。どうですか。

議長（矢野正憲君）一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）本当にありがとうございます。そうやってタピオのほうを周知協力いただくのは本当に非常にありがたいことでございます。タピオ体操プラスプラス、気持ちにプラス、体にプラス、タピオ体操プラスプラスということで、ぜひともこれ、進めていきたいというふうに思います。

また、今、渡辺議員がおっしゃっていただいたタピオ体操の冒頭のすがすがしいメロディー、あれを流すというのも一つの方策かと思えます。ちょっと参考にさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）それとまた、情報提供なんですけど、今、コロナの関係でオンラインというところで、オンライン通いの場というものが厚生労働省のほうで開設されました。スマホで検索すればいいわけなんですけど、高齢者の認知症や要介護リスクが高まっているということで、国の1次補正1億円を使って国立長寿医療研究センターが開発したんですけれども、そのアプリを導入すると、65歳以上の方は無料でダウンロードできるんです。それをダウンロードすると、お散歩機能や各地で考案された体操約50種類を紹介してくれるらしいです。それで、そのアプリから出てくる体操を紹介してもらおうのでそれで体操するとか、そういったことも今オンラインでできる通いの場というのを研究されて、このアプリが開発されたそうなんです。またその辺も検討というか、紹介してもらったらどうかなというふうに思います。お願いします。

最後の項目へいきます。

3項目めは訪問入浴サービス事業についてです。

重度の身体障がいのある方に対して行っている訪問入浴サービスを利用されている方からご相談がありました。訪問入浴サービスというのは、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、看護師などが入浴の介助を行う事業ですが、利用は週1回までとなっています。

入浴は、心身の疲れやストレスを癒やします。なぜ1回しか利用できないのですか。例えば、災害時において自衛隊の方の入浴支援は、被災者の心身を癒やし、生きる希望、明日への活力となっていると一番感謝されております。入浴することの意義は大きいかと思えます。

重度の障がいのある方も同じです。重度の身体障がいのある方への入浴機会の確保やご家族への生活サポートとして、体を拭き取る清拭ではなく、最低週2回の入浴に拡充すべきと思いますが、いかがお考えですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、訪問入浴サービス事業についてご答弁申し上げます。

訪問入浴サービス事業は、自宅での入浴が困難な重度身体障がい者の方に対して、自宅に移動入浴車が訪問し、浴槽を提供して行われる入浴サービスの利用料を助成する制度でございます。

本町の訪問入浴サービス事業につきましては、障害者総合支援法の規定に基づく地域生活支援事業のうち、地域の特性や利用者の状況に応じた事業実施が可能である市町村任意事業として、平成24年度から実施しているところでございます。

本事業の対象者でございますが、身体障害者手帳の1級または2級に該当し、自力または家族等の介護のみでは自宅で入浴することが困難であり、訪問入浴サービスを受けることについて主治医から可能であると認められており、当該対象者を介護している方の付添いが可能である方のうち、介護保険法の施策の対象とならない方を対象としておるものでございます。

また、本事業のほかに入浴を提供するサービスといたしましては、自宅浴室での居宅介護による入浴や施設での生活介護による入浴等もございます。

議員ご提案の週2回への拡充でございますが、高石市以南では2市町が夏季のみ週2回の支給を行っている状況であり、その他の市町においては週1回またはそれ以下の実施回数でありまして、事業を実施していない市町もございます。そういった中で、本町の現状は近隣市町と比較しても遜色ない事業実施状況であると認識はしておりますが、訪問入浴を希望する方は重度の障がいをお持ちの方であることから、個々の状況に応じたきめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）第5期の熊取町障がい福祉計画があるわけなんです、この中に重度の障がい者の方の訪問入浴サービス事業をする4期目の実績値と5期目のサービス事業の見込み量というのが載っているんです。それは人数しか載っていないんです。年間2人ということで、平成30年度、31年度、32年度も見込み量は2人ということで書いてあります。でも、1回しかいけないということは計画の中に書いていないわけなんです。見込み量が2人。今、この対象者は何人いらっしゃいますか、訪問入浴サービスを受けている対象者の方。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）現状では2名となっております。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）そうですね。その2名の方が対象者であって、その見込み量というのが入っていないのであるならば、その方たちが訪問入浴サービスを受けられるように拡充というものも検討していただけたらというふうに思います。

資料につけておりますが、今コロナの関係で、訪問入浴サービス等体制強化事業というのが国のほうでも第2次補正予算の中で上がっております。国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1ということで補助率も上がっております。実際のところ、国が都道府県と市町村4分の1、

この強化事業にかかわらず、ずっとこういう状態に補助率はなっているというふうなことを聞きましたが、今必要とする施策として国が強化しようということになっておりますので、その分を含めまして、町としてはしっかりと重度障がいの方の入浴サービスというものにつきましては取り組んでいっていただきたいなど。今予算がないのであるならば、この分も使いながら取り組んでいっていただきたいなどというふうに思います。

医師の診断で、2回の入浴は問題ないと、そしてご家族の方も入浴を望むのであるならば、そういった障がいのあるなしにかかわらず、入浴の重要性をしっかりと町は真摯に受け止めてサービスを提供していただきたいなどというふうに思うんですが、再度求めさせていただきたいんです。お願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご質問いただいた中身につきましては、我々も真摯に受け止めてございます。

また、今ご提案いただきました2次補正の分につきましても、大阪府等にも問合せし、どういう状況で対応できるのか、それも今既に問合せ等も入れてございます。

これはもう本当に前向きに検討していく中身だというふうに認識してございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。前向きに取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

ちょうどいい時間となりました。以上をもちまして一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「17時07分」延会）

6 月熊取町議会定例会（第 2 号）

令和2年6月定例会会議録（第2号）

月 日 令和2年6月12日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1 番 田中 圭介	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 田中 豊一	6 番 鱧谷 陽子
7 番 文野 慎治	8 番 重光 俊則	9 番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第36号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
議案第37号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
議案第38号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
議案第39号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
議案第40号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について
議案第41号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

議員提出議案第3号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
議員提出議案第4号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例
議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第44号 農業委員会委員の任命同意について
議案第45号 農業委員会委員の任命同意について
議案第46号 農業委員会委員の任命同意について
議案第47号 農業委員会委員の任命同意について
議案第48号 農業委員会委員の任命同意について
議案第49号 農業委員会委員の任命同意について
議案第50号 農業委員会委員の任命同意について

- 議案第51号 農業委員会委員の任命同意について
議案第52号 農業委員会委員の任命同意について
議案第53号 農業委員会委員の任命同意について
議案第54号 農業委員会委員の任命同意について
議案第55号 農業委員会委員の任命同意について
議案第56号 農業委員会委員の任命同意について
議案第57号 農業委員会委員の任命同意について
議案第58号 農業委員会委員の任命同意について
議案第59号 農業委員会委員の任命同意について
議案第60号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）
議案第61号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校トイレ改修工事）
議案第62号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工事）
議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年6月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。河合議員。

11番（河合弘樹君）おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は1点だけ、生活保護についての質問をさせていただきます。

厚生労働省は、2020年3月の生活保護受給者世帯は約163万5,000世帯、実人数は約206万6,000人と発表しています。また、読売新聞の調査では、新型コロナウイルス感染拡大の影響が広がった今年4月、全国の政令市20市と東京23区で生活保護の新規申請数が計9,680件、前年同月比で31%増えたとされています。自治体別では、大阪市が1,618件で37%増となり、社会経済活動の自粛で厳しい状況に追い込まれている人々が増えている状況です。また、生活保護の相談も、4月は全国43自治体で前年比37%増の延べ2万9,519件、約3万件に上っております。

今回のコロナ禍で生活保護を申請する人の中には、緊急事態宣言を受けた休業要請などで一時的に困窮に陥った人も多く、収入が戻ったときにスムーズに生活を再建できるよう、厚生労働省は、通常は認めていない車や店舗などの財産の所有者を例外に認めることを決定し、全国の市区町村に柔軟な容認を求めることを通知しています。また、通常は生活保護の申請があれば市区町村の職員らが、熊取町の場合は大阪府ですか、岸和田子ども家庭センターの職員らが自宅を訪問して生活状況などを調査するが、今回は、訪問を通じてウイルス感染が広がるリスクを考慮し、電話での調査も認めているという緩和的になっています。また、そのために、今まで以上に申請者数が増えるであろうとされています。

そこで、昨日、坂上巳生男議員も同じ質問をされていて答弁は重なると思うんですが、結果も分かっているんですが、1つ目の令和2年度4月の熊取町の生活保護申請件数と前年比はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の生活保護についてご答弁申し上げます。

なお、さきの坂上巳生男議員の答弁でも申し上げましたとおり、本町は福祉事務所を設置しない

町村となっておりますので、生活保護申請受付、審査、決定業務につきましては大阪府で行っております。答弁内容につきましては岸和田子ども家庭センターからの聞き取りによるものでございます。

まず、1点目のご質問の令和2年4月の生活保護申請件数は3件でございまして、前年度が4件となっております。比較しますと、率でいいますと25%の減となっております。件数自体、大きな増減は生じていないというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。全国に比べ、熊取町は非常に少ないということなんです。少ないのはいいことなんです。5月も昨日の資料で出されていると思います。

それで、次の2点目の近隣市町の申請件数と比率はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）2点目の近隣市町につきましては、令和2年4月の生活保護申請が、岸和田市で132件、前年度比41.9%の増、貝塚市が13件、前年度比62.5%の増、泉佐野市が26件、前年度比62.5%の増、田尻町で4件、前年度がゼロ件でございましたので皆増となっております。泉南市では14件、前年度比55.5%の増、阪南市で3件、前年度比、これは57.1%の減でございます。岬町で2件、前年度と増減なしとなっております。岸和田市以南の市町全体の件数で見ますと、やはりご指摘のとおり増加傾向となっておりますというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。全体的には上がっていて、熊取町と阪南市とがマイナスで、岬町はプラマイゼロということで、比較的熊取町は少ないということで、よく分かりました。

その結果もあるんですが、3点目の5月以降、6月も含め、今後さらに増加するのではと思うんです。これについてはどう思いますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）3点目の5月以降につきましてはでございますが、本町では昨年度と比較すると減少傾向にはございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による所得減少等の生活困窮のやはり相談も増えてございます。近隣市町において増加傾向の市町も多くございますので、今後、増加に転じる可能性も十分ございます。これからも、相談の受け止めなど丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

5月25日に緊急事態宣言が全面解除されましたが、就労や収入が元に戻るまでには時間がまだまだかかると思います。日々の食に困る人も出てきていると思いますが、4点目の新型コロナウイルス感染による失業、収入減による相談件数と、また、その内容はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）4点目の新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の相談につきましては、本町への相談が令和2年5月末までの集計では延べ件数で37件、実人数で22名となっております。新型コロナウイルス感染症の影響で失業で収入が減少したため、生活費や家賃が支払えないなど生活困窮に関する相談が多く、社会福祉協議会の緊急小口資金への相談、あるいは岸和田子ども家庭センターのは一と・ほっと相談室の住居確保給付金や生活保護相談の取次ぎということが多くなっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

今の答弁の中にありました住居確保給付金です。これはちょっと通告はしていないんですが、家賃が払えなくなって、支給上限、単身世帯で3万8,000円、2人世帯で4万6,000円、3から5人世帯で4万9,000円、6人世帯で5万3,000円が原則3か月間支払われると、これの申請件数というのはわかりますか。分かるのであれば教えていただきたいんですけど。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらは受付が一と・ほっと相談室のほうで、生活困窮者自立支援の相談窓口となっております。本町で直接の受付となっております。申し訳ございません、そちらの数字については今ちょっと手持ちがございませんので、お答えはできないというような状況です。すみません。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。また後日、分かれば教えていただけますか。お願いします。

それでは、次の5点目にいきたいと思いますが、直近5年間の受給世帯とその人数、そのうちで、また受給停止となった世帯はありますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）5点目の直近5年間の受給世帯と人数につきましては、平成30年度が352世帯469人、平成29年度が344世帯462人、平成28年度が346世帯485人、そして平成27年度が351世帯505人、平成26年度が349世帯501人となっております。また、受給の停止及び廃止となりました世帯は毎年50件前後となっております。廃止理由といたしましては、生活保護を受けている方の死亡、あるいは収入の発生・増加、収入のある方が転入したなどが主な廃止の理由となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

現時点では、受給されている方は何人で何世帯ということになるんですか。それはわかりますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません。過去5年ということでお調べいたしましたので、直近の数字はまた後ほどご報告させていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）すみません。直近の5年間のをもう一度お願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、世帯数と人数という形で報告させていただきます。平成30年度が352世帯469人、それから平成29年度が344世帯462人、平成28年度が346世帯485人、平成27年度が351世帯505人、平成26年度が349世帯501人という状況でございます。

令和2年5月の時点での受給人数でございますが、452人というふうになってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。5月で452人、30年度からいったら増えているということですね。それ以前はもっとおって、減ったりしていたんですけど、現在は増えていると。分かりました。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません。人数でいきますと、平成30年度が469で令和2年度が452と、人数ではほぼ大きく増減はないというような、そういう状況でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。ごめんなさい。ありがとうございます。

現在それだけ452人の人が受給しているということで、これ、世代別というのはわかりますか。

過去の30年度でもいいんですが。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）年代別ということですか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、その数字はちょっと持ち合わせてございませんので、お調べはさせていただきますけれども、そこまでちょっと数字を町のほうで把握しかねますので、岸和田子ども家庭センターのほうに問合せをさせていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。またお願いいたします。

現在、町内ではそういった人数の方がいるということで、それでは、最後の6点目、不正受給の対応策とあります。これは全国的にも問題になっていることだと思んですが、これについて答弁願えますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）6点目の不正受給の対応策につきましては、本町に対して不正受給が疑われる通報が入った場合は、本町に調査等の権限がございませんので、岸和田子ども家庭センターに報告を行うこととなっております。岸和田子ども家庭センターは、本町や他の住民などから情報を受けた場合、対象者のケース記録等で組織として対応を協議いたしまして、面談などによる必要な指導指示を行い、保護の見直しなど慎重に適正な運営に努めているというような状況でございます。以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

今の答弁の中にもありましたが、私自身もよく町民の方に、生活保護受給者についてですが、現金収入の仕事をしているとか、陰でこそっと。そんなことを許していいのかとかよく言われるんです。居酒屋で酒飲んでたばこを吸うて騒いでわあわあやっていると、そんな声。そんな人だけじゃなしに、60代、70代の人も、また年が近い世代の人から見ても、真面目に働いて一生懸命やっている人から見たら何かおかしいんじゃないかとかいう言葉をよく聞きます。

それで、対応策としては、熊取町としては強制的には調査ができないというのが現実であって、しかしながら、高齢の方でも若い方でもまだまだ働ける人がいるのは事実と思うんです。この人たちを自立の対象として就労促進するのと、調査権限の強化を強く町としても要望していただきたいと思っております。それで、熊取町の人が一人でも生活保護を受給しなくても自立できることが望ましいことであって、そんな意見もなくなるとは思うんですけどね。

また、今回のコロナ禍で、公的資金を頼って生活を維持する生活保護予備軍的な方々も非常に多いと思うんです。今、現時点は申請者は少ないんですが、これからまた増える可能性は十分にあり得ます。今後、貯金を取り崩して生活する人が、仕事がなくなってそういったことに陥ることが多々あると思うんです。そういったことにならんように、昨日もいろんな議員の方々がおっしゃっておった国や府の給付金の対象から外れた事業者の方への支援を、切に私からもお願いしたいと思っております。

簡単ではございますが、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、重光議員。

8番（重光俊則君）議長のお許しが出ましたので、一般質問を行わせていただきます。

新型コロナですけれども、関西ではかなり落ち着いてきている状況でございますが、それについて質問をしております。まず、熊取町、泉佐野市、貝塚市における新型コロナの感染者の把握状況に関して、下記の項目について、できるだけ表にまとめて答弁を求めますということで出している

んですが、令和2年1月から5月における毎日または毎週の検査場所、検査実施組織、検査者数、陽性者数、隔離場所についてどのように答弁されますかというか、その辺の状況を教えてください。議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、新型コロナウイルスのPCR検査の実施状況についてご答弁申し上げます。

まず、熊取町、泉佐野市、貝塚市における新型コロナウイルス感染者の把握状況につきましては、大阪府の報道提供資料をまとめた資料をお配りさせていただいております。重光議員のほうからのご要望の趣旨にはちょっとそぐわない資料となっておりますが、こちらにつきましては保健所等に問い合わせ、今現在お示しできる資料の状態ということで、一定ご理解を賜ればと存じます。

また、ご答弁申し上げる前に、PCR検査についてごく簡単にご説明させていただきます。

この検査は、鼻咽頭や咽頭の拭い液でウイルスの遺伝子を増幅して検出する方法で、検体採取時に採取するお医者さんなどが感染するリスクも高く、感染防護対策が必要です。検査にも専用の機器と熟練した人材が必要でありまして、検査結果が出るまでに6時間程度はかかると言われております。そういったことから、検体の採取機関や検査機関も限られておるといのが今の現状でございます。

それでは、1つ目のご質問の令和2年1月から5月における検査場所、検査実施組織、検査者数、陽性者数、入院及び宿泊療養場所についてご答弁申し上げます。なお、陽性者数のほかは、市町村ごと、すみません、これは集計はされてございません。公表されている府の状況での答弁となりますことを重ねてご了承いただきますようお願いいたします。

まず、検査場所につきましては、帰国者・接触者外来に加えまして、医師会等の協力によりましてドライブスルー方式による検査も実施されておりますが、具体的な場所につきましては、医療従事者等への風評被害防止や検査を求める方が殺到することによる感染拡大対策ということもございまして、非公開となっております。検査実施組織につきましては、帰国者・接触者外来等を実施する医療機関、地方衛生研究所が4か所、そして府の保健所が3か所、その他2か所の民間検査機関がございます。

次に、検査者数につきましては、6月3日現在、これまでの累計といたしましては3万2,063件となっております。

次に、陽性者数につきましては、これは熊取町の分につきましては大阪府報道発表資料を取りまとめたものでございますが、配付資料にございますとおり、本町は4月1日にお一人目の陽性者が確認され、6月8日現在、本町では7名でございます。ちなみに貝塚市、泉佐野市の陽性者数は共に8名と、そういう状況になってございます。

次に、入院及び宿泊療養場所につきましては、検査結果が分かるまでは自宅待機を要請しておりまして、基本的には、症状や状況に応じ、対応可能な病院や宿泊療養施設に入所することとなります。宿泊療養施設については現在のところ3か所整備されてございまして、府ホームページ等で場所が公開されておるといような状況にございます。

続きまして、2つ目の陽性者への対応についてでございますが、保健所が陽性者への健康観察を行っております。入院及び宿泊療養日数についてはおおむね2週間としておりますが、お一人お一人の病状によりまして一概に一律ということではございません。

次に、3つ目の検査実施組織及び受入検査可能数についてでございますが、これは徐々に今、拡充されております。5月20日の大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会が出しております資料によりますと、帰国者・接触者外来等で約580検体、地方衛生研究所4か所がございます。こちらのほうで500検体、府保健所3か所で約50検体、そして民間検査機関、これが2か所で約300検体と、合計で1,430検体の検査が可能な状況と今なっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 重光議員。

8番（重光俊則君）今の答弁を聞きまして、各自治体が、自分たちの住民がどれぐらい検査されて、その中でどれぐらい陽性者になったかというような情報が、全く熊取町、ほかの自治体もそうだけれども、把握できていない。保健所任せになっていると。重要なコロナ患者の実態が保健所任せのデータしか分からないというのはいかがなものかと思うんです。

厚生労働省は、3月6日からPCR検査に医療保険を適用することとしました。それにより、保健所を経由することなく民間の検査機関に直接依頼することも可能となりましたということがありますから、3月時点で厚生労働省はそういう方向性を示している。ところが泉南郡の泉佐野保健所、大阪府全体がそうなのでしょうけれども、具体的に検査体制を強化するとか、町民の感染者が幾らかということ把握する努力が全くされていない。本当にこれでいいのかなという気がします。

コロナの第2波が幸い今来ておりませんが、第2波が来たらどう検査をする予定だったか、その辺は当然考慮するべきで、保健所任せにしていますというのが全く理解できない。民間でもできるようにしますよというのは、国自体がそういう発表をしているんです。それ自体に各自治体が対応できるようなことを示さないといけないんです。それすらできていないというのを非常に残念に思います。

この検査自体で、大阪府は6月6日時点で3万3,273人、前日比で470人増えているということで、大阪府全体ではこういう陽性人数、陽性累計、現在陽性者数、退院・解除済み者合計等のデータを毎日発表しているわけです。これは大阪府全体で、大阪市がほかの熊取町なんかの10倍以上の感染者がいますから、その辺の状態を考えると、これ全体は大阪市を中心としたデータとしか捉えられないわけです。熊取町に第2波が襲ってきたらということは誰も考えていないし、保健所がやるやろうという姿勢自身が非常に疑問に思うんです。その辺についてどのように熊取町は考えておられるのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）冒頭お答えさせていただいたとおり、PCR検査と申しますのは、議員のほうもご承知のとおり、非常に高度な知識、技能、そして資機材が必要な検査となっております。また、これは感染症予防法に基づいて一定、資格のある者しか実施できないということで、我々町職員のほうが実施するという事は事実上不可能というような状況でございます。

ただ、大阪府としての対応といたしましては、やはり議員ご指摘のとおり、少しでも拡大をすべく対応しなければいけないということで、今、ご存じのように一定の落ち着きを見せてございます。こういった落ち着きを見せているときにこそ検査体制を拡充せなあかんということで、今ご答弁申し上げました1,340検体が今時点の検査機関の実施数というふうになりますけれども、それを3,500まで増やすという目標をもう打ち出しております。

その方法といたしましては、議員のご指摘のように、民間の実施機関等にもご協力をいただいてPCR検査、検体を採取するところの拡大を図り、また検査を実際にやってくれる検査機関の拡大も図る、また、検査方法が、今までは鼻にテレビなんかでよく見かける綿棒を突っ込んでやるような検査が主流だったんですが、それが6月に入りましてから唾液をちょっと出してもらって、そういう検査方法もオーケーというような状況になっているということで、検査の件数をある程度拡大することが期待できております。そういったことで、3,500まで増やすというような目標を大阪府のほうで今出して、それに向けての拡充策を講じておるということになります。

これはあくまでも大阪府の施策でございますので、熊取町としたらどうなんやというお答えにはなりません、PCR検査の実施主体となるべきところは、しっかりと拡充に向けて頑張っておられておるといった状況でございます。

それから、町村といたしましては、第2波への備えということにつきましては、やはり新しい生活様式、これを住民の皆様にも身近なところでご周知申し上げて、そしてそれを徹底していただく、これが第2波への市町村としての備えの大切なところだと認識しております。そういったことで、各施設の入り口はもうご覧のとおり、入館に当たっての注意事項であったりとか、そういったこと

の掲示であるとか、あるいは昨日来からタピオであったり福祉委員会であったり地域での見守り、その際には併せて新しい生活様式を展開してくださいと、コロナへの対応をしっかりと考えていただいて、マスクの着用、手洗いの励行、そしていわゆる接触を避けるような、そういった工夫をぜひともお願いしたいというような地道な啓発、これを進めております。

また、議員ご指摘のように検査の必要性、これも非常に高いと思います。できる限り、自分がかかっていないかどうか、安心したいということもございまして、やはり今後の対策をするに当たって一つ大きな材料になること、これはもう間違いないことだと思います。したがって、検査の必要性について市町村としても痛感しておりますので、少しでも拡充に向けての対応をお願いしたいということで、大阪府あるいは国に対しての要望、こういったことも続けて継続的に実施していきたいというふうに考えております。

つい先日も、保健所のほうに直接出向きまして保健所の幹部の方とも面談をさせていただきました。検査の拡充について保健所としてもご努力をお願いしたいということも直接申し上げてきたところでございます。町としてできることは、国全体で感染症予防法という法律に基づいて粛々と行われる中身について市町村がどこまで関与できるか、なかなか難しいところもございまして、町として最大限できること、地道な活動から始まり、第2波に備えての対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今る述べられましたけれども、結局は保健所に任せてやるから、実際の感染者について、その対応は保健所がやるから熊取町は何もせんでええという回答に等しいと。国と府がちゃんとコロナの検査体制を整備していくから、それに任せておけばいいということで、熊取町は何もしない、そういう状況にあると思うんですよ。熊取町はコロナの相談窓口を設けるとか、せめてそれぐらいはやらないといけない。それと、データは保健所任せじゃなくて、やっぱり自分のところの町の住民のデータは自分のところで確認しなければならないというのが基本だと思うんですが、その辺が全くできずに、国や府がやっているから問題ないんです、それをサポートするために3密を回避するようなことをPRしていますと言っていますけれども、これは実際に何の役にも立たないことです。言っていることでは、それは3密を回避するような意識はできるでしょうけれども、実際発生した場合に熊取町がどういう対応をするのかということを考えていないのかというのが、本当に不思議ではないですね。

吉村知事は、感染の疑いのある新規患者や濃厚接触者については、地域外来・検査センターを活用し、保健所を通さない検体採取と検査を増加すると考えているということを発言しているわけです。これに対して熊取町はどのような対応をしているのかと。全く今までの保健所任せでいいんですよという対応が、原課はそれでいいんでしょうけれども、熊取町長としてそのような状況に対してどのような方向、努力をされようとするのかということを少し話していただけますか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員の不安視される、そういったことは重々理解できる場所ではあるんですけども、これは感染症予防法というふうな国の法律がある中での対処ということで、大阪府内で福祉事務所を持たない、保健所を持たない熊取町とすれば歯がゆいところがありますけれども、これは法に従って、コロナへの対応を着実に実行していく以外にないものかなというふうに思います。

熊取町も町立病院というのが今までもありませんし、これからももう持つことはないと思うんですけども、直営の病院があるかないかによってまたこの対応が若干変わってきたのかなと思います。そういう意味では、熊取町のできる範囲というのは限られてくるのではないかなと思います。

その中であっても、町内の某大きな病院もございまして、私自身そういったところの情報も集めながら、熊取町としてどんな対応ができるのか、これから第2波、第3波が来るというふうに予想されていますけれども、そういったときに熊取町内のこれからの検査が、抗体検査とかがあります。

PCR検査もありますけれども、そういった中で熊取町が民間の医療機関、検査機関と手を組んでどのような対処ができるかということも、今、病院関係者と、これは表に出す段階ではありませんので、そういったところで情報交換をしているというふうなことが現状であります。

何も全く手だてをしていないということではなくて、そういう情報交換をしながら熊取町として何ができるのかということを探っているというのが現状でありますので、また皆さん方のいろいろな情報網の協力をいただきながら、一緒になって進めていきたいなと思います。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）熊取町がどれほどのことができるかということがやっぱり鍵になるわけですが、保健所を通さずに検体を検査していくという方向があるわけで、熊取町1町でそういうことはできないと思います。例えば、それでは泉佐野市とか田尻町とかそういうところと連携して、そういう保健所に任せない検査体制を別途用意しておく。すぐその組織をつくる必要はなくても、そういうことを用意していくということは必要だと思えます。そういうことをしないと、結局は保健所任せで、保健所が忙しかったら受け付けられないということを平気で言っているわけです。忙しくなるから電話番号を公開せんでええとかいうことも平気で言っているわけです。

そういうことではなくて、熊取町が少なくとも感染者にサポートできる体制をつくるということで、相談窓口を設ける、それは今、コロナだけじゃなくて、感染症に対して相談窓口を少なくとも設けて、2人ぐらいはそれにかかるという仕事をつくらないかなと思います。少なくともその辺がベースになって動き出しができるんじゃないかと思うんですが、その辺の考えはいかがですか、町長。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）相談につきましては、もう当初から随時、町のほうでもお受けいたしております。ただ、どうしても中身が専門的な話になってまいりますと接触者のそういう相談センター、そちらのほうをご案内するという形になりますけれども、第一義的にお困りの方、あるいはどうなんやろうなどご心配の方、そういったことについてのご相談というのは、当然役場の保健師等が親切丁寧その辺の対応、それは今現在もしてございます。

PCR検査の話も抗体検査の話も当然重要であるのは間違いないんですけれども、ただ、先ほど来より申し上げておきますとおり、検査のキャパシティーというのがもう当然、物理的にも限られます。これが、第2波が来たときにそういった資機材あるいは人材、そういったものもやはり温存しておく必要がございます。そういったことで、検査の結果をどう活用するのか、そういったことをまず十分考える必要もあろうかと思えます。町のほうでそういった検査を実施してそれを分析するという、そういうことも町のほうではなかなか難しい。やはり一定の広域で実施するというようなことが必要やということで、大阪府のほうでこういったことを順次進めていってくれているものと、そういうふうに理解しておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）検査結果をどうするのかというのについては、今これが増加傾向にあるか減少傾向にあるか、今からどういう増加を見込まなあかんのかというようなことを検討せなあかんので、専門知識、専門知識と言われているけれども、課長、部長クラスだったらその辺の内容は理解できるはずですよ。自分で直接分析とか検査はできないけれども、どういう知識が必要かということは分かるはずで、そこにどういう人を集めなあかんかというのも分かるはずですよ。そういうことを考えていくというのが熊取町の責任だと思うんですよ。

今、第2波がほとんど影響がない状態なんで、安静な状態ですけれども、これが別のコロナの類似感染症が起こったとしたらどう対応するのかというのは、今、医療機関と雑談しておく状態じゃなくて、やっぱりしっかりと熊取町でどういう組織をつくっていくのかというのを用意しておかな

いと、すぐその組織をつくれではないんですけども、いつでもそういうところに移行できる状態にしないとイケないということで、保健所任せの今の実態を深く反省していただいて、その取組をしていただきたいと思います。

2番目の質問にいきますけれども、これもほぼ上の1番の質問は具体的な回答が得られるという前提で書いているんですが、PCR検査の実施組織というか検査実施目標数、その対応者というのはどのように確保されているかということは、PCR検査に関与した人は感染する可能性が高い状況にあるわけです。そういう対応者を用意しているのかということです。それと、入院施設は確保できているのか、いわゆるICUとか人工心肺装置、これが今の泉佐野保健所圏内でどれだけ確保されているのか、お答えください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の2点目、今後の新型コロナウイルス感染症予防対策についてご答弁申し上げます。

1つ目のPCR検査の実施組織、検査実施目標及びその対応者の確保についてでございますが、第2波、第3波に備え、検査体制の拡充は課題の一つでございます。6月5日の府対策協議会資料によりますと、検査実施目標数は約3,500検体としてございます。参考といたしまして、大阪府におけるこれまでの1日の最大検査者数は793人となっております状況でございます。

また、発症から9日以内の有症状者については唾液での検査が可能となるなど、今後、一般医療機関を含めて検体採取機関の拡充に期待しておるところでございます。

2つ目の入院施設の確保でございますが、法に基づき、検査機関や入院施設等については、国や都道府県等が連携の上調整し、体制整備を行うということとなっております。本町といたしましては、国や大阪府に対しましてPCR検査対象者や医療体制の拡充について要望していきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今の現状については、先ほど言ったICUや心肺装置はどこに何台あるのか分かりますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ICUの基準にもよるんでしょうけれども、この辺りですとご存じのとおりりんくう総合医療センター、そちらのほうにはその設備が整っております。また、重症のいわゆる重度の感染者に対応する病室等についても、これはもう全国有数の施設として整っておるといような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）そういう施設はありますよというけれども、町自身は全然絡んでいないんですよ。そこにどのように絡むかということをしっかり考えていただきたいと思います。

やっぱり今、PCRの検査をやっても非常に感染者が少ないということで安心感があると思いますけれども、今後、コロナ以外のまた感染症が増えたときに本当に対応していけるのか、それから入院施設はちゃんと確保できているのか、その辺は十分押さえて日常の活動をやっていただきたいと思います。その辺の基本的な姿勢、PCR検査の実施は大阪府に任せているんじゃないかと、自分たちでどれだけ、自分たちでというのは、町だけじゃなくても連携した状況でどれぐらい確保できているということを表明しなければ安心はできません。熊取町は何もできないんや、とにかく保健所任せなんやということでは困るので、ぜひその辺はしっかりと検討していただきたいと思います。

次に、小学校、中学校、保育園、学童保育園における感染予防対策は今どうなっていますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、重光議員の今後の新型コロナウイルス感染予防対

策についてのご質問の3つ目、小学校、中学校における感染予防対策についてのご質問にご答弁申し上げます。

小・中学校につきましては、大阪府の要請に基づき6月15日から通常授業を再開しますが、感染予防対策として、次の3点について重点的に対応してまいります。

1つ目は、登校前に自宅における健康観察の実施です。自宅においてけんこう観察カードに検温結果及び健康状態を記入し、毎日提出していただきます。また、学校では非接触型の体温計を各校5台ずつ準備しておりますので、それを活用して検温も行っております。もし発熱や風邪症状がある場合には、自宅で休養し、無理して登校しないことを保護者にお願いするとともに、登校後に発熱や風邪症状を確認した場合は速やかに帰宅させることとしております。

2つ目は、感染経路を断つための取組です。児童・生徒に対して、小まめな手洗いをするよう指導を徹底しています。また、登校から帰宅まで原則マスクを着用することを義務づけております。大阪府が学校再開マニュアルを作成する上で複数の専門家から意見を聴取した結果、換気と全員がマスクをしていれば感染予防ができるとの見解も得ております。さらに、教職員、介助員等の学校関係職員に対しフェースシールドを配付しており、必要に応じて着用することとしております。そして、教職員が放課後等に、児童・生徒がよく触れる場所の消毒等を行っております。

3つ目は、可能な限り常時換気を行い、雨天等で困難な場合は、大阪府のマニュアルに基づき、30分に1回、5分程度換気を行います。エアコン使用時においても、各教室に4台設置している扇風機をうまく利用しながら換気を行います。

以上の対策を徹底し、感染予防に努めてまいります。

小・中学校については以上でございます。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、私のほうからは町立及び民間の保育所と学童保育所における感染予防対策についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、3月2日以降、小・中学校が臨時休業となる一方、保育所や学童保育所につきましては、国や大阪府から規模を縮小しながら原則開所するよう求められたことから、保護者の皆様には家庭での保育やお子様の検温などをお願いし、多くの保護者の皆様のご協力を得ながら感染症対策に取り組んでまいりました。

まず、保育所における具体的な対策を申し上げますと、マスクの着用や咳エチケット、手洗い、アルコール消毒など国が示す感染症対策ガイドラインの基本的対策を徹底するため、国の補助金を活用し、空気清浄機や体温計、消毒薬、施設の消毒作業に必要な物品を調達するとともに、熊取町版緊急生活・経済支援として、3歳から5歳児の児童全員に抗ウイルス加工素材の布マスクを1人2枚ずつ配付するなど、様々な対策に取り組んできたところでございます。

一方、保育所の運用面では、保育室のおもちゃや建物内のドアなど手の触れるものに1日複数回消毒作業を行うとともに、常時窓を開放することによる室内の換気も行っております。さらには、集まって遊ばないようにする、お昼寝の際にはできるだけ間隔を空けて布団を敷くなど、3つの密の回避に最大限の注意を払っております。

次に、学童保育所における具体的な対策につきましても、基本的には保育所と同様の対策を行っており、屋内の換気、子どもや支援員のマスクの着用、距離の取れる遊びや熱中症に注意しながらの屋外遊びの推奨、食事のときなどは部屋の分散や間隔を取った配席をするなどの工夫にも努めているところです。

今後におきましても、このような保育所や学童保育所における感染予防対策やお子様の健康管理を徹底してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）小学校と保育所等では、本当に安全確保という、要は3密を防止するというのが非

常に難しい状態にありますよね。子どもたちは、登校したらがっつと集まる。それを離すということはなかなか難しい状態で、今はテレビなんかで見ると、あらかじめ机を物すごく減らして、ソーシャルディスタンスを2メートル確保するようなことをしていますけれども、これは笑止千万で、2メートル確保するという事は、2メートル離れていたらほとんど感染する可能性は少ないんですよ。だから2メートル確保しないといけないというのはナンセンスで、例えば1メートルでもいいという学校はたくさんあるわけです。だから、いかにソーシャルディスタンスを確保するかということについて、なかなかいろんな説があって、長いほどええやろうということもありますけれども、小学校とか幼稚園、保育所ということについてはその辺の確保が非常に難しい。中学生になるとかなりその辺の制御ができるかも分かりませんが、小学校低学年あるいは保育所ではそれは非常に難しい状態にあると思うんですが、ソーシャルディスタンスについてどのように考えておられるか、教えてください。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、重光議員の4つ目、小・中学校、これらの施設では2メートルのソーシャルディスタンスの確保は無理ではないかのご質問にお答えします。

国は、生活圏内の状況に応じて感染レベルを3つに区分しました。大阪府は、それを受けて感染レベルに応じた身体的距離の確保や授業の再開、部活動の実施等についてのマニュアルを作成いたしました。それによりますと、大阪府は6月15日から感染レベルが1になると想定し、学校を通常どおり再開することを大阪府下各市町村に要請いたしました。感染レベル1の場合の身体的距離は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取ることとしております。児童・生徒の行動を考えると休憩時間等の距離の確保ができない場合も想定されますけれども、先ほど述べさせていただきました感染予防対策の徹底と常に児童・生徒に注意喚起を行っていきたいというふうに考えております。

今後、感染の状況がどのように変化するかが分からないということから、常に予防対策の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）続きまして、保育所や学童保育所での2メートルのソーシャルディスタンスの確保についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、国が示す新しい生活様式では、人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートル空けるよう呼びかけがなされております。しかしながら、保育所は集団で生活する場であり、子ども同士や子どもと保育士との距離の確保は難しい環境であり、2メートルのソーシャルディスタンスの確保は、先ほども議員ご指摘のあったとおり、現実的には極めて困難なものでございます。

国が示しております保育所における感染症対策ガイドラインでも、2メートルの距離を取って生活することは現実的ではないとされております。そのため、対策といたしましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、集まって遊ばない、間隔を空けてお昼寝するといった工夫を凝らしておりますが、さらには保育現場の意向を踏まえ、フェースシールドの購入や食事などの対面時の間に置くアクリル板の購入も進めてまいりたいと考えております。

また、学童保育の現場におきましても同様、距離の確保は難しい環境であり、こちらも、先ほどご答弁申し上げました距離の取れる遊びや屋外遊びの推奨、分散での食事や間隔を取った配席の工夫を行っておりますが、保育所同様、さらにはフェースシールドの購入なども進めるなど、より対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましては、新しい生活様式の社会全体の定着が求められていることを踏まえ、適切な感染防止対策を講じつつ、お子様の安全と保護者の皆様が安心してご利用いただけるように努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）よく分かりました。やっぱり学校とか保育所等において感染防止に努めるというのは、今のところ最善を取られていると思いますけれども、クラスターが一人でもその人が入ってきたら、それで全部崩壊してしまうという状況にありますよね。そういう緊張感を持って児童と接触していかないといけないので、フェースシールドとか仕切り板とかいうようなものは学校にはなかなかそぐわないものですが、その辺を十分活用して、今の時代だからそれは我慢せなあかんという状況をつくる、それによって距離を確保するとか感染を予防するということが重要なんだということをやはり子どもたちにしっかりと教育していただきたいのと、万一感染者が来たときどう対応するのかということ、しっかりとマニュアルを作って対応していただきたいんですが、そういうマニュアルを作る準備はできていますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）既に感染者が出た場合のマニュアルというのは作成させていただいておまして、例えば感染者がその学校で出ればやはり休校を行うというふうなこと、当然ながらその他の学校をどうするかということに関しては、そのときの状況に応じて検討していかざるを得ないであろうというふうに考えております。

ただ、今、議員もお話いただきましたように、とにかく感染者を出さないような対応ということについてはもう本当に緊張感を持って心がけていきたいですし、あるいは、これはもう学校のみならず、当然ご家庭のほうでもそういった形で対応していただけるよう、やはり啓発を十分に行ってまいりたいというふうに考えておるということでございます。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）保育所、学童保育所につきましても同じでございまして、マニュアルと申しますか、国や府から示されておりますいわゆるお子様でありますとか保育士等々職員がまず濃厚接触者になったといった場合どう対応するのかとか、あとは議員おっしゃるように陽性反応が出た場合どうなるのかということにつきましては、町立、民間ともにその辺の対応については既に文書で情報共有されているというところでございます。

具体的に申しますと、濃厚接触者にお子さん等々があった場合には、2週間はもう登園等はできません。もしその中で陽性反応が出れば、最低その園は2週間相当程度臨時休園という措置をもう取らざるを得ない。あとは町内の感染状況に応じて、その1園だけになるのかほかの園になるのかというのは判断していくというふうな形で、マニュアルのほうはなっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今ので、感染者が来なければという前提で今のやり方でかなりの防止はできると思うんですが、感染者が1人来たら実際どう対応するのかということをやはりきちんと、保育士とか教師自身が感染しますので、その辺を十分頭に入れて対応を考えていただきたいと思います。その辺は、実際これはどこから感染者が来るか分からない状況にある中でそういう安全を確保しようとしているんだから、かなり無理があるんですけども、その辺の万一出てきてもこう対応し得るからいけるよというものは、ぜひとも用意しておいていただきたいと思います。非常に難しい感染症ですが、やっぱりその辺を小・中、幼稚園も含めて対応をしっかりしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（矢野正憲君）重光議員、もう一個。

8番（重光俊則君）もう一個あったの。

議長（矢野正憲君）新型コロナ、3番。重光議員。

8番（重光俊則君）その辺、もう済んでしまったかなと思ったので、失礼しました。

新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金について、熊取町は、いろんな6項目が上がっておりますけれども、その中で何を請求するのかというのはまだ決まっていないと思うのと、それと、国の予算が約2億円以上つくということが予測されているので、その辺を全部交付金で賄うの

か、じゃなくて新たなものを請求するのか、その辺はどのように考えておられますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、続きまして3点目の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の予算請求内容につきまして答弁申し上げます。

さきの議員全員協議会の資料に基づきまして、本町の地方創生臨時交付金の割当て内示額が1億7,400万円、これを資料に記載の5つの事業、この事業にどのように配分するのか、まずはお答えさせていただきます。

まず、地方創生臨時交付金の充当事業として、本町では町立保育所等副食費無償化事業をはじめ5つの事業を実施計画のほうに記載しまして、交付金限度額である1億7,400万円を上回る3億6,600万円を事業費として提出したところで、これは国・府より交付限度額を上回って提出するように指示があったものでございます。

その上で、ご質問の配分でございますが、大阪府との共同事業であります大阪府休業要請支援金事業、これは6,650万円でございますが、こちらのほうにまずは全額を充当させていただきたいと考えております。その残りの1億800万円を事業費に応じて案分し、残り4つの事業にそれぞれ充当してまいります。なお、5つの事業の財源として、4月臨時議会時点ではふるさと応援基金の繰入金を充当しておりましたが、当該財源を地方創生臨時交付金に振り替えるための補正予算案を6月定例会最終日に追加上程する予定というふうに考えております。

ご質問の2点目なんですけれども、国の2次補正で2億円以上の額が下りてくるのではという、それをこちらのほうに充てるのかというご質問かと思いますが、新しい2次で頂ける2億円以上の分、これにつきましては、昨日来より各議員よりご提案いただいております新たな第2弾、こちらのほうに充当を基本的にはしてまいりたいというふうに考えております。ただ、現時点で大きな固まりで固まっておりますのは、昨日ちょっと申し述べる機会を損ねてしまったんですけれども、GIGAスクール構想に、こちらは単独費用として小学校5年生から中学校3年生までは6月定例会の予算で、1年生から4年生までの分は追加補正で上げさせていただきますが、2つ合計しますと国の補助を除いても2億5,000万円の単独の費用がかかってくるという単純計算でございます。今、現時点の分になっております。子どもたちは間接的な一番大きな被害者と我々認識しておりますので、まずはこちらのほうに充当させていただいて、当然、もともと町長のほうは3億円のふるさとから持ち出すんだという2号補正の分がありますので、それは一旦、今回の地方創生の1次の分で充てさせてもらっていますが、それはお金が入れ替わるだけの話でございます。当然、2次補正の分と合わせまして、まだGIGAに充てても残りの財源というのはありますので、その分に、新たな支援に充ててまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）地方創生臨時交付金を当てにすることで6項目が出ましたけれども、これはもともとふるさと応援基金とかそういうお金を使うという予算を立てたわけですから、これが先ほどの交付金で充当されるから元へ戻すんじゃなくて、新たにそれを使って、今まで対応してきていない、例えばコロナとか感染症対応窓口だとか高齢者の対応をどうするのか、そういうところを新たに検討していただいて、そういうところに新たに予算をつけるということをしないと全然前に進まないですね。1回これだけのもの、候補を出して、それでよそのお金が入るようになったから、それを全部それに充当するというのは芸がない。やっぱりちゃんと新たな予算がつくのであれば、今まで確保していなかったところに十分使っていくということを考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。何かありますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）お体お疲れのところすみません。ご指摘のとおり、先ほど申し上げましたとおり3億円、1次補正でふるさとからいくんだという、この分は一旦今回は国のほうの提出期限

の関係があったんで、もう出来上がっている事業にまずは充当させてもらって、しっかり1億7,400万円を頂いて、議員ご指摘のとおり、ご安心いただきたいんですけども、新たな事業、今、高齢者というお言葉も出ましたが、実際に我々、今のところ考え方としては、若年世代を中心にとこのような設計になっている、子育て世代にというところになっているんですけども、そのあたりも含めてしっかりと新たな施策に充当してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）ぜひ、しっかりと内容を検討していただいて、効率的なお金の使い方をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、重光議員の質問を終了いたします。

次に、文野議員。

7番（文野慎治君）午前中最後になろうかと思えます。お疲れでありましょうが、お昼までお付き合いをいただきたいと思えます。

今回、13人の議員がそれぞれコロナ関係ということで、いろんな施策も含めて理事者側の皆さんといろいろやり取りをさせていただいています。私は、この状況の中で今、熊取町避難所マニュアルというのを、もうそれこそ皆さん方のご苦勞の下で形としてできつつある、そこにどうコロナの問題をプラスしていくか、ちょうどこういう時期に当たっておりますので、2点に絞って今回通告をさせていただいております。

熊取町は、最近多発する予期せぬ自然災害に備える住民意識が高まる中、令和元年は防災元年と位置づけ、防災対策の取組を強化し、私自身も数度にわたり議会で質問をさせていただきました。自主防災組織連絡協議会や担当課の皆さんの本当に努力の結果、令和2年熊取町地域防災計画、こういう非常に立派な冊子を頂いているんですけども、それと熊取町自主防災モデルマニュアル、これが作成をされております。

ちょうど今年3月に予定されておりました自主防災組織連絡協議会第2回全体会が緊急事態宣言発令中で延期されまして、やむなく各委員へ今言いました地域防災計画、それと熊取町自主防災モデルマニュアルというのが委員の皆さんへ送付されたというふうに聞いております。本来であれば、予定されておりました第2回全体会の中で議論の末、立ち上がったこういう計画の中で、それぞれの委員の方あるいは各地域や関連する自治会の方々、そういった方々から、今2つの資料をお示ししましたけれども、それについての意見であるとか、さらに要望であるとか、そういったことを聴く予定であったというふうに伺っているわけなんですけど、全てこの3月、4月、5月は会議自体が実施できない状況の中で今日に至っておるわけです。我々議員も同時期にこの資料を頂いております。

まず、1点目として、会議としてはまだないわけなんですけど、それぞれの委員の方、自治会の方、そういった方がこの2つの成果、こういう冊子にしてできたものを受け取ってどのようなご意見があるか、そういうようなことを今時点で確認できているところについてお教えいただきたいと思えます。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、文野議員のご質問の1点目、自主防災モデルマニュアル作成に係る各地区や委員からの意見について答弁いたします。

自主防災モデルマニュアルにつきましては、令和元年度に自主防災モデルマニュアル作成委員会において作成していただいたもので、自主防災組織連絡協議会の会議に併せて配布の上、内容の説明を行う予定でしたが、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により同会議の開催のめどが立たず、各自主防災組織にお配りできない状況となったものでございます。

しかしながら、作成委員の皆様の精力的なご尽力により作成されたモデルマニュアルはとて

ばらしい出来栄えとなっており、災害はいつ発生するか予測ができないことも勘案し、内容の説明については次回の会議開催の際に行うものとし、まずは少しでも早くお届けするべく、郵送により配付し、お目通しいただけるようお願いしたものでございます。

ご質問の各地区や委員からのご意見につきましては、全ての自主防災組織と自治会にお送りしておりますが、緊急事態宣言の発令下、各地域においても会合等の開催を自粛されていたこともあり、問合せ等があった内容につきましては、モデルマニュアルに掲載されている先進地区の取組事例をまねて自身の地区の自主防災マニュアルを作成してもよいかとの確認で、もとよりこのモデルマニュアルは各地区の自主防災マニュアルを作成する参考にするためのものであることから、大いに利用いただくよう説明したところでございます。

また、ご意見等なかなかご説明できない中、こちらのほうからも各自治会長様にご連絡するなどしてご意見をお伺いしたりもしたんですが、そのときにいただいた内容といたしましては、全ての方にまだちょっとご意見いただけていない状況ではございますが、大変参考になるということの好意的なご意見もおおむねいただいたこと、あるいは、参考になるが、自治会の地区の規模が小さくて、これぐらいのボリュームのものをつくるのは大変じゃないかなというちょっとした懸念であるとか、そういったご意見をいただいたところで、今後、我々としては、各自主防災組織においてマニュアルを作成すべくお願いしていく中においては、この辺の懸念についてもしっかりと対応して、各地区に沿った内容のマニュアルを作っていただくよう考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。こういう時期ですからなかなかお互いに、早く本当に3月にやって、4月、5月でもっと会議を重ねて、現実、各自治会で地域のマニュアルを作っていく段階を想定、皆さんも私も思っていたんですけども、それがストップしてしまった。今、理事がお答えいただいたように、まさに今回作りました自主防災モデルマニュアルですから、これに沿って作ってくださいよ、質問内容と答えはもう全くそのとおりでいいと思うんです。先行してもう既にできている地区もございまして、そこらはまたここでまとめていただいたり、あるいはこの冊子でもっと事細かく解説されているような状況をそれぞれピックアップしながら、それぞれの自治会や避難所ごとの会合を重ねていただいたらいいかなというふうに思っています。

それで、2点目なんです、各避難所のマニュアル作成のための指導・協力体制についてということで、これはちゃんとやりますということだと思んですが、今も理事のご答弁の中でもありましたように、やはり自治会の規模であるとか、それと避難所で集まっている自治会の中でも自治会ごとの温度差であるとか、対避難所ごとでも温度差があるということも、今まで何度かこの議会でやり取りさせていただく中で、私も理事者の皆さん方も共通するところでもあります。何とか平均点以上のものを作って、進んでいるところはどんどんいいものを作っていきましょう。要は、熊取町のこういう取組が、先進的にやっておられる地域に比べて1周、2周遅れていますよということから実はスタートしたんです。それを皆さん方のご努力でここまで来てくれて、いよいよ熊取町の各地域にそれを作っていくという段階まで来ているわけなんです。そこで、そのときも言いましたけれども、やはり先進的にやっているところのまづまねから始めて、熊取町に適したものにしていっていいじゃないかということでお互い気持ちが通じたと思うんです。

ですから、この部分について、理事の当初のご答弁にもあったように、そういうお声に対してもちゃんと寄り添って指導・協力体制を構築していく中で、足を運んで作ってほしいなというふうな思いでここに2番目で入れています。答弁を用意してくれていると思うので、すみません、お願いします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、2点目ということで、各避難所のマニュアル作成のための指導・協力体制について答弁させていただきます。

町指定避難所の運営マニュアルにつきましては、本年3月に避難行動・避難所運営マニュアルを策定したところでございます。これを基礎として、指定避難所のある各小・中学校の施設、設備の使用範囲や使用条件などについて学校ごとに住民、町、学校の3者で協議を行い、その結果を踏まえた校区别避難所運営マニュアルの策定を想定しているところでございます。しかしながら、校区别避難所運営マニュアルを策定するための3者協議が、新型コロナウイルス感染症の影響により開催困難な状況となっております。

今後は、緊急事態宣言が解除となったことも踏まえ、3者協議の開催のための調整に着手するとともに、当該校区别避難所運営マニュアルの策定に当たっては、町が適切にコーディネートを図りながら、校区内にある区・自治会で、避難所運営に係る役割分担等について積極的に協議、調整を行うよう促し、いざというときに円滑に避難所運営ができる実効性のあるマニュアルとして取りまとめたいと考えているところでございます。

また、自主防災組織連絡協議会にも積極的に参画していただき、情報共有を行うほか、避難所運営訓練の実施促進を図ってまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。3者協議、答弁を受けてから僕、言おうと思っていたんですけど、ちゃんと入れてくれていましたね。

3月議会でもこのことで議論申し上げたんですが、やはり町は皆さん方が対応する課、担当があると、自治会はそういう防災で一生懸命やってくれていますよね。やっぱり今度は校区别の避難所マニュアルということからなると、学校が避難所としてあるわけですから、どうしても学校がそこに入っていたかかないと地域のそれぞれの完成品はなかなかできないということを3月は精いっぱい言ったつもりなんですけど、ご答弁であるようにそういうスケジュールで、学校のほうもそういう形で、学校を使用せざるを得ない状況であるわけですから、少なくともその点について触れていただいた点はありがたく思っています。

あと、今ちょっと落ち着いて、こうして議会も予定どおりしているわけなんですけど、大体どれぐらいのスケジュール感で思っているんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）先ほども、1点目でもありました自主防災連絡協議会の開催も、本来であれば年2回程度、既に1回もう開催しているべきスケジュールを過ぎているわけなんですけれども、この点、正直言いますと、この活動には自治会さん、自主防災組織さんのご協力が不可欠なところ、まだ各地区の例えば訓練の相談等もまばらな状況でありまして、なかなか活動が本来の動きには戻れていないということもありますので、もう少し、今のところスケジュールを正直言いますと立て切れていないところではありますが、これは我々重要に考えておりますので、置いておかないように、速やかに調整に入りたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）テーブルで共通のたたき台というか、そういう資料が予算も使って、皆さんの知恵もいただいて形としてあるわけですから、コロナの影響で延びたことはやむを得ませんけれども、できる限りそれを取り戻して、熱いうちに中身を今度はつくっていくんだということで、ぜひとも事務局サイドのほうで旗振り役をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、大きな2点目のほうに移らせていただきます。

今回、たまたまずっと防災という意味合いの中で避難所というテーマで今までもやってきたんですが、今度はそこに新型コロナウイルスという厄介なものがこの社会の中に、世界の中に蔓延状況がありまして、それで、どうこれを対処するんだというようなことが大切な状況になってまいりました。

考えてみますと、ちょうどおとといぐらいに梅雨入りしまして、かなりの雨が四国や南西諸島では降っていますよね。これ、通常であれば、避難所を開設したときにコロナ禍の中でどうしていったんということが求められてくるわけなんです。先ほど言いました今回の質問のトップバッターの坂上昌史議員のときに答弁の中でもございましたように、今のマニュアルの中でも救護班ですか、その中でそういう感染症の対策というのは触れられているんです。しかし、このようなえたいの知れない新しい感染症ができたときは、そういうふうな今、担当としてこうしていますよということはまだもう全く無意味なほど、まだまだ人間のほうが無力なわけなんです。そのときにどうしていか。それこそ、いつも言っているように災害はいつ来るか分かれへんし、今も心配なのは、よく最近震度4以上の地震がいっぱいあります。そういったことからすると、まだコロナの実態が分からない、あるいは薬ができていない、こういう状況の中でも避難所を開設してやらないかんということが出てまいります。そういう意味で、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についてということで、今回一つ大きな項を入れさせていただきました。

国のほうは、4月1日に都道府県や保健所設置市、特別区に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」ということで、災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となっている。発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いしたいというような通知がまず行っています。それと、4月7日に、先ほどの4月1日にプラスで、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」ということで、今度は具体的に留意事項を取りまとめて、これも都道府県、保健所設置市、特別区のほうに国から通知文書が行っています。

当然大阪府には来ているわけで、大阪府も最近それぞれの市町村に、大阪府が多分この4月の国の内容をさらに大阪版にしたのかなというふうに想像はするんですが、そういう中身で対応策について文書が来ています。この議会のまだ少し前だったんで、具体的なことはお答えいただけるのかなと思ったんですが、ここの私の質問通告の中に1から9まで項目を羅列させていただいてまして、その中身が4月7日のさらなる対応についての留意事項ということで示されているんです。大阪府から来た中身と重複するか、あるいはもっと大阪は多くなっているのか分かりませんが、まず、簡潔で結構ですので1から9を順番に回答していただけたらありがたいです。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）そしたら、順次1から9まで答弁させていただきます。

まず、1点目になりますが、ご質問の件につきましては、議員ご紹介のとおり、4月7日に発出された通知であります「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」により検討を求められております。また、坂上昌史議員及び大林議員からのご質問で説明いたしました、今月3日に大阪府が従来の避難所運営マニュアル作成指針に加えて新たに作成した新型コロナウイルス感染症対応編にも、可能な限り多くの避難所を開設できるよう事前の検討が求められているところです。

本町においては、こうした大阪府の指針等を念頭に、指定避難所となっていない町有施設の避難所活用について検討を進めるとともに、まずは、教育委員会との調整に基づき、指定避難所である小・中学校の体育館に加えて、教室等を可能な限り活用していきたいと考えてございます。このほか、災害の規模、被害者の状況によっては、町内の大学と締結している災害時における連携協力に関する協定及び社会福祉法人等と締結している災害時における福祉避難所施設利用に関する協定に基づき、それぞれの施設の避難所活用について協力要請を行うなどして、可能な限り多くの避難所の確保に努めます。

また、2点目の親戚や友人の家等への避難の検討についてのご質問でございます。

この件につきましても、1点目の内閣府の4月7日発出の通知に記載があるところでございます。

また、大阪府の指針のほうでも、避難所が過密状態になるのを防ぐため、親戚や友人の家等への避難の検討について住民に周知することが求められております。したがいまして、本町としましては、こうした通知及び大阪府の指針を踏まえまして、町広報紙7月号に啓発のための記事を掲載する予定でございます。

なお、この記事には、内閣府から出てございます資料がございまして、こういった資料を参考にしまして、安全な親戚・知人宅に避難することをはじめ、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと、マスクや消毒液、体温計などを自ら携行すること、災害時には正確な避難所開設情報を確認すること及び車中泊時に浸水しないよう周囲の状況等を十分確認することの5つのポイントについて注意を喚起することにしております。

2点目については以上でございます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）私のほうからは、③から⑥、⑦・⑧を飛びまして⑨ということで、もう続けてよろしいでしょうか。

（「はい、どうぞ」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません。

続きまして、3点目の自宅療養者等の避難の検討でございますが、6月7日府報道提供資料によりますと、ご質問の自宅療養者は府内で3名となっております。自宅療養者は、人との接触についての制限を受けることから、無症状の方でも避難の際には一般の避難者との混在を避ける必要がございます。また、自宅療養者への健康観察は保健所が行っており、災害発生時の対応についての連絡も保健所を通して事前に行うこととなっております。

続きまして、4点目の避難者の健康状態の確認についてでございますが、避難所開設時の対応として、受付で非接触型体温計による体温チェック等発熱確認や避難者名簿とともに症状の有無を確認するチェックリストへの記載をお願いすることとしております。また、避難生活が続く場合は、検温等自己管理を促すとともに、体制が整い次第、医療関係者や本町の保健師等による巡回健康相談も検討しておるところでございます。

5点目の手洗い・咳エチケット等の基本的な対策の徹底につきましては、平時から公共施設にポスターを掲示するとともに、広報やホームページを通じて周知してございますが、避難所開設時におきましても、すぐに掲示できる「そのまま使える保健衛生ポスター・チラシ集」、こちらのほうを大阪府泉佐野保健所と管内市町村で合同で作成してございまして、各避難所分用意してあります。また、手指消毒液やマスクの備蓄も行っておりますが、各自においてマスクや手洗い洗剤、あるいは手指消毒液、あるいは体温計、台所用洗剤なども避難用品に加え、備えるように周知してまいりたいと思っております。

6点目に、避難所の衛生環境の確保についてでございますが、感染症対策は、新型コロナウイルス感染症に限らず、従前からインフルエンザやノロウイルス等食中毒を想定し、トイレや調理・配膳場所での衛生環境の確保のため、トイレ清掃の方法、消毒作業の方法等につきましてもポスターやチラシの掲示物、こちらを準備してございます。

飛びまして、9点目の避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応についてでございますが、この場合は、感染症法に基づきまして保健所の指示により対応することとなります。要請者の方は、症状、状況に応じ、対応可能な病院や宿泊療養施設等へ入所いただくことが基本でございますが、様々な理由により自宅療養者のエリアで過ごされることも想定されます。さらに、保健所の指示の下、陽性の方が利用したエリアの消毒、保健所が行う濃厚接触者の特定への協力や濃厚接触者エリアも事前に想定しておく必要がございます。

また、これらの対応には、個人情報や人権を守る、そういった配慮が重要となっております。丁寧なことはもちろんのこと、慌てず対応できるように、クラスターが発生したときも含めまして、まずは泉佐野保健所と事前に検討を進めてまいっております。ご理解とご協力のほどよろし

くお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、あと7点目、8点目の分について答弁申し上げます。

7点目につきましては、十分な換気の実施、スペースの確保等でございます。この点につきましても内閣府の通知及び大阪府の指針等がございまして、これに従い、避難所における密閉を避けるため、窓の開放等により30分に1回以上の十分な換気に努めます。また、体育館における換気については、対角方向の窓の開放を行うなど、避難所ごとに効果的な換気となるよう留意してまいります。

また、密集・密接を避けるため、先ほど答弁いたしましたとおり、教室等を可能な限り活用し多くの避難スペースの確保に努めるとともに、物理的にスペース確保が困難な場合は、今年度に整備する避難所用テント等の活用により、パーティション機能による補完を行います。

また、次に8点目の発熱、せき等の症状が出た方のための専用スペース確保のご質問でございます。

避難者の中から発熱やせきなどの症状を訴える方が出た場合については、内閣府及び大阪府の指針等を踏まえますと、専用スペースを確保した上で集合スペースとは別の専用スペースに速やかに誘導することを想定しており、この専用スペースは、教育委員会、学校との調整による教室等の活用により、ほかの避難者と接触することがないようにトイレや動線も分けられるよう配置することを想定しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）4月7日の国から、そして5月3日の府から、それを受けて質問したんですが、それぞれご答弁を用意していただきまして、よろしく申し上げます。

これをやはり次の会議等の中でも活用するというか、その概念を会議の人、コロナが来る前は、一応これでできたからそれぞれ地域のマニュアルづくりに専念しようなんです、それはブレーキを踏む必要はないんです。そこにコロナ禍の中でのということの概念をどう入れていくかということ、もう一知恵絞っていただけたらなというふうに思うんです。

今回、質問資料ということで理事者側の方、議員の皆さん方にもお配りをさせていただいています。実はこれ、こういうカラー版なんです。5月11日にNPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク避難生活改善に関する専門委員会というところが出している「新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック」という中でピックアップして資料としてつけさせていただきました。

これ自体は31ページぐらいになっていまして、何かこういう会議に出てはる人というのはいろんな会合等というか、役もされているからいいと思うんですが、例えば3つの密を避けましょうとか、これを拡大コピーしたらもうポスターになるようなのとか、手洗いのこととか、あるいはハンカチを折るだけでマスクができますとかそういう、子どもでもぱっと見て、これで家族で取り組むような形も含めてできる手作り感染予防ガウンの作り方とか、そんなのもずっと入っているんです、トイレの掃除のポイントとか。ぜひこれを、今回この後また会議でやられる方にも町として用意して、同じ共通認識の中で話が円滑に進むようにしていただけたらありがたいなという思いでつけさせていただきました。

このサポートブックの対象者というのは、2ページ目に書いていますように、避難所開設・運営やそれ以外の場所で避難する方に対応する市町村職員、被災した地域の自治会・町内会役員、NPO、避難施設として期待されている民間施設など、一般の立場からボランティアとして避難所運営やそれ以外の場所で避難する方の対応に関わる人、原則として要請を受けている外部からのNPO、そして避難者全般の方です。新型コロナウイルス蔓延時の避難所生活の大前提ということで4つのポイント、もう時間がないので省略しますが、非常にきっちりまとめられています、分

かりやすい言葉で。

次のページは、先ほど来お答えもいただいた指定避難所、これを増やしていかないかん、国からも府からもそういう通知が来ている。ですから、小規模避難所としては町内会・自治会単位の公民館や集会場なども活用した小規模の避難所の例ですということで、現物はきれいな写真で載っています。民間施設のこともございました。その下には、避難先として考えられる場所と避難施設の役割分担というような形であるとか、4ページには居住区分、レイアウトのつくり方、入居するときにチェックシートというか、こういうこともあります。

さらに、これは今回、自宅で外へ出られへんときにコロナのニュース見ていていろいろ本当に感じたんですが、いかにゾーン分けしていくか。A、B、C、D、感染者・その濃厚接触者がAで、Bが症状がある人、Cが要配慮者、Dがその他一般の人、こういう概念がこれから必要になってきます。今までの避難とはまた違うという、そういうことです。レイアウトのポイントであるとか、そして今出ました、今日、理事の答弁で教室もということをやっていたのは、数回前の答弁とはちょっと違うなというふうに感じています。A、B、C、Dゾーンの人が使う部屋とか、やっぱり3者協議という中で今度、中学校も使っていこうということになりますので、どうしても。こういうゾーンのレイアウト、これをどこの中学校、どこの小学校ではどの教室を使っているんだということも、きちり教育委員会の皆さん方とも話をしていけないけません。レイアウトした上で、ちょうど「ダイヤモンド・プリンセス号」のときに居住空間が、今もA、B、C、Dと言いましたけれど、1つの密閉された空間の中でどういうゾーンを分けて、絶対それが交わらない、お世話する人もそれは交わってはいけない、こういう概念をテレビを見ながら勉強したんですけども、そういうこともやはり熊取町の避難所ということで考えていかないかんというふうにして、これをつけさせてもらっています。

7ページ、8ページも、これは体育館の状況です。それと9ページについては避難所の準備物一覧、これも今までの議論の中で備蓄品ということでやっていたいて、消毒液とかそういうのも今回も答弁で出ておりましたけれども、ぜひこういうものを、今回、次の会議等、そしてできる限りこれもコンパクト化してもいいですから、町民の方に行き届くような情報発信をお願いしたいというふうに思っています。

実は避難所を、今までよそで地震があったりそういうような状況の中で、避難所というのはテレビであるとかそういうことで見ていたんですが、過去の避難所で集団感染というのも実はあるんです。外の被害の写真だとかそういうことがあまりにも目に焼き付いて、避難所生活の皆さん方の中で何が起こっていたかということがなかなか報道も後にされなくなるわけなんです。実は2011年東日本大震災の中では、福島県の避難所でノロウイルス集団感染が212名発生しています。岩手県の避難所ではインフルエンザで102名が集団感染をされています。2016年の熊本地震の熊本県の避難所では、ノロウイルスで64人が集団感染をされています。2019年の九州の豪雨災害で、佐賀県の避難所でノロウイルス集団感染が5人発生されています。ここに今回、我々の知識として出たのが新型コロナなんです。これは、ノロウイルスやインフルエンザというのは薬もあるし、症状も大体分かっています。しかし、まだ未知の新型コロナというのが同時に、次、集中豪雨か何かで避難所を開設したときに、もう即それを頭に入れんとどうなるか、感染が莫大に広がるということが予想されるんです。

避難所というのは集団感染が発生しやすいです。日本の避難所は世界的に本当に遅れています。スフィア基準、国際基準なんです。1人当たりの専有面積人数は、国際基準では1人当たり3.5平方メートル、畳2畳分です。日本の平均は1人当たり1.7平方メートル、畳1畳分なんです。ここに、先ほど来指示もあったように、避難場所について避難所の追加開設をなさいということが言われています。ホテルや旅館などの活用、親戚や友人宅への避難の検討、あるいは避難者の健康状態を確認する、これは先ほどもパンフレットの中で紹介しましたが、到着時の確認をきちりやってゾーンを分けていくんだと、こういうことが非常に重要になってくるというふうに思います。

この間たまたまテレビで見たんですが、そういう経験則を基に次に備えるというのが人間の知恵ですから、被災を経験して予想して、その経験によって対応している自治体が紹介をされています。南海トラフ地震が予想されている徳島県海陽町、これは、避難所内にテントをたくさんもう備蓄していると。集会センターをサブ避難所に、ここの町はもう既に広げています。サブ避難所として、海陽町では避難所の駐車場で車中泊も認めていく。接触しないということからしたらそういうことも考えていかなければいけない。あるいは、先ほど言うたようにテントを用意する。マスク、消毒液、体温計の備蓄を増やした。首都直下地震の被害が予想されている横浜市は、避難所はもう必ず間仕切りをやっていくんやということを常識的なことにして用意する。2011年の東日本大震災で被災した宮城県気仙沼市では、避難施設を12施設から25施設に増やしています。2017年九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市では、1人当たりの避難所のスペースを4.7倍に拡大しています。やはり3密を避けるために避難所に収容できる人数が変わってきますから、新しい避難所を開設するというのをぜひとも前向きに、スピーディーに、そして指定していく、こういったことが必要かと思えます。

例えば、避難所運営の中で食事のことも触れられていまして、食事はこれまでは配膳型、よくテレビでもあったと思うんですが、体育館で家族が座っていたところにボランティアの人が持っていく、こういう形が風景だったと思うんです。これからは置き場所へ自分で取りに行く非接触型というふうな形に変わってきます。そういう様々な、新型コロナの状況で今までの避難所のイメージを一変して、もう一つ次のレベルのものをつくっていかないかなというふうに思っています。

先ほどもちょっと言いましたけれども、答弁の中で中学校も使って3者協議ということも広げるために、そして今、よその例も言いましたように車中避難ということも想定する、そうなる学校グラウンドもどう使うかなんですよ。そういうことも踏まえて、小・中学校のグラウンド、教室、使用したら駄目な教室、いつも言いますが、そういうことも踏まえて3者協議を、これは本当に、まず皆さん方が会議を行う日程というのまだもうちょっと先だと思うんですが、理事者側の皆さん方は町側の立場として町と学校の協議はまずできますから、それで、やはり3者になる前に、そういう教室やグラウンドも開放していくんやと、そのことを前提で用意、準備、議論、結論を早く出しておいてほしいなと、このように思っております。その点について、ちょっと思いを続けて述べたんですが。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）たくさんの示唆に富んだご提案ありがとうございます。

学校との協議というところがすごく一つ重要なテーマになってくるところでございますけれども、先ほど私、答弁の中で教室等の活用について述べさせてもらったのも、一定、学校サイドも避難所の活用については建設的なお話に乗っていただいております。そういう意味では、各学校において例えば特別教室みたいなどころ、あるいは視聴覚教室みたいなどころについては、避難所としての活用をある程度想定していただいているというところがございます。

今のお話の中でも、各一人一人のスペースについて本町は従来、確かに1.65平方メートルという想定で面積、収容人数というのは算定しているわけなんですけれども、こういったコロナ禍を踏まえたと、1人4平方メートル程度の面積を接触を避けるためにも確保するような旨、示されておりますので、そうすると物理的に収容人数というのは足りなくなってしまう。ご指摘のとおり、先ほど私、述べましたけれども、別の場所での特別教室等の活用によって一定の収容人数を確保することも必要ですし、またこれは、やっぱり災害にもいろんな種別があって、地震等の大きな被害、我々は地域防災計画上3,245人という最大避難所生活をされる方の人数の想定がございまして、そういう最大の想定と、あるいは台風等の場合、おとし、30年でしたか、あの台風21号のときには最大で170名の方の避難人数でございました。だから、そういうときの避難所の運営と大地震が起きたときの3,245人を想定した運営というのは、これは当然変わってこようかと思っておりますので、常に全部が全部いつもいつも使うということではなくて、確かに地震で3,245人が必要な場合

についてはグラウンド等々の活用も当然必要になりましょうし、これについては議論の余地もないのかなと思います。

ただ、ふだんの台風等のときに、やっぱり学校の活動ももちろん必要なわけで、ふだんの普通教室については生徒の方がもちろん学校生活を送らなくてはなりませんので、最小限にしながら使えるところだけ使わせていただくというようなところを考えるべきかなと思っております。この辺についても、これから新型コロナ禍を踏まえてもう少し避難所の拡充については進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 文野議員。

7番（文野慎治君） そういう点は常識的な話なんで、いつもいつも避難所をやったときに、学校の教室を全部使えるやろうということではないのは分かっていますよ。だから、そこらをちゃんと意思疎通で、今担当してはる方は直接話をしたけれど、こんなのいつ起こるか分かれへんわけなんですよ。まだ結論が出てへんに発生するかも分かれへんし、もう代々代わって、そやけど、ちゃんと熊取町のマニュアルを作るということは全てそれなんです。何か起こったときに備えて、そのときのメンバーで作上げたことがいつ活用されるか分かりません。活用せんほうがいいですよ、願わくば。こんなのあったかなど。そやけど、常にそのことがあるから訓練は続けなあかんと。こういう組織を啓発活動するのがやっぱり行政側のお仕事やと思うんで、熊取町の住民がそんなの知らなくて、自分よがりの行動をしたことによって例えば感染を広げたとか、そんなことがあってはならないんで、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それと、1点言いそびれたんですが、指定避難所を増やしていく中で小規模避難所という概念がありますということで、資料の3ページにも写真があるんですけど、熊取町の場合やったら、やはり老人憩の家が一番ぱっと思い浮かぶかなど。ただ、耐震化できていないと使えないよね。だから、そういうことも踏まえてそれはそれで計画どおり進めていっていただきたいし、前倒しも必要やなというふうに思うんですけども、答えは、正解というのはいないです。100%はないです。こういう事態にならんのが一番いいんやから。

それに備えるということはやはり我々の責任やというふうに思うんで、今回、新型コロナで本当に価値観も変わるような、非常に初めての体験を私自身もしたなと思っています。今回は、いろいろほかの議員は助成の話であるとかそういうふうなことで言っていたきましたので、ちょっと現実とは違うんやけれど、でも用意をしておかないかんという、避難所問題をずっとやらせていただいていたんで、今回絞って、また忙しい中、資料そろえていただいたり申し訳なかったんですけども、ぜひともこの与えられた時間がラッキーやったんやなと思うような、この時期に先行のところをまねしてきたけれども、そこにコロナ禍、ウイズコロナという時代にふさわしい、令和2年3月にできたのにプラスアルファ何かをして、令和2年に熊取町はコロナの問題も踏まえたマニュアルになったよねというふうな、後出しじゃんけんで得したらええと思うんです。

繰り返しますけれど、各地域のは、このモデルをまねしてやったらいいんです。そういうご指導を担当課の皆さん方には最後にもう一度お願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君） 以上で、文野議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

（「12時07分」から「13時10分」まで休憩）

議長（矢野正憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 議長の指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

コロナにより、様々な場所に今影響が及んでいます。しかし、日本では幸いなことに、皆さんの

協力で3密を避け、マスク、消毒、手洗い励行などで一時的に終息の感があります。しかし、世界的に見ますとまだまだ収まったとは言えません。

今回の新型コロナウイルスは分からないことが多いようです。症状が出る前から感染を広げていることとか、PCR検査で陰性後も再発が出ることとか無症状のまま感染を広げるなど、油断すると新たなパンデミックが起こる危険性があります。だからこそ、そのときの備えを整えることが必要だと思っています。また、文野議員もおっしゃっていましたが、今、災害も地震や大雨など、避難所が必要な程度ではありませんが予兆が続いています。万全な対策を取るべきだと思います。

今、議会では防災に関する質問が集中しています。同じ答弁かもしれませんが、どうかよろしくお願いいたします。

3密を避けるために2メートル以上空ける避難所はどのようにお考えですか、お答えをよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）コロナ対策を講じながらの防災対策のご質問の1点目、お互いの距離を2メートル以上空ける避難所について答弁いたします。

坂上昌史議員、大林議員及び文野議員のご質問でも触れましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、今月3日、大阪府は、従来の避難所運営マニュアル作成指針に加えて新たに新型コロナウイルス感染症対応編を作成したところです。この中で避難所の衛生環境の確保につきまして、十分な空間、世帯間で1から2メートル以上の間隔で、1人当たり4平方メートル程度を目安として確保できるよう準備するとされており、また、その距離を確保できない場合には、飛沫感染防止のため、世帯ごとに少なくとも座位で口元より高いパーティションを設置することが求められています。

ご質問の2メートル以上距離を空ける避難所につきましては、避難人数によっては物理的に距離の確保が難しいことも想定されますが、その代替措置として本町では今年度、避難所用テントを購入する予定であり、当該テントを適切に活用しながら、大阪府の指針を満たし、衛生環境を確保した避難所運営を行う考えでございますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。

私の資料を見てください。文野議員と同じ資料になるんですけど、真ん中辺りに体育館での図面があります。これは1メートルしか空けていませんが、私が勘定したところでは六十数名分しかありません。それぐらいの人しか、体育館1個で1メートル空けるとそういうふうな状態になるのではないかと考えております。

段ボールベッドは120台と聞きましたが、段ボールベッドも増やすというふうなお考えはないでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）段ボールベッド、今ご披露いただいたとおり120台整備したところでございますが、今年度につきましては、まずは何度かご披露させてもらっていますけれども、テントを避難所内でも設置するような想定で450張り整備する予定にしております。こちらのテントにつきましては、もうパーティションというよりは屋根までついてございまして、飛沫感染防止という意味ではより効果が高い施設ということでの活用を考えております。120個のダブルベッドのほうもパーティション機能のついているものでございます。

今後、必要とあればベッドについての拡充も考えてまいりますけれども、あれもなかなかかさばりますので、確保する場所も考え合わせながらの整備になるかと思っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。段ボールベッドにはパーティションがついているとおっしゃっていただいていますけれど、この図ではパーティションが2メートルぐらいあるほうがいと書いてあるんですが、中で寝ていらっしゃる方の状態が見えるほうがいいので、150から160ぐらいでもいいのではないかとというような意見もあるようです。

さっきおっしゃっていただきましたテント450張りは、屋外でも屋内でも使えるというふうなものなのでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）基本的には広い体育館の中で設置するようなことを想定しておりまして、屋内での活用を考えたものになっております。大きさについては2メートル掛ける2メートルで、4人程度は入れるような想定の特テントになっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）災害はいつ起こるか分からないんですけど、テントというのはかなり屋間なんかだったら暑くて、熱中症を起こしてしまうようなことも考えられるのではないかなと思うんです。夜もクーラーをつけてとはいえ、どうなんだろうというふうな思いもあるんですけど、その辺のことはまだ来ていないから分かりませんか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ご指摘の部分の懸念というのは確かに考慮すべき部分でありまして、テントについてはメッシュのような形で通風ももちろん可能になっておりますけれども、そういう意味では、飛沫感染を防止しようと思えば閉めるということもあります。この辺は、先ほども申し上げたとおり避難人数にもよろうかと思うんですけども、体育館での換気というものには十分にやりながら、臨機応変に対応していかなあかんかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）もう一つお聞きしたいんですけど、文野議員の質問のときに最大で3,245人というような数字が出てきたんですが、それだけを用意しているということではないんですよね。それだけの人数が避難するかもしれないことを考えているということではないのでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）直下型の地震があったときの最大の避難所生活をされる方の人数ということで3,245人を想定しているということではございまして、体育館の収容人数とすれば、今般のコロナに伴う4平方メートルということじゃないですけども、従来の想定上は3,245人は収容可能な形で避難所の指定は現時点で行っておると。ただ、今般の4平方メートルというものを考えますと、先ほど申し上げたように、いろんなところを考え合わせていく必要があるという状況でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。3,245人を想定していろんなことを準備していくということなんです。でも、まだパーティションのついたテントで450張り、それから段ボールベッドで120台というふうなところは、全く足りないのではないかなという感じがするんですけど、その辺の計画というのはあるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ご指摘のとおり、3,245人全員分がこれで全部賄えているのかということ、それはそうじゃないところもありますし、じゃ避難所の3,245人全員テントに入るのかということ、そういうこともございませぬし、いわゆる段ボールベッドも活用しながら、併せての避難所生活になるうかと思ひます。この辺はだから、先ほど来申し上げておるとおり、コロナ禍を踏まえた今後の

対応については大阪府の指針等も考え合わせて今後更新していくんですけども、その中で現実的な備蓄数というものはどの辺が正解なのかというのは、しっかりと考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。最大人数をそれだけ考えて、おうちで待機してはる人も、それから先ほどおっしゃってました自動車で待機してはる人も全ていろいろと考えていただいて、必要なものは3,245人を想定して考えていただけるということで理解させていただきます。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君） ちょっと1点だけ補足させていただきます。

先ほど理事のほうで答弁申し上げました3,200人といいますが、ここ数年発生確率が高い南海トラフではなくて、まだもう少し先まで予測されておる上町断層帯ということでございますので、我々のほうは一定、上町断層帯というちょっと遠い未来の分、こちらの分も一定、最大の避難者数というふうに想定しておりますが、実際、まずは4人で、ご家族ぐらいいお過ごしできる環境改善という町長の強い思いの下、連携協定を結んでいるロゴスコアレーションと協議を進めて、実際に実績のある非常に通気性の良い、夏場も通気性の良いテント、これをまずはしっかりと確保させていただいたと。

ただ、ご心配の体育館で実際のそれだけの、例えば南海トラフ1,300人程度でしたか、それが入るかどうかといえば、それはキャパシティー的に難しいところもあるかと思いますが、ただ実際、いざというときになりましたらひまわりドームの、いろいろと昨日来ありますけれども、廊下部分もエアコンがしっかりと効きますので、そういったところを活用して、それと理事が申しました今ある機材、それからこれから着実に増やしていく資材でしっかりと対応してまいりたいと思いますので、その点だけご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。

次の質問をさせていただきます。

自宅待機のコロナ患者がいる場合、発熱者がいる場合などの対応についてはどうお考えですか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 続きまして、3密を防ぎながらの避難所の考え方のうち、2つ目の自宅待機のコロナ感染者がいる場合についてご答弁申し上げます。

ご質問の自宅待機のコロナ感染者は、6月7日、府報道提供資料によりますと府内で3名となっております。文野議員からのご質問でご答弁いたしましたとおり、人との接触についてこれは当然制限を受けることから、無症状の方でも避難の際には一般の避難者との混在を避ける必要がございます。保健所は自宅療養者への健康観察を行っており、災害発生日の対応についての連絡も保健所を通して事前に行うこととなっております。

本町におきましても、府の指針を参考としながら、今後にも備え、大阪府泉佐野保健所とトイレや避難所スペースを一般の避難者と分ける方策について事前に検討していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。また連絡を密にさせていただいて、よろしく願いしておきます。

コロナ対策につきましても、場所を増やしたり対応も変えたりするとスタッフの数もたくさんありますし、ボランティアも多くなってきます。熊取町には自主防災組織がたくさんありますので、市の職員と自主防災組織、また自治体などともコロナ感染症への共通認識を持ち、対策を話し合っていたら、望みはしませんけれども、コロナウイルスが2波、3波ときたときの対応もお願いしまして、次の質問へ移らせていただきます。

続きまして、学校の平常授業についてお聞きします。

15日から平常授業になるようですが、新型コロナウイルス感染対策マニュアルではレベル3と2では可能な限り2メートル、レベル1では1メートル間隔にとしてあります。15日からの平常授業の判断は誰がされるのでしょうか、お答えいただけますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、鱧谷議員の学校の平常授業についてのご質問の1つ目、15日から平常との判断は誰がされるのでしょうか、3密を避けて遊び、トイレに行くなど難しく、指導も大変である、平常授業でも感染予防、3密を避けることが必要です、この際35人以下学級にしてはいかがかのご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業の実施や登校日の設定、教育活動の再開などについては、大阪府の要請に基づき決定しております。大阪府は、6月1日から14日までを感染レベル2とし、現在の大阪府の感染状況から6月15日以降をレベル1とする予定です。これに基づき、学校については6月1日から12日までをスタートアップ期間と位置づけ、1教室当たりの人数を20人程度とした分散・短縮授業を行い、6月15日からは通常の時間割による授業の実施が可能としております。これを受けて、本町においても15日から平常授業を行うこととしております。

あと、続いて3密への対応についてでございますが、重光議員のご質問でご答弁させていただきましたように、1つ目として感染源を断つための取組、2つ目として感染経路を断つための取組、3つ目として小まめな換気の実施の3つの対策を軸に、感染予防に取り組んでまいりたいと考えております。

また、大阪府が学校再開マニュアルを作成する上で複数の専門家から意見を聴取した結果、換気と全員がマスクをしていれば感染予防ができるとの見解も得ております。このようなことから、1学級の児童・生徒数につきましては現状のまま、感染予防の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）子どもの通う学校でこそ3密を避けるべきだと思います。コロナウイルスは世界中に広がり、5,000種類に変異をしているとも言われております。空港に近い泉州の地域では、どのような菌がいつ入ってくるか分かりません。感染症対策専門家会議は、新しい生活様式として2メートル、最低1メートル空けることを基本としています。

しかし、私の参考資料を見ていただけますか。これは大阪府の出しております学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの中から取りましたクラスの図なんですけれども、今、上のような授業を行っております。15日からは下のような授業になります。ここでは、一番下の前後の子どもたちの感覚は85センチです。上のほうは斜めで約35センチです。これは1メートル以下で、3密を避けているとは言えないような状況になるのではないのでしょうか。

保護者の方も先生方も、クラス数が元へ戻るということに対して不安を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。国は、教員数を3,000人増やすと言っていますが、焼け石に水です。全国の小・中学校の10校に1人しか配置できません。

日本共産党の志位委員長は一昨日の衆院予算委員会の質問で、20人学級から、15日から40人学級に戻ることに対して、親、教師、子どもも不安の声を上げています。新しい生活様式として身体的距離の確保を社会全体で取り組んでいるときに、教室では密を避けられないことは重大だ。20人程度の授業とするため、平均小・中学校1校当たり3名、高校2名の教員を加配する10万人増員を提案し、3密を避ける学校運営をすべきだと訴えました。文部科学大臣も、検討すると答えております。今、20人前後の子どもを見ている先生からは、これだけ一人一人がよく見えると思わなかったと感想を述べられておりました。

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を前提とした場合、手洗いやマスク、換気と

いった感染症対策に加え、感染拡大のリスクの高い3密を徹底的に避けるため、身体的距離の確保といった新しい生活様式に学校を含めた社会全体が移行することが不可欠であると大阪府教育庁のガイドライン、そこにも書いてあるんです。なのにこれを堂々と掲げてはるといふことは、非常に不可解に思えてならないんです。ぜひ、熊取町だけではできないかもしれませんが、皆さんで少人数学級を実現していくように大阪府へも要求していただきたいと思います。またよろしくお願いたします。答えはありますか、何か。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）少人数35人学級については、今までの本会議等でもご質問等もいただき、また議員の皆様が国にも要望していただき、あるいは熊取町教育委員会等からも府・国のほうへも要望させていただいているという状況です。今後もそれについては取り組んでまいります。

あと、感染の予防に関しましては、当然ながら、これが例えば20人であっても40人であっても、やっぱり子どもたちが休憩時間になるとどうしても動き回って、距離が近くなるというふうなことも想定されます。我々にとってみたら、一番やっぱり子どもたちに感染させないための努力というのは欠かすことはできないというふうに思っておりますので、その辺のところを子どもに感染させないという思いについては議員と同じ考えであります。その辺、教育委員会あるいは学校共々細心の注意を払いながら、やはり感染防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。感染予防につきましても、今35人以上というんですか、そういう学級を持っている先生が、3年生ぐらいだったら一番大変なんですよ。マスクしておきなさいと言ったって、もう1時間もしたら外している。それから、友達同士でしゃべり出したら外している。もうそういうことが当たり前のような、3年生ぐらいだったら友達と抱き合っている。そういうふうなところで3密を避けなさいという指導をさせていくときに、やはり35人が半分というか、20人から18人、今そうですよね。それぐらいのときだったら、こことここはちょっと離れてねという指導もすごくしやすいです。でも、40人というやはり声が行き届かない、目が行き届かない、そういうことを私は頭の中で考えているので、実際にどうか分かりませんが、自分の経験からはそういうことが多く起こってくるんじゃないかなというふうに感じております。

一方通行でトイレ行かせてくるのも、やはり先生が指導していくというのも大変だろうなというふうな思いでいます。先生も重労働で、大変なこういう事態の中でやっていらっしゃるので、ぜひひとりでできることから先生を配置していただいて、それは確かに先生に来ていただくというのも大変やという話も聞きました。府のほうも、先生じゃないけれども、そういう手助けをしている人を配置しますよみたいなことは言ってらっしゃるけれども、それも集めるのは大変だろうなという思いで話を聞いていました。

だから、その辺も大変だろうと思いますけれども、スタッフをそろえてぜひとも、こういう世の中というのがそういうことで今落ち着いてきているんです。やはりどこか一つがゆがんでしまうとだんだんと感染が広がるということがあるので、これからはそういうのが普通の生活になるようにしていかないといけないんじゃないかなというふうに考えています。その辺また、大変だと思いますが、ご足労をよろしくお願しておきます。

次の質問へいかせていただきます。

土曜日に授業があるとか夏休みがなくなるとか言われておりますが、どのようになる予定でしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目の土曜日に授業があるとか夏休みがなくなるとか言われておりますが、どのようになる予定かのご質問にお答えいたします。

大阪府下の他の市町村と同様に、本町におきましても、児童・生徒の学びの保障の観点から夏季

休業期間を短縮し、8月8日から8月20日までの13日間といたします。必要に応じて7時間授業等も検討しております。

また、土曜授業につきましては、上記の対応を行っても授業時数が不足し履修できない内容が出る場合には、実施の検討を行いたいというふうに考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 時間数を指導要領の時間に合わせていかなあかん、近づけていかなあかん、そういう必要はあるのやと思いますけれども、まず考えていただきたいのは子どもの状況です。3か月間近く休みの中で、今、本当に大きく差がついております。それは、宿題がたくさん出されました。3月から5月までですか、何回かやっています、この宿題は復習も含まれていますが、多くは習っていないものがほとんどでした。教えることができるお兄さんやお姉ちゃん、親などがいる場合や、塾に通っている児童などとの差が大きく開いているように感じます。塾ではオンラインを使って授業をしております。学習が進まない児童はいらついたり、ゲーム漬けになったりテレビ漬けになったりしております。

私は、まず生活リズムを保ち、子どもたちの負担が過重とならないようにすべきだと考えます。学習単位の組替えや統合や次学年への移行など、学年や教科で話し合いをし、検討すべきではないでしょうか。オンラインで子どもと学校教員がつながっていくということは非常に大切なんですけども、オンライン授業でも学習が保障されているとは言い切れないのではないのでしょうか。やはり子どもは、仲間と触れ合いながら学習し成長していくことが欠かせません。子どもたちが自ら学ぶ力をつけ、そして、その上でオンラインの機械を使う、その能力をきちっと身につけないと学習能力はどんどん差が開いていくと思います。

国のほうはオンラインを指導する先生を雇うようなことを言っておりますが、これもまた各校取り合いになっていくだろうなという感じを私はしております。また、先生方もそういうオンラインを使っての指導ということを読んでいかななくてはいけない、その辺も大変なご苦労をかけることではないかなと思っています。だから、オンラインが普及したらこれでオーケーだという考えには絶対に陥らないでいただきたいなと思います。

また、国の学力テストは中止になりましたが、文部科学省や教育委員会からの研究指定や大阪府の学力テストなど、不要不急な教育改革の施策はやめるべきだと思っております。子どもの成長、学力に沿った指導を丁寧をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今、鱧谷議員のほうからございましたように、当然ながら子どもは本年度が始まって2か月間休みであったというふうな状況もあり、今回、授業時数をどう確保するかというふうな問題をお話しさせていただいていますが、国のほうは授業時数を下回っても構わないというのは言っていると。つまり何かというと、子どもたちがしっかりその学年で学ぶべき内容をちゃんと学ぶ。その学ぶというのは、ただ教える、あるいは授業に参加するのではなくて、やっぱり理解をしたり分かたり楽しかったと思うことが必要だというようなことは当然だと思っておりますので、そこに力点を置いた授業づくりであるとか、学校生活を送れるような取組というのをしていかなければいけないというふうに思っています。

オンラインについても、オンラインだけが全てだというふうには当然思っておりません。ただ、第2波、第3波が来た際に、やはり学校へ登校できない場合の一つの手段としては考えていくべきものであろうかなと思っていますので当然、対面式であれば双方向のやり取りで授業はできますが、オンラインであれば40人全員が画面に映った状況でのやり取り、一般的な授業のようなことは絶対できることはございませんので、その分のフォローというのはどこかに必要になってこようかと思っています。そういったことを総合して含めて、子どもに負担にならないような授業づくりや学校生活を送れるよう努力していかなければならない、していきたいと思っております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。同じようなことの繰り返しになりますが、学習の遅れや格差、大きな不安やストレスという子どもの実情を見詰めて、先生方の創意と工夫、自主性を保障していただき、行政に煩わされずに子どもを中心に話し合えるような現場を大切にしていきたいと思えます。どうかよろしく願いしておきます。

最後に、包括的支援体制構築事業について質問させていただきます。

私の3ページ目の資料を見ていただけますでしょうか。

これは介護保険の中の地域包括システムの話なんですけれども、この中での地域課題の共有や生活支援、介護予防などと同じような感じがしております。「『地域共生社会』の実現に向けた包括的支援体制の整備のための『重層的支援体制整備事業』の創設について」という、国のあれからも、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の一部改正により、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところであり、市町村においては、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業も活用しながら、「も」と書いてあるんですけれども、活用しながら包括的な支援体制の整備を進めるというふうな感じで書いてあるんです。この言葉と今出てきました包括支援の、この間議員全員協議会で説明いただきましたものとの介護保険や地域包括ケアシステムとの関係性というのはどういうふうに考えたらいいのか、教えていただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問の包括的支援体制構築事業についてご答弁申し上げます。

1点目の介護保険の地域包括ケアシステムとの関係につきましては、地域包括ケアシステムの対象が高齢者であるのに対しまして、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業では、地域にお住まいの方全体を対象とした支え合いの総合支援体制の構築を目指すもので、その中には、ひきこもりや障がいのある方などが抱える地域生活課題の解決に向けた地域ケアシステムの拡大版となります。

今後においては、それぞれが別々に事業を進めるのではなく、連携を取り、より効果的に地域住民の地域生活課題の解決に向けた方策が検討できるよう事業を進めてまいります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。

地域共生社会実現のための社会福祉法などの一部を改正する法律案の概要というので、これは令和2年に通ったんだと思うんですけれども、令和3年4月1日に施行となっているんです。この事業を熊取町が事業提案に至った背景は何でしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 2点目の事業提案に至った経緯でございますが、第4次地域福祉計画の目的にも掲げております「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備に努めることにより、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会の実現を目指すため、国庫補助事業の採択を目指し事業実施に至ったというところでございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）熊取町が手を挙げて事業を採択されることになったということでもいいんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） そもそも地域共生社会というのは、つい最近というわけではなくて、議員のご指摘のように法律改正が順次されてきております。議員のおっしゃっていただいたように、まずは地域包括ケアシステムのところから拡大版という格好で増えてきております。要は、縦割りになっていたそういうサービスを横展開して、みんなで協働して一緒にやっつけよう、合理的に、そして地域全体を包み込むような体制をつくっていかうということで、国のほうが始めたものでござ

います。

もう既にこのモデル事業には、全国では150団体ほどが参加しております。大阪府内ではたしか3団体ほどが、既に令和元年度も採択されてございます。本町もそれに見習って、共生社会というものの実現のモデル的なケースとして頑張っていきたいというところで手を挙げたというものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。

3番へいかせていただきます。

地域づくり支援員は、地域福祉委員会活動において地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備を行うとはどのようなことをするのか、教えていただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 3点目の地域づくり支援員の地域課題の包括的受け止めにつきましては、熊取町社会福祉協議会へ業務を委託し、地区福祉委員会等の実施するいきいきサロンや、あるいは町のタピオステーションへのアウトリーチにより、参加者等の地域住民からの地域生活課題、そういったことの収集を行うということを想定してございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

次、4番目へ移らせてもらいます。

C S Wが課題の把握から相談者支援包括的推進会議を開催するのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 4点目のC S Wの役割につきましては、本事業は、複雑化した生活課題を抱える住民の方からの相談の受け止めや相談者支援包括化推進会議の開催など、C S Wが中心となって進めることとなりますが、現在2名のC S Wが本町生活福祉課に在籍してございます。当然、課内の職員との協力体制によりまして、生活福祉課全体で多機関での会議の開催など、本事業を進めることにより、相談支援包括化推進員としてのC S W 1人のみに負担がかかるというものではございません。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

また、この事業は令和3年度末までとなっておりますが、それ以降はどうなるのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 5点目の事業期間につきましては、本事業が国のモデル事業であり、本年度でモデル事業は当然終了となりますけれども、次年度からは事業が本格実施に移行するというふうに聞いてございますので、国において同事業が実施されれば次年度以降も当然参画を予定してございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

そしたら、6点目でC S Wの職員募集はどのようにされますか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 6点目の職員募集についてでございますが、現在、生活福祉課に配属してございますC S W 1名を募集してございます。また、事業受託予定者の社会福祉協議会でも地域づくり支援員としてC S W 1名を募集してございます。

募集につきましては、ハローワークや福祉のお仕事という募集サイトがございます。そちらであったり、町のホームページにおいて求人記事を掲載しており、また、社会福祉士会がございますが、そちらの在籍者等に協力を依頼するなど、人材確保に努めている、そういった状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） この人たちの身分的なものはどうなるのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） CSWにつきましては、いわゆる会計年度任用職員としての任用を予定してございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。

本当に取組は非常に大切な事業だと思いますけれども、今、コロナで問題はいろいろと大きくなってきているんです。人との接触を避けるためにすごく見えにくくなっております。桜が丘でもタピオ体操などもう全くされていないし、独りで暮らしていらっしゃる方もなるべく家から出ないんやというふうなことで、足腰が弱ってきてというふうな話をされたりとかそういうことで、本当にいいお話だと思うんですけど、大変だろうなというふうな思いをしながら今お話を聞かせていただきました。

3密を避けながら少しでも交流ができるような、話し合えるような場を少しでも多く持てるように願ってこの事業をやっていっていただけたということ、いろいろと工夫が要ると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君） 以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

次に、二見議員。

9番（二見裕子君） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、国・府の事業、熊取町としても手を打ってくださっておりますが、1点目の質問につきましては、国の第2次補正もあり、6月1日に町長のほうに熊取公明党といたしまして8項目を要望させていただいた中から、昨日は渡辺議員から4項目、私からは新型コロナウイルス感染症対策について、残りの4項目をお聞きしたいと思います。

まず、避難所に関する事項です。

もうずっとる質問がたくさんあった中でのまた避難所ということなんですが、日本列島はこれから本格的な梅雨、そして台風シーズンを迎えます。いつ起きてもおかしくない巨大地震など、災害発生に備えた対策は喫緊の課題です。新型コロナウイルスが終息しない中で感染を広げないために、自然災害にどのように備え行動すべきか、町の取組をお聞きいたします。

まず、1点目、感染症下で災害が発生した場合を想定した避難所の環境整備はどのように考えていますでしょうか、よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問の1点目、感染症下で災害が発生した場合を想定した避難所の環境整備の考え方及び備品物資の整備について答弁いたします。

まず、感染症下での避難所の環境整備につきまして、文野議員のご質問への答弁の中でも申し上げましたとおり、内閣府から令和2年4月7日に発出された通知であります「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」及び今月3日に大阪府が新たに作成した避難所運営マニュアル作成指針の新型コロナウイルス感染症対応編において、可能な限り多くの避難所を開

設できるよう事前の検討が求められているところです。

本町においては、町有施設の避難所活用について検討を進めるとともに、まずは教育委員会と調整の上、指定避難所である小・中学校の体育館に加えて教室等を可能な限り活用していきたいと考えており、状況に応じ、町内の大学と締結している災害時における連携協力に関する協定及び社会福祉法人等と締結している災害時における福祉避難所施設利用に関する協定に基づき、それぞれの施設の避難所活用について協力要請を行い、可能な限り多くの避難所の確保に努めてまいります。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。1番目は体育館ということで開設をしていく、小・中学校の体育館を小学校からですか、開設していくというところと、その次が教室を空けていくというところ、3番目として、協定組まれている大学、福祉施設であるとかというふうな形で、分散避難できるように開設していただくということであるんですが、ひまわりドームの体育館とかにつきましては、先ほど明松部長のほうから、いざとなればひまわりドームのほうもというふうなこともありました。その辺、公共施設の部分であっても開けていくという考えでいいのでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ひまわりドームにつきましては、従来より地域防災計画の中においてもその他の避難所という形で一定の位置づけは既になしておりますので、この辺について、状況に応じて利用することというのはもう想定どおりでございます。

ただ、今般の4平方メートル程度取っていかうとかというような動きを見る中では、まずは小・中学校の教室等の従来の体育館以外の場所の利用というものも調整しつつ、町内にはいろんな施設がほかにもございますので、社会教育施設等も避難所への転用が可能であろうと思われる広い空間を備えた施設でありますから、それは有事に当たっては当然のことです。そういうところの活用というのは今後考えていくべきと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

少し気になるなというところが、小学校教室であったりとか体育館に関しては耐震もきちっとされていますし、非構造部材のほうも耐震化されているかなと思うんですけど、ひまわりドームとかにつきましては非構造部材は耐震化は大丈夫やったんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ひまわりドームのほうは、現状、構造物としての耐震化は従来の耐震規定どおりになっておるかと思うんですが、非構造部材については今後、昨年来の個別施設計画の策定等の中では位置づけもしております、随時これについては整備していくべき状況でございます。だから、この辺のことも兼ね合わせた形で考えていくべきかなと。例えば、地震による避難と台風等による避難ということはまたいろいろ状況が違いますので、そこは臨機応変に適切に判断して、利用していくことになろうかと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。せっかく避難できる施設であっても、非構造部材、大きな地震があったときに移動しようかなと思ったときには、実は天井から様々なものが落ちていてそこには移動できないということにならないように、ひまわりドームとかにつきましても非構造部材の耐震化というのは素早く進めていただきたいかなというふうに思っております。

ちょっと昨日資料で調べていましたら、平成27年の決算の附属資料のほうに非構造部材の耐震設計はもう既にされているんですが、ちょっと探したんですけど、そこから工事はされていないかなというふうに思いましたので、もうお金さえあればということだったと思うんですけども、工事の設計はされているので、すぐにでも取りかかれるかなというふうに思うんです。小・中学校

のときは国の交付金等があったので、すぐに手がつけられたのかなと思うんですけども、その辺、何か考えていることというのはあるんですか。

議長（矢野正憲君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） ドームの件につきましては先ほど野津理事のほうから答えていただいたんですけども、一応設計のほうは終わっているということで、ただ、工事については、先ほどもありました個別の施設計画の中で、ほかにも体育館も20数年たってきておりますので、その辺の改修も含めて、今後検討させていただくということになります。

財源については、いろいろと防災関連であるのかどうかということも含めて検討していくような中で、可能な限り財源の確保もしつつ、取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君） 二見議員。

9番（二見裕子君） 分かりました。どのような災害になるか分かりませんので、やはり備えあればということもあるかなというふうに思います。小学校、中学校で対応できればいいですけども、コロナの関係で密を避けてというふうになってきますと、ふだん普通に収容できていた人数が半分に減っていくというふうになったときに、じゃどこにと。おうちのほうが大丈夫であれば、当然家で家族で過ごしていただけるようになるのが一番いいのかなというふうに思っておりますが、その辺を含めてやはり素早く手を打っていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、備品物資のほうの整備をお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 備品物資の整備につきましてでございます。坂上昌史議員及び大林議員への答弁と同様となりますが、従来の大阪府における大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づく、食料や保温用資材、乳児用ミルク等の重要な11品目に加え、さきに述べた大阪府の新しい指針の中で、感染症予防対策の物資としてマスク、消毒液、非接触型体温計、フェースシールド、段ボールベッド、パーティション等の必要資機材が示されています。

本町におきましては、こうした資機材の備蓄につきまして昨年度に段ボールベッド120台等を購入しており、今年度はパーティションとしての機能も想定した避難所用テント450張り等の購入を予定しております。また、健康福祉部局においてもマスク約4万枚、消毒液約290本を備蓄しているほか、非接触型体温計を購入しており、さらに、新型コロナウイルス感染の第2波も想定し、必要な物資は速やかに整備し、備蓄してまいります。

以上、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 二見議員。

9番（二見裕子君） 分かりました。るる皆さんお聞きになっているので、災害物資をどれくらい備蓄していくのかなというところであったりとか、地域防災計画ではマスクは避難所の避難者数の1.8%というふうにたしか載っていたかなというふうに思います。マスクや消毒液というのは消費期限というものもありますし、マスクは5年ぐらいもつのかなというふうに、消毒液はアルコール消毒だと開封してしまうとすぐに蒸発していったりもしますので、半年、1年とかいう形になるのかなというふうに思うんですが、なかなか備蓄をしていたから、じゃ災害があったときにすぐ使えるかということも考えて、ローテーションをしていかないといけないのかなというふうに思っているんです。

食品であれば防災のときにちょっと賞味期限で回していくことができるのかなと思うんですが、マスクとか消毒液というのはどんなふうに管理していくのかなというのがちょっと気になったんです。それは何か考えていますか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 議員がご指摘のとおり、備蓄方法については確かに十分考慮すべき部分でありまして、今は健康福祉部局のほうでマスク等の保管をいただいているんです。今後は、我々

も既にご指示いただいているんですけども、こういった第2波、第3波を勘案しますと相当程度、例えば町民の皆さんにいざというときにお配りできるぐらいの枚数の備蓄等も一定のご指示をいただいている中では、置いておく場所が非常にたくさん要りますので、この辺は流動的に、すぐに使えるようにいわゆる各小・中学校の防災倉庫に一定置いておくとかいうところは考え合わせながら、いろんな訓練の際に使ってもらうとかということで、まさにおっしゃっていただいたローリングストックのような形は取らざるを得んのかなというふうに今考えているところです。その辺は、もう少し健康福祉部局とも連携しながら、有効な、例えば医療機関等でも使っていただくとかいろんな方法が考えられるんですが、そういうところは検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。上手に回していただくというか、やっていただいて備蓄をしていただきたいなと思います。

これは多分、国の地方創生臨時交付金とかも活用してきて備蓄品というのは使えるのかなというふうに思うんですが、備蓄が増えるとやっぱり倉庫というものも必要になってくるのかなと思うんです。大林議員がこの前から、新しく施設ができればその施設にどんどん備蓄をする場所を造ればいいんじゃないかという話もありましたが、その辺、備蓄倉庫とかを1つまた買わないといけなやか、そこまではないんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）いろいろご提案等賜っておりますので、この点は各施設整備に当たっては何が一番有効なのか、住民の皆さんにとって一番何がいいのかということは考慮しながらになるんですが、正直言うと、今のところ具体的に何かここでこうするということが決まっているわけではないんです。

ただ、今の施設においてもたくさんスペースとして空いているところがございますので、こういうところはしっかり有効に使うことを考えながら、事情によっては一括した保管場所みたいなものも、むしろもう既に庁舎の、例えば従来ガレージにしているところはもう防災倉庫として活用を始めたりもしていますし、このところについては臨機応変に適切に活用してまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）もうおおむね理事が申し上げたとおりなんですけれど、具体的にもうちょっと補足させていただきますと、もともと町長車を入れておいた背の高い電動シャッター付きのガレージなんです。あそこは町長車をもうちょっと入り口に近いところに今、移動を既に終わっておりますして、あちらの倉庫に相当の数が入る。これはもともとブルーシートが2,500枚でも相当量になりまして、段ボールベッドであったりとかそういったことから、そちらの倉庫を全て防災用倉庫、役場の中心的な倉庫という形で今、転用を図っていると。

併せて、昨年度予算化させていただきました、要は避難所の各小・中学校のほうにもう一つコンテナ倉庫を設置させていただいております。そういったところに今ご提案いただいておりますコロナも想定した備蓄物資というのをしっかりと蓄えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。倉庫に関してはきちっとやっていただいているというふうに分かりましたので、またよろしく願いいたします。

じゃ、次に2点目、避難所運営マニュアルについて、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐガイドラインの作成が必要となるが、どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）避難所運営マニュアルにおける新型コロナウイルス感染拡大を防ぐガイドライン作成についてのご質問でございます。

こちらのご質問につきましても、坂上昌史議員への答弁と同様となっておりますが、本町の避難行動・避難所運営マニュアルにおきましては、感染症予防について、手洗い等による手指消毒の励行やマスク着用の推進などについて定めております。一般的な感染症予防対策を予定しているものでございますが、その内容は新型コロナウイルス感染症拡大前に作成したものでございますので、対策強化が不可欠であると認識しております。

このことにつきまして、先ほども述べましたが、今月3日に大阪府が新たに指針を作成しております。したがって本町におきましても、感染防止対策の徹底を図り適切な避難所運営を行うために、大阪府の指針を導入、実践しながら本町の避難行動・避難所運営マニュアルの更新を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。大阪府から提供があったということなので、新型コロナウイルス感染症対応編というのが少し載っていたのかなと思います。それに従って町としてもやっていただきたいなというふうに思います。

それと、実際に避難しないといけなくなった場合、町のホームページで少しコロナに関する部分で避難する際というので、先ほどおっしゃられていた内閣府のほうから出されているのを広報とか紙媒体で、「知っておくべき5つのポイント」、これ、すごくいいなと思ったんです。裏には、「今のうちに、自宅が安全かどうか確認しましょう！」という文があったんですけど。これは、和泉市とか泉南市というのはいま市ホームページで、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難について」ということで具体的に載せているんです。このことも用いながら、避難所も密になる可能性があるのも、避難イコール避難所ではありませんとか、また、避難場所は小学校、町会、自治会館などの避難所だけではなく、安全な親戚宅、知人宅に避難することも考えてみましょうとか。あと、また持ち物につきましても、体温計、マスク、除菌シート等も追加してというふうなことももう既に市のホームページで上げられていますので、紙媒体で配っていただくのも一つかなと思うんですけども、もうホームページのほうでもそういうふうな啓発をしてはどうかと思うんです。その辺いかがですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）この点、文野議員へのご質問でも答弁申し上げた部分でもあるんですが、7月の広報にこの内容というのはもう掲載する予定で、今準備しているところでございます。ホームページにつきましても、ご指摘のとおり合わせてというところもありましたけれど、これは一刻も早く周知すべき内容でございますので、速やかに上げられるように進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。知っておくべき5つのポイントだけではなくて、もしあれだったら町の防災の部分と併せた形で載せていただけたら一番いいかなというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

それでは、3点目へいきます。

町内の事業者は、新型コロナウイルス感染症で外出自粛や休業要請により売上げが減少しています。町内の飲食店や小売店で利用できる商品券を支給して町内での消費喚起を促してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の新型コロナウイルス感染症対策についての3点目、町内の飲食店や小売店で利用できる商品券の支給による消費拡大策について答弁申し上げます。

現在、町内の消費拡大策としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、厳しい状況になっている町内の飲食店等を応援するため、自宅で食べられるテークアウトやデリバリーのサービスを実施しているお店を「#くまとりエール飯」と銘打ち、本町ホームページ等で紹介し、掲載店舗や掲載店を利用された方にSNSで「#くまとりエール飯」をハッシュタグをつけて情報発信していただき、町内飲食店の情報を広げるよう取り組んでいるところでございます。

ご提案の町内飲食店や小売店で利用できる商品券につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による各ご家庭の収入減に対する支援となり、結果、町内での消費拡大を促すことにつながり、府の休業要請に伴い売上げが減少している町内事業者への支援策として、一定効果は見込めるものと考えてございます。

しかしながら、売上げが減少しておるのは休業要請を受けた事業者だけではなく、休業要請を受けていないが売上げが減少している事業者もでございます。昨日も答弁申し上げましたが、共に売上げが50%以上減少した事業者には支援制度がございますが、売上げ50%未満減少の事業者には支援制度がございませんので、そういった対象者を広く支援する策を現在検討しているところでございまして、国や府の動向を注視しながら、真に厳しい状況に置かれた住民の皆様の支援策となるよう、総合政策部と調整を図ってまいりたいと考えてございます。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）様々、今考えていただいているかなというふうに思います。消費拡大という部分で町内でしっかりと拡大していただきたいなというふうに思いましたので、商品券という形で提案させていただいたんです。プレミアム商品券ですとまずお金を出さないといけないという部分になるので、そのお金を出すこと自体もなので、全町民に一律、全世帯1人幾らでも結構です。商品券として渡してあげることがいいのかなというふうに思ったので、ちょっと提案させていただきました。

北海道の湧別町というところで、「きずな5（ファイブ）商品券」についてというのをやっているんです。これ、すごく面白いなというふうに思ったんですけど、町内の全店舗で使えるコロナ対策「きずな5（ファイブ）商品券」を全町民に配布する独自の経済対策ということで、「商品券で」「消費喚起」「お店屋さんも」「皆さんも」「コロナに負けるな！」みたいな、この5つで「きずな5（ファイブ）商品券」というので銘打ってやっているんです。これは1人5,000円で、内訳として、商品券として500円の券が4枚、2,000円分です。お食事券が500円掛ける6枚の3,000円分、これで5,000円。商品券は当然、町内で営業しているお店でどこでも使えるということと、お食事券は当然、食事、テークアウトでも、コンビニ系は使えませんということで、しっかりと町内でのお店屋で飲食のところで使っていただくというふうな、こんなような形の商品券というのもやっていますので、熊取町もそういう独自策というんですか、本当に町民にとって、金額よりはそういう思いというのをかけていただきたいなというふうに思います。また検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、また新しい提案ということで、早速どういうふうな形でされているのかというところは調査させていただきたいと思います。

昨日も申し上げましたように、私どももどういった形の支援策ができるのかということはもちろん検討してまいりました。議員からご提案いただく前にも、やはりマスコミ報道等で商品券という形はもう出ておりましたので、そういったところも検討させていただきました。

ただ、昨日ほかの議員、皆さんからもスピーディーに、早急にというようなお言葉もいただいていた中で、やはり商品券という形になりますと間接的であったりとか、それを準備するのに時間がかかるのではないかといたったようなところから、直接的に効率的にできるものは何かというところで検討してきたというところが経過でございます。ご提案いただいたものも含めまして、今後ま

たしっかりと調整してまいりたいと思います。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）よろしくお願ひいたします。

次、4点目です。高齢者や障がい者は感染リスクが高いです。感染しないために、食事の宅配や病院に通院する際タクシーを利用できるようなチケットを支給してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、4点目の食事の宅配や病院に通院する際のタクシー利用チケットの配付につきましてご答弁申し上げます。

今回の新型コロナウイルスは、高齢者や障がい者の方が感染した場合に重症となる可能性が高いと言われており、外出の頻度を減らすことや、不特定多数の方が利用する公共交通機関の利用を避けることは、感染リスクを抑える観点からもとても重要だと認識しております。

しかしながら、一方で高齢者は外出頻度が少なくなり、不活発な生活が続くと心身の機能が低下するおそれもあることから、日々の暮らしの中で一人一人が感染予防に気をつけながら新しい生活様式を実践し日常生活を送ることは、高齢者にとって健康維持、フレイル予防にこれはこれでとても重要だというふうに考えております。

これらのことを総合的に考えながら、議員ご提案の食事の宅配あるいは病院の通院する際のタクシーを利用するチケットを配付する支援策につきましても、現在実施している自治体での効果等を確認するとともに近隣市町村の動向も見ながら、当該支援策について研究してまいりたいと考えてございます。

なお、障がい者の方へのタクシー助成につきましては、生活行動範囲の拡大、社会参加の促進に寄与するため平成13年度から実施しておるところでございます。この事業の対象者は、身体障害者手帳1級または2級の方、療養手帳重度の判定を受けた方、指定難病に罹患し医療受給者証を受けている方をはじめ、本町では特別支援学校へ通学するためにタクシーを利用する方についても対象となる場合もございます。助成内容といたしましては、タクシー基本料金相当額についての助成券を年度当たり24枚配付させていただいており、年度途中での配付のときは一月经過ごとに2枚の割合で差し引いての交付となります。

なお、5月21日に政府の緊急事態宣言が解除されたことにより、解除後に申請があった方につきましても、5月中につきましては今年度のみ24枚の配付をいたしたところでございます。また、利用に当たりましての行き先等の制限は特にございませんので、コロナウイルス感染防止の観点から公共交通機関の利用を控える方への外出の一助となっておりますものと考えておるところでございます。

また、現在、国において審議中の2次補正予算による支援メニューの内容とか、あるいは大阪府独自の動向、そういったことを注視しながら、本町におきましても、真に厳しい状況に置かれている住民の皆様への支援となるような取組につきまして、これはもう決まり文句になってございますが、総合政策部と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）高齢者とか障がい者の方の支援というのは、どこの自治体もそんなにされていないのかなというふうに思いましたので、提案させていただきました。

デイサービスなどは、本人が断らない限り緊急事態宣言のときも利用できたように聞いております。リスクがあるために控えてデイサービスも行かなかったという方のお声も聞きますが、やはりどうしても出ていけないといけない病院であったりとか、また、独りで暮らされている方は、じゃお買物はどうするんやとかとなった場合に、食事の心配であるとか少し買物をしたいなと思うときにちょっと町として支援をしていただければ本当にありがたいかなというふうに思いましたので、タクシーと食事の宅配にも使えるようなチケットというふうなことで提案させていただきました。

大阪狭山市のほうでは、タクシー会社に買物代行支援事業、タクシーがコロナの関係で代行できるといような施策が打たれましたので、タクシーを使って買物してもらうといようなものを取り入れて、コロナの間、されていたようです。そういうものもありますので、何か上手に利用できるものを町のほうでやっていただきたいなというふうに思うんですが、その辺いかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）おっしゃっていただいたとおり、高齢者あるいは障がい者の方への支援というのはコロナの重症化する可能性が高いので、その点を考えますと、議員ご指摘の施策というのは非常に有効なものと考えます。今ご教示いただきました大阪狭山市、このあたりもちょっと研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）様々な施策をいろいろ提案させていただきましたけれど、また検討していただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、2点目にまいります。転入定住促進と少子化対策についてです。

国は、希望出生率1.8の実現に向けて、少子化対策の一環として新婚夫婦の新生活を支援する事業を拡充する方針で、補助金の支給拡大を広げて家計を支援することで婚姻数の減少に歯止めをかけ、出生数の増加につなげたいと、制度をまだ今打ち出されはしていませんが、今後されていくふうにお聞きしております。

熊取町としても、結婚、妊娠、出産、育児、この切れ目のない支援に対応するものとして、まずは若い世代が家庭を持てるように熊取町としても後押しをしていただきたいなというふうに思うんですが、若い世代は、やはり結婚に踏み切れない理由として結婚の資金であったりとか住居であったりとかということが大きいかなと思います。

そこら辺で1つ目の質問になるんですが、国においては、新婚世帯の支援、新生活支援は事業拡充する方針でということ打ち出されていますので、熊取町としても転入・定住促進の一環として考えてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、転入定住促進と少子化対策についてのご質問の1点目にお答え申し上げます。

まず、議員ご質問の中で触れられました新婚世帯の新生活支援事業につきまして、その財源と想定される地域少子化対策重点推進交付金の支給対象を広げる方針について内閣府のほうへ問合せしましたところ、現時点では令和3年度の予算要求に向け、支給対象の拡充については未定であるとのことでした。つきましては、先日5月29日に閣議決定されております第4次少子化社会対策大綱に基づく今後の施策の動向を注視しながら、新たな制度の枠組みが示された時点で改めて検討の上、事業実施の是非について総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）資料もつけさせていただいたんですが、和泉市のほうでは上手に近居ということを入れながら、和泉市の親元で近居する新婚を支援しますということで、新婚世帯の分の新婚新生活支援事業をうまく使って、しかも補助対象は30世帯というふうに決められてやられていますので、この辺、うまく近居支援ということで転入・定住に結びつけたらどうかというふうに思ったんですが、この辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）確かに和泉市のほうにおいては近居の支援も組み合わせた事業を営んでいることは、我々も存じております。

まず、新婚世帯への支援の制度につきましては、現在実施しております第2期の転入促進アクシ

ョンプログラムの取組事業を検討する中で、新婚世帯の支援については一定検討した経過もございます。そんな中で熊取町においては、例えば新婚世帯向けの賃貸物件等も少ない状況があるといったような点等々を踏まえまして、より町にとっては利用として見込みがあるといえますか、そういう意味での3世代近居等支援を採用したという経過もございます。

また一方で、この制度そのものは短期的な意味での支援制度というふうに想定していて、どうしても不公平感というものが一定内在されているような事業ということもございます。先ほど答弁も一部触れましたけれども、今回転入・定住促進のアクションプログラム自体が一旦この年度で計画期間の終了を迎えるということで、インセンティブの事業そのものについて一旦どうすべきかということはいっしょに落ちていて考えていきたいなというところでございまして、その中でこの点につきましても併せて、その是非については慎重に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）泉佐野市のほうはずっとこの補助の事業をされていて、平成28年度から補助の件数を決めて、一年一年更新しながらこの施策をずっとされているんです。なので、不平等感のこととかということもよく言われるんですが、若い世代、収入がなかなか厳しい方でありまして。年収で言ったら540万円ですか、税金を引けば少し減りますけれど、なので、そういう方にしっかりと来ていただいて、ましてや和泉市は上手に親の元でということで、住宅は賃貸でなくてもということですよ。これ、取得した場合でもこの費用を出すというふうになっていますので、うちの3世代近居、後で質問させていただくんですけども、免除というよりはお金をあげるという部分のイメージというのが、取り方なのかもしれないですけども、どちらのほうに興味を持って食いついてくるかなというところも併せながら、総合的に見ていただきたいというふうに思うんです。

泉佐野市は上手にされていて、定住・移住促進等施策メニューというので調べたら、ステージを分けて、このときはこれが使えますよ、このときはこれが使えますよと、それもいろんな課が入りながらも、こういう施策使えますよということで、人を呼び寄せてこようという施策を打たれていますので、一つに固執することなく、いろんな施策を上手に組み合わせていただいてやっていただきたいというふうに思うんです。

次の3世代近居のことについてもお伺いしたいので、2点目の3世代近居等支援事業は令和3年1月1日で募集が終了しますので、現在の状況、また、この事業の延長、何か考えている施策はないかということでお聞きをいたします。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、3世代近居等支援事業の利用状況について答弁いたします。

まず、平成30年の状況、住宅取得で令和元年度課税免除の件数は93件、うち転居は54件、転入が39件です。課税免除額は513万5,437円です。平成31年、令和元年の住宅取得で令和2年の課税免除の件数は120件、転居が73件、転入が47件、課税免除額が653万1,364円でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）これ、転入としてはプラスにはなっていないんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）人口動態という点でよろしかったでしょうか。

（「はい」の声あり）

総合政策部理事（野津 恵君）今年度といいますか直近の動態でございますけれども、全体を見ますと、社会増減のみで見ますと34人の転入超過という形になっております。また、今回の3世代近居等支援のターゲットにもなるかと思うんですけども、25歳から39歳までの方の社会増減においても17人の転入超過という結果となっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）そうであるならば3世代近居が功を奏したというふうに少し見てもいいのかなというふうに、それだけではないというような感じであれですけど、かなというふうに思います。

延長については、固定資産のことで質問もさせていただきたいんですけど、固定資産で今、この施策につきましては新築の分で国が2分の1減免してもらって、町があと2分の1ということで、国が今回、減免措置が2年延長になったんですね、令和2年で。ということで、国の分としては令和4年3月31日まで延びましたので、そのことを併せて町でも3世代近居を少し継続で見ていくというのもありなのかなというふうに思ったんですが、その辺は考えていないんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ご質問の3世代近居等支援事業の延長につきましてでございます。先ほど総務部のほうからも答弁がありました。実績状況等も踏まえまして令和3年度以降の継続の是非について検討し、年末までには結論を出してまいりたいと考えております。

また、今後の施策につきましては、現時点でお示しできるものはございませんが、現在実施しているもう一つの取組であります社宅誘致支援の継続の是非につきましても併せて検討してまいりたいと考えております。

なお、検討に際しましては、人口減少につきましては本町のみならず日本全体で進んでおられて、本町の人口だけを増加させることと申しますのは現実的ではなく、減少した人口規模に応じて行政規模も縮小するといった持続可能なまちづくりの視点も今後重要になってくるものと考えております。そういった状況も念頭に置きながら、ご質問の3世代近居等支援や先ほどの新婚世帯の新生活支援といった短期的な個別施策の必要性を、年末に向けて検討してまいりたいと考えております。

ただし、現時点において不変の方向性としましては、これまで着実に積み上げてまいりました充実した子育て・教育施策などの施策に磨きをかけ、若年世代に選び続けてもらえるようしっかり取り組むことにより、転入・定住につなげ、ひいては人口減少時代の中においても持続可能なまちとして次世代に引き継いでまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）熊取町は、本当に子育てについても保育所であったりとか学童保育とかも充実していますので、やはり大きな施策で呼んでくるというのは、すごくいけるんじゃないかなというふうに思うんです。若い世代の共働きの世帯というのが、ちょっと大阪に行くのは距離があるとはいえず、預けられるところがあるというところにおいてはよそに引けを取らないぐらいの熊取町かなというふうに思いますので、新婚生活支援事業であったりとか3世代近居等支援であったりとか、次に質問させていただくんですけども、空き家を利用してという総合的に切れ目のない支援という形でやっていく方向で、次の施策として何か考えていただきたいと思いますというふうに思っております。よろしくをお願いします。

そしたら、3番目の町内における空き家を新婚世帯や若い世代の支援に活用できないかということで質問させていただきます。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）新婚世帯や若い世代への支援として空き家の活用につきましてですが、平成30年4月に開設いたしました熊取町空き家バンクの利用促進を図る中で、引き続き、議員ご提案の新婚世帯や若い世代を含んだ転入者の転居先の一つとして、本町の空き家を活用してまいりたいと考えております。

この熊取町空き家バンク制度は、空き家の活用を考えられている空き家所有者からの物件情報の発信だけでなく、空き家の借りや購入を希望する方の情報も登録することで、相互にマッチングしやすくなる制度となっております。

また、都市整備部の所管とはなりますが、空き家相談員制度による利活用相談などの活用や登録の促進を引き続き図り、都市整備部と連携しながら、議員ご提案の新婚世帯や若い世代にもご活用いただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）資料に敦賀市のものをつけさせていただいたんですけれども、新婚・子育て世代と移住者への住まい支援ということで、空き家購入、空き家リフォームということで、これは市のほうがお金を出していただけるというふうに乗っているような施策なんですけど、先ほども言いましたように、結婚して住んでいただいとかがいう部分で総合的に支援を組んでいってもらいたいというふうに思いましたので、提案させていただいております。

空家等対策計画ですか、まち育てプラン案というのを町の方でいただいたやつの中に、空き家総数として全体が1,230戸ですか、その他の住宅というのが720戸、その他の住宅というのが、転勤、入院などの長期不在であったりだとか建て替えのために取り壊すための分とか、空き家の区分が困難であるとかいう住宅もあるということで、これ、両方を足しますと大体2,000件ぐらいが空き家になっているのかなというふうに思います。

対策として、使える住宅であるならば子育て世代にというふうに持ち主に提供をお願いしていくということも、町でしっかりとやっていくのはどうなのかなというふうに思いました。マイホーム借上げ制度というのを一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）が、シニア世代、50歳以上のマイホームを借り上げて転貸しし、安定した賃料収入を保証するようなことで、自宅を売却しなくても住み替えであったりとか老後の資金として活用できるということで、今は住まないけれど、もしかしたら住むかもしれない、子どものために置いておこう、でも自分たちはもう2階建ての住宅は要らないから、平屋にどこか便利なところへ引っ越しされているという方もいらっしゃるの、そういう提案というのものもあるのかなというふうに思いました。

空き家を所有されている方というのが、住宅が傷んでくるとか、また雑草であったりとかそういうことがすごく気になったり、売却を考えているけれども結局、価格が見合わないということで処分を見合わせているという方も中にはいらっしゃるのかなと。そうなったときに、なかなか町のホームページで空き家を借りたい人、貸す人みたいなものなかなか件数が増えてはないのかなというふうに思ったときに、一つ施策として打つことによって、若い世代の方に、本当はもう何もいらなくても提供いただけるような住宅であればいいんですけれども、それに関して借りるときのリフォーム代を少し町が補助するであるとか、そういう部分でしっかりと若い人が戸建ての家に住める、もしかしてそれを、じゃ、やっぱり売りますよとなったときに、そこで今度定住していただけるみたいな、そういうイメージで町としてもやっていったらいいんじゃないかなというふうに思うんです。その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）議員がアイデアをご提供いただいた分については検討させていただきたいと思っております。

ただ、実態として、空き家推進制度というのを30年からつくっておるんですけれども、相談会というのも月1回、申込みに応じて随時やらせてもらっているんです。実態としてなかなか空き家にするような家というのは、やっぱり今、議員ご指摘のように傷んだり、あと傷んでいなくても住まなくなった瞬間に家は傷んでくるので、なかなか良好な状態で新婚のご家庭とかにお貸しできるような状態でマッチングするというのは正直難しいというのが実情で、今も空き家バンクの制度をやっているんですけれども、もう要らないから空き家を誰か使ってというのは4件、空き家利用希望というのが7件あるんです。一応こちらについては、当然マッチングしてたらその分、数が減るんです。今、4件提供したいという希望があって7件欲しいという希望があるけれども、それもかみ合っていないので、今もそのまま出ているというふうな状況で、実態としては正直、なかなか難し

いというのが実情です。

新婚のためにリフォームの費用とかそういったふうなものができるかというようなことは、庁内で、当然財源の問題もありますので、そこは関係する部局とも調整しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）新婚世帯にこういうのをやりたいので貸してくださる方というのを、空き家を持つてはる方の直接交渉がなかなかであれば、それこそホームページで打って応募していただく方、もしかしたら、もう固定資産をよう払い切らんから、それこそ町に渡しますよ、安価で貸しますよぐらいの人も中にはいらっしゃるのかもしれない。その辺もリフォーム代であったりとかいろんなこともあるかなというふうに思いますので、少し考えていっていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

そしたら最後、4点目、これは切れ目のない支援というところで、子どもが生まれたときの支援として、1歳になるまでおむつの宅配による見守りをしてはどうかということで提案させていただいておりますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、4点目の子どもが生まれたときの支援として、1歳になるまでのおむつの宅配による見守りにつきましてご答弁申し上げます。

本町における子育て支援の特徴といたしましては、NPO法人など地域の子育て支援団体の皆様との顔の見える関係づくりに努め、これらの地域の子育て支援団体と行政が両輪となって、住民協働という理念の下、地域社会全体で一人一人に寄り添い、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

例えば、本町の特徴でもある、議員ご存じのようにホームスタート事業におきましては、産後の訪問のみならず産前の家庭も訪問の対象に加え、妊婦の方への不安の軽減にも取り組んでいただいております。また、本町の保健師による面談や電話による全数アプローチを行うことにより、保健師との顔の見える関係づくりを構築し、その後のこんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健診、産後ケア事業などにスムーズにつながられるよう努めているところでございます。

さらには、この6月議会に子育てアプリの導入に係る補正予算を上程するとともに、多胎児の育児支援をはじめとした産後ヘルパー事業についても喫緊の検討課題として認識し調査研究を進めており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図り、安心して産み育てることのできる環境整備に取り組んでいるところでございます。

議員ご提案のおむつの宅配による見守りについてでございますが、ただいま申し上げました本町の子育て支援の取組を重層的に進めていることや費用面等も含めまして、現時点で導入は考えてございません。

いずれにいたしましても、子育て世帯への見守りの取組は重要であると認識しておりますので、個々の子育て世帯に対して丁寧に関わりながら、安心して子どもを産み育てることができるよう、引き続き環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）0歳から1歳までの子どもをお持ちのお母さんというのは、1人目であれ2人目であれやはり体も大変な時期ですので、これも一月に1回おむつが届いて、また、これを女性のスタッフで届けていただくというその気持ちという部分ですか、様々、熊取町はいろんなことをしていただいているんですが、出産祝いというのもなくなりました。資料には一月1,500円ということになっていますので年間でいいますと1万8,000円になりますけれど、実際、おむつなので1,000円であれば1年間1万2,000円、1人子どもが生まれた方1万2,000円というのをおむつで見守っていく

というようなことであります。何らかの形でお母さんに寄り添っていただけたらなというふうに思いましたので、ちょっと提案をさせていただきました。

実際これをされている東近江市をテレビでやっていたんですが、やっぱり重いおむつを買いに行くのが、足りないですけど、届けていただけるというのがすごくうれしいという声もニュースでされていましたので、また検討していただければなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今回、質問の大きな中での少子化対策と転入促進も含めてなんですけれども、議員からもお話の中でありましたし、総合政策部のほうからの答弁の中でありましたように、この5月29日に閣議決定されております少子化社会対策大綱、この中におきましても様々な今後、具体的な施策が出てくるかと思ひますので、そういったところを総合的に動向も注視しながら、また少子化対策、一つの子育て支援ということで検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ありがとうございます。以上で一般質問を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時15分まで休憩いたします。

（「14時55分」から「15時15分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、私から一般質問させていただきます。よろしくお願ひします。

まず初めに、住民の命と健康を守るために、新型コロナウイルスへの対応など日々取り組んでおられる医療従事者の皆さん、そして介護職員の皆さんに大変感謝申し上げます。

私事ですが、両親が入院しており、どちらも違う病院でお世話になっています。新型コロナウイルスの関係で感染防止のため面会もままならず、全面的にお願ひしているところです。家族に会えない苦しみ、言いようのないつらい状況が体調に不安を及ぼすのではないかと心配であります。ただ、今は医療従事者や介護職員にお任せするしかありません。同じように、施設や病院でお世話になっておられて家族にも会えない方々がまだまだ多くおられます。どうか、新しい生活様式の中で、この対応についても早く乗り越えてほしいと願っています。

コロナ問題は、精神の面でも様々なところに影響を与えています。夫婦の関係の問題、ジェンダー、家族を守る大人の責任、子どもたちの成長保障や医療、介護にも、その点にも配慮した支援や取組が必要だと感じております。

それでは、質問に入らせていただきます。

令和2年度の国民健康保険料についてお伺ひします。

毎回させていただいているんですが、2018年安倍政権が導入した国民健康保険の都道府県化で、熊取町は毎年保険料が上がっています。大阪府は、維新が進める統一国保料率ということで、大阪府下同じ保険料率を目指しています。激変緩和措置が令和5年まで6年間ありますが、熊取町は財源が府から1円も入ってこないの、独自で検討するしかありません。令和2年度の国民健康保険料と町独自の激変緩和措置、コロナ感染症による収入減世帯に対する対応をお伺ひします。よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご質問の令和2年度の国民健康保険料についてご答弁申し上げます。

本年度の国民健康保険料率につきましては、先日の議員全員協議会において議員の皆様にもご報告させていただいたとおり、令和元年度収支決算の余剰金約4,000万円と国民健康保険財政調整基

金約6,000万円、合計約1億円からおおよそ6,000万円を投入し、医療分の平等割額を標準保険料率から20%軽減したものでございます。

また、本町における激変緩和措置につきましては、急激な保険料の増加が生じないよう、令和5年度までの間、必要に応じて可能な範囲で段階的に講じることを基本と考えており、検討に際しては、令和元年度に実施した医療分の平等割15%の引下げを超えない範囲で行うことを基本としつつ、新型コロナウイルス感染症が被保険者の生活に及ぼす影響を勘案し、今後の激変緩和措置が持続するための財源確保も考慮した結果、令和元年度を上回る20%まで引き下げたというものでございます。

今回の激変緩和措置を行うことにより、単身で65歳以上の年金収入150万円、基準所得0円のモデルケースであれば、近隣9市町の中では各市町が定める保険料率から算定した場合、2番目に低くなるというものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減世帯に対する対応につきましては、令和2年5月1日付で国が発出した国民健康保険料の減免に対する財政支援の基準、これによりまして、当該感染症の影響による所得減少等に関する減免措置の基準が示されております。本町におきましても、この基準にのっとり適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

毎回質問させていただいて、前回3月議会ของときは、大阪府が出された大阪府の算定状況の分の説明がございました。そこからどのような形になるかというのは、運営協議会で話し合っ進めていきたいということの答弁だったんです。運営協議会が行われまして、5月26日の議員全員協議会で資料提供、報告があったという経過があります。

今日、参考資料をつけさせていただきました。どのページもとても説明には必要だと思ったんですが、議場に持ってこられない議員もおられると思ったんで4枚だけつけさせてもらったんです。お手元でございますか。

経過のところからいきますと、平成30年度から国保の都道府県単位化が始まったわけです。大阪府全体の市町村の保険料を統一する仕組みとなっていますということで、①のところ書かれています。ちょっと反対側にしてもらったらその表が裏側に出ているんですが、平成25年から平成29年度までが、熊取町が単独でやっていた保険料の計算式が出ています。

私が今一番気にしているのは、医療分のところだけ見させてもらっています。平成30年度、令和元年度、令和2年度ということで、都道府県単位化されたのがこの3年になります。そういう中で、保険料がどのように推移していったかということをお話をし、大阪府の統一保険料によって保険料がどのように上がっているんだよということをお話させていただいております。それから、熊取町も大阪府から財源が下りてこない中でどのように保険料を引き下げるために努力してきたかというのも、この数字の世帯別平等割のところ括弧書きで出されている数字というのが激変緩和措置された金額で、今回、平成元年度と比べてほぼ近い金額まで頑張ったという数字なんです、これ。ですが、全体的な大阪府が示した金額というものが毎年上がってくるので、それにえられずに保険料が上がるように推移していつているというのが現状です。

そういった中で、やはり国民健康保険というのは住民の命と健康を守るためにとても大切な制度だと思っので、毎回聞かせてもらっています。担当部長もいつも真摯に答えてくださっているんですが、大阪府が示した今回の総額、国民健康保険事業の事業費の納付金13億7,172万4,393円、この数字が出されているんですが、今回この数字について分析され、この数字は妥当であると、そういうふうになっ得られているのか、その辺のことをまずお聞かせください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）事業費納付金につきましては、熊取町だけでこれが計算されているわけ

はなく、大阪府内43市町全て一つの計算の中で同じ計算式を使い、大阪府内の医療費の伸び、これは一つの基準として用いられ、そして必要な保険料、そしてどれだけの医療費がかかるかの推計、それらを総合的に計算した上で各市町村に割り振られておるものでございます。したがって、この数字が妥当性があるという前提の下で我々は仕事をさせていただいておりますので、この数字につきましては、これを受けまして熊取町のほうで保険料率を定め、そしてそれを住民の方に保険料として賦課させていただいておるといような状況でございます。

本当に通り一遍の回答で申し訳ないんですけども、事業費納付金というのはこういう制度でございますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）統一する前、裏の資料に書いてある25年から29年までは、熊取町でどれだけの医療費がかかってどのように保険料を決めるかということを具体的にいろんなことを加味しながら検討されたので、料率についても、医療分のところを見ていただくと、平成25年度は7.83、平成26年度は7.70、平成27年度は7.88、平成28年度は、このときに多分都道府県単位化が導入されるということが決まった年だと思うんです。そのときには一気に9.48、あまりにも高いということで質問したところ、平成29年度では7.78とちょっと戻ったと。けども、統合されてからは7.98、8.57、9.05と、所得割の料率もどんどん上がっていつているんです。

こういった中で、今までは町で判断できていた部分が、大阪府が割り振りしてくるからそれが前提だという受け身にされてしまったなという怖さを非常に感じるんですが、その辺は、熊取町から大阪府へ数字を確かめるだとか、どうした根拠でこういう数字が出ているのかとか、そういうことが聞けるのでしょうか。物の言えない国民健康保険制度になっていないのでしょうか、その辺をお伺いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ちょっとご質問の中身と離れておりまして、私も細かな数字を持ち合わせておりませんのでなかなかお答えしづらい部分があるんですけども、一つご案内させていただきたいのは、江川議員が提供されておりますこれは国保運営協議会の資料そのものでございますけれども、このページの中でいきますと、28年度の医療分の所得割率9.48、これは、何も国保の統一が決まったから慌てて保険料率を上げたというものでは決してございません。前年度にかかった医療費がかなり急騰いたしまして、この料率ではとてもやないけれども皆さんの医療費を賄うことができないという計算式になりまして、この料率を採用させていただいたものでございます。根拠に基づいて数字をはじき出したものでございます。

したがって、これの例を見ていただければお分かりいただけると思うんですけども、熊取町単独でやっておれば、前年に大きな医療費がかさみますと翌年、これだけの所得割の率の上げ幅を皆さんのご負担としてお願いせざるを得ない、これが単独でやっておったときの国民健康保険料率の姿でございます。

統一化によりまして、熊取町が幾ら27年度のように医療費がかなり上がったという状況がありましても、熊取町単独の要件でこういった医療費の所得割率が翌年度大幅に伸びるといことはございません。もちろん、大阪府全体で医療費が伸びればそれと比例して同じように伸びるんでありますけれども、熊取町単独での大きな医療費の伸びというのはうまく吸収してもらえる、そういう制度になっておるといところで、それはご安心いただきたいというふうに思います。

それから、大阪府が示しておる事業費納付金でございますが、そもそも基礎数字というのは我々市町村のほうで算定いたしまして、大阪府のほうに報告をさせていただいておるといものでございますので、何をベースに計算しておるのかというのは我々も十分承知してございます。

ただ、計算する際の医療費の伸びをどの程度見込むか、これは大阪府全体で集計されます。それが、新たに新年度の料率が設定されます年明け早々に大阪府のほうで会議がございますけれども、そのときに示される何%の医療費の伸びで見込みましたよということに基づいて、こちらの数字が

出されておるといふものでございまして、我々としても、この料率の基礎数値については自らが報告した数字であるということ、それから、医療費の伸びについても大阪府としてはきっちりと公表していただいております。それに基づいて国保の事業費納付金が算定されておるといふことは確認されております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）最初の答弁の中で、この割り振りは前提であるということをお先に言われたんで、その計算の根拠、そういったことを今までだったら自分たちでやっていたのを、統合されることによって大阪府から出されたら、割り振られているから、それが前提やから、そこはもう仕方ないんやじゃなくて、今の答弁では根拠をちゃんと見て計算しているからご安心くださいみたいな話だったんで、それならば最初にそう答弁していただけたらよかったかなと思ったんですけども、本当は、現実にはやはり大阪府から割り振られてきたから、それを前提にしているというのが本音の部分なのと違うのかなというのを感じているところです。

激変緩和措置はあと3年ですね、6年間です。その後は大阪府全体統一という形で進む予定になっているんですが、これは本当に、熊取町は優秀だから、大阪府の言われたとおりの金額に近いようにどんどんこの3年間で推移して行って、なるでしょうけれども、大阪府下全体ではそうなる状況ではないん違うかなと私は感じているんですが、その辺はどのようにお感じですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これも、国民健康保険運営協議会の資料につけさせていただいております。近隣の市町村の状況でございます。もう既に、うちは激変緩和を実施させていただいておりますけれども、近隣の市町村におきましてはほとんどが標準料率あるいは統一料率、こちらを採用しておるといふのが近隣の状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）一応そういう標準保険料率で今はやっているということですね。でも、保険料的には所得割が違ったり、いろんな部分で保険料が違うというところはあると、今の段階では。ということで、最終的には統一される見込みであると言い切っているんですよ。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）議員の皆様方にもご提供させていただいた運営協議会資料の中に、近隣の市町村の状況というのでも多分載っておったかと思っております。そちらのほうをご覧くださいればお分かりかと思うんですが、熊取町は激減緩和、いわゆる独自軽減を行っておる。それからもう一団体もその予定である。それ以外は統一料率、これは大阪府が定めた料率そのものを使っています。それから標準料率と表示していますが、それは大阪府の激変緩和を加味した料率でございます。

したがって、うちと、それからもう一つを除いては、統一料率あるいは標準料率という大阪府が定めた統一の保険料率、これを基本的には使っておるといふふうにな近隣の状況ではご理解いただきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）徐々に統一国保料にな近づいて、どこも一緒に近隣の自治体も頑張っているというふうなことでございます。一応受け止めました。

それで、窓口から見ると、国民年金と国保と後期高齢と同じフロアに窓口があるんですけども、実務的には、統合されたからといって職員の数が増ったことはないように感じるんですが、その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）実人員では数名の減、正職員の減と、それからいわゆる会計年度職員の減というのを保険年金課全体としては実施しております。ただ、統一されたからといって全ての事務、

これが大阪府で全てやっていただけるというわけでは当然ございません。先ほど来申し上げております基礎数字、これはそれぞれが各市町村で計算して、そして大阪府で計算されたものを各市町村で再度被保険者の皆様方に保険料率としてご通知申し上げて、徴収事務についても同様に行っているということでございます。統一といいますのは、財政基盤、これを都道府県化するというところでございますので、決して統一ということで、これについてはうそ偽りのないものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。実務的には、徴収事務だとか相談活動だとかいうことで、職員の仕事というのはそんなに軽減されたものではないのではないかと思っています。国保に関わる職員の数の推移がもし分かるようでしたら、また後日でもいいんで教えていただければ助かります。よろしくお願ひしたいなと思います。

それから、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して傷病手当を専決処分していただいて、要望したところ、早急に5月8日の議員提供資料にて対応していただいたことが分かりました。ありがとうございます。

その中で、そのときにも部長が言われたんですが、コロナにかかった働いている方の対象者は本当に少ないから、これは急がなくてもというようなお話だったんですが、国のほうから通知が出たのですぐにやってくださったと思うんです。自営業者の方やフリーランスの方にも拡大してほしいという要望が出ているんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それは、もう全く独自の施策ということになるかと思っています。傷病手当金というのは全国統一された制度の中で動いておるものでございます。もともと法の中で規定があって、各市町村で条例を設けることによって傷病手当金を支給することができることになってございます。従前は条例上の規定も置いておりませんので、今回、至急に対応すべく専決処分させていただいたものでございます。

したがいまして、傷病手当金という性質、これはいわゆる被用者の方を対象とした制度でございますので、それ以外までの拡充というのは今の時点で考えてございません。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）とても残念なんですけど、国保に入っている方で自営業者の方は結構多いんですよ。働いている方のほうが少ないとか、退職されたとかそういう方のほうが、高齢者の方とかが多いわけなんですけれども、自営業者の方も対象にぜひしてもらえるようにしていただきたいなと。フリーランスの方にも拡大していただきたいなというのは、今は無理だと言われたんですけども、ちょっと要望だけさせていただきます。

それから、コロナに関してですが、今病院に行くとか感染の危険があるからというて、持病の医療の縮小、ちょっと病院に行くのを控えたり、もっと薬も飲まなあかんに治療の継続の断念ということが起こらないような配慮も今とても必要だなと思っています。その辺も周知というんでしょうか声かけというんでしょうか、コロナが危険だからと言いながら自分の今治せる病気が治せないような状態に陥らないような、何か心ある対応というのを、声かけというのか、そういうのも大事ななと思っておりますので、お願ひしたいなと思います。

それでは、2つ目の質問に入っているんですか。

議長（矢野正憲君）はい、どうぞ。江川議員。

13番（江川慶子君）では、先ほど少し触れられて答弁の中であつたんですが、コロナ感染により仕事が減って収入ががた減りになったり、休んでくれと言われてたから休んだけど給料が出ないなどの切実な実態が生まれています。税・国保料・介護保険料などの徴収猶予・減免についてお伺ひします。よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、町税の徴収猶予及び減免について答弁いたします。

このたびのコロナ禍より収入が減少し、町税の納付が困難となった方には、収入の状況や今後の見通しなど個別の事情を丁寧にお伺いし、それぞれの場合に応じて従来の徴収猶予や減免制度についてご案内するとともに、令和2年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律による税制上の措置である市町村税の徴収の猶予制度の特例と固定資産税の減免措置について説明を行い、対応させていただいているところです。

個人町民税、法人町民税、固定資産税及び軽自動車税種別割の令和2年2月1日から令和3年1月31日の間に納期到来する分につきましては、令和2年2月から納期限までの一定の期間において、収入が大幅に減少し、いっときに納付が困難と認められる場合、徴収猶予制度の特例が設けられ、無担保かつ延滞金なしで1年間納付を猶予するものです。

また、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置として、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年度同期間と比べて30%以上減少した場合、令和3年度分の設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税を2分の1またはゼロとするもので、徴収猶予の特例と同様に案内しているところで、引き続き周知に努めて適切に対応してまいります。

以上です。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）続きまして、国民健康保険料の徴収猶予及び減免についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減などへの対応については、1つ目のご質問でもご答弁申し上げましたとおり、国が示す国民健康保険料の減免に対する財政支援の基準に従いまして減免措置を行ってまいります。

具体的に申し上げますと、まず、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯については保険料の全額を免除、または主たる生計維持者の収入減少が一定割合見込まれる場合は、算定条件に基づき保険料の一部または全額を免除いたします。なお、減免となる保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものが対象となります。

また、当該減免制度に関する被保険者への周知につきましては、6月中旬に全国保世帯へ発送する保険料額決定通知書の同封文書の情報として掲載するほか、広報くまとり7月号、町ホームページにより行ってまいります。

なお、徴収猶予に関しましては、条件に該当する場合、納付を最長1年間猶予できる制度でございますが、この制度に限らず、本町では従来より納付相談により被保険者の個別の事情を考慮した上で、分割納付額や納付期限の設定について柔軟な対応を行っており、今後も引き続き、個別の事情を丁寧にお伺いし、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、介護保険料の徴収猶予・減免についてご答弁申し上げます。

介護保険料につきましても、国において新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して保険料の免除等を行うとされたことを踏まえまして、本町においても、国が示す感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の介護保険料の減免に対する財政支援の基準に基づきまして、減免措置を行ってまいります。

具体的な要件といたしましては、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯については保険料の全額を免除、また、主たる生計維持者の収入が一定割合以上の減少が見込まれる場合は、算定条件に基づき保険料の一部または全額を免除いたします。なお、減免となる保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が到来

する部分が対象となります。

当該減免制度に関する被保険者への周知につきましては、7月初旬に送付する令和2年度介護保険料決定通知の際に周知するほか、広報くまとり7月号、町ホームページにおいても行ってまいります。

なお、徴収猶予につきましては、条件に該当する場合最長1年猶予することができる制度でございますが、この制度に限らず、これまでも納付相談により被保険者の事情を考慮し、分割納付や納期限の設定など柔軟に対応しており、今後も引き続き、個別の事情を丁寧にお伺いし、適切に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。国の緊急経済対策なので、この猶予された分は国が負担してくれるんですね。町のほうの負担はないということですね。税のほうも同じになりますか。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）税のほうは徴収猶予で1年後に入ってきますので、そういうふうな制度はございません。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。税のほうはないということで、国保と介護保険料のほうですね。

国民年金については、徴収猶予については今回の広報に書かれていましたので、若い人に早く見てもらって、学生とか払えない方に対応できるように周知していかなあかんなと思っているところです。

緊急事態宣言が出されて、自粛時に自動車税の徴収が届きました。ご存じですか、自動車税。その頃だったと思うんです。住民にとっては、給付は遅いが徴収はどんなときでも早いんやなという声が私の耳に入ってきました。その後、特別定額給付金は決まってからすぐ職員がすごく頑張ってもらって、国民の声が政治を動かして実現したものだなと感じております。本当にいち早く申請書を送り、対応していただいたことを感謝しております。

振込通知が来ないから入ったのかどうか心配やという声もお伺いしましたが、そのためにわざわざ税金を使って「振込しました」みたいな通知が来ても、それはもったいないと。だから、これで記帳して安心したというような声も聞きました。

それで、今ご説明があった徴収猶予と言われる特例が今回あるということを通達書に入れて周知する、また広報、ホームページにも入れて周知するということなんですが、丁寧に伺いしてお話を聞いて対応するというので、一定の割合の減額という説明がございました。その一定の割合の減額ということについてもう少し説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、国保の場合ですと、これは、いわゆる減免対象の保険料は主たる生計維持者の保険料というのが基本になります。その主たる生計維持者の方で条件に該当する場合こうなりますという、そういう立てつけになっております。

その条件とは何ぞやといいますと、収入の種類ごとに見て、収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること、それから前年の所得の合計が1,000万円以下であること、それから収入減収が見込まれる種類の所得以外の前年の所得が400万円以下であること、この条件をクリアした場合に、生計維持者の保険料をまず算出して、それに対して減免の割合が前年の合計所得金額に応じて定められます。300万円以下の場合には10分の10、つまりゼロになるということです。400万円以下になりますと10分の8、550万円以下ですと10分の6、750万円以下ですと10分の4、そして1,000万円以下で10分の2というような感じで、減免の計算が自動的になされるということになります。このあたりも詳しくホームページのほうにも掲載させていただきますので、またご覧いただければと思います。

介護保険につきましても同様の計算となります。こちらのほうはもう少し、金額のほうは2段の区分になっておりまして、先ほどの生計維持者の前年中の合計所得金額が200万円以下ですと、こちらは100分の100という表記になっています。200万円を超えますと100分の80というような、そんな形で減免が実施されるというような状況になります。前提となる条件については、基本的に国保と同様でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。ちょっと細かいので、分かりにくかったら窓口に来てお話を聞いてもらって担当者の方にご相談したらいいなというふうに思うんですが、ここでコロナの関係ですよ。相談に来てもらって、送付していつきに集まってくるという可能性もございますよね。その辺はどのように考えておられますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）その辺につきまして、郵送とかいうような対応も考えられんことはないんですけども、そうなりますと、また添付していただく証明の書類とか、これが結構たくさんになってこようかと思えます。国保の窓口、ご覧いただいたとおり透明のアクリル板を設置したりだとか、手指消毒の消毒液を小まめに使っていたりだとか、お待ちいただく席もちょっと間隔を空けてお待ちいただいたりだとか、その辺は十分配慮させていただきますので、まずは電話で該当するかどうかお確かめいただいて、該当しないのに来ていただくというのはまたお手間をかけてしまいますので、まずは電話のお問合せをいただいて、該当する場合であればお越しいただくのが一番早いのかなと思えます。

あと、郵便の場合ですと、こういった書類、こういった書類が必要になりますという、その辺のご案内は当然させていただきますので、その辺はまずは電話でご一報いただいて、そこで一番対応しやすい方法、それはご相談に乗らせていただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。全体的にあまり対応として考えていないようなふうに受け止めてしまったんですけども、こういう制度があるということが拾われて分かってもらえないと駄目ですし、利用してもらえないと、国から入ってくるんですから、もっともっと広めていかなあかんことなので、会って話をしても時間がかかるのに、電話しても長くかかるのが想像できます。ですので、この対応も、まだ6月中旬やからちょっと早めに考えていただいて、密にならないように、その辺の配慮を考えて対応していただきたいなと思っております。今までどおりで済むという感覚でおられると思うんですけど、ちょっと今回は事情が違うということを理解した上でやってもらったほうがいいかなというのが要望であります。お願いしておきます。

それでは、3つ目の質問に入ります。

先ほど、参議院で第2次補正予算が可決したということがネットに出ておりました。いろいろこれから具体的に動いてまいると思うんですけども、持続化給付金などの申請状況と新たな対応について伺います。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、3つ目のご質問、持続化給付金などの申請状況と新たな対応についてのうち、持続化給付金などの必要な手だてが遅れていると思われる中での現状について答弁申し上げます。

ご質問の持続化給付金につきましては、国の支援策となってございまして、感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全体に広く使える給付金を給付するもので、売上げが50%以上減少している事業者を対象に、中小法人等の法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に現金を給付するもので

ざいまして、様々な業種、会社以外の法人など幅広く対象としているものでございます。

持続化給付金の申請手続きにつきましては電子申請が原則となっておりますが、電子申請に不慣れな方や困難な方に対しては、予約制の申請支援を行うサポート会場を全国的に設置されてございまして、近隣では泉佐野市や貝塚市に設置されてございます。

本町におきましては、持続化給付金に係る情報を本町ホームページに掲載するほか、電話や窓口での問合せにつきましては、概要等の説明を行った後に、国が設置しているコールセンターや近隣のサポート会場の案内などを行ってございます。

ご指摘の持続化給付金の現状につきましては、本町は概要等の説明はさせていただいているものの、申請状況は国からの情報提供がされていないことから、本町としましては現状把握ができていないのが現状でございます。持続化給付金に係る問合せにつきましては、引き続き商工会とも連携を図りながらしっかりと案内を行ってまいるとともに、新たな対応につきましては総合政策部と調整を図りながら検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）熊取町では状況がつかめていないということで、まだ進行中ですからそういうことなんでしょうけれども、今、持続化給付金をめぐって広告大手や電通が不当な利益を得て、重大疑惑が浮上してきているような中で、今国会で追及が始まっているわけです。必要な人にすぐに給付されるような形になるようこれから進めていただきたいと思うんですが、今、熊取町で休業や倒産に追い込まれているような実態というのはあるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、そういった私ども産業振興課の窓口、もしくは先日も商工会のほうに様々なご相談をいただいているというところで状況を確認した中では、倒産云々という話はこちらのほうには届いておりません。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）何か今日でしたか、づぼらやが倒産とかちょっと驚いてしまったんですけど、ああいう大きな歴史のあるところでもこういったことが起こることですし、今、雇い止めだとか、これに便乗して非正規の方が給料が入ってこないだとか、そういったような状態の中で大変な方がいますよね。そういう中で特別定額給付金がすぐに振り込まれたということはとてもありがたいなと思っています。

特別定額給付金のことをちょっと聞いていいですか。10日までに全国では38%の給付率というところで、熊取町はかなりのところへいっているんですが、これ、まだ給付されていない残る世帯の状況というのはどんなのでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）1万8,204世帯中1万7,476世帯、率で96%が給付済みでございます。よろしいですか。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

これは、申請されていないという方は促すとか、ご高齢で外に出られなくてコピーができないだとか、そういう何か状況があるとか、そういうふうな確認というのはする予定はないですか。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）今現在、未申請の方が683世帯ございます。今日もですが、毎日大体40通から30通申請書が送られてきておりまして、6月末時点で200ぐらいになるのかなと考えております。その時点で勧奨通知、案内を送らせていただいて、それで3週間ぐらい様子を見まして、それでもまだ申請がない場合は個別に訪問を考えております。再度、期限であります8月11日の3週間ぐらい、7月末ぐらいにはまた再度勧奨通知を予定しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）そこまで手厚く考えていただいたということが分かりました。ありがとうございます。

そしたら、雇用調整助成金です。これもオンラインが停止になって、今郵送やハローワークで対応しているということで、これについてもまだ状況は分からないですね。分かりますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません。そちらの雇用調整助成金に関しましても国の制度で、こちらのほうについては現状、状況というのは情報提供いたしておりませんので、ちょっと分かりかねます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）休業要請支援金、これは大阪府と市町村の共同支援金の分です。これはほかの議員も質問されていたので、ある一定分かるんですが、協力施設というのが大阪府のホームページで公表されています。その施設が給付が決定されたということではないという注意書きが書かれているんですが、3週間過ぎても振り込まれてこないとか連絡がつかないとかいってすごく不安を感じておられる業者もいてはるんやけれども、その点について、町のほうが全く関知しないというわけではなく、何か対応されているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）休業要請に係る支援金の分につきましては、負担金という形で今お話ししていたように予算化をしているということなんですけれども、実際の申請、どこがしてどこがまだされていないとかというところの情報提供は、数字ではいただいているんですけれども、具体的なお店がどこかというようなことはこちらでは把握はできかねているところでございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。まだ進行中なので、必要なところに迅速に届けられるように、全体でそういうふうにご答弁もいただいているので、そのとおりにしていただけるだろうと思いますが、よろしくお願ひしたいなと思います。

学生支援です。これは大学を通してなんですけれども、これは答弁を用意していましたら願ひします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）用意しておりましたので、答弁させていただきます。

次に、3点目の持続化給付金などの申請状況と新たな対応についての後段のご質問、学生への支援について答弁申し上げます。

まず、国の動きですが、学生への支援制度として「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』が5月19日に文部科学省により創設されております。この支援制度は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で世帯収入、アルバイト収入等の大幅な減少により大学等での修学の継続が困難となっている学生を支援するため、一定の要件を満たす学生に対し、住民税非課税世帯の学生には20万円、この住民税非課税世帯というのは世帯主、親御さんのということです。それ以外の世帯の学生には10万円を給付するものでございます。なお、町内3大学においては、学生からの申請の受付を既に順調に開始していることを確認してございます。

また、国の支援制度に加え、町内3大学による大学独自の支援策を確認したところ、学費の延納・分納措置や遠隔授業を受講するための環境整備に対する支援などを実施しておられまして、学生が経済的理由により修学を断念することがないように支援しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

学生は親元を離れて熊取町で生活しているわけであって、それでこのような事態になって、とて

も不安を感じていると思います。それ以上の支援も、これから第2次補正も可決したことであり、していかなければいけないことだと思います。どうぞよろしく願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、田中圭介議員。

1番（田中圭介君） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

質問に入る前に、今回、新型コロナウイルスにより感染、犠牲になられた方、その家族の方々に心からお悔やみ申し上げます。また、現在も最前線で携わられている医療従事者の皆様にも感謝申し上げます。

また、江川議員も先ほどおっしゃられておりましたが、過去最大の31.9兆円の2次補正予算が可決、成立されました。新型コロナという今まで皆さんも味わったことのない世界不況に今陥っている中、私たち創生くまとりとして、先日、6月10日に新型コロナウイルス対策に関する要望書第2弾を大林議員とともに熊取町長に提出いたしました。その中の3点も踏まえ、質問させていただきたいと思います。ちょっと皆さんお疲れのところ、申し訳ないです。そしてまた、重複、重複という言葉になると思いますが、よろしく願いいたします。

まず、1点目ですが、新型コロナウイルス対策支援についてです。

1点目、中小零細企業・個人自業者の売上げが20%以上～50%未満減への企業支援についてです。

寝屋川市、20%から50%で中小25万円、法人12.5万円、和泉市、泉大津市は30%から50%、10万円と、各市町でもやはり50%以上の売上げダウンのところには独自に支援をされているところもあります。本町としてはどう考えておられますか。

議長（矢野正憲君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） それでは、ご質問の新型コロナウイルス対策支援についての1点目、中小零細企業・個人自業者の売上げが20%以上～50%未満減への企業支援について答弁申し上げます。申し訳ございませんが、昨日からの質問に対する答弁と重複いたしますが、議員からご提案いただいております支援策を含めまして、そういった事業者に対して広く支援する策について、今現在検討しているところでございます。

先ほど国のほうでの補正予算というところをお話いただきましたが、国や府の動向を注視しながら、真に厳しい状況に置かれた住民の皆様への支援策となるよう、総合政策部と調整を図りながら検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） 同じ答えを何度も何度もありがとうございます。

本町には現在、事業所数は幾つあるかお分かりでしょうか。

議長（矢野正憲君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） 平成28年の経済センサスの数になるので、数字を丸くさせていただいて1,240事業所と把握してございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） そのうち零細企業と言われる小規模事業者と個人事業者の数は分かりますか。

議長（矢野正憲君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） すみません。あいにくそういった内訳の数というのは持ち合わせてございません。申し訳ございません。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） 平成28年経済センサスの熊取町の小規模事業者数というのが892、約900になります。

今回のコロナ禍で、経済は100年に一度の危機とされていた2008年のリーマンショック不況より厳

しい、史上最悪の大恐慌となりました。

町内の事業者の大多数、75%が小規模事業者と個人事業者で成り立っております。その中でも、売上げが前年度比で50%以上減少している事業者には国の交付金、府の支援金など支援制度がありますが、50%未満には何もありません。

簡単に、売上げ50%以上にボーダーラインを引いていますが、売上げと純利益とは全く異なります。藤原町長も元ご商売をされていたのでよくお分かりと思いますが、売上げが同じ100万円でも原価は業種によってかなり異なります。なので、粗利率も違えば純利益率ももちろん変わってきます。なので、売上げ売上げと皆様おっしゃられますが、売上げと純利益は全く異なることなので、ただ単に売上げが50%ダウンしたらもうけも50%ダウンになるやろうと思いがちですが、業種によっても全然違うということをちょっと分かっていたいただきたいなと思います。

そして、町長に提出した要望書の中にも含まれておりますが、20%以上50%未満減の事業者に、昨日、巖根部長もおっしゃられておりましたが、熊取町独自の事業者向け定額給付金をぜひコロナ対策第2弾として実行していただくよう強くお願い申し上げます。これはもう要望になりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、これもめっちゃめっちゃかぶる質問になります。妊婦の支援についてですが、これも昨日、渡辺議員がもうほとんど同じことを言っていたいただきましたので、なかなか僕の口から言いにくいんですけど、言わせていただきます。

この件に関しても町長への要望の中にも入れておりますが、本町の妊婦さんから相談がありまして、パートには行っておりますが、新型コロナウイルスに母子ともに感染するのが怖くなり、自主的に休むことにしたみたいです。しかし、パート先の会社は通常営業しており、もちろん雇用調整助成金などの制度は受けられず、休んだことにより収入が0円となり、熊取町もほかの市町のような妊婦さんに対する支援はないかと相談されました。

昨日、これも渡辺議員が全部言うてくれたんですけど、和歌山市では10万円、寝屋川市、枚方市とかでも5万円の妊婦さんへの給付金、また4月27日以降に生まれた新生児には、今のところ熊取町とか独自でやっているところ以外は何もないんですが、新生児に出産祝い金など、子育て・教育のまちとスローガンを掲げている熊取町として、安心して出産、子育てができるよう独自の給付金等の支援を検討すべきではありませんでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の妊婦さんへの支援についてご答弁申し上げます。

妊婦の方におかれましては、新型コロナウイルス感染症について、とりわけ不安を抱えながらお過ごしされている方も多くいると思われまます。このような状況の下、本町では妊婦の方には、平常時と同様の取組ではございますが、妊娠5か月から7か月頃の妊婦の方全てに保健師が電話を行い、積極的な状況把握や相談対応に努めており、妊娠期や出産前後の不安を抱えやすい妊産婦に寄り添い、少しでも不安解消につながるよう努めているところでございます。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策の一環といたしまして、町独自施策として妊婦の方にサージカルマスク20枚の配付を3月から始めており、これに加えて、6月からは国から提供された布製マスクを出産予定月まで1か月当たり2枚換算で配付を始めたところでございます。

議員ご要望の妊婦の方への給付金の支給についてでございますけれども、こちらは、答弁の繰り返しになりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町において真に厳しい状況に置かれた住民の皆様への支援策となるように、総合政策部と調整を図りながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

冒頭、議員のほうから、妊婦さんが仕事に行けなくなって休業補償も受けられないというお話がございました。我々、厚生労働省のほうでも周知をされています、もう議員もご存じだと思うんですけども、これは事業者に対してですけども、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備ということで、これは就業規則等できちっと整備をなさいというような形で厚生労働省から事業主

に対して通知されておりますし、妊婦の方につきましてそういう制度があるよというのは、ホームページ等々では周知はされているといったような状況でございます。

また、そういうご不安をお伺いになっている方がいらっしゃるんでしたら、ぜひそういう都道府県、大阪府の労働局とかそういったところに一度お問合せいただければなというふうに、私どもは今のところ思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）ありがとうございます。

やっぱり、これから生まれてくる新生児や赤ちゃん、またおなかに子どもを身籠っている方というのは、将来の熊取町を担っていつてもらわなければいけない存在になるかと思っておりますので、どうぞこれも第2弾の地方創生臨時交付金が出た際にはご検討のほど、よろしく願いいたします。

次にいかせていただきます。

コロナ関連での失業者の行政臨時雇用についてです。

新型コロナウイルス感染拡大による世界大恐慌で、倒産、解雇、失業などまだまだこれから増加すると思われまます。特に40代、50代で失業された方は、家庭を持ち家のローンも残っている生活はかなり厳しく、また、中高年の再就職はかなり厳しい。すぐ雇用される可能性も、20代、30代に比べれば低くなると思われまます。

全国の自治体でも、既に失業された方を期間限定で臨時職で雇用されております。泉佐野市では10名を雇用し、ピーチ・アビエーションの社員を10万円給付事業に雇用しております。本町も今後、臨時雇用する考えはありますでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、新型コロナウイルス対策支援についての3点目、コロナ関連での失業者の行政臨時雇用について答弁いたします。

議員のご認識のとおり、新型コロナウイルス感染拡大による雇用情勢の悪化が顕在化してきてございまして、国においては、企業による雇用維持のための雇用調整助成金や失業手当等の支援体制を整備・拡充し、雇用環境の維持や失業者への支援が行われているところでございます。

そのような状況の中、地方公共団体においても、新型コロナウイルス感染拡大により内定を取り消された学生や離職を余儀なくされた方を会計年度任用職員として採用する動きがございまして、これは、雇用を守りながら役所のマンパワーを確保することを目的としたものと認識してございまして。

さて、本町においても緊急雇用対策として臨時的に会計年度任用職員を雇用することについてでございますが、今年度任用の会計年度任用職員につきましては、今年2月に募集を行い、今年度当初の4月以降の必要な人員を一定確保しつつ、必要数以上に応募された方々につきましては待機いただいている実情がございまして。そのような中、支援のための緊急雇用を行った場合は、既に職を求めて待機されている方とのバランスを考慮する必要があるため、現時点では臨時雇用は予定してございませませんが、10月以降に任用が必要な人員の募集を今後進めてまいります。その募集に向けた手続の中で、新型コロナウイルスに関連する緊急雇用対策につきましては、国の交付金の状況等も勘案しながら、新型コロナウイルスによる雇用環境の影響を受けられた方への支援という視点も持ちつつ検討してまいりたいと考えてございまして、ご理解を申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）それじゃ、10月までは雇用するという考えはないということですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）もちろん、国がいろんな支援を出している中で、新たな給付金と国の新規事業などがあつた場合にはやはり緊急雇用も考えられると思っておりますので、そういった場合は積極的に検討してまいりたいと思っております。ただ、現状では業務がなかなかありませんので、目の前の下半期に

向けた雇用体制というのはこれから構築してまいりまして、8月広報に載せてという作業があります。その中で、その募集に当たりまして、先ほど申し上げましたコロナ感染症関連で離職された方など、その枠を設けられないか、そういったことの検討も積極的に行ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） 離職された方というのは日々お金がなく不安になり、そしてまた貯金を切り崩しながら生活されていると思います。なので、半年でもいいので、仕事がないかもしれませんが、熊取町としてそういう人たちを雇用して、その間に再就職を探していただくと。やっぱり40代、50代といたら働き盛りで、次に就職するといったらかなり厳しいと思います。そしてまた、コロナ関係で求人のほうもかなり偏っていると聞いておりますので、ぜひともこの辺も前向きに、熊取町で失業された方に対してちょっとでも手助けしてあげていただければなと思います。その辺もよろしくお願いいたします。

そしたら、次にいきます。

政府配布マスクの未開封マスクの回収箱についてです。

私のところにはまだ届いておりませんが、皆さん届きましたか。届いていないですね。まだ熊取町は届いていないみたいですが、泉州地域にはちらほら北側のほうは届いたというふうに聞いております。一時、マスク切れで1箱5,000円ぐらいの高価な値段がついたときもありましたが、現在その値段も下がり、ドラッグストアなどでも店頭に並び始めました。また、布製マスクを自分で作ったり無料で配布したり寄附したりしている中、正直、今あのマスクが届いて皆さんも使用するでしょうか。ほとんどの方が使い道に困ると言っておられます。

そこで、未開封のマスク回収箱についてですが、多くの方々が使い道に困るという政府配布マスク、通称アベノマスクを役場や図書館の公共施設に回収箱を早期に設置し、そして回収したマスクを学校、福祉施設などに寄附するか、もしくは今、ブラジルやメキシコ、中南米やアフリカで新型コロナウイルス感染拡大がすごいスピードで増加しているので、ユニセフなどに寄附し、海外の貧困層に届けられたら、いい使い道になるかと思っております。回収箱設置はどうお考えになられていますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問の2点目、政府配布マスクにつきまして、未開封のマスク回収箱についてのご答弁を申し上げます。

政府配布マスクにつきましては、店頭でマスクの品薄が続く状況を踏まえまして、4月7日、緊急経済対策として、全国の世帯に向け1住所当たり2枚ずつ再利用が可能な布製マスクを配布するということが閣議決定されたものでございます。

布製マスクは4月17日から、東京都から感染者が多い都道府県の順に配布されておりまして、厚生労働省のホームページによりますと、全国の配布状況は6月1日時点で約53%、大阪府内の配布状況もほぼ同様となっております。また、同じ布製マスクは小・中学校、それから妊婦の方、介護サービス事業所、障がい福祉事業所、保育所、学童、認定こども園、幼稚園にも市町村を通じ配布されております。さらに本町におきましても、熊取町版緊急生活・経済支援の一つといたしまして、マスク不足に対応するため、商工会協力の下、抗菌仕様の布マスクを3歳児から小・中学生並びに介護サービス事業所や障がい福祉事業所の職員及び利用者に対し配付済みとなっております。

国は政府配布の布製マスクの全戸配布に関するQ&Aも出しておりまして、既に十分な枚数のマスクを持っておって不要な場合は、身近で必要とされる方に譲るなどの選択肢も検討というようなことも回答されておりますが、次なる流行、いわゆる第2波、第3波ということにも十分対応できるように、布マスクを多くの国民の方が保有することには意義があると、こういった見解を国のほうは示しております。

商店や各種団体、一部の市町村が回収ボックスを設けており、個人がお困りの方へ譲るということは温かな善意と捉えておりますが、本町といたしましては、国の事業趣旨を踏まえまして、新型コロナウイルスの第2波やあるいは災害時の備えとして、家庭での備蓄ということの活用、それを促しまして、現時点で町主導で政府配布の布マスクの回収箱、これは設置しない方針ということにしております。ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）あのマスクは2枚しかないですね。なので、4人家族、また橋下 徹さんとかだったら9人ぐらい家族がいる中、自宅で保管しておいてくださいというて、果たしてほんまに有事の際にあのマスクが役に立つのかということもありますし、今、もう市場ですごく出回っていますよね。

なので、部長はそういうふうに答えやなしようがないのかもしれませんが、正直、あのマスクを皆さん使うんなら、僕はもうそういう回収箱とか設置はいいかと思いますが、恐らく使うことなくたんすの中に眠ったり、もしくはひどい人やったら、こんなもの要るかと言ってごみ箱のほうにいく可能性もなきにしもあらずなんで、それやったら未開封のまま熊取町も……。阪南市は市役所の出口に置いていますよ。なので、全国的にもそういう行政の施設等で、福井県の鯖江市なんか結構各施設で置いています。やっぱりそういうのを保管するのではなく、ほんまに困っている人のところに届けるのが行政の仕事。回収ボックスに入れてくれはる方というのは自分の中で自分はもう要らないから誰かに使ってくださいということで寄附する方なので、やっぱりそういうのを一回やってみてはどうかと思いますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）重複する答弁、質問の中で新しいご提案ということで、私といたしましても意に沿う形で回答させていただきたいのはやまやまなでございますが、やっぱり、すみません、これはもう国のほうで災害時に備え備蓄しておいてという形の方針が出されておりますので、それには一定従いたいなど。

また、河内長野市やあるいは阪南市、こちらのほうは設置しておるということも承知してございます。また逆に、堺市あるいは豊中市のほうでは、ホームページにもう既に、このマスクというのは、事業趣旨はやっぱり国のほうから配付されて、もしものとき用に全国民がそういうものを持っている、そういう状態にしておきたいという事業趣旨があるので、これについてのご寄附は堺市としては受け付ける予定はしてございませんというようなことをホームページに実は上げているところもございます。

いろいろ、それぞれ考え方があろうかと思えます。やはり熊取町といたしましても、この考え方でもって政府の布マスク、これについては対応させていただきたいというふうに思っております。ご提案いただいているのは非常にありがたいんですけども、そのような対応をさせていただきたいと思えます。すみません。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）町長、そういう回収箱は作らないということによろしいのでしょうか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）国からのせつかくのプレゼントなので、活用してもらえたらなというふうに思いますが、それでも、それぞれ皆さん方の思いの中で、これは有事の際に使ってもらえたらという、そういう自主的な行動の中で持ってこられたら突き返すわけにはいかんのかなと思います。ただ、あえて強制的に見えるような寄附を受ける箱というのはいかがなものかなというふうに思います。

ここに書いてあるんですけども、豊中市は寄附は受け付けないと、堺市は寄附をお願いすることはないと、行政から。そういう意味で、熊取町も寄附をお願いすることはないですけども、寄附しますというふうにおっしゃっていただければ、これはもう気持ちよく受け取らせてもらうのが我々のそういう気持ちではないかなというふうに思います。もしそういう形で持ってこられたら、

頂いた上、熊取町で備蓄として預かる中で、また第2波、第3波が来たときに活用させてもらえたらなというふうに思いますけれども、あえて強制的に見えるようなものについては控えさせていたきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）僕は、回収箱は強制的には見えないというか、募金と一緒に、やるかやれへんかは本人の問題で、置いているからといって別に強制的にしろという行政のあれでもないと思うんですが、やっぱり困っているところに届けてあげられたらなということで、その代わり、自主的に個人的に来た場合は受け取るという形で、分かりました。そういうふうにまた僕も周りの方に言っていきたいと思います。

そしたら、次にいきたいと思います。

特別定額給付金について、郵送申込みの申請書の視覚障がい者の方についての対応ですが、今回はどういった対応をされましたか。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、特別定額給付金の申請に係る視覚障がい者の方への対応についてご答弁申し上げます。

まず、本町における特別定額給付金の給付事務につきましては、本年4月27日時点の住民基本台帳に記録されている方宛てに5月11日に申請書を発送しており、その後、役場に返送されたものから順次処理を行い、オンライン申請の方は5月15日から、郵送申請は5月18日から指定の口座に振込を行っているところでございます。

議員ご質問の視覚障がい者の方への対応については、まず周知、広報としまして、国の特別定額給付金給付事業実施要領や事務連絡におきまして、寄附金の概要や申請方法などの情報を読み上げる音声コードを印刷した総務省作成のチラシを活用することなどが明記されているところでございます。本町としましては、当該チラシをふれあいセンター1階に配架するなど、必要に応じて活用している現状でございます。

また、申請に当たっては、郵送された申請書の内容確認、記入、提出等について様々な支援が必要になると考えられることから、障がい福祉課と連携し、視覚障がい者の方が必要とする支援を円滑、柔軟に受けられるよう努めていきたいと考えております。

今後も、特別定額給付金を希望する全ての方に申請、受給していただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）その音声案内はこの間見せていただいたやつですよね。あれはQRコードの読み取りですか。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）あれはQRコードじゃなくて、Uni-Voiceというアプリを取って、そこをクリックやったらスマホが勝手に、どうやって申請する、どういうものが必要かと一方的に、通り一遍にしゃべるというシステムなんです。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）視覚障がい者にそのスマホのアプリを取るとか、それをクリックするというのは難しいですね。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）多分難しいと思います。支援者がおられないと。これは実際の物なんですけど、ここに切り込みがありまして、ここにUni-Voiceというアプリがございます。これにピンポイントを合わせて視覚障がい者、弱視の方やったらできるかと思いますが、やっぱり支援者がなかったら無理やと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）全く視力のない方にそれをQRコードで読み取れというのもむちゃくちゃな話ですよ、それは国が送ってきたものと思うんですけど。やはり視覚障がい者の方は郵送の申請申込書に記入することすら厳しいと。皆さんも、目をつぶって数字を書いてくださいというのと一緒に、どこの枠に何を書けばいいか、ご家族と暮らしている方とか近くに親族がいる人ならいいですけど、独り暮らしでケアマネに頼り、この辺に親族がいないと。そしたらどういうふうな形で申請したらいいか、やっぱりケアマネとかに通帳を見られるのも嫌だろうし、そういったところを、これは政府側も悪いところもあるかもしれませんが、熊取町としても点字をつけてあげたりとかしてあげていただくなり、何かサポートしていただけたらなと思うんです。その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）結果論ではありますが、障がい福祉課と連携しまして視覚障がいのある方のリストを提供いただきまして、その中で施設に入所されていない単身でお住まいの視覚障がい者の抽出をしまして、13名おられました。そのうち9名の方がもう早く5月中に受給されていまして、6月の初旬に3名の方、あと1名の方ももう連絡を取り合って、ちょっと書類の不備がございましたが、視覚障がい者の方の単身者は13名、17日でもう全て給付が完了する予定となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）分かりました。また次に第2弾で給付金とかがあった際も、その点をちょっと頭の隅にでも置いておいていただけたらなと思います。

そしたら、次にいきたいと思います。

防災行政無線放送についてですが、有事に使用する防災無線のあり方についてです。

今回、4月7日の緊急事態宣言の前あたりから防災無線を毎日放送されておりましたが、最初の頃は何を言っているか聞こえないとの苦情がありました。ボリュームはどれぐらいだったのでしょうか。ただ途中から、休日の町長放送は僕は個人的にはすごくよく聞こえたと思います。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ボリュームにつきましてのご質問というのが事前にちょっとお伺いしていた部分と違ひまして、一定、ご用意させてもらった在り方についてという形で一旦答弁させていただいてよろしいのでしょうか。

（「はい」の声あり）

総合政策部理事（野津 恵君）では、ちょっとすみません、ご用意させていただいた分ではまず答弁させていただきます。

防災行政無線放送についてのご質問の1点目、有事に使用する防災無線のあり方について答弁いたします。

防災行政無線につきましては、それまでのアナログ放送設備から平成27年度にデジタル防災行政無線への更新整備を行い、平成28年4月より運用を開始いたしました。この防災行政無線は、地震や風水害など各種の災害情報を即時にかつ広範囲に発信するもので、大雨や台風の接近時における土砂災害の警戒情報や避難に関する情報、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示などの避難行動の呼びかけ並びに避難所開設情報などを放送しております。併せて、緊急地震速報など国から送信された対処に時間的余裕のない事態に関する情報を放送する全国瞬時警報システム（Jアラート）にも対応しております。また、災害時だけではなく、時報やイベント情報などの住民サービスに役立てており、今般のいわゆる新型コロナ禍においては、感染拡大防止に向けた啓発情報等も放送してまいりました。

ご質問の有事に使用する防災無線のあり方につきましては、防災情報をできるだけ正確にお届けすることが重要と認識しており、災害時には合成音声より聞き取りやすい人の声での放送と

し、それでも放送が聞こえづらい難聴地区については、より高性能な長距離スピーカーへの交換等を今年度に予定しているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

先ほど、当初ご質問いただいたボリュームの件ですけれども、確かに一部のスピーカーにおいてはボリュームを絞ったりしている箇所もあるんですが、ほとんどが最大音量で今放送しております、恐らく人の声で放送したことが、より聞こえやすいという形につながったのかと思っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら、ずっとコロナの自粛のときは、あれはコンピューターの声ということですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）コロナに絡む放送は、基本的には人の声で放送しておりました。ふだんの行政情報サービスについては合成音声での放送としておるところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）先ほども言いましたけれど、緊急事態前あたりの防災無線が毎日何を言っているか聞こえないと言われたので、その点のボリュームはどうなっているかと聞いただけです。

そしてまた、南海トラフ地震発生など急な有事の際に防災無線が聞こえなかったら、全く意味のないことだと思います。数年前まで私も消防団員でしたが、火災発生時の消防団招集サイレンも、数年前に防災無線がアナログからデジタルに変わってから非常に聞こえにくくなったと感じます。現団員からもそういった声はよく聞かれます。

実際、火災発生時にメールが届くようにはなっていますが、サイレンが団員に聞こえなかったら、これも意味のないことだと思います。その辺の解消はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議員におかれては、第2分団のほうに従事いただいてありがとうございました。まさにその局、紺屋局については音量を絞っているスピーカーになっておりまして、これはよくいつも懸念するところなんですけれども、当時整備していた頃に、第2分団の紺屋局のところではちょうど小さいお子さんをお育ての方から大変な苦情がありまして、それこそ心身に異常を来すほどすごく音を気にされたという事情もあって、あそこの局はちょっと絞っているという状況がございます。

ただ、第2分団等々消防団の活動というのは大事なことでありまして、この点はちょっと具体的にどうすればということは今すぐに思いつかないんですが、恐らくその方の子どもさんもあのときからすればしばらくたっていますので大きくなっていらっしゃるのかなというところもあって、また今般、ずっと放送をコロナの関係で毎日しておったところ、確かに苦情も一部入りますけれども、私の記憶ではその方からの苦情というのは入っていないと思います。ボリュームをちょっと戻すことについては、先ほど申し上げたスピーカーの拡充に合わせて適正な調整について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）アナログ時代はその方からのクレームはあったんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）アナログ時代のときからすごく苦情をもう既に受けておったということでもございまして、当時、整備の方針として、分団の器具庫のところは大きいというか、長距離スピーカーを整備しております。それは、より確実に届けなあかんという事情もあるので、そうしたときに、もともと苦情もいただいている中で大変心身に不調まで来していらっしゃるのにもかかわら

ず、そこにより大きいスピーカーで音を鳴らすというのはちょっとやっぱり我々としてはまずいかなという判断の中で、少し音量を絞らせてもらっているという状況でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） 分かりました。

そしたら、次にいかせてもらいたいと思います。これが最後の質問になります。

防災無線放送の聴覚障がい者の方への伝え方は現在どうされていますか。また、有事の際はどうかを教えてください。

議長（矢野正憲君） 一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 続きまして、2 点目の聴覚障がい者の方への伝え方のご質問に答弁いたします。

聴覚障がい者の方に対する防災情報の伝達につきましては、視覚による文字情報によることとなります。その具体的な方法に関しまして、まずは町ホームページによる情報発信をはじめ、災害情報共有システム（Lアラート）により、大阪府防災情報システムに避難勧告や避難指示といった災害関連情報を入力し大阪府と共有すると、民間放送局等多様なメディアからテレビ画面の一部を活用して迅速かつ広範に住民への文字伝達を行うシステムを構築しております。

また、本町に存する全ての携帯電話に送信する緊急速報メール・エリアメールに加え、おおさか防災ネットに登録した方に対し本町の防災情報メールの送信を行っております。さらに、これまでの議会においてもご質問いただいておりますが、LINEを用いた情報発信を予定しているところで、本町の公式アカウントに友だち登録された方に対する防災情報の発信を行うなど、情報伝達手段の冗長化に取り組み、ご質問の聴覚障がい者の方のみならず、全ての住民の方への防災情報発信の充実強化につながるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） そしたら、エリアメールはもう今既に熊取町はしているということですね。登録者数とかは分かれますか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） エリアメールについては、いわゆる携帯、スマホをお持ちの方、熊取町にその時点にいる方全員にできるだけ送るものでして、今は多分LINEの登録のことをおっしゃっていたのか、それが防災ネットに登録された方については、熊取町でどれだけ登録されているかというのはすみません、手元に情報がございません。LINEアカウントについては、今まさに公式のアカウントをやっと開設といいますか承認をいただいたところでして、これを通じたプッシュ発信ができるようにシステムといいますか、メニューの整理を今しているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） 泉佐野市も独自にエリアメールというのをやっていますよね。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 恐らく、田尻町でやっているたじりっちと同じような泉佐野市版のメール発信だと思うんですが、こちらにつきましては、熊取町については今のところそういったサービスを、今年度一定、独自のメール発信のサービスというのは予定しているところでございます。ただ、これにも一定登録が必要だったりということがありまして、この辺、答弁の中でも申し上げましたけれども、様々なツールを使って、何度幾重に重なっても情報をより確実に伝えられるようにという形で努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）やっぱり平等な住民サービスのために、軽トラ市から有事のことまで町内様々な放送を聴覚障がい者の方に目で見えるように、エリアメール、またLINE等ではっきりと公平なサービスを受けられるようよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「17時02分」延会）

6 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和2年6月定例会会議録（第3号）

月 日 令和2年6月15日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
都 市 整 備 部 理 事		都 市 整 備 部 理 事	田中 耕二
兼 道 路 課 長	白川 文昭	兼 道 路 課 長	
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	阪上 敦司
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原田 哲哉		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

- 議案第36号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 議案第37号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 議案第38号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 議案第39号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
- 議案第40号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について
- 議案第41号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について
- 議員提出議案第3号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
- 議員提出議案第4号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第44号 農業委員会委員の任命同意について
- 議案第45号 農業委員会委員の任命同意について
- 議案第46号 農業委員会委員の任命同意について
- 議案第47号 農業委員会委員の任命同意について
- 議案第48号 農業委員会委員の任命同意について
- 議案第49号 農業委員会委員の任命同意について
- 議案第50号 農業委員会委員の任命同意について

議案第51号 農業委員会委員の任命同意について
議案第52号 農業委員会委員の任命同意について
議案第53号 農業委員会委員の任命同意について
議案第54号 農業委員会委員の任命同意について
議案第55号 農業委員会委員の任命同意について
議案第56号 農業委員会委員の任命同意について
議案第57号 農業委員会委員の任命同意について
議案第58号 農業委員会委員の任命同意について
議案第59号 農業委員会委員の任命同意について
議案第60号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）
議案第61号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校トイレ改修工事）
議案第62号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工事）
議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年6月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

日程第4 議案第36号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第36号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

まず、提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次に、2ページをお開きください。

令和2年4月30日専決、税条例の一部を改正する条例です。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の緩和を図るため、個人住民税、軽自動車税及び固定資産税等に係る特例措置を講ずるものとなっております。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表により説明します。

議案書の後ろ、桃色の分界紙の次のページ、資料1—1をお開きください。

税条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。右が改正前、左が改正後です。

まず、1ページの附則第16条は、固定資産税の課税標準の特例に関する読替規定であります。

今回の地方税法改正により、法附則第61条として中小事業者等の家屋及び償却資産に対するもの及び法附則第62条として先端設備等に該当する家屋及び構築物に対するものに新たに特例が設けられましたので、読替え対象条項を追加する改正を行うもので、令和2年4月30日から施行とするものです。

次に、附則第16条の2です。少し前後しますが、まず下の第18項について説明します。

先ほどの法附則第62条で、先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例が創設されたことに伴い、本町における特例の割合を新たに定めるものです。

また、これに伴いまして、先端設備等に該当する機械装置等に対する固定資産税の課税標準の特例に関する既存の規定であります第16項について、特例の要件となる根拠法令等を第18条にも準用させるための改正を行うもので、令和2年4月30日から施行とするものです。

次に、2ページの附則第18条の2は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の軽自動車税環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで6か月延長する改正を行うものです。

次に、附則第35条は、従来の徴収猶予の手續に関する規定を新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に準用するため規定を定めるもので、令和2年4月30日から施行とするものです。

次に、3ページの附則第16条及び第16条の2は、地方税法の条ずれによる改正を行うものです。

次に、附則第36条は、個人住民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が一定の入場料金等払戻し請求権を放棄したうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県または市町村の条例で定めるものを令和2年4月30日から令和3年12月31日までの期間内に放棄した場合は、当該納税義務者がその放棄した日の属する年中にその放棄した部分の入場料金等払戻し請求権の価格に相当する金額で上限を20万円とする合計額の寄附金を支出したものとみなして個人住民税額に関する規定を適用するもので、令和3年1月1日から施行するものです。

最後に、4ページの附則第37条は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、入居期日の要件が一定の条件で延長され、その適用期限を令和16年度分の個人住民税まで延長するもので、令和3年1月1日から施行するものです。

以上で、議案第36号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）1点だけお聞かせ願いたいと思っております。

資料1-2のところをただいまご説明いただきました徴収猶予の特例に係る手續等という部分ですが、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の規定というのは、ここではこの条例の中で特に詳しく規定はされておきませんが、これまでの徴収猶予の仕組みと新型コロナウイルス感染症における徴収猶予の規定とどのように違うのか、教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）資料1-2の今回の改正なんですが、当初、徴収猶予の申請が提出されて添付書類の不備があった場合、地方税法に規定されているんですが、その不備を修正する期間として20日というのが条例委任されていまして、今回のコロナ猶予に関してもそれを適用するという改正になってございます。

それと、今回のコロナウイルスの関係で徴収猶予の変わったところとしまして、令和2年2月から来年1月31日までに納期が来る分につきまして、1か月間の期間において前年同時期と比べて収入が20%以上減じている者につきましては徴収猶予の対象とするもので、通常は滞納額が100万円を超えた場合は担保の供出が必要なんですが、担保は不要、延滞金は免除とするものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）担保不要ということと延滞金の免除と、その2点の違いですか。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）はい、そのとおりです。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）資料1-3のところのチケットの件で寄附金税額控除になる分の特例なんですけど、本当にこれ、イベント中止になった方のチケットを購入された方に対して、そういう寄附金控除の対応、すごくいい条例改正だと思うんですけども、この分についての情報提供というんですか、どんなふうにするのか、それをまた還付してもらって、寄附金としてそのチケットをつけないといけないのか、その辺の情報提供についてどのようにするのか、教えてください。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）情報提供、これは当然、今年の1月1日から年度末までの今年1年間の収入に係る部分で、申告が年が明けて1月1日以降でございます。それで、いまだホームページには掲載していないんですが、近々、その内容についてはホームページにもアップさせていただきます。手続も、まだうちのほうに正式に来てございません。

それで、議員にお配りさせていただいた文化、芸術、スポーツイベントについて、先ほども説明で申し上げましたけれども、大阪府知事もしくは熊取町長の認めるイベントについて適用するというもので、詳細についてはまだ決定してございません。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第36号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第5 議案第37号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件及び日程第6 議案第38号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を一括議題といたします。

本2件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第37号並びに第38号についてご説明申し上げます。

まず、議案第37号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

まず、提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する旨を国民健康保険条例に規定するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次に、5ページをお開きください。

令和2年5月7日専決、国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容ですが、附則に以下の見出し及び4項、第9項から第12項を新たに加えるものでござい

ます。

まず、第9項から第11項についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についての規定でございます。

第9項は、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のために労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給することを規定するものでございます。

第10項は、傷病手当金の額の算定についての規定でございます。

傷病手当金の額は、1日につき傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とするものでございます。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とするものでございます。

第11項は、傷病手当金の支給期間についての規定でございます。

支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとするものでございます。

第12項では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整に関する事項を規定しております。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、当該感染症が疑われる場合において、給与等の全部または一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は傷病手当金の支給は行わないものとします。ただし、その受けることができる給与等の額が附則第10項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給することを規定するものでございます。

附則についてでございます。

第1項は施行期日で、この条例は公布の日、5月7日から施行するというものでございます。

第2項は経過措置でございます。

この条例による改正後の国民健康保険条例、附則第9項から第12項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用とするものでございます。なお、規則で定める日につきましては、国の定める基準に従いまして、国民健康保険規則により令和2年9月30日と規定してございます。

以上で、議案第37号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について説明を終わります。

それでは、続きまして議案第38号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、後期高齢者医療条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとのことでございます。

まず、提案理由でございますが、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正する条例（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第6号）が公布され、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し傷病手当金を支給する旨が規定されたことにより、後期高齢者医療条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとのことでございます。

次に、8ページをお開きください。

令和2年5月7日専決、後期高齢者医療条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容は新旧対照表によりご説明いたしますので、議案書後ろのほうのピンク色の分界紙の後

ろにございます資料3をご覧ください。

後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。

改正内容ですが、後期高齢者医療に関し、本町において行う事務といたしまして、広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付、これを第8号に新たに加えるものでございます。

議案書の8ページにお戻りください。

附則についてでございます。この条例は公布の日、5月7日から施行するものでございます。

以上で、議案第38号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、議案第37号並びに議案第38号、いずれもご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号及び議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本2件について質疑を行います。質疑はありますか。江川議員。

13番（江川慶子君）一般質問でも聞かせていただいたんですが、5ページにある第9のところ、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のために労務に服することができないときということの条件がありますので、自営業者の方とかフリーランスの方が該当しないということでしたよね。それは要望としてさせていただきました。

それと、後期高齢者医療のほうも同じような条件になっているんでしょうか。その辺の確認をさせてください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらにつきましては、もうまさに年齢要件が違うというだけの話でありまして、制度そのものもほぼ同一の要件で運用されております。傷病手当金につきましても同一条件で運用となります。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。自営業者の方やフリーランスの方も万が一かかったときには大変だと、そういう状況ですので、それもまた検討課題に入れていただきたいなと思っております。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本2件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、順次採決を行います。

まず、議案第37号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第37号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第38号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第7 議案第39号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告についての件及び日程第8 議案第40号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についての件を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第39号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和2年4月27日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対策として、1人10万円を支給する特別定額給付金給付事業及び府・市町村共同による中小企業、個人事業主への休業要請支援金に係る経費のほか、普通河川雨山川災害復旧工事に係る追加経費でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45億6,296万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ196億7,139万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の特別定額給付金給付事業費補助金43億5,890万円の増額につきましては、定額給付金の財源となる補助金でございます。その下の特別定額給付金給付事務費補助金4,324万5,000円の増額につきましては、今般の給付事務に対する補助金でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金9,430万円の増額及び目 財政調整基金繰入金1万5,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次に、目 くまとりふるさと応援基金繰入金6,650万円の増額につきましては、休業要請支援金に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の特別定額給付金給付事業でございますが、上から会計年度任用職員報酬78万4,000円の増額につきましては、給付金事務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。その下の超過勤務手当309万円、休日給64万9,000円、管理職員特別勤務手当200万9,000円の増額につきましては、職員分でございます。その下の費用弁償3万円の増額につきましては会計年度任用職員の通勤分の費用弁償、普通旅費7,000円の増額につきましては職員

の出張旅費でございます。その下の消耗品費57万円の増額につきましては申請用紙やプリンターなどの経費、印刷製本費52万3,000円の増額につきましては申請書送付用封筒などの印刷経費でございます。その下の通信運搬費443万円の増額につきましては申請書の郵送料などの経費、電話回線架設料30万8,000円の増額につきましては専用電話回線の設置経費、その下の公金取扱手数料等1,634万6,000円の増額につきましては給付金の振込手数料でございます。その下の電子計算システム開発委託料1,002万2,000円の増額につきましては、給付金システムの改修経費でございます。その下の機械器具借上料5万4,000円の増額につきましてはコピー機器のリース経費、その下の電子計算機器賃借料442万3,000円の増額につきましては、システム機器の借りに係る経費でございます。その下の特別定額給付金43億5,890万円の増額につきましては、4月1日現在の人口4万3,589名に対する1人当たり10万円の給付金でございます。

続きまして、款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の商工業振興事業、休業要請支援金（府・市町村共同支援金）6,650万円の増額につきましては、大阪府の休業要請に伴い、中小企業100万円、個人事業主50万円の支援金を支給するもので、府と町が2分の1ずつを負担するものでございます。

次に、款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費、目 河川災害復旧費の河川災害復旧事業、消耗品費20万円の増額につきましては水中ポンプフロートやブルーシートなどの経費、光熱水費32万円の増額につきましては仮住居に係る光熱水費でございます。その下の物品借上料19万4,000円の増額につきましては、仮住居で使用する家電機器の借上料、宿泊施設使用料77万円の増額につきましては、応急的な仮住居先としてホテルなどを使用する際の使用料、住宅使用料307万2,000円の増額につきましては、仮住居の住宅借上げ料でございます。その下の災害復旧工事費8,925万9,000円の増額につきましては、本工事の変更増額分や矢板設置費用などの追加経費分でございます。次に、諸資材費50万円の増額につきましては、応急的に使用する砕石、セメントなどの経費でございます。

次に、10ページから12ページの補正予算給与費明細書をご覧ください。

10ページは一般職分の表となりますが、3段に区分された各表の比較の行に、今回の特別定額給付金事務に従事する者に係る補正予算を、具体的には会計年度任用職員報酬及び職員手当の補正内容を整理してお示ししております。

11ページの上段、ア、会計年度任用職員以外と下段、会計年度任用職員の区分で、比較の行のところで今般の補正内容を整理し、お示ししております。

最後に、12ページをご覧ください。

こちらは、（2）給料及び職員手当の増減額の明細ですが、ここでは職員手当の補正内容につきまして、増額の内容等についてお示ししてございます。

以上で、議案第39号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第40号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和2年5月11日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対策として、児童手当受給世帯に児童1人当たり1万円の子育て世帯臨時特別給付金を支給するための経費でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,617万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ197億3,757万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧になってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金目、目 民生費国庫補助金の子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金541万8,000円の増額につきましては、今般の給付事務に対する補助金でございます。その下の子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金6,076万円の増額につきましては、給付金の財源となる補助金でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧になってください。

款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の子育て世帯臨時特別給付金事業、会計年度任用職員報酬48万8,000円の増額につきましては、給付金事務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。その下の超過勤務手当25万1,000円の増額につきましては、職員分の手当の補正でございます。その下の費用弁償2万6,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の通勤分の費用弁償でございます。その下の消耗品費2万9,000円の増額につきましてはコピー用紙などの経費、その下の印刷製本費5万3,000円の増額につきましては、通知用窓開き封筒などの印刷経費でございます。その下の通信運搬費27万4,000円の増額につきましては給付金のお知らせなどの郵送料、公金取扱手数料等208万6,000円増額につきましては給付金の振込手数料でございます。その下の電子計算システム開発委託料221万1,000円の増額につきましては、給付金システムの改修に係る経費でございます。その下の子育て世帯臨時特別給付金6,076万円の増額につきましては、対象見込み児童6,076名に対する1人当たり1万円の給付金でございます。

次に、10ページから12ページの補正予算給与費明細書につきましては、先ほどの議案第39号の専決処分と同様に、補正予算に計上しました会計年度任用職員、費用弁償と職員の手当の増額補正に伴う変化を整理し、比較の行でお示ししてございます。

以上で、議案第40号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号及び議案第40号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本2件について質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきました補正予算の専決処分なのですが、第3号の補正予算の歳出の9ページのところで、職員手当等の説明の中で管理職員特別勤務手当200万9,000円というのがございました。これについて詳しくご説明願います。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）この分につきましては、いわゆる給付金が初めは4月末から始まりまして、5月中はゴールデンウィーク、土日等々、本来のお休みである日において管理職が出てきたケースというのがあるんですが、そういった場合は、通常でしたら管理職以外は超過勤務手当という手当があるんですけども、管理職の場合はそういった手当がございませんので、一定、国に認められた管理職特別勤務手当、1日出てきたら幾らという定額になるんですけども、その部分で要は人

数掛ける日数分ということではじいた手当の内容となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それは、今回が特別に対応ということではなくて、通常の年度においてもこういう形で管理職の特別勤務手当を支給するというこれはこれまでもあるわけなんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今回のこの手当の部分については今回が初めてでございます。これまでは、いわゆる災害のときの対応の土日の出勤分であったりとか選挙のときの期日当日の対応であったりとか、そういったところで手当のほうは出してございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。重光議員。

8番（重光俊則君）補正予算の第3号の9ページですが、河川災害復旧事業で宿泊施設使用料と住宅使用料が上げられています。これは、期間がいつまでで今どれぐらいこの予算を使っているか等について説明してください。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）今回の宿泊施設使用料と住宅使用料ですが、実はその前に、我々が想定しましたが、まずすぐにできる対応ということで、老人憩の家を一時避難できるようにということと自治会と協議しまして、すぐにそこは対応できるようになったと。ただ、4月の中旬時点等では、やはりコロナの関係でどうしても4家族が憩の家で雨の時期になりますと2日、3日というようなことも想定されるというのを、長期間になるというのは3密という部分でも厳しいだろうと。住民のほうからもそういう不安の声も寄せられていたということも含めまして、ホテルで一時宿泊できるような形でホテル側と調整したということでございます。こちらにつきましては、現時点で1家族が1回利用いただいたということでございます。

これはあくまで暫定的な対応だったんですが、最終的に我々想定したのが、これからの梅雨、台風も考えれば仮住居が必要になるだろうということで、これも住民さんのほうから近いところをできればというリクエストをいただいていたので、大阪府、府営住宅と大阪府住宅供給公社のほうと協議してまいりました。結果的には大阪府住宅供給公社を借りることができるということで、現時点で4軒対象があるんですけども、2軒についてはもう既に契約済みでございます。

残る2軒については、実は空きが公社のほうはあるんですが、これもコロナ対策の関係で、通常、空きが出ればリフォームして次の方に貸し出すという、このリフォームがコロナでできなかったというようなところもあって遅くなっているというのがあるんですが、今週、実は残り2軒についても、一応2家族の方に中を見ていただいて、これでいいよ、ここがいいねというような形であれば契約というような形で、今週中にはできればということ考えております。その後、一定電気の回線であるとかいろんな事務手続に入っていくというふうなところで想定しておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）分かりました。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）同じく9ページのところで特別定額給付金の給付事業についてなんですが、先般の5月27日の議員全員協議会のときにも給付状況についてのご報告がありました。本当に職員さんは休みも返上しながら給付作業に取り組んでいただきまして、全国では4割程度給付状況というところが熊取町はほとんど給付をしていただいているという状況ですが、今の現状につきまして、ちょっと状況をご報告をお願いします。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）現在の給付率なんですが、ちょっと今日手元に資料を持っていないんですが、96.4%、あと400、500世帯ぐらいやったと思うんです。そのような状況です。給付率が96.6%、未給付が622世帯となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）本当にすばらしい。ありがとうございます。あと622世帯につきましては、いろんな状況の方がいらっしゃる中で、一般質問でもありましたが、また再度連絡してやっていただくというところをお願いしたいと思います。

また、本町の中でもいろいろな家庭状況の中でDVの方とかもいらっしゃって、いろいろあって事前に届出をしていただきたいというところの広報等もしていただいていたかと思うんですが、そういう方への対応はどんなものなんでしょうか。連絡等あったんでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）町内の実家に避難している方が数名で、町外に避難している方も合計五、六世帯あったと記憶しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）連絡があって、ちゃんと給付できたということですね。分かりました。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）すみません。先ほどの重光議員のご質問で、期間について答弁していませんでした。

一応、予算上では今年の12月末までを想定しています。もちろん、工事の状況によって前後するということはあるかと思えます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本2件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、順次採決を行います。

まず、議案第39号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第40号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第9 議案第41号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、議案第41号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。

この専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年5月7日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策といたしまして、国民健康保険事業において傷病手当金を支給するための予算を確保するものでございます。それでは、内容へ移らせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条です。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,859万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金20万円の増額につきましては、町が対象者に傷病手当金を支給した場合は、その全額が保険給付費等交付金、特別交付金により補助が受けられますので、その予算を確保するためのものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 保険給付費、項 傷病手当金、目 傷病手当金20万円の増額につきましては、傷病手当金の支給対象となる被保険者が発生した場合に備え、1人当たり概算支給額約7万円掛ける3人分を枠取りの計上するものでございます。歳入予算の補正額と同額でございます。

なお、補足といたしまして、現状におきまして支給すべき事象は発生してございません。

以上で、議案第41号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第10 議員提出議案第3号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件及び日程第11 議員提出議案第4号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。二見議員。

9番（二見裕子君）それでは、議員提出議案第3号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例及び議員提出議案第4号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、議案書の15ページ、議員提出議案第3号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例。地方自治法第112条の規定により提出するものです。

提出者	熊取町議会議員	二見	裕子
賛成者	熊取町議会議員	田中	圭介
同じく		大林	隆昭
同じく		浦川	佳浩
同じく		坂上	昌史
同じく		田中	豊一
同じく		鱧谷	陽子
同じく		文野	慎治
同じく		重光	俊則
同じく		渡辺	豊子
同じく		河合	弘樹
同じく		矢野	正憲
同じく		江川	慶子
同じく		坂上	巳生男

です。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言は解除されたものの、外出自粛や休業要請による町民生活への影響に鑑み、ご協力いただいた町民の方々への思いに寄り添い、町民の命と暮らしを守るため、また、町立小・中学校におけるオンライン授業の実現に向けた環境整備など、新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てることを目的として、この条例案を提出するものです。

次の16ページをお開きください。

議会議員報酬等条例の一部を改正する条例です。

附則の第4項として、議長、副議長及び議員の報酬月額は、令和2年7月1日から令和2年7月31日までの間において、第2条第1項の規定にかかわらず、議長にあつては17万5,000円、副議長にあつては16万円、議員にあつては15万円とすることを追加するものです。

この条例は、令和2年7月1日から施行するものです。

次に、議案書の17ページをお開きください。

議員提出議案第4号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例。

地方自治法第112条の規定により提出するものです。

提出者	熊取町議会議員	二見	裕子
賛成者	熊取町議会議員	田中	圭介
同じく		大林	隆昭
同じく		浦川	佳浩
同じく		坂上	昌史
同じく		田中	豊一
同じく		鱧谷	陽子
同じく		文野	慎治

同じく	重光 俊則
同じく	渡辺 豊子
同じく	河合 弘樹
同じく	矢野 正憲
同じく	江川 慶子
同じく	坂上巳生男

です。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言は解除されたものの、外出自粛や休業要請による町民生活への影響に鑑み、ご協力いただいた町民の方々への思いに寄り添い、町民の命と暮らしを守るため、また、町立小・中学校におけるオンライン授業の実現に向けた環境整備など新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てることを目的として、この条例案を提出するものです。

次の18ページをお開きください。

議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例です。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「施行期日」を付し、附則第2項として「令和2年度下半期分の政務活動費は、第3条の規定にかかわらず、これを交付しない。」を追加するものです。

この条例は令和2年7月1日から施行するものです。

以上、議員提出議案第3号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例及び議員提出議案第4号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号及び議員提出議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本2件について、討論を省略し、採決したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、順次採決を行います。

まず、議員提出議案第3号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。議員提出議案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議員提出議案第4号 議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議員提出議案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第12 議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。議案書の19ページをお開きください。

人権擁護委員の前田美穂子氏につきましては、令和2年12月31日付で任期満了となりますが、引き続き当該委員を再任候補者として法務大臣に対して推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、20ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

前田美穂子氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。前田美穂子氏を適任と認めることに決定しました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第13 議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。

人権擁護委員の市場谷弘子氏につきましては令和2年12月31日付で任期満了となるため、その後任候補者として大野廣介氏を法務大臣に対して推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、22ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

大野廣介氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。大野廣介氏を適任と認めることに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第14 議案第44号 農業委員会委員の任命同意についての件から日程第28 議案第58号 農業委員会委員の任命同意についての件、以上15件を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第44号から第58号 農業委員会委員の任命同意について、一括してご説明申し上げます。

現農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了となりますことから、農業委員会等に関する法律により、市町村長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命することとされております。

任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。

中尾泰彦氏におかれましては、農業団体の役員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の24ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第45号についてご説明申し上げます。

谷口義忠氏におかれましては、農業団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の26ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第46号についてご説明申し上げます。

阪上伸二氏におかれましては、農業団体の役員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の28ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第47号についてご説明申し上げます。

七里英二氏におかれましては、農業団体の役員、農業委員会委員などとしての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の30ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第48号についてご説明申し上げます。

阪中 一氏におかれましては、農業団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の32ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第49号についてご説明申し上げます。

中 伊佐男氏におかれましては、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の34ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第50号についてご説明申し上げます。

鈴木 實氏におかれましては、農業団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の36ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第51号についてご説明申し上げます。

大屋利彦氏におかれましては、農業団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の38ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第52号についてご説明申し上げます。

北川博之氏におかれましては、農業団体の役員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。同氏の略歴につきましては、議案書の40ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第53号についてご説明申し上げます。

甲田正樹氏におかれましては、農業団体の役員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。同氏の略歴につきましては、議案書の42ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第54号についてご説明申し上げます。

根未章博氏におかれましては、農業団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の44ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第55号についてご説明申し上げます。

甲田文夫氏におかれましては、農業団体の役員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。同氏の略歴につきましては、議案書の46ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第56号についてご説明申し上げます。

藤原榮一氏におかれましては、農業団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の48ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第57号についてご説明申し上げます。

川上幸治郎氏におかれましては、農業団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の50ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第58号についてご説明申し上げます。

大屋満喜氏におかれましては、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。同氏の略歴につきましては、議案書の52ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本15件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第58号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第44号から議案第58号までについて、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第58号までを1議案ごとに採決いたします。初めに、議案第44号を採決いたします。

議案第44号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第45号を採決いたします。

議案第45号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第53号を採決いたします。

議案第53号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第29 議案第59号 農業委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、二見副議長の退場を求めます。

(二見裕子君退場)

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第59号 農業委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

現農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で任期満了となりますことから、農業委員会等に関する法律により、市町村長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命することとされております。

任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めらるものでございます。

二見裕子氏におかれましては、熊取町議会議員としての豊富な経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の54ページに記載しているとおりでございます。

また、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定により、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を農業委員として含める必要があるため、農業者でない二見氏について同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第59号 農業委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第59号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり同意することに決定しました。

二見副議長の入場を求めます。

(二見裕子君入場)

議長(矢野正憲君)次に、日程第30 議案第60号 工事請負契約の締結について(町道久保高田線歩道拡幅工事)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事(阪上 章君)それでは、議案第60号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の55ページをご覧ください。

町道久保高田線歩道拡幅工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、町道久保高田線歩道拡幅工事です。

次に、契約の方法は指名競争入札による契約です。

契約の金額は8,234万6,000円です。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町七山東906番地、株式会社西尾組、代表取締役西尾元宏です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和2年4月20日付で指名連絡を11者に行い、令和2年5月21日執行の応札業者10者による開札において最低価格を提示した10者において、落札者をくじ引で決定いたしました。

次に、工事の概要です。

議案書の桃色の分界紙以降の資料6をお開きください。

工事箇所は熊取町小谷南4丁目地内ほか、工事概要は施工延長133メートル、土工1式、擁壁工、1号擁壁26.5メートル、2号擁壁41.5メートル、排水構造物工1式、縁石工1式、カルバート工36メートル、防護柵工124.7メートル、撤去工1式、舗装工202平方メートル、区画線工1式、附帯工1式、以上です。

工期は、議決日より令和3年3月12日までです。

以上で、議案第60号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長(矢野正憲君)次に、日程第31 議案第61号 工事請負契約の締結について(熊取町立東小学校トイレ改修工事)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第61号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の56ページをご覧ください。

熊取町立東小学校トイレ改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、熊取町立東小学校トイレ改修工事です。

次に、契約の方法は指名競争入札による契約です。

契約の金額は8,122万8,400円です。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町小垣内2丁目841番地の4、株式会社阪南工務店、代表取締役植圃清美です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和2年4月20日付の指名連絡を5者に行い、令和2年5月21日執行の応札業者4者による開札において最低価格を提示した3者において、落札者をくじ引で決定いたしました。

次に、工事概要ですが、議案書の桃色の分界紙以降、資料7-1をお開きください。

工事概要はトイレの改修工事で、次のページ、資料7-2の配置図をご覧ください。

左から⑨棟、その下の②棟、③棟、⑤棟及び⑦棟のトイレの改修工事です。

資料7-1にお戻りください。

次に、建築工事、床乾式化及び壁、トイレブース改修等、電気設備工事、照明器具のLED化等、機械設備工事、便器の洋式化及び給排水管の更新等、その他工事、仮設トイレの設置。

工期は、議決日より令和3年1月25日まででございます。

以上で、議案第61号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第32 議案第62号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第62号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書57ページをご覧ください。

熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工事です。

次に、契約の方法は指名競争入札による契約です。

契約の金額は6,271万5,400円です。

契約の相手方は、大阪府堺市北区北長尾町四丁7番3号、大樹建設株式会社、代表取締役島村正次です。

入札の結果についてご報告いたします。

熊取町指名競争入札をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和2年4月20日付で指名連絡を5者に行い、令和2年5月21日執行の応札業者4者による開札において最

低価格を提示した3者において、落札者をくじ引で決定しました。

次に、工事概要です。

議案書の桃色の分界紙以降、資料8-1をお開きください。

工事概要は、防水改修工事1,050平方メートル、外壁改修工事1,229平方メートル、内装改修工事1式、電気設備工事1式、その他工事1式です。

工期は、議決日より令和2年11月25日まででございます。

資料8-2に工事施工箇所の配置図、資料8-3に立面図及び平面図を併せてお示ししております。

以上で、議案第62号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第33 議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

令和2年度の当初予算が骨格予算であったことから、今回の補正予算はいわゆる肉づけ予算となっております。

今回の補正の主な内容でございますが、GIGAスクール構想の実現に向けた端末整備に係る経費、（仮称）公民館・町民会館整備基本計画策定に係る経費、町広報紙のA4判化に係る経費などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,227万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億2,985万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしております。

次に、第2条につきましては債務負担行為の補正、第3条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

次に、4ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、公民館・町民会館整備基本設計等業務委託につきましては、令和2年度から令和3年度までの契約行為を今年度中に実施するため、令和2年度から令和3年度までの期間で限度額を6,830万8,000円と設定するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、河川維持事業につきましては、当初予算に計上しておりました普通河川見出川しゅんせつ工事費に充当するもので、限度額は1,320万円でございます。

その下の2の変更でございますが、老人憩の家耐震補強事業につきましては、老人憩の家耐震補

強工事実施設計に充当するもので、限度額を1,120万円に変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金193万3,000円の増額につきましては、マイナンバーカードの交付事務に従事する会計年度任用職員に係る経費に対する補助金でございます。

その下の目 民生費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金523万3,000円の増額につきましては、地域共生社会推進事業に係る補助金でございます。

その下、目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金405万9,000円の増額につきましては、老人憩の家耐震補強工事実施設計業務に係る交付金でございます。

その下の目 教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金2,551万5,000円及びその下の3,901万5,000円の増額につきましては、それぞれ小学校及び中学校のGIGAスクール構想実現に向けた端末整備に係る補助金でございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 民生費府補助金の新子育て支援交付金44万3,000円の増額につきましては、子育てアプリ導入に係る交付金でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金8,620万円の増額及びその下の目 財政調整基金繰入金5,631万円の増額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

その下の目 くまとりふるさと応援基金繰入金1億5,015万9,000円の増額につきましては、GIGAスクール構想の実現に向けた端末整備に係る経費のうち、国庫補助金以外の部分に充当するものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の学校臨時休業対策費補助金290万8,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症による学校の休校に伴い、給食用食材の発注取消し等により生じる経費を補助することに対して交付される補助金でございます。

次に、款 町債、項 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げた内容となります。続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

まず、款 議会費、項 議会費、目 議会費の議会運営事業、電子計算機器賃借料188万4,000円の増額につきましては議会ペーパーレス化のためのタブレット端末導入経費で、その下のソフトウェア使用料111万7,000円の増額につきましては、ペーパーレス議会システムの経費でございます。

次に、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の人事一般事務経費、電子計算システム開発委託料1,589万5,000円の増額につきましては出退勤システムのシステム構築経費で、その下の機械器具費1,013万1,000円の増額につきましては、出退勤システムのハードウェア整備経費でございます。次に、広報事業の会計年度任用職員報酬212万8,000円の増額及びその下の期末手当24万7,000円の増額及びその下の費用弁償3万8,000円の増額につきましては、町広報紙をタブロイド判からA4判に変更することに伴い、レイアウトやデザインを大幅にリニューアルするため、新たに広報編集のための会計年度任用職員を任用する経費でございます。その下の広報印刷費331万9,000円の増額及びその下の広報紙等配布委託料4万4,000円の増額につきましては、広報紙のサイズが変更になることで印刷費と配布委託料が増額になるものでございます。次に、契約検査一般事務経費の会計年度任用職員報酬142万7,000円の増額及び期末手当26万3,000円の増額につきましては、技術職員を会計年度任用職員として任用する経費でございます。

次に、目 企画費の熊取創生プロジェクトチーム運営事業につきましては、プロジェクトチーム

の活動に伴う経費として有識者への報償金7万円、その下の先進地を視察するための出張旅費14万7,000円、事務用品購入など消耗品費3,000円、その下の出張時における駐車場使用料8,000円、有料道路通行料等1万4,000円を予算計上するものでございます。次に、スマートシティ熊取プロジェクトチーム運営事業につきましては、プロジェクトチームの活動に伴う経費として有識者への補助金7万円、その下の先進地を視察するための出張旅費24万8,000円、事務用品購入など消耗品費3,000円、出張時における駐車場使用料8,000円、有料道路通行料等2万4,000円を予算計上するものでございます。

次に、目 自治振興費の防犯事業、光熱水費5万2,000円の増額及び防犯カメラ借上料123万2,000円の増額につきましては、防犯カメラ42台を新たに設置するための経費でございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料252万2,000円の増額につきましては、国外転出者がマイナンバーカード利用実現のための住民情報システム改修経費でございます。その下、電子計算機器管理運営委託料209万円の増額につきましては、出退勤システム導入に伴いタイムレコーダー用LAN配線の経費でございます。

次に、項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業、会計年度任用職員報酬160万5,000円の増額及びその下の期末手当22万1,000円の増額及び費用弁償7万6,000円の増額につきましては、マイナンバーカード交付事務の増大が見込まれることから、会計年度任用職員を任用するための経費でございます。その下、消耗品費1万1,000円及び通信運搬費2万円及び庁用器具費41万3,000円の増額につきましては、マイナンバーカード申請サポート用のタブレット端末の増設に係る経費でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の地域共生社会推進事業につきましては、包括的な相談支援体制の整備などを行い地域共生社会の実現を目指すものでございまして、会計年度任用職員報酬192万6,000円の増額及びその下の期末手当26万2,000円の増額につきましては、コミュニティソーシャルワーカー1名を増員することに係る経費でございます。その下、費用弁償24万6,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の通勤と出張に係る費用弁償と、普通旅費15万6,000円の増額は職員の出張旅費でございます。その下、消耗品費2万円の増額につきましては、コピー用紙等事務用品の経費でございます。その下、地域づくり推進事業委託料379万2,000円の増額につきましては、地域づくり体制強化のため、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備などの業務を熊取町社会福祉協議会へ委託する予算となっております。その下の庁用器具費25万6,000円の増額につきましては、増員となるコミュニティソーシャルワーカーが使用するノートパソコンや事務機を購入する経費でございます。

次に、目 老人福祉費の老人憩の家維持管理事業、測量・設計・監理等委託料1,217万7,000円の増額につきましては、五月ヶ丘地区ほか8か所の老人憩の家耐震補強工事実施設計に係る経費でございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉費総務費の民間保育所等助成事業、病児保育事業負担金128万7,000円の増額につきましては、病児保育事業の実施に伴い貝塚市に支出する負担金でございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

保育一般事務経費の町立保育所民営化事業者選定委員会委員報酬9万4,000円の増額及び費用弁償1万円及び食糧費2,000円の増額につきましては、町立西保育所の民営化に伴う事業者選定委員会を開催する経費でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の環境一般事務経費、消耗品費208万8,000円の増額につきましては、熊取町エコプロジェクトの取組としましてオリジナルエコバッグを作製する経費でございます。その下、有料道路通行料等6,000円の増額及び物品借上料4万5,000円の増額につきましては、同じく熊取町エコプロジェクトの取組としまして、町主催イベントにお

けるリユース食器借上げに係る経費でございます。次に、母子保健一般事務経費、会計年度任用職員報酬2万6,000円の増額につきましては、令和2年10月からロタワクチンを予防接種法に基づく定期接種として実施することに伴い、会計年度任用職員の勤務日を増やす経費でございます。

次に、目 予防費、子ども等予防接種事業につきましてもロタワクチンの定期接種化に伴う経費でございます。消耗品費1,000円の増額につきましてはチラシ等作成用紙の経費、印刷製本費6万8,000円の増額につきましては予診票などの印刷経費でございます。その下、通信運搬費5,000円の増額につきましては予診票等の送付経費、その下、個別接種等委託料465万8,000円の増額につきましては医療機関への接種委託料でございます。その下、予防接種助成金13万4,000円の増額につきましては、里帰り等により本町の契約医療機関以外で接種した場合の償還払いに係る経費でございます。次に、母子保健事業、消耗品費3,000円の増額につきましては、子育てアプリ周知チラシの用紙代でございます。その下、ソフトウェア使用料44万円の増額につきましては、子育てアプリソフトウェアの使用料でございます。

次に、款 農林水産業費、項 農業費、目 農地費のため池等一般事務経費、印刷製本費6,000円の増額につきましては、源太池の不動産鑑定業務など業務入札関係図書に係る印刷費でございます。その下、不動産鑑定手数料34万5,000円の増額及びその下の測量・設計・監理等委託料157万6,000円の増額につきましても、源太池の不動産鑑定業務及び用地測量業務に係る委託経費でございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費の熊取駅西整備事業、用地購入費8,625万4,000円の増額につきましては、熊取駅西整備事業に係る用地購入費でございます。

次に、項 都市計画費、目 公園費の公園維持管理事業、印刷製本費2,000円の増額につきましては、朝代ちびっこ広場及び（仮称）天神山公園予定地に係る不動産鑑定業務入札関係図書の印刷代でございます。その下の修繕料381万7,000円の増額につきましては、オアシス農園のポンプ修繕経費でございます。その下の不動産鑑定手数料69万7,000円の増額につきましては、朝代ちびっこ広場及び（仮称）天神山公園予定地の不動産鑑定業務に係る経費でございます。次に、野外活動ふれあい広場管理事業、機械器具費47万5,000円の増額につきましては、利用者の夏季暑さ対策としてミストファンを購入する経費でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校運営事業、教師用指導書代34万5,000円の増額につきましては、教科書改訂、学級数増加による指導書などの購入経費でございます。その下、校用器具費30万8,000円の増額につきましては、AED収納ケースを購入する経費でございます。次に、小学校支援教育運営事業、消耗品費8万4,000円の増額及びその下の校用器具費1万7,000円の増額につきましては、東小学校の通級指導教室開設に伴う消耗品やスチールパーティションの経費でございます。次に、小学校教育情報化推進事業、校用器具費7,599万円の増額につきましては、GIGAスクール構想の実現に向けた町立小学校5、6年の生徒及び指導者など1人1台の端末整備に係る経費でございます。

次に、目 学校給食費の小学校給食事業、学校臨時休業対策費補助金272万5,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症による学校休校に伴い、給食用食材の発注取消しなどにより生じた経費に対する補助金でございます。

次に、項 中学校費、目 学校管理費の中学校運営事業、校用器具費23万1,000円の増額につきましては、小学校費でもございましたが、AED収納ケースを購入する経費でございます。次に、中学校維持管理事業、校用器具費77万円の増額につきましては、熊取中学校の支援教室が1教室増えたことに伴い、空調設備を設置する経費でございます。

次に、18ページ、19ページをご覧ください。

中学校教育情報化推進事業の校用器具費1億3,869万9,000円の増額につきましては、GIGAスクール構想の実現に向け、町立3中学校全学年の生徒及び指導者などへの1人1台端末整備及び普

通教室に大型掲示装置を整備する経費でございます。

次に、目 学校給食費の中学校給食事業、学校臨時休業対策費補助金115万3,000円の増額につきましては、小学校費と同じく、学校休校に伴い給食用食材の発注取消しなどにより生じた経費に対する補助金でございます。

次に、項 社会教育費の目 公民館費の公民館・町民会館整備事業、報償金48万9,000円の増額につきましては、(仮称)公民館・町民会館整備検討委員会委員の報償金でございます。その下、消耗品費4,000円の増額につきましては、公民館・町民会館整備に係る住民アンケートを実施するための返信用封筒経費でございます。その下の食糧費5,000円の増額につきましては検討委員会におけるお茶代、印刷製本費8,000円の増額につきましては、住民アンケートの送付用封筒印刷経費でございます。その下、通信運搬費19万3,000円の増額につきましては、アンケートの送付返信に係る経費でございます。

次に、目 文化財保護費の文化財保護事業、指定文化財管理事業補助金238万円の増額につきましては、重要文化財降井家書院のかやぶき屋根等の修繕に対する補助金でございます。

次に、目 図書館費の図書館運営事業、会計年度任用職員報酬186万9,000円の増額及び期末手当35万1,000円の増額及び費用弁償4万4,000円の増額につきましては、欠員が生じている図書館司書を会計年度任用職員として任用する経費でございます。次に、図書館施設管理事業の修繕料24万2,000円の増額につきましては、気中開閉機の修繕及び空調設備の機器部品交換経費でございます。その下、植木剪定等委託料16万4,000円の増額につきましては、児童室西側の植え込みの形状変更及びインターロッキングに影響を与えているケヤキの根の除去経費でございます。

その他、20ページから22ページの補正予算給与費明細書、23ページの債務負担行為調書、24ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたしますようお願いいたします。

以上で、議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君) 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。5番(田中豊一君) 総括的にということなんで、今回、町長選挙後の町長の施策の政策的な経費の計上ということで理解しているんです。先ほども説明があったんですけども、この編成途中も含めて、今後、今年度中にコロナウイルス感染拡大の関係で行事とかイベントがだんだん中止になっている部分もあると思うんです。今回の盛り付け予算の中でそれが計上されなかったというようなものがあれば、代表的なものを幾つか教えていただければありがたいんですけど。

議長(矢野正憲君) 明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) 基本的には、ご指摘の分は今回の6月補正では対応ございません。今後、もし9月、12月補正で、実施しなかった事業の減額補正、その必要性が出てまいりましたら随時対応してまいるという、そんなところでございます。

以上でございます。

議長(矢野正憲君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長(矢野正憲君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

(「12時00分」散会)

6 月熊取町議会定例会（第 4 号）

令和2年6月定例会会議録（第4号）

月 日 令和2年6月24日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原田 哲哉

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書	記	瀬野 裕三
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第60号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）
議案第61号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校トイレ改修工事）
議案第62号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工事）
議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）

追加付議議案

提案理由説明

議案第64号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第6号）

議員提出議案第5号 新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を防ぎ、国民生活を守るための
意見書

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年6月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）なお、本日の会議において重光議員による議会運営委員会の委員長報告等については、自席で行いますのでご承知おきください。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君） それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る6月17日午後1時30分から、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和2年6月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしまして、理事者提出の議案として令和2年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件、議員提出議案として新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を防ぎ、国民生活を守るための意見書の件、以上2件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の1件及び議員提出の1件につきましては、委員会付託を省略し本会議で審議をしていただきます。

このほかに議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、議員提出議案の意見書1件及び議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についての件、以上3件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君） それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第60号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）の件、日程第2 議案第61号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校トイレ改修工事）の件、日程第3 議案第62号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工事）の件、日程第4 議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件、以上4件を一括して議題といたします。

本4件は、6月15日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。浦川総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（浦川佳浩君） それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月15日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、6月19日午前10時から町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第60号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校トイレ改修工事）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工事）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件につきましては、活発な

質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

それでは、議案第60号について、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第61号について、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校トイレ改修工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第62号について、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第62号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場大規模改造工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、共産党議員団を代表いたしまして令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）に対する反対討論を行います。

今回の補正予算には、CSW、コミュニティソーシャルワーカーの1名増員や、老人憩の家の耐震設計に係る費用、小中学校の1人1台の端末導入に係る費用など、住民の暮らし、安全、教育、

その他様々な分野の補正内容が計上されています。

しかしながら、唯一納得のいかない問題点は、西保育所民営化に係る事業者選定委員会の経費が含まれていることでもあります。5月28日の全協で説明がありましたが、当日の議題が多く、質疑が十分とは言えない状況でした。また、当日配付された説明資料に不十分な点もあり、これまでの議会でのやりとりをもって議会の同意を得たとするには全く納得がいきません。また、新型コロナウイルスの感染の第2波、第3波がいつ起きるかもしれないという不安定な状況の下での民営化スケジュールは、絶対に今やるべき課題ではないということをもっと申し上げておきます。

今回の西保育所民営化の問題点を幾つか指摘しておきたいと思います。

まず第1に、なぜ保育所民営化なのか納得のいく説明がされていないということです。

主な理由に経費削減と保育サービス拡充を挙げておられますが、どちらについても説得力のある説明はされていません。経費の問題については、地方交付税に算定されている財源を無視した説明に終始しており、保護者説明会の資料においても公立保育所は民間の4倍もの経費がかかる説明になっています。

総務文教常任委員会での私の請求に基づいて昨日追加資料が配付されましたが、基準財政需要額の影響額を考慮すれば、正職の人員費を含む計算でも財政効果額は約3,000万円、当初の説明の半分になってしまいます。地方交付税を度外視した説明は財政効果額を大きく見せるやり方であり、全く納得できません。

また、保育サービス拡充についても、一時預かり保育や休日保育をさらに拡充するために民営化が必要だという根拠も不明確です。休日保育は、現在2つの保育所が実施していますが、実質的には1つの保育所に集中しており、新たな民営化でこの問題が解消できるのか不透明です。一時預かり保育も休日保育もそれを受ける民間園にとっては、職員配置や財政負担の面で大変厳しい状況に置かれています。民間園に対する財政支援策の拡充とセットで示されてこそ意味のある提案だと言えるでしょう。

また、障がい児保育については、現在町立保育所がその大半を引き受けており、民営化で障がい児保育がより充実するという保障はどこにもありません。経費削減のための民営化という発想では、公立も民間も保育サービスの拡充は望めないのではないのでしょうか。

問題点の第2は、民営化に当たって住民の意見、保護者の意見を聞く姿勢が全く見られないということです。

本来であれば、子ども・子育て会議の中で保育所の在り方についても議論はすべきです。第2期子ども・子育て支援計画が3月に策定されましたが、その策定過程において保育所の在り方を議論した形跡は全くありません。また、保護者説明会が6月19、20日と実施されましたが、これについても決まったことだから民営化しないという選択肢はありませんという内容の説明で、あくまで保護者の不安解消のための説明会、民営化の是非を住民に問う姿勢は全く見られません。

問題点の第3は、公民の連携ということをやっています、公立保育所の役割、位置づけが不明確だということです。

公立保育所が今後どのような役割を果たしていくのか、それを納得のいく形で示していない中では、なし崩し的に民営化が進んでいくと言わざるを得ません。安心できる標準的な保育を提供してきた公立保育所、子育て支援の中核となるべき公立保育所をずるずるなくしていった方がいいのか、不十分な点があるならそれを改善してこそ公民の連携ではないのか、真剣な検討を求めます。

以上、西保育所民営化に係る3つの問題点を指摘しました。民営化スケジュールは一旦中止し、保護者の意見、町民の意見に真剣に耳を傾けることを求め、反対討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件について大阪維新の会熊取として賛成の立場で討論させていただきます。

本年1月に実施されました町長選挙におきまして、藤原町政2期目の政策的な経費を上げられた

この補正予算については、コロナウイルス感染拡大の中いろいろな工夫がされ、町長2期目の政策をいろんな立場から予算化するべく上程されております。

まず、評価するものについて数点挙げさせていただきます。

1番目に、広報A4化に係る広報事業経費、2番目に、防犯カメラ42台の設置する防犯事業経費、3番目に、CSWを雇用し社会福祉協議会と共同で進める事業経費、4番目に、病児保育事業の実施の経費、5番目に、子育てアプリの実施のための母子保健事業の経費、これらの事業については、議会議員との一般質問等のやりとりで政策的に町長のほうで取り上げられて、これらの要望等を実現されたということで非常に評価させていただくものでございます。

また、町長公約の中では、新たな施策として熊取創生プロジェクトチームの運営経費、2番目として、スマートシティ熊取プロジェクトチームの運営経費、3番目として、老人憩いの家の耐震化の設計等の経費、町立西保育所民営化の事業の経費、5番目として、ロタワクチン予防接種事業経費、6番目として、ため池や公園の公共施設の処分を行い歳入を確保する諸経費、7番目として、駅西事業の整備のための用地買収等の経費、8番目として、小中学校のAEDの追加配備の経費、9番目として、小中学校の1人1台の端末設置のための経費、10番目として、町公民館、町民会館の建て替えのための設計諸経費、これら町長2期目のスタートにふさわしい歳出であると考えます。また、これらはいろいろな工夫で財源を国や府、また、その他の経費を歳入として見込む予算編成となっております。

これら进行评估し賛成とさせていただきますが、要望として、西保育所の民営化に関して、保護者や関係者にしっかり寄り添い、十分な丁寧な説明を行って不安をなくする努力を努めていただきたいと思います。

また、これらの中で、担当者が説明をされています町立保育所の在り方であったり、休日保育や時間延長について、民間に任すだけではなく、町立保育所での検討も進めてもらいたいと考えます。

また、2園で行われています休日保育については、1つの保育所に偏っていることもあって、認可保育所ですが、もう一つの保育所についても実施について促していってもらうようお願いしたいと思います。

これら要望等も含め、今回の補正予算について非常に評価をさせていただきますして賛成といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。大林議員。

2番（大林隆昭君）議長のお許しをいただきましたので、創生くまもりを代表しまして令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）について賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正予算では、町立小中学校教育情報化推進事業、いわゆるGIGAスクール構想予算が計上されており、追加議案で上程されている補正予算（第6号）の小学校教育情報化推進事業と合わせると、今年度中に1人1台端末が実現されることとなります。

また、子育てアプリの導入や地域共生社会推進事業、防犯事業として42台の防犯カメラの増設、町立保育所民営化選定委員会費なども含まれ、町民の安心安全、町民生活の向上のための予算が計上されており賛成をするものですが、2点ほど意見を申し述べさせていただきます。

まず第1に、町立保育所民営化事業についてですが、民営化への保護者様の心配に真摯に向き合い、不安解消に努めていただくこと、そして、保育サービスの低下を招くことなく、休日保育の実施、長時間の延長保育、100%の自家給食の実施など、保育サービスの質の向上が実現されるようお願いを申し上げます。

第2に、町立小中学校教育情報化推進事業についてですが、ハード整備の際にもそれを使って授業を行う現場の先生方の意見を必ず取り入れていただけるようお願いいたします。一つの提案としては、各小学校から有志の先生を募り、その中で5名程度のプロジェクトチームを立ち上げてい

いただき、教育委員会と一緒にハードの選定から環境整備まで、現場の声を十分に取り入れて使いやすいシステムをつくっていただけますようお願いを申し上げます。

結びに、これまで今回の補正予算について会派の考えを申し述べてまいりましたが、いずれにしましても、本予算の執行に当たっては町民の皆様にとって効果的なものとなるよう取り組んでいただくをお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）私は、議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）につきまして、熊取公明党を代表いたしまして賛成討論をさせていただきます。

このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ3億9,227万5,000円も追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ201億2,985万2,000円とするものです。

このたび追加する主な事業は、私たち熊取公明党が議会質問や予算要望をしましてまいりました施策、防犯カメラの増設、病児・病後児保育の導入、子育てアプリの導入、小中学校のAED屋外設置、地域共生社会推進事業、そして、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末整備費等が盛り込まれていて、大変に評価するものです。

また、子どもをロタウイルス感染症から守るためにロタワクチンが10月から定期接種化され、それに伴う費用も盛り込まれております。生後6週から2回接種と3回接種の2種類があるようで、保護者の方への丁寧な情報提供と接種案内を望むものであります。また、今、新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛などにより、子どもの他の予防接種についても、受けそびれてしまったり接種を控えたりしている保護者の方もおられるようです。予防接種は不要不急ではないこと、予防接種を遅らせると免疫がつくのが遅れ、かえって重い感染症になるリスクが高まることをしっかりと周知していただくよう、そして、万一受けそびれてしまっても柔軟な対応をしていただくよう要望いたします。

次に、町立西保育所の民営化に向け、選定委員会に係る経費も計上されております。民営化に当たっては、子育てしやすいまちとして多様化する保育ニーズに対応できるように、民間の活力を導入し、町立では実施できていない自園給食や、特色ある保育、スイミングや英語等を実施することに大変に期待するものであります。民営化により国府から補助があり、その分町負担額が削減されますが、その削減分で副食費の無償化など、さらなる保育サービスの充実を切に望むものであります。

また、保育ニーズを把握するために行う保護者アンケートにつきましては、保育サービス拡充を図るために保育全般にわたるニーズ調査、例えば、お昼寝用布団のレンタル化や使用済みおむつのお持ち帰り廃止等の小さなお声についても聞き取れるようなアンケートを検討していただくように要望いたします。

最後に、民営化実施に当たっては十分に引き継ぎ保育を行い、保護者の方が安心して子どもを預けられるように、子どもたちの安心安全な保育環境に努められますよう要望いたします。

以上、賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。文野議員。

7番（文野慎治君）会派熊愛を代表して令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の賛成討論を行います。

本議案は、令和2年度熊取町一般会計の主要業務の事業の遂行を図るためのもので、下記の事業等の予算が計上されています。

1、小中学校の全児童が端末1台を保有へつながる内容、2、公民館、町民会館整備事業の着手、

3、町立西保育所の民営化着手、4、10月からの広報くまとりA4判化の実現、5、マイナンバーカード取得のためのソフトの構築、6、五月ヶ丘ほか8か所の老人憩いの家の耐震設計、7、予防接種スケジュール付きの子育てアプリの運用、8、病児保育事業の開始、9、天神山及び朝代ちびっこ広場の不動産鑑定など、いずれも今後の熊取町行財政運営に不可欠の項目であり、積極的な推進を期待しているところであります。

西保育所の民営化については、公立保育所の運営費の町負担額が軽減化され、その財政効果を活用して子育て支援の拡充を図ることができます。

以上の理由から、令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）に賛成をいたします。

要望として、熊取町では、新型コロナウイルスの感染予防策が明確でなく、保健所任せでしか予防対策が取れていない現状は早期に改善し、熊取町民の安全を図れるよう、新型コロナウイルス感染症の相談窓口の設置やPCR検査の実施体制を早急に整備されること並びに避難所における感染症対策の拡充を強く要望いたします。

以上で賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第63号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第1 議案第64号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第64号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、GIGAスクール構想実現に向けた1人1台の端末整備などに関する予算、新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てるため議会議員報酬、政務活動費などを減額する予算、国から内示をいただいた地方創生臨時交付金に関する予算となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,544万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ202億7,529万5,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金 1 億7,464万4,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として活用するため令和 2 年度国補正予算（第 1 号）で予算化されたもので、交付金の内示により計上したものでございます。

次に、目 教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金230万円の増額につきましては、G I G Aスクールサポーター、I C T支援員の配置に対する補助金でございます。

その下の4,868万7,000円の増額につきましては、町立小学校 1 年生から 4 年生までの生徒に 1 人 1 台の情報端末と町立小学校に遠隔装置を整備することに対する補助金でございます。

その下の 5 万2,000円の増額につきましては、町立中学校に遠隔装置を整備することに対する補助金でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 くまとりふるさと応援基金繰入金8,024万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として既に予算化を行いました経費に対し地方創生臨時交付金を充当したこと及び小学校の情報機器整備に充当した結果として減額予算となったものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

款 議会費、項 議会費、目 議会費の議員報酬等関係事業、議長報酬17万5,000円の減額、副議長報酬16万円の減額、議員報酬180万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てるため減額するものでございます。

次に、行政視察事業、謝礼品費 1 万円の減額、費用弁償80万9,000円の減額、普通旅費10万8,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応するため令和 2 年度の行政視察を取りやめ、感染症対策の財源に充てるため減額するものでございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の財源振替につきましては、障がい福祉サービス利用者などへのマスク配布経費の財源振替となります。事項別明細書の 8 ページの表と補正額の財源内訳というところで、国府支出金の欄がここでは10万8,000円のプラスになっております。これが地方創生臨時交付金となっておりまして、その他の右の欄、こちらが三角の10万8,000円でくまとりふるさと応援基金繰入金となっており、財源が入れ替わっている形となります。

それでは、次に、その下の目 老人福祉費の財源振替につきましては、介護保険サービス利用者などへのマスク配布経費の財源振替となります。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の財源振替は、民間保育所における副食費無償化に係る経費の財源振替となります。

その下の目 児童福祉施設費の財源振替は、児童用マスク購入経費の財源振替となります。

次に、款 衛生費、項 上水道費、目 上水道費の財源振替につきましては、水道料金減額相当額を水道事業会計に繰り出す経費について財源を振り替えるものでございます。

次に、款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の財源振替につきましては、中小企業、個人事業主に対する大阪府との休業補償の経費について財源を振り替えるものでございます。

次に、款 教育費、項 教育総務費、目 教育委員会費の教育情報化推進事業、人材派遣委託料460万円の増額につきましては、I C T支援員の配置に要する経費でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

項 小学校費、目 学校管理費の小学校教育情報化推進事業、校用器具費 1 億4,478万5,000円の増額につきましては、町立小学校 1 年生から 4 年生の生徒 1 人 1 台の情報機器端末整備及び遠隔装置の経費でございます。

10ページの表と補正額の財源内訳の一般財源の列に474万2,000円の記載がございますが、こちらは議会費における減額補正で生じた財源がこの事業で活用されているという形となっております。

次に、目 学校給食費の財源振替でございますが、町立小学校の給食費の無償化経費について財

源を振り替えるものであります。

次に、項 中学校費、目 学校管理費の中学校教育情報化推進事業、校用器具費80万円の増額につきましては、事務局用の端末整備及び遠隔装置の経費でございます。

次に、目 学校給食費の財源振替ですが、小学校費でもございましたが、町立中学校の給食費の無償化経費について財源を振り替えるものであります。

次に、12ページをお開きください。補正予算給与費明細書でございます。

1、特別職の表の下段、比較のところでございます。議員の行のところに今般の補正予算における議員報酬の減額内容を記載してございます。

以上で、議案第64号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきまして原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）失礼します。公立学校のGIGAスクールによるサポーターの件についてなんですけれども、何名を雇って、それからどこへ配置されるか、その辺についてお聞かせいただけますか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）まず、GIGAスクールサポーターの役割というのか、担ってもらおうお仕事ですけれども、今回小中学校合わせて4,000台近いパソコンが入るということで、現在ネットワークの整備に係る入札業務のほうも予定してございます。当然、学校のICTの環境ががらりと変わりますので、いろんな通信の回線のメンテナンスであったりとか、機械、1人1台1台のパソコンの運営、パソコンを実際に使うほう、技術的な部分のサポートということで考えてございます。

国の基準につきましては、4校当たり2人ということで、半年間というふうになっているんですけれども、予算のほうは国の補助額、限度額いっぱいを計上させていただいております。実際的には、各学校に配置じゃなくて事務局のほうに配置をさせていただいて、学校からの、教育内容のほうではなくて、機械のトラブルであったりとか、そういうふうな部分に対しての助言、あるいは、今後いろんな機械のメンテナンス等々進めるに当たっての助言をいただく技術者というふうなイメージで捉えていただけたらいいかなと思っております。

ですので、予算の範囲内で、形としては各小中に1人ずつぐらいでも技術の方を委託料で派遣いただけたらなというふうに考えてございます。ただ、一定のスキルをお持ちの方となると、どうしても単価が上がってきますので、そのあたり等考慮しながら配置のほうは考えたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）私もコンピューターを使うときに、時々変なところを触ってしまって消えてしまったりとか、肝腎なものがどこかに見当たらなくなってしまうとか、本当に心配するのは、楽になるソフトはいろいろと入っているけれども、それを使う技術を先生が習得するためかなりの部分仕事が増えるのではないかとということを私はちょっと心配するんです。

それで、その辺はきちっとサポートしていただけるような方に来ていただけたらというふうに思っていたんですけれども、2人ではちょっと大変かなというふうな感じもしますし、先生も若い方から、私よりは分皆さん年齢は若いんで大丈夫だとは思いますが、やはり慣れていらっしゃる方と、それから精通している方との差というのは、かなり育っていく過程で差があると思っておりますので、その辺もちょっといろいろと考慮いただいて、先生の負担が大きくなるように努めていただけたらというふうに思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ちょっとここは全協のときにもお話しさせていただきましたんですけども、GIGAスクールサポーターという人とICT支援員という、ちょっとややこしいんですけども、2種類の技術者というかサポートスタッフを考えてございまして、今、鯉谷議員おっしゃっていただいた、子どもたちが実際にパソコンを使っている中で、ああ、このアイコンがどこかに行ったところの対応については、当然先生方が授業の中で対応していただかなあかんと。そちらの授業サポートのほうについては、先ほど申し上げましたICT支援員という方、こちらについては、今回の補助金ではなくて、もともと地方財政措置ということで小中学校にパソコン教室とか入っている中で一定の財源の措置がこれまでも行われていて、本町の場合は配置ができていなかったんですけども、そちらのほうで、こちらちょっと各校一人一人というのはなかなか難しいんですけども、国の基準では各校4校に対して1人という基準になっているんですけども、こちらのほうについてはまた別途。

今回、今、補助金を活用して配置するGIGAスクールサポーターといたら、もうちょっと機械の細かいところ、役場でいう情報政策課がいろんな我々が使っている業務用のパソコンのメンテナンスやったりとか、困ったときのサポートをしていただいているんですけども、1人1台パソコンのそういうようなサポートをいただけるというふうな、技術的な支援者というふうな形で捉えていただけたらなと思っております。以上です。

議長（矢野正憲君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）分かりました。先生の過重にならないようくれぐれもよろしく願いしておきます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。二見議員。

9番（二見裕子君）小学校の教育情報化推進事業の件につきまして、このたび追加議案のほうでも議員提出議案といたしまして上げさせていただきました議員報酬7月分50%、また、政務活動費下半期分、行政視察事業につきましても削減をさせていただき、そして、この新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てることとして提案させていただき、早速、追加議案で小学校1年生から4年生までの端末整備というところに入れていただいたことを本当にありがたく思っております。

そこで少しお聞きしたいんですが、全協のほうでも説明がありましたが、パソコンの端末の整備について、どのぐらいの期間で入れていただき、また、整備をしていただけるのかということを少しお聞かせ願います。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）まず冒頭に、議員の皆様方の、GIGAスクール、子どもたちにパソコンをということにいろんな面でご支援いただいたことは、非常にありがたく感謝しております。ありがとうございます。

先ほどの1人1台パソコンの導入につきましては、全協のときにも申し上げましたけれども、今現在ネットワーク整備の工事のほうの入札の作業をしております。まだ契約には至っていないんですけども、こちらの整備予定を1月末としている関係上、1月末の回線整備ができた時点では稼働できるようにということで、1月末の納入ということで予定をしております。以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

パソコン端末整備につきましては、機種につきましては発注すれば用意できるというふうなお話もお聞きしておりますので、ネットワークの整備が1月末までかかるということではありますが、第2波、第3波、新型コロナウイルスがいつ来るか分かりません。特に、冬場は本当にふだんでもインフルエンザ等、感染症がたくさん来る中で、やはりスピードアップしていただいて、一日も早く子どもたちに端末を1人1台渡していただく、そして、学校のほうでしっかりとサポートをしていただいて、GIGAスクール構想に基づく整備が本当にスピードアップされることを議会としても要望させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ありがとうございます。

整備についてはできるだけ早くということで我々も考えてございますので、この予算成立後、全児童生徒分のパソコンの予算が成立しますので、できるだけ早い時期に進めていきたいと思っております。

議員ご心配されている第2波、第3波の分につきましては、こちらはちょっとまた補助のほうで別メニューがございまして、取りあえずネットワークの環境が整っていないご家庭については、早急にネットワーク環境をつなげて、パソコンがなくても今はゲーム機であったりとか、いろんなものがネットワークにつながる環境になってございますので、そのあたりについては財政部局とも相談させていただいて、一定予備費対応のほうもいただいておりますので、取りあえず何かが起こったときに情報が届かないということは最低限避けなあかんかなと思っておりますので、そのあたりはまた別途進めているところがございますので、今、全協も含めて議員皆様方からいただいた部分を真摯に受け止めて、できるだけ早く子どもたちに届くようにということで考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）はい、結構です。

ほかに質疑はありませんか。重光議員。

8番（重光俊則君）2つ質問したいと思います。

8ページに民生費、それから衛生費、商工費の補正額の財源補正で、全て国府支出金がマイナスで計上されているということは、国府の支出金がこの分はなくなったということでもよろしいでしょうか。

議長（矢野正憲君）答弁求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）今回の財源振替の見方なんですけれども、基本的に先ほど申し上げたパターンで、国から頂いた地方創生臨時交付金を配り直したという形にはなりません。

ただ、振り替えている分で、既に予算化された分は、基本的にふるさと応援寄附金を充てていますので、全額それに振り替わったわけではなくて、基本的にはその事業費の大きさに応じて案分しておりますので、全てが国府支出金で賄えているという形ではなくて、幾ばくかふるさとに残った形にはなっております。

そのあたりを比較的分かりやすく見ていただくので言いますと、6ページの歳入の補正額の繰入金のところにくまとりふるさと応援繰入金ということで、今回8,000万円なりの減額が入っているんですけれども、8,000万円は振り替えた分と、あとGIGAでもまだふるさとが要る部分があったので、全部が入れ替わっていないというのはここでも出てくるんですけれども、実際、計のところは4億3,900万円なりという、これだけまだ基金が残っている形となっております。年度当初はくまとりふるさと応援の繰入金というのは数百万円だけでしたので、この状態でも、実際、財源振替した状態でもくまとりふるさと応援繰入金で、予算で形づくっているのが4億3,000万円ぐらいありますので、全部がやっぱり全部賄い切れていない状況ではあります。以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）このふるさと応援基金の繰入金の件は8,000万円補正したということで分かるんですが、8ページの民生費、それから衛生費、商工費、これが全部マイナスになっていますね、国府の支出金。これは当初国府の支出金がある予定で予算化していたはずなんですけれども、これは何でゼロなんですか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）すみません、私の説明が拙くて申し訳ないです。

先ほど民生費の社会福祉費のところ、まず1行目の、目で社会福祉総務費のところ、説明させていただいたんですけれども、国支出金は今回10万8,000円、こちらが地方創生臨時交付金の今回財源としてこの予算に充てる金額となっていて、その他の、ちょうど2つ右の列のところなんですけれども、こちらで三角の108、これも全く同額になっているんですけれども、こちらがふるさと応援

援基金として当初予算化したときに財源として持っていた分になりますので、そちらを入れ替えているという、そういう表の見方になります。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）もう一つ分からないんですけど、例えば民生費で1,459万9,000円、これは国府の支出金ですよ。その他のところでこれを補正して1,459万9,000円を減らしているんです。それで補正額はゼロとなっているんですが、この国府のもともと支出金であったもの、例えば衛生費の2,440万円、これはどこへ消えたというか、全部これを右のほうは、熊取町の負担額は、新たな発生はゼロというのに、補正額はゼロになっていますけれども、もともと国府支出金を当てにして予算をつくっていたんじゃないんですか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）ももとは国府の予算というのがまだ明らかになっていない時期にいろいろコロナ対策はやりましたので、そのタイミングでは財源はもうふるさとしかなかった形ですので、ふるさとでまずは予算を組ませていただいていた。その後、今回歳入で上げさせていただいた分については、内示いただいたので、今回予算のほうに国のお金を計上したので、かつて充てていたふるさとと国の地方創生臨時交付金を、財源としてはちょうど単に入れ替えているだけですので、予算の金額は変わらないと。財源の部分だけが入れ替わったというような形を、整理するとどうしてもこういう表になってしまうんです。以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）はっきり言うと、国府の支出金は減っているんでしょうか、増えているんでしょうか。その辺をちゃんと。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）歳入でもプラスで地方創生交付金1億7,460万円と、これは増えています。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）国府の支出金が。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）増額で補正していますので増えております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）国府の支出金の増額はどこにあるの。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）6ページ、7ページの一番上の行になります。総務費国庫補助金の行になるんですけども、一番右の端に地方創生臨時交付金1億7,400万円、こちらで増額になっています。

議長（矢野正憲君）重光議員、オーケーですか。

8番（重光俊則君）分かりました。じゃ、それでこの国府支出金はなくなっているけれど、総務費、管理費補助金をばらまいて使うんやということで理解していいんですか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）このタイミングで頂いた国の補助金を活用させていただくというような形になります。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）これは何で、国庫支出金は補助金として受け取ったよと、だけれど、これの使用する額が後ろのほうは全くないですよ、民生費とか商工振興費ではそれを一切計上していないということですよ。ゼロにしているんですね、補正額ゼロですから。

議長（矢野正憲君）財源振替。重光議員。

8番（重光俊則君）財源振替ですけども、ももとの国庫補助金は、これをいろいろ民生費とかに使

うんじゃないんですか。これは使わないの。

議長（矢野正憲君）ちょっと休憩しましょうか。やりとりがあれなんで、ちょっと休憩しますので、そこで説明していただいたら。少しだけ勘違いされているだけの話なんで。

ちょっと休憩します。

（「11時02分」から「11時05分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。重光議員。

8番（重光俊則君）今ので各民生費とか衛生費等の国府の支出金は、もともとこれがあったんやけれど、ふるさとお金を取り消したということでこの分は減ったということで、実質はあると読むんですね。それで理解はできました。

もう一つは、これで町の支出は減っているんですが、泉佐野市なんかは新たに交付金を出していますよね。そういう意味の取組が熊取町は全くないのかなと。ただ得したから今回支出を、ふるさと納税を、支出を減らして、そのまま得した感じているのかということですよ。

例えば、新たな新生児に対して保障する、これは誰が考えてもそれは出すやろうと思うんやけれど、何の行動も起こしていない、熊取町は。それは一つと、PCR検査、これは熊取町はどのようにやっていくか、全く誰も分からない。保健所行きなさいというぐらいしか言っていないんですよ。こういう点は、この金が浮いたわけですから、それをどう使うかというのを考えるべきだと思うんですが、その辺はどうなんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）4月27日に臨時議会を開かせていただきました。あちらの分、予備費入れまして3億3,000万円、あれは国からの、この1億7,000万円の交付金を頂く前に、まず熊取町としてふるさとを使ってやっていこうと決意した内容でございます。それで、たまたま国のほうから臨時交付金を頂きまして、その締切りが間近に迫っている、非常にタイトな時間でありましたので、一旦はそちらのお金を充てさせていただきました。

それで、ただ、議員おっしゃるとおり3億円浮いております。最初ふるさとで使おうとした3億円は浮いてございます。それで……

（発言する者あり）

総合政策部長（明松大介君）ああ、ごめんなさい。1億7,000万円浮いてございます。

それで、続けて国の2次補正というのが、また2兆円規模の地方創生の臨時交付金が間もなく下りてくる予定になってございます。それらの合わせた財源というのを今現在検討しているところということで、予定としては7月7日に第2弾の対策というのを臨時議会を招集させていただいてお示しさせていただくという予定にしておりますので、今、重光議員おっしゃられたその内容も含めまして、またそちらのほうで皆様のほうにご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）じゃ、次の臨時議会では熊取町の考え方を発表する予定であったけれど、今日はそれはできていないということですね。分かりました。それは、じゃ、そのときに熊取町がやる、国の金が出たから何もその部分をしないよというのはおかしくて、それを明確に示していただきたいと思えます。以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第64号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

議案第64号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、追加議事日程第2 議員提出議案第5号 新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を防ぎ、国民生活を守るための意見書の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(重光俊則君)自席で失礼いたします。

それでは、議員提出議案第5号 新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を防ぎ、国民生活を守るための意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追-1ページをお開きください。

議員提出議案第5号 新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を防ぎ、国民生活を守るための意見書。

議会議事規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。次のページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を防ぎ、国民生活を守るための意見書。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、国民の生活不安が広がっていると同時に、事業活動を縮小・休止せざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたり甚大な損失をもたらしている。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、国民生活は依然、厳しい状態に置かれている。

また、感染症の拡大・蔓延の長期化により、最前線で対応にあたる現場の医療従事者の疲弊と人手不足、防護関連用具や衛生材料の不足について深刻な状況となっており、第2波、第3波にそなえた支援策の拡充が求められている。

よって、本町議会は国に対し、新型コロナウイルス感染症から国民生活を守るため、下記の事項を強く要望する。

記

1. 6月12日に成立した新型コロナウイルスへの追加対策を盛り込んだ2020年度第2次補正予算について、雇用支援や事業継続、医療・介護体制強化、学習保障に必要な人的体制の強化に向けた支援策や地方創生臨時交付金等、現場へ速やかに届けられるように迅速に実施すること。

2. 給付金等の申請については、手続きの簡素化、相談体制の充実等を図り、さまざまな困難に立ち向かう方々を支えるために、きめ細かな配慮を行うこと。

3. 医療崩壊を防ぐために、保健所の機能強化及び、治療薬やワクチンの開発について財政支援に積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、よろしく審議を賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第5号 新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を防ぎ、国民生活を守るための意見書の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第3 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会、定例会までの間に開かれる臨時会を含む会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和2年6月定例会閉会から令和2年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり令和2年6月定例会閉会から令和2年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り厚くお礼申し上げます。本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

とりわけ新型コロナウイルス感染症に伴う生活支援、経済対策に関するご要望につきましては十分に参考にさせていただきながら、お困りになられている住民の皆様の支援となるようスピード感を持って構築してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

議員の皆様方におかれましては、これからも暑さも日増しに厳しくなる時節柄、また、新型コロ

ナウウイルス感染症の第2波、第3波への再発防止に備え、健康には十分ご留意をいただきながら、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（矢野正憲君） これをもちまして令和2年6月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時19分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年6月24日

熊取町議会

議 長

矢 野 正 憲

議 員

坂 上 巳生男

議 員

田 中 圭 介